

令和5年度第1回高知県子どもの環境づくり推進委員会

高知県子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート

- **全事業（プラン1～プラン13）**

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン1 子どもが豊かな体験をするための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4			R5
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(O-A)	計画(P)
生涯学習課	1	環境学習推進事業	平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。	○資格を取ることが目的であった講習から受講者の実際の活動に即した高知県独自の自然体験活動企画セミナーに変更したことで参加者が増加した。 ・自然体験指導者の養成状況 H25:19人→H26:21人→H27:11人→H28:12人→H29:23人→H30:25人(計:111人)※H30年度事業終了 ○フィールドワークやボランティア体験を通して体験的に地域課題を知り、課題解決に向けたアイデアを出すことができた。 ●大人も子どもも自然体験離れが進んでいるため、体験活動等の講師依頼が少ない。	○自然体験に関わる指導者の育成や、その活動の場の拡大により、より多くの子どもたちに自然体験の機会が提供されている。 ○各地で子どもが主体となった活動が展開され、地域コミュニティの活性化にもつながっている。 ・自然体験活動指導者の育成(H25～H31累計)100人以上※H30年度事業終了	○指導者養成研修の実施(委託)※H30年度事業終了 ○各校への周知や募集チラシの改善を図るとともに、体験活動の教育効果やその重要性について啓発を行う。 ○体験活動を希望する団体等への指導者の派遣 ○市町村訪問・校長会で説明を行い、周知を図る。	○自然体験型学習事業 ・森林環境保全、防災等、校地の豊かな森林をはじめとした自然環境を活用した多様なプログラムの実施 ・学校行事として実施する2泊3日以上自然体験型学習事業実施校:15校 ・概ね高校生以下を対象とした、民間団体等が実施する1泊2日以上自然体験型学習事業実施団体:10団体 ○森林活用指導者育成事業 ・学校林をはじめとした地域の森林等、豊かな自然環境等を活用し、保幼、小中高の児童生徒を対象に体験を中心とした森林環境教育を推進することのできる人材育成研修を行う。 ・目標:学校林などを活用した除間伐作業の補助、動植物の観察、植林、木登りなどの野遊びなどの体験活動を支援できる地域人材を60名以上育成する。 (令和3～7年の5年間) ・令和3年度:5名の修了者	○自然体験型学習事業 ・学校行事として実施する2泊3日以上自然体験型学習事業実施校:3校(実施校) 須崎市(上分小) 番美市(片地小) 構原町(構原小) ・青少年教育団体やNPO等民間団体等が実施する1泊2日以上自然体験型学習事業実施団体:3団体 地域の応援隊 和 地域学校協働本部 社会福祉法人ぶらうらんど うちえがプロジェクト ○森林活用指導者育成事業 年間4回の研修を実施 ・教育的な考え方や視点を取り入れた座学研修 ・チェーンソー、刈り払い機を活用できるようになることにも、安全管理や危機管理の視点を取り入れた技能研修 ・幼稚園や学校等の学校林を活用した現地視察や実習	○自然体験型学習事業 ・今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もまだあり実施数までは至らない状況であった。 ○森林活用指導者育成事業 ・15名の募集に対し、早々に参加申込みが募った。 ・受講者:15名 ・全研修受講者:20名(単発受講含む) ・主な参加者 地域おこし協力隊 県青少年センター 地域学校協働本部 市町村教育委員会 高知大学 等 ・受講者が、各地域で活動できるように各市町村へ受講者の情報提供を行ったり、活躍の場を広げていけるきっかけ作りに努めた。また、昨年度参加できなかった研修に参加し、全て受講したことで認定者となった方もいた。	○自然体験型学習事業 ・森林環境保全、防災等、校地の豊かな森林をはじめとした自然環境を活用した多様なプログラムの実施 ・学校行事として実施する2泊3日以上自然体験型学習事業実施校:15校 ・概ね高校生以下を対象とした、民間団体等が実施する1泊2日以上自然体験型学習事業実施団体:10団体 ○森林活用指導者育成事業 ・学校林をはじめとした地域の森林等、豊かな自然環境等を活用し、保幼、小中高の児童生徒を対象に体験を中心とした森林環境教育を推進することのできる人材育成研修を行う。 ・目標:学校林などを活用した除間伐作業の補助、動植物の観察、植林、木登りなどの野遊びなどの体験活動を支援できる地域人材を60名以上育成する。 (令和3～7年の5年間) ・令和4年度:8名の認定者(令和3・4年度で計13名)
生涯学習課	2	青少年教育施設振興事業	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設としての機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様な体験プログラムを提供する。また、体験活動等を通じて、中1ギャップやいじめ・不登校等の未然防止に向けて取り組む。	○社会の中で生きる力を子どもたちに育むために、青少年教育施設の機能を生かした多様な体験活動の提供を行っているが、少子化の影響等により、施設の利用者数は減少傾向にある。 ○従来の体験活動や仲間づくりに加え、地域の自然や歴史・文化などを生かしてふるさとへの良さを伝える体験活動なども求められる。 ○子どもも大人も参加できる魅力的な体験プログラムを実施し、子どもと大人が共に学び合う機会を増やしていくことが必要である。	○魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用者が増加している。 県立青少年教育施設の青少年(25歳未満)の利用者数 延べ172,000人以上	○自然体験の充実や交通手段の提供など、施設の特性やスタッフのノウハウを生かした活動プログラムを提供することにより、更なる利用促進を図る。 ○リニューアルによる施設機能の充実を有効に活用し、利用者の多様な活動を実現させ、利用促進につなげていく。 ○不登校対策事業の実施 農作物の栽培・収穫や野外炊飯、レクリエーション等の機会を計画的に提供し、不登校や不登校傾向にある子どもたちの自主性、社会性、コミュニケーション力の向上を図り、自立支援につなげる。 ○広報活動の実施 様々な機会を通じて、事業内容や青少年教育施設における体験活動等の有用性をPRし、利用促進を図る。	○主催事業の実施 青少年センター 15事業 幅多青少年の家 13事業 ○中1級づくり合宿事業の実施 青少年センター 11校 (うち4校は学校への出張指導) 幅多青少年の家 12校 ○不登校対策事業の実施 青少年センター 6回 (延べ38人参加) 幅多青少年の家 6回 (延べ62人参加) ○広報活動の実施 施設のパンフレットや主催事業のチラシの配布 ・ホームページへの掲載 ・SNSでの事業紹介 ・地元ケーブルテレビでの事業紹介 ・オンラインによる児童への事業PR ・地元教育委員会への事業説明	○主催事業の実施 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、宿泊から日帰りにするなど、内容を見直しながら実施することができた。 ○中1級づくり合宿事業の実施 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、活動内容を学校と調整しながら、事業を実施することができた。 ○不登校対策事業の実施 新型コロナウイルス感染症による中止もなく、参加者が安心安全に活動ができる「居場所」で主体的に活動する様子が見られた。 ○広報活動の実施 チラシ等の発送、校長会での事業説明、SNS(フェイスブック、Instagram)を活用した情報発信、また地元ケーブルテレビでのPRなど、積極的に広報を行った。	○主催事業の実施 近隣の海・山・川を利用した体験活動や、授業理解を促進する学校支援事業など、魅力的かつコロナ禍においても安心して参加できる事業の充実を図る。 ○中1級づくり合宿事業の実施 施設での集団生活を通じて、教員と生徒の信頼関係を築き、中学生の心構えなどを身につける機会を提供し、不登校の防止につなげる。 ○不登校対策事業の実施 農作物の栽培・収穫や野外炊飯、レクリエーション等の機会を計画的に提供し、不登校や不登校傾向にある子どもたちの自主性、社会性、コミュニケーション力の向上を図り、自立支援につなげる。 ○広報活動の実施 様々な機会を通じて、事業内容や青少年教育施設における体験活動等の有用性をPRし、利用促進を図る。	
保健体育課	3	幼児期の身体活動推進事業 (R1廃止)	神経系の発達が良い幼児期に焦点を当て、運動の基礎となる運動感覚を育てるためのプログラムを普及させることで、動ける身体、動きたくなる身体の育成を図る。	○園への単発での講師派遣(年間1回)では、園の指導者の指導力向上が難しい。 ○保護者への幼児期の運動遊びの啓発が弱い。	○県内の全ての幼稚園・保育園・認定こども園において、幼児期運動指針に基づく運動遊びが周知されている。 (幼保支援課との連携) ○県内全ての市町村(34市町村)において、親子で楽しむ運動遊び事業が実施される。	○幼児期の運動遊びの実践を行う指定園を増やすことで、県内の園において、幼児期運動指針に基づく運動遊びの取組を進める。 ○県内の幼稚園・保育園・こども園の保育士や教諭の中から、幼児期運動指針に基づく運動遊びを指導できる人材育成を進める。				
業務衛生課	4	動物愛護体験事業	動物とのふれあいを通じ命の尊厳や友愛の精神と動物愛護の精神を養うことを目的とする。	○動物愛護教室の募集をしても、希望数が少ないため、毎年、20回程度開催できるよう広報していく。	○動物愛護教室の広報をすることで、動物愛護教室の開催数を増やし、動物の命を尊重する考え方を育んでいくと共に、動物の適正な飼養について理解することにつながる。	○開催数を増やす広報等の実施 ・各小学校の年間スケジュールに組み込んでもらえるよう、前年度末に開催案内を送付する。 ・学校開催が少ない場合は、学童保育等にも開催案内を送付する。	○動物愛護教室の開催 ・17校(634名)	○広報の実施と併せてコロナの影響が緩和され、開催実施校は前年度に比べて9校増えた。 ○動物愛護教室に協力していただく動物愛護推進員の固定化と減少が見込まれる。	○開催数を増やす広報等を継続する。 ・各小学校の年間スケジュールに組み込んでもらえるよう、前年度末に開催案内を送付する。 ○動物愛護推進員への協力依頼を継続する。	
子ども家庭課	5	子育て応援広報紙作成等委託事業(「わいわいくら」夏休み号) (R1廃止)	子どもたちが、県内各地で実施されている体験学習を計画的に選択し参加できるよう、体験学習事業に係る情報を一元的に提供する。	わいわいくら夏休み号はNPO高知市民会議が「高知市内の小学生を対象とした夏休みに開催される県内の体験イベントをまとめた情報紙であるが、情報提供のニーズは高知市外の市町村の子育て家庭にもある。	○情報紙等を通じて、体験学習事業に関する情報がより充実して提供され、行き届いている。	○情報紙「わいわいくら」を作成し、夏休み前に小学校等に配布 ・7月配布 部数 15,500部				
文化国際課	6	友好姉妹都市学生等交流推進事業	高知県と姉妹交流協定を締結している韓国・全羅南道と本県の青少年を相互派遣し、様々な体験活動を行うとともに両県道の交流を推進する。(隔年で受入と派遣を実施)本県と全羅南道の高校生を1年ごとに相互派遣し、現地高校訪問や、ホームステイ等を通じた国際交流を行う。	○次世代を担う若い世代の国際交流の推進	○多様な文化と出会うことによる国際感覚の醸成 ○日本(高知)と韓国(全羅南道)の架け橋となる意識を持つ生徒が増える ○草の根の国際交流の推進 ○両県道の交流のルーツである田内千鶴子氏について理解を深める	○高知県側は実施主体である(公財)高知県国際交流協会、文化国際課に加えて教育委員会と連携し、派遣・受入を行う。 ○派遣・受入を行った学校が、継続して国際交流の推進に取り組む意識を持つよう促す。	3年度に交流を行った和順高校を高知県へ受入予定。受入前にオンラインで再度窪川高校と交流予定。 8月に和順高校と窪川高校の学生によるオンライン交流を実施。 12月17日～23日の期間に和順高校から高校生を5名、引率教諭を1名高知県へ受入。プログラムの中で窪川高校のとのオンライン交流も行った。 和順高校と窪川高校のオフライン交流について、英語ややさしい日本語、韓国語を用い、互いの文化を理解しようとする経験は、学生の国際理解を促すものであったといえる。 田内千鶴子氏についての学習を通して、両県道の交流の歴史を学ぶことができた。 これまでは1つの学校に単発で派遣もしくは受入を行って来っていたが、両方を経験してもらったほうが、より姉妹交流について理解してもらえないかという課題を感じた。	R4の課題を受け、受入を行った窪川高校の学生を全羅南道へ派遣、和順高校と交流し、韓国側の文化の体験や田内千鶴子氏のゆかりの地を実際に訪れてもらう予定。		

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン1 子どもが豊かな体験をするための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4		R5	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(O-A)	計画(P)
自然共生課	7	環境活動支援センター事業	環境学習の講師の紹介、派遣、育成、環境学習プログラムの作成及び活動団体の交流会の開催により、子どもたちの環境学習や環境活動を支援する。また、地域イベントへの出展やホームページ運営等による情報発信を行う。	○学校における学習指導要領や年間の行事スケジュール等との調整	○環境学習の受講者数 1,800人/年 ○生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数 50人(累計)	○空白地帯(未実施市町村、未実施校)の解消 ○推進リーダー育成研修の充実	○環境学習講師の紹介、派遣(受講者数 2,500人以上) ○生物多様性リーダー育成講座の開催(2回、受講者数20人以上) ○環境学習プログラムを活用した環境学習の推進 ○こどもエコクラブ交流会の開催 ○地域イベントへの出展 ○ホームページ、メールマガジン、Facebookによる情報発信	○環境学習講師の派遣依頼について、学校、市町村に偏りがある。 ○生物多様性リーダー講座について、観光に携わる人からのニーズが高まっている。	○環境学習講師の紹介、派遣(受講者数 2,500人以上) ○生物多様性リーダー育成講座の開催(2回、受講者数20人以上) ○環境学習プログラムを活用した環境学習の推進 ○こどもエコクラブ交流会の開催 ○地域イベントへの出展 ○ホームページ、メールマガジン、Facebookによる情報発信	
自然共生課	8	牧野植物園管理運営費(企画広報事業)	植物を通じた学習や体験活動ができるイベントを広く周知するために、県内向けテレビ・ラジオCMの放送や、チラシ・ポスターの製作を行う。	子どもを含めた入園者数が伸び悩んでいる。また、子どもを対象とした学習プログラムは好評であるが、実施するための場所や体制が十分でなく、また学校側の希望時期が重なることもあり、必ずしも希望に添えていない。	児童生徒の利用の増	平成30年度に子ども等を対象とした学習プログラムを実施するための園地を整備するとともに、プログラムの充実をはかり、年間を通して学校に利用していただける体制を整えたうえで、効果的な広報を実施する。	○各種イベントチラシ 小・中・高等学校に定期的に送付する(340校に対し4回) ○体重15kgまでのお子様を対象にした「オオオニバスにのろう」のチラシを県内幼・保育園に配布するなど、対象や興味をしばり、お子様の目に直接触れる広報を実施 ○学習プログラム実施のためのふむふむ広場利用を広報し、学校の校外学習利用につなげる	○各イベントが子どもにも好評を博し、子どもの入園者数は徐々に伸びている。 R3 18,981人 → R4 25,685人 ○子どもたちをターゲットとして園地を拡張したことにより、より積極的に校外学習に利用してもらえる状況となった。 ○新園地での学習プログラムを各学校と連携して作成、広報し、学習利用の児童生徒数をさらに伸ばす必要がある	○植物教室 ふむふむ子ども教室、ふれあい植物観察会、子ども自然体験教室等を実施した ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスにのろう」を実施した ○学習プログラム ふむふむ広場及び展示館シアターを活用した学習プログラムを実施した	○植物教室 ふむふむ子ども教室、ふれあい植物観察会、くらしの植物教室等 ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスにのろう」「植物スタンプラリー」 ○学習プログラム ふむふむ広場及び展示館シアターを活用した植物園の学校利用の促進
生涯学習課	9	新・放課後子ども総合プラン推進事業(H30 放課後子ども総合プラン推進事業)	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子供教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学びを身につける風土ができていく。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。 ・放課後子ども教室の設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	(1)運営等補助(うち高知市) 子ども教室142(41)カ所 児童クラブ189(94)カ所 (2)児童クラブ施設整備への助成 2市2箇所 (3)放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 10回 ・全市町村訪問 8~10月 ・取組状況調査 8~9月	(1)運営等補助(うち高知市) 子ども教室142(41)カ所 児童クラブ186(90)カ所 (2)児童クラブ施設整備への助成 2市2箇所 (3)放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 ・前講座実施回数 119件 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修(全4日)10~12月 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日)9月 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 9回(防災、発達障害理解、実践発表)7~1月 ・全市町村訪問 8~9月 ・取組状況調査 7~8月	○全小学校区の97.3%に児童クラブ又は子ども教室が設置されており、学習支援の実施率はR3:99.1%からR4:97.2%と減少したが高い割合で推移している。 ・待機児童及び児童の定員等、国の施設基準を満たしていない児童クラブの解消に向け、新たな児童クラブの整備と従事する職員の確保が必要である。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識・技能の向上などが求められる。	(1)運営等補助(うち高知市) 子ども教室144(41)カ所 児童クラブ186(90)カ所 (2)児童クラブ施設整備への助成5箇所 (3)放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 10回 ・全市町村訪問 8~10月 ・取組状況調査 8~9月
生涯学習課	10	環境学習推進事業 ※再掲(1番)	平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。	○資格を取ることが目的であった講習から受講者の実際の活動に即した高知県独自の自然体験活動企画セミナーに変更したことで参加者が増加した。 ・自然体験指導者の養成状況 H25:19人→H26:21人→H27:11人→H28:12人→H29:23人→H30:25人(計:111人)※H30年度事業終了 ○フィールドワークやボランティア体験を通して体験的に地域課題を知り、課題解決に向けたアイデアを出すことができた。 ●大人も子どもも自然体験離れが進んでいるため、体験活動等の講師依頼が少ない。	○自然体験に関わる指導者の育成や、その活動の場の拡大により、より多くの子どもたちに自然体験の機会が提供されている。 ◇各地で子どもが主体となった活動が展開され、地域コミュニティの活性化にもつながっている。 ・自然体験活動指導者の育成 (H25~H31累計)100人以上※H30年度事業終了	○指導者養成研修の実施(委託)※H30年度事業終了 ◇各校への周知や募集チラシの改善を図るとともに、体験活動の教育効果やその重要性について啓発を行う。 ○体験活動を希望する団体等への指導者の派遣 ○市町村訪問・校長会での説明を行い、周知を図る。	○自然体験型学習事業 森林環境保全、防災等、校地の豊かな森林をはじめとした自然環境を活用した多様なプログラムの実施 ・学校行事として実施する2泊3日以上自然体験型学習事業実施校:15校 ・概ね高校生以下を対象とした、民間団体等が実施する1泊2日以上自然体験型学習事業実施団体:10団体 ○森林活用指導者育成事業 ・学校林をはじめとした地域の森林等、豊かな自然環境等を活用し、保幼、小中高の児童生徒を対象に体験を中心とした森林環境教育を推進することのできる人材育成研修を行う。 ・目標:学校林などを活用した除間伐作業の補助、動植物の観察、植林、木登りなどの野遊びなどの体験活動を支援できる地域人材を60名以上育成する。 (令和3~7年の5年間) ・令和3年度:5名の修了者	○自然体験型学習事業 ・学校行事として実施する2泊3日以上自然体験型学習事業実施校:3校(実施校) 須崎市(上分小) 香美市(片地小) 構原町(構原小) ・青少年教育団体やNPO等民間団体等が実施する1泊2日以上自然体験型学習事業実施団体:3団体(実施団体) 地域の応援隊 和 社会福祉法人ぶらうらんど こうちえがおプロジェクト ○森林活用指導者育成事業 年間4回の研修を実施 ・教育的な考え方や視点を取り入れた座学研修 ・チェンソー、刈り払い機を活用できるようになることと、安全管理や危機管理の視点を取り入れた技能研修 ・幼稚園や学校等の学校林を活用した現地視察や実習	○自然体験型学習事業 ・今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もまだあり実施数までは至らない状況であった。 ○森林活用指導者育成事業 ・15名の募集に対し、早々に参加申込みが募った。 ・受講者:15名 ・全研修受講者:20名(単発受講含む) ・主な参加者 地域おこし協力隊 県青少年センター 地域学校協働本部 市町村教育委員会 高知大学 等 ・受講者が、各地域で活動できるように各市町村へ受講者の情報提供を行ったり、活躍の場を広げていけるきっかけ作りに努めた。また、昨年度参加できなかった研修に参加し、全て受講したことと認定者となった方もいた。	○自然体験型学習事業 森林環境保全、防災等、校地の豊かな森林をはじめとした自然環境を活用した多様なプログラムの実施 ・学校行事として実施する2泊3日以上自然体験型学習事業実施校:15校 ・概ね高校生以下を対象とした、民間団体等が実施する1泊2日以上自然体験型学習事業実施団体:10団体 ○森林活用指導者育成事業 ・学校林をはじめとした地域の森林等、豊かな自然環境等を活用し、保幼、小中高の児童生徒を対象に体験を中心とした森林環境教育を推進することのできる人材育成研修を行う。 ・目標:学校林などを活用した除間伐作業の補助、動植物の観察、植林、木登りなどの野遊びなどの体験活動を支援できる地域人材を60名以上育成する。 (令和3~7年の5年間) ・令和4年度:8名の認定者(令和3・4年度で計13名)
生涯学習課	11	長期宿泊体験活動推進事業 (R1廃止)	県内における長期集団宿泊活動のモデルを構築し、小学校等を主体とした3泊4日以上宿泊体験活動を支援するとともに、これを受け入れる青少年教育施設の教育プログラムを確立する。	●3泊4日以上長期宿泊体験活動を行っている小学校等がほとんどない。 ●青少年教育施設に学校の様々なニーズに応えられるプログラムが不足している。	○長期宿泊体験活動を通じて、子どもたちの豊かな心の育成と確かな学力の基盤形成が図られている。 ○3泊4日以上長期宿泊体験活動の教育効果に対する実施校の肯定的評価の割合:100% ○長期宿泊体験活動を実施する小学校等:30校以上	○活動のモデルプログラムの活用により事業効果高めるとともに、本事業の有効な活用方法を学校や市町村訪問等により周知し、実施校の拡大を図る。				

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン1 子どもが豊かな体験をするための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4			R5
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(O・A)	計画(P)
生涯学習課	12	青少年教育施設振興事業 ※再掲(2番)	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設としての機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様な魅力的な体験プログラムを提供する。 また、体験活動等を通じて、中1ギャップやいじめ・不登校等の未然防止に向けて取り組む。	○社会の中で生きる力を子どもたちに育むために、青少年教育施設の機能を生かした多様な体験活動の提供を行っているが、少子化の影響等により、施設の利用者数は減少傾向にある。 ○従来の体験活動や仲間づくりに加え、地域の自然や歴史・文化などを生かしてふるさとの良さを伝える体験活動なども求められる。 ○子どもも大人も参加できる魅力的な体験プログラムを実施し、子どもと大人が共に学び合う機会を増やしていく必要がある。	○魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用者が増加している。 県立青少年教育施設の青少年(25歳未満)の利用者数 延べ172,000人以上	○自然体験の充実や交通手段の提供など、施設の特性やスタッフのノウハウを生かした活動プログラムを提供することにより、更なる利用促進を図る。 ○リニューアルによる施設機能の充実を有効に活用し、利用者の多様な活動を実現させ、利用促進につなげていく。	○主催事業の実施 近隣の海・山・川を利用した体験活動や、授業理解を促進する学校支援事業など、魅力的かつコロナ禍においても安心して参加できる事業の充実を図る。 ○中1学級づくり合宿事業の実施 施設での集団生活を通じて、教員と生徒の信頼関係を築き、中学生活の心構えなどを身につける機会を提供し、不登校の防止につなげる。 ○不登校対策事業の実施 農作物の栽培・収穫や野外炊飯、レクリエーション等の機会を計画的に提供し、不登校や不登校傾向にある子どもたちの自主性、社会性、コミュニケーション力の向上を図り、自立支援につなげる。 ○広報活動の実施 様々な機会を通じて、事業内容や青少年教育施設における体験活動等の有用性をPRし、利用促進を図る。	○主催事業の実施 青少年センター 15事業 幅多青少年の家 13事業 ○中1学級づくり合宿事業の実施 青少年センター 11校 (うち4校は学校への出張指導) 幅多青少年の家 12校 ○不登校対策事業の実施 青少年センター 6回 (延べ38人参加) 幅多青少年の家 6回 (延べ62人参加) ○広報活動の実施 施設のパフレットや主催事業のチラシの配布 ・ホームページへの掲載 ・SNSでの事業紹介 ・地元ケーブルテレビでの事業紹介 ・オンラインによる児童への事業PR ・地元教育委員会への事業説明	○主催事業の実施 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、宿泊から日帰りにするなど、内容を見直しながら実施することができた。 ○中1学級づくり合宿事業の実施 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、活動内容を学校と調整しながら、事業を実施することができた。 ○不登校対策事業の実施 新型コロナウイルス感染症による中止もなく、参加者が安心安全に活動ができる「居場所」で主体的に活動する様子が見られた。 ○広報活動の実施 チラシ等の発送、校長会での事業説明、SNS(フェイスブック、インスタグラム)を活用した情報発信、また地元ケーブルテレビでのPRなど、積極的に広報を行った。	○主催事業の実施 近隣の海・山・川を利用した体験活動や、授業理解を促進する学校支援事業など、魅力的かつコロナ5類移行後においても安心して参加できる事業の充実を図る。 ○中1学級づくり合宿事業の実施 施設での集団生活を通じて、教員と生徒の信頼関係を築き、中学生活の心構えなどを身につける機会を提供し、不登校の防止につなげる。 ○不登校対策事業の実施 農作物の栽培・収穫や野外炊飯、レクリエーション等の機会を計画的に提供し、不登校や不登校傾向にある子どもたちの自主性、社会性、コミュニケーション力の向上を図り、自立支援につなげる。 ○広報活動の実施 様々な機会を通じて、事業内容や青少年教育施設における体験活動等の有用性をPRし、利用促進を図る。
政策企画課	13	薩長土肥連携青少年交流事業	薩長土肥4県の高校生が幕末維新期の偉人やその志などを学び、相互に交流することにより、自らの郷土への愛着と誇りを育むとともに、物事を多角的にとらえることのできる広い視野と高い志を持って地域や日本をリードする人材を育成する。 年1回、鹿児島県、山口県、高知県、佐賀県が持ち回りで宿泊研修を行う。 今年度(R5年度)は高知県で開催。	○本県開催に向けた準備を着実に進める。 ○事業の認知度が低く、参加者獲得が難しいため、広報を積極的に行う必要がある。	○青少年交流事業を通して薩長土肥4県の連携が着実に進み、他の事業における連携も図られている。 ○事業の実施が、参加した高校生にとって将来のビジョンを考える一つのきっかけとなっている。	○薩長土肥4県において、連絡、調整を密に行いながら、取り組みを着実に進める。 ○事業の広報を積極的にを行い、認知度の向上につなげる。 ○参加した高校生の感想や意見を取り入れながら、より内容の濃いものにしていく。				R5.10.7～10.9 高知県内で青少年交流事業を開催予定

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4		R5	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
歴史文化財課	14	県立坂本龍馬記念館(教育普及事業)	小中学校を対象に記念館職員等による坂本龍馬を通じた歴史学習・地域学習・総合学習の出前授業を実施する。	○出前授業の認知度がまだ低い。 ○子どもたちの興味をひき、かつ参加しやすい内容の検討。	○年間20校程度 ○参加者30名程度	○県内市町村の教育委員会に出向き、出前講座についての説明を行い、認知度をあげるよう努める ○8月上旬までに内容を確定させ、夏休み前には広報を行う。(8月上旬実施)	○夏休み・とさつ子幕末ツアー ○夏休み・りょうま工作教室 ○出前授業 ○職場体験学習受入(希望校があれば実施)	○出前授業 実施箇所:延10箇所(児童クラブ含) 参加者:585人(教員・保護者等含む) ○夏休み・とさつ子幕末ツアー 開催中止(コロナ感染拡大のため) ○夏休み子ども教室 6回開催、44名	○出前授業 ・小中学校等と児童クラブも対象として活動の場を広げ、坂本龍馬を通じた歴史学習・地域学習の充実を図った。 ・今年は初めて、県外2校(東京都品川区)での出前授業、県内の出前授業実施校によるアフター出前教室1校(館に招待)を行い活動の拡大を行った。 ○夏休み・とさつ子幕末ツアー ・コロナ感染状況を考慮し開催を見送った。 ○夏休み子ども教室 ・工作を楽しみながら坂本龍馬や幕末の生活について知識を広めることができるよう取り組みを行った。 ・コロナ等により募集しても少人数しか集まらない回があった。	○出前授業 ○夏休み・りょうま工作教室
文化国際課	15	県立文学館(教育普及事業)	朗読を通して文学に親しむ子どもたちを育てるため、小中学生を対象に朗読コンクールを実施する。カルチャーサポーターによる子どもたちが興味を持つお話しや、土佐民話の紙芝居、絵本の読み聞かせを行う。	○次代を担う子どもたちに喜びと感動を与え、創造性豊かな心を育てることができるよう、児童生徒文学作品朗読コンクール等を実施している。	○次代を担う子どもたちに喜びと感動を与え、創造性豊かな心を育てよう、機械の充実を図る	○小中学生を対象にした朗読コンクールや絵本の読み聞かせを実施することにより、文化や文学に親しむ子どもたちを育てる。	○児童生徒文学作品朗読コンクール ○おはなしキャラバン(館内・出張)	○児童生徒文学作品朗読コンクール 参加者254人 ○おはなしキャラバン(出張) 26回(出張26回) 参加者 1,649人	朗読コンクール・おはなしキャラバンともに、感染防止対策を充分講じた上で事業を展開した。お話しキャラバンに関しては、土佐民話の紙芝居や絵本の読み聞かせなどを通して楽しい充実した時間をカルチャーサポーターとともに提供した。なお、朗読コンクールに関しては、開催に当たり、一般来場者を入れない等、参加人数を制限して事業に取り組んだ。R5年度は、より多くの方に参加いただけるよう、広報等を工夫していく。	○児童生徒文学作品朗読コンクール ○おはなしキャラバン
歴史文化財課	16	県立高知城歴史博物館(教育普及事業)	子ども達へ歴史・文化を体験する場を提供し、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向ける機会を作る。また、学校の授業に協力し、出張授業や見学受け入れを行う。	○子どもたちが楽しみながら歴史に親しめるよう、子ども向け体験型講座等を実施している。	○子どもたちが、日本と土佐の歴史・文化にふれる機会と内容の充実を図る。	○子供向け体験講座の開催等により、子どもたちに歴史・文化を体験する場を提供するとともに、展示方法に工夫を加えることで、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向ける機会を充実させる。また、学校の授業に協力し、出前授業や見学の受け入れ等を行う。	○子供向け体験型講座 ○わくわくたんけんシリーズ ○夏休み工作教室 ○みるきくさわるシリーズ ○学校見学の受け入れ ○学校出前授業 ○フィールドワーク学習への協力 ○職場体験学習の受入 ○スクール・ミュージアム・バス事業	○わくわく探検!高知城 8/6 10人 ○夏休み工作教室 絵巻物作り 7/24 12人 ○夏休み自由研究応援企画 7/31・8/7 15人 ○みるきくさわる 博物館ツアー 5/5 11人 城下町歴史探検 11/3 5人 ○学校見学の受入 118校 4,002人 ○学校への出前授業 1校 25人 ○フィールドワーク学習への協力 高知城内 2校 41人 城下町案内 1校 33人 ○職場体験学習の受入 中学校 1校 2人 高等学校 1校 1人 ○博物館実習生の受入、大学院生 1人 ○スクール・ミュージアム・バス事業(バス費用補助事業) 7校(小学校6校、高等学校1校)	○生涯学習の分野では、子どもたちの主体的・積極的な催事への参加を促すため、クイズ形式や対話型の進行を取り入れるなど、実施方法に工夫を凝らした。子どもたちからの発問も度々あり、楽しみながら学ぶことの大切さを再確認できた。今後も、子どもたちがより主体的に催事に参加し、興味関心を深められるような内容や方法を検討して行きたい。 ○学校団体の受け入れでは、県内・県外から多くの学校が来館してくれている。引き続き、多くの学校に来館していただけるよう来館時の学習内容や体験プログラムの内容をより充実させて行きたい。 ○学校教育との連携・協力においては、博物館を活用することで、児童生徒の興味・関心の幅が広がるような、来館利用・出前授業・博物館資料の活用などの循環的な関係作りを目指して取り組んでいきたい。	○子供向け体験型講座 ○わくわくたんけんシリーズ ○夏休み工作教室 ○みるきくさわるシリーズ ○学校見学の受け入れ ○学校出前授業 ○フィールドワーク学習への協力 ○職場体験学習の受入 ○スクール・ミュージアム・バス事業
歴史文化財課	17	県立歴史民俗資料館(教育普及(学校教育)事業)	小学校への歴史に関する出張派遣授業の実施、中学生の職場体験学習の受入れ、来館して展示見学やビデオ学習等を行う学校に対してバス借上げ料を負担する。	○子どもたちの歴史や文化に触れる機会を充実させるよう、ワクワクワーク(子ども歴史教室)等を実施している。	○子どもたちが、歴史や文化に触れる機会を充実させる。	○小学校への歴史に関する出張派遣授業の実施や中学生の職場体験学習の受入れ、来館による展示見学・ビデオ学習等を行う学校に対するバス借上げ料の費用負担。	○職場体験の受入 ○ワクワクワーク ○派遣授業 ○体験学習 ○学校教育活動支援事業 ○授業応援教材の開発 ○調査・調べ学習への支援	○職場体験の受入(受け入れなし) ○博物館実習の受入(3校、3人) ○ワクワクワーク(歴史学習を含む講座3回:5/29、8/12、8/27、31人) ○派遣授業(1校:山田高等学校) ○体験学習(17校、687人) 解説(14校、425人)、ビデオ視聴(6校、438人) 自由見学(15校、559人) ○学校教育活動支援事業(6校) ○授業応援教材の開発(なし) ○調査・調べ学習への支援(なし)	○コロナの影響を若干受けたことで、職場体験や出張授業については要請が減少している。体験学習などを通じて、子どもたちに歴史や文化に触れる機会を提供することで、社会的・職業的自立に向けての基盤となる資質・能力の育成につながるよう引き続き受入体制の充実を図っていく。 ○学校に出向き先生方のニーズを把握し、学校団体の誘致に努める。	○職場体験の受入 ○博物館実習の受入 ○ワクワクワーク ○派遣授業 ○体験学習 ○解説、ビデオ視聴 自由見学 ○学校教育活動支援事業 ○授業応援教材の開発 ○調査・調べ学習への支援
文化国際課	18	県立美術館(教育普及事業)	美術館職員が学校に出向き、授業目的に応じた美術講座を実施するとともに、遠隔地の学校の児童、生徒に対して、美術作品を学校の体育館等に1日展示紹介することで、本物の作品に触れる機会を提供する。	○平成25年度から平成29年度までの5年間で、87回(3,868人)の出前講座を開催している。	○年間20件以上の出前講座の開催	○現在行っている出前講座を継続して行っていく。	○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 ②出前クラシック教室 ③出前演劇教室 ④ミュージアムバスツアー ⑤学校見学の受入 ○高知サマープロジェクト	○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座:10件 ②出前クラシック教室:6件 ③出前演劇教室:2件 ④ミュージアムバスツアー:7回、6校、335人 ⑤学校見学の受入:12回、12校、408人 ○高知サマープロジェクト 「しりあがり寿さんが高知県美にやってくる!」:6,383人	○新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年度は、出前事業を実施できなかったが、今年度は、実施することができた。 ○高知サマープロジェクトとして、「しりあがり寿さんが高知県美にやってくる!」を実施し、多くの参加者を得ることができた。 ○スクールプログラムの利用がない学校・地域もあり、県内小中学校等への更なる広報の強化や、学校等来館時の受入体制の整備(スタッフ、鑑賞ツール、コロナ禍でのあり方 等)が課題として挙げられる。	○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 ②出前クラシック教室 ③出前演劇教室 ④ミュージアムバスツアー ⑤学校見学の受入 ○高知サマープロジェクト 「ひびのこづえのワードローブ展」
スポーツ課	19	「わいわいチャレンジ!」(スポーツ体験事業) (R1廃止)	県下小学生を対象にオリンピック種目からニュースポーツまで、日頃経験できないスポーツ体験活動を通して、種目の特性を知ったり、生涯にわたってスポーツに親しむための基盤作りとなるようにする。また、ジュニア選手として必要な知識やトレーニングについて、実践を通して学べる場とする。	○一定認知度も上がり、参加人数も確保できるようになっている。 ○内容を精査し、経験したスポーツを継続して続ける環境を作ることが今後の課題。	○いろいろなスポーツを体験することにより、スポーツの楽しさを知り、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を持てるようになる。 ○目標年間参加者数 のべ250人以上	○年間10回のスポーツ体験事業を設定。学校体育で経験しないようなスポーツを中心にスポーツに子どもたちがふれあう場を設定する。 ○経験したスポーツを続けていける環境を作る。また、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を作る。				

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4		R5	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
生涯学習課	20	ふるさと教育推進事業	郷土の偉人や歴史等の学習や体験活動を通して、ふるさとへの理解を深め郷土愛を育むために、専門性や広域性を生かして活動する団体を支援し、ふるさと教育を推進する。	○本来、社会教育で公民館等が担うべき郷土学習が十分にされていない。または、対象が一部の大人に留まっている。 ○ふるさと教育を更に推進するため、小学生が郷土の偉人の生き方や志について公民館を学びの拠点としてフィールドワーク等を通して学ぶ機会を増やす。 ○活動全般において子ども達の積極的な参加を促す。	○子ども達の郷土の歴史、偉人の志に対する興味・関心、知識が向上している。 ○子ども達がおもてなしの精神を学ぶことで他者を思いやる心を身につけている。	○フィールドワーク等、体験を通して郷土の歴史や文化に触れさせることで、子ども達の知的好奇心を喚起させ、意欲的に郷土学習に取り組むように促すことで、教育大綱に掲げられた基本理念「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材の育成の実現を目指す」。 ○お遍路さんへの接待を毎年度行い、おもてなしを通して子ども達の道徳性の涵養(自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神等)に繋げる。	○ふるさと教育推進事業費補助<土佐史談会> ・出前講座等の実施 ・高知県連合婦人会> 子どもによるお遍路さんの接待等	○ふるさと教育推進事業費補助<土佐史談会> ・出前講座等の実施 ・高知県連合婦人会> 子どもによるお遍路さんの接待では、婦人会の呼びかけて、地域、学校、集会所、公民館などで「おもてなし」の準備にあたり、お遍路さんにお渡しするものを作成した。高知県の文化・相手を思う心(おもてなしの心)を婦人会・地域・子どもたちで協働してPRし、ふるさとの良さを感じさせることができた。	○ふるさと教育推進事業費補助<土佐史談会> ・出前講座等の実施 ・高知県連合婦人会> 子どもによるお遍路さんの接待等	
生涯学習課	21	地域学校協働活動推進事業(H30 学校支援地域本部等事業)	学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進する。	○全市町村で学校支援地域本部の取組が行われている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小:114校、中:73校、義務教育学校2校 ・未実施校へのアプローチを強化し、設置拡大の取組を更に進めていく必要がある。 ・市町村や学校によって地域と連携した学校支援活動の内容に差がある。 ・学校と地域とがパートナーとして子どもたちを見守り育てる「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを県内各地へ展開させていく必要がある。 ・地域コーディネーター人材の確保や育成に課題がある。	○学校や地域の実情に応じて、地域の方が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 ○各地域学校協働本部において、充実した様々な活動が活発に実施されている。 ・地域学校協働本部が設置された学校数 小学校:150校以上 中学校:80校以上 ・地域学校協働本部における学習支援、登下校安全指導、環境整備等の学校支援活動回数 15,000回以上 ・民生・児童委員が活動に参画している地域学校協働本部の割合 100%	○市町村への財政支援を継続するとともに、地域学校協働本部の未設置校、設置校、高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)それぞれに対し、働きかけと支援を行い、設置促進と活動内容の充実及び学校支援から連携・協働へ向けて、取組の深化を図っていく。 ○活動に携わる地域コーディネーターや支援者等の確保、育成につなげる研修の場を提供していく。	(1)運営等補助 34市町村209本部286校(うち、県立校9本部9校、高知市48本部48校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 3回 ・地域コーディネーター研修会 6回 ・取組状況調査(9月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施校事業状況調査票による現状確認の取組(4月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(6回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月)	(1)運営等補助 34市町村208本部286校(うち、県立校9本部9校、高知市48本部48校) ※補助対象は高知市除く (2)市町村等訪問 適宜 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 中・西・東部×各1回開催(10～2月) ・地域コーディネーター研修会 中・西・東部×各1回開催(10月) ・取組状況調査(9月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施校事業状況調査票による現状確認の取組(4月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(6回) ・市町村・学校等への個別訪問活動(年間475回) ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画作成の支援(11～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画更新(2月)	○地域学校協働本部の設置は順調に進んでおり、コロナ禍でも工夫しながら協働活動を計画的に実施する学校が見られた。また、民生委員・児童委員と家庭がつながることで、学校との情報共有がより進んだという声もあった。 ・地域学校協働本部が設置された学校数 小:172校、中:89校、義務教育学校4校 ・市町村や学校によって活動内容に差があることから、学校と地域の理解を深めるとともに、活動の充実の鍵となる地域コーディネーターの確保・育成などが求められる。 ○高知県版地域学校協働本部実施校において、高知県版の趣旨に沿った特色ある仕組みや工夫した取組が行われた。 ・H29-R4実績 小:171校、中:77校 ○高知県版地域学校協働本部実施校数は、昨年度の各市町村の設置計画を上回っている。 ・各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要である。	(1)運営等補助 34市町村214本部292校(うち、県立校9本部9校、高知市54本部54校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 3回 ・地域コーディネーター研修会 3回 ・取組状況調査(9月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施校事業状況調査票による現状確認の取組(4月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(5回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月)
生涯学習課	22	新・放課後子ども総合プラン推進事業(H30 放課後子ども総合プラン推進事業) ※再掲(9番)	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子供教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができていく。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し、運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。	(1)運営等補助(うち高知市) 子ども教室142(41)カ所 児童クラブ189(94)カ所 (2)児童クラブ施設整備への助成2箇所 (3)放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、 ・発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 10回 ・全市町村訪問 8～10月 ・取組状況調査 8～9月	(1)運営等補助(うち高知市) 子ども教室142(41)カ所 児童クラブ186(90)カ所 (2)児童クラブ施設整備への助成 2市2箇所 (3)放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、 ・発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 ・全4日×1回 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修(全4日)10～12月 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日)9月 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 9回(防災、発達障害理解、実践発表)7～1月 ・全市町村訪問 8～9月 ・取組状況調査 7～8月	○全小学校区の97.3%に児童クラブ又は子ども教室が設置されており、学習支援の実施率はR3:99.1%からR4:97.2%と減少したが高い割合で推移している。 ・待機児童及び児童の定員等、国の施設基準を満たしていない児童クラブの解消に向け、新たな児童クラブの整備と従事する職員確保が必要である。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識・技能の向上などが求められる。	(1)運営等補助(うち高知市) 子ども教室144(41)カ所 児童クラブ186(90)カ所 (2)児童クラブ施設整備への助成5箇所 (3)放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、 ・発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 10回 ・全市町村訪問 8～10月 ・取組状況調査 8～9月
歴史文化財課	23	高知県立埋蔵文化財センター(出前考古学教室事業)	埋蔵文化財センターの職員が学校に出向き、学校と連携して埋蔵文化財の授業や体験学習を実施し、歴史学習と文化財保護に関する普及啓発を推進する。	埋蔵文化財を通して、子ども達を中心とする次世代に歴史や文化、地域への愛着について継承していくこと。	○埋蔵文化財の授業や体験学習の実施をとおして、生徒の地域の歴史と文化財保護に関する意識が高まる。	4・5月 前年度の実績報告 当年度の契約の締結 9・10月 次年度の取組の検討・募集 3月 次年度の計画の決定 (指定管理機関:平成30年度～令和4年度)	○出前考古学授業 対象:県内の小学校等60校程度 前期:5月～7月 後期:9月～2月 出土遺物や資料を持って出向き埋蔵文化財に関する展示や火起こし等の体験により歴史を知る機会を作る。学校以外にもPTA活動や学校行事、社会教育活動のイベントでも実施する。	○出前考古学授業 県内の小学校等71校(前期57校、後期14校)2,618人 前期:5/9～7/14 後期:9/6～12/15 前期は主に学校の授業を対象として行い、後期は学校での学年行事や親子行事のほか、各種団体等も対象として実施。	地域の遺跡を紹介し、出土した土器等の实物による講座や説明のほか、体験活動の勾玉づくりと火起こし体験も好評であった。	○出前考古学授業 対象:県内の小学校等60校程度 前期:5月～7月 後期:9月～2月 出土遺物や資料を持って出向き、埋蔵文化財に関する展示や火起こし等の体験を行うことにより、地域の歴史に興味関心を持ってもらう機会を作る。 学校の授業以外にもPTA活動や学校行事、公民館や各種団体等などの活動でも実施する。
歴史文化財課	24	高知県立埋蔵文化財センター(公開講座事業)	市町村や学校と連携し、考古学の基礎知識や地域の遺跡、遺物の概要等についての講座を開催することで、歴史学習と文化財保護に関する普及啓発を推進する。	埋蔵文化財センターの持っている資料や知識を活かしながら、センターの認知度向上と埋蔵文化財に関する拠点施設となることを目指す。	○公開講座事業を通じて、県民の地域の歴史と文化財保護に関する意識が高まる。	4・5月 前年度の実績報告 当年度の契約の締結 9・10月 次年度の取組の検討・募集 3月 次年度の計画の決定 (指定管理機関:平成30年度～令和4年度)	○遺跡解説会(4回) ○まいぶん講座(2回) ○古代ものづくり体験教室(19回) ○親子考古学教室(32回) ○まいぶんセンターまつり(11/3) ○考古学研究最前線解説会(2回) ○考古学から学ぶ史跡の見方(2回) ○山城講座と城歩き(2回) ○地域展「佐川町と仁淀川上流の遺跡展」(1/14～1/29)	○遺跡解説会(101名) ○まいぶん講座(35名) ○古代ものづくり体験教室(258名) ○親子考古学教室(886名) ○まいぶんセンターまつり(中止) 一代替行事:秋の考古学体験教室(98名) ○考古学研究最前線解説会(55名) ○考古学から学ぶ史跡の見方(53名) ○山城講座と城歩き(56名) ○地域展「佐川町と仁淀川上流の遺跡展」(194名)	講義形式の講座は、考古学や歴史に興味のある大人が参加者の中心であるが、ものづくり教室などの体験講座は、家族での参加が多く、申込開始からすぐに定員を満了するほど人気がある。参加した親子ともどもに体験した古代人たちの知識や技術に驚きを感じていた。	考古学講座 ○考古学のいろは(1回) ○山城の知識(1回) ○高知の発掘最前線(3回) ○考古学研究の世界(2回) フィールドワーク ○史跡ツアー(1回) ○土佐の山城歩き(1回) ○高知の遺跡探訪(1回) 体験教室 ○古代ものづくり体験教室(19回) ○親子考古学教室(32回) ○まいぶんセンターまつり(1回)

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4			R5
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(O-A)	計画(P)
文化国際課	25	県立県民文化ホール(子どもを対象としたコンサート、映画等)	親子で楽しめる上映会、児童や青少年を対象としたワークショップやアウトリーチ、演奏会や舞台公演を実施する。	○0歳から5歳ぐらゐまで(未就学児)のこどもたちは成長の個人差が大きい、年齢制限の境目も理解の個人差が大きい。また内容についても理解の個人差が大きい。○こどもだけの入場を許可するかしないかの判断に悩むことが多い。	○児童生徒に対して質の高い芸術文化に触れる機会を提供する。	○親子で楽しめるコンサートや映画の上映、こどもたちを対象にした演奏会や大型ミュージカルの上演、県内高等学校の演劇指導や吹奏楽部の合同演奏会を実施する。	【鑑賞事業】 ○梅棒 ○ファミリーミュージカルおしりたんでい ○恐竜パーク ○スライドモンスタース ○ヨーロッパ企画第41回公演 ○ミュージカル「クリスマスキャロル」 ○東京混成合唱団 ○まらしい ピアニストでYou Tuberのまらしいによるコンサート ○ウルトラマンステージ 【普及事業】 ○高校演劇の技術指導 ○アウトリーチ事業 ○児童生徒向けワークショップ ○こうちこども音楽プロジェクト ○高知ジュニアオーケストラの育成 " 第10回定期演奏会 " 施設外演奏会	【鑑賞事業】 ○まらしい ピアニストでYou Tuberのまらしいによるコンサート ○ウルトラマンステージは中止 ○ヨーロッパ企画第41回公演 【追加鑑賞事業】 ○県文シネマ日和Vol.30「映画 お母さんといっしょ」 ○県文シネマ日和Vol.33こども映画館in高知 ○県文シネマ日和Vol.35ナショナル・シアター・ライブ「ロミオとジュリエット」 ○オーケストラ・アンサンブル金沢 高知公演夏だ、祭だ、秋川だ!! ○東京都交響楽団 高知公演 ○オーケストラ・キャラバン ～オーケストラと心に響くひととき～ ○カムカムミニキーナ「しめんげき」 ○第68回県民が選ぶ映画ベストテン ○県文シネマ日和Vol.40ナショナル・シアター・ライブ「ストレイト・ライン・クレイジー」 【普及事業】 ○高校演劇部夏期舞台技術講習会(高校演劇の技術指導) ○高知ジュニアオーケストラ第10回定期演奏会開催 ○高知ジュニアオーケストラ施設内演奏会(中期演奏発表会) ○ミュージカル「クリスマス・キャロル」体験ワークショップ ○「KOCHI MURA BEAT FESTIVAL2022」たいがー・りーワークショップ ○放課後片思い系妄想発明家たいがー・りー体験ワークショップ ○三遊亭歌彦 学校落語 ○おとぎと魔法の劇場「不思議の国のアリス？」	予定していた本記載該事業は3件のみ新型コロナウイルスによる影響で中止となった。 市場はコロナ収束の兆しが見え、賑わいをとりもどしつつあるが、人の動きは観光や飲食業界へ向いており、文化芸術へ関心が戻るのはいま少し時間かかると思われる。 そのような中でも、多くの事業に学生料金の券種を設定、少しでも安価に鑑賞できるようにした。 また、本番を迎えても、客席に余裕があるようであれば、親和性が高い部活へ割引料金や招待の案内出すようにしている。 【特記事項】 ○東京混声合唱団＝高知県合唱連盟の協力のもと、一般、中学、高校の合唱部、関係者が参加する合同ステージを開催 ○ミュージカル「クリスマスキャロル」＝ロビーにて高知ジュニアオーケストラの選抜メンバーによるロビーコンサートを開催 ○県文シネマ日和Vol.33こども映画館in高知＝ロビーにて「ソートロープ」制作のワークショップを開催 ○おとぎと魔法の劇場「不思議の国のアリス？」＝ロビーでジャグリングなど大道芸パフォーマンスのワークショップを開催 など本公演と関連つけた多様なイベントも開催した。	【鑑賞事業】 ○たぶんこれ銀河鉄道の夜 ○marasy piano live tour ○ベースギャング ○ウルトラマンステージ ○恐竜パーク ○絵本DEクラシック ○ザ・プリズ・アドベンチャーズ ジブリの思い出がいっぱい ○りすん(演劇公演) ○ヨーロッパ企画第42回公演 ○横光群「わが友、第5福竜丸」(演劇公演) ○YOH高知公演 ○県文シネマ日和こども映画館他 【普及事業】 ○高校演劇の技術指導 ○アウトリーチ事業 ○児童生徒向けワークショップ ○こうちこども音楽プロジェクト ○高知ジュニアオーケストラの育成 " 第11回定期演奏会 " 施設外演奏会
文化国際課	26	県立美術館(教育普及事業) ※再掲(18番)	美術館職員が学校に出向き、授業目的に応じた美術講座を実施するとともに、遠隔地の学校の児童、生徒に対して、美術作品を学校の体育館等に1日展示紹介することで、本物の作品に触れる機会を提供する。	○平成25年度から平成29年度までの5年間で、87回(3,868人)の出前講座を開催している。	○年間20件以上の出前講座の開催	○現在行っている出前講座を継続して行っていく。	○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 ②出前クラシック教室 ③出前演劇教室 ④ミュージアムバスツアー ⑤学校見学の受入 ○高知サマープロジェクト	○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座:10件 ②出前クラシック教室:6件 ③出前演劇教室:2件 ④ミュージアムバスツアー:7回、6校、335人 ⑤学校見学の受入:12回、12校、408人 ○高知サマープロジェクト 「しりあがり寿さんが高知県美にやってくる！」:6,383人	○新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年度は、出前事業を実施できなかったが、今年度は、実施することができた。 ○高知サマープロジェクトとして、「しりあがり寿さんが高知県美にやってくる！」を実施し、多くの参加者を得ることができた。 ○スクールプログラムの利用がない学校・地域もあり、県内小中学校等への更なる広報の強化や、学校等来館時の受入体制の整備(スタッフ、鑑賞ツール、コロナ禍でのあり方等)が課題として挙げられる。	○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 ②出前クラシック教室 ③出前演劇教室 ④ミュージアムバスツアー ⑤学校見学の受入 ○高知サマープロジェクト 「ひびのこづえのワードロープ展」
文化国際課	27	親子で学ぶ国際理解講座開催事業	子供たちに国際的な関心を持ってもらうための手段として、在住外国人や県南米研修員が講師となり、料理作り等を通して、様々な国の文化や生活様式を知る。	○受講対象者を小学生(1年～6年)とその親に拡大し、より多くの希望者が参加可能となるようにする。 ○国際感覚を持つ子供の育成。 ○高知県人の南米移住に対する理解促進。	○県南米研修員や在住外国人に講師として参加してもらい、外国人住民の活躍の場・県民との接点を作り多文化共生を推進する。 ○国際感覚を持つ子供の育成。 ○高知県人の南米移住に対する理解促進。	○外国人住民や県南米研修生に講師となってもらい、毎年2～3講座程度開催する。学びの場・国際交流の場とする。	2回ほど実施予定。例年料理をテーマに講座を開いているが、新型コロナウイルスの影響を考慮し、開催方法や内容を考える必要がある。	文化国際課の国際交流員が「世界の季節のイベント」をテーマに、自国の文化の紹介および子どものおもちゃや季節の飾り作りを開催。 7月29日:ベトナムの中秋節がテーマ。親子6組15名参加 8月3日:シンガポールの旧正月がテーマ。親子6組12名参加	異文化についての勉強と子ども向けの工作を併せて行うことで、楽しく学んでもらうことができた。	R4と同じく2回ほど実施予定。テーマは未定。
文化国際課	28	高知県・韓国全羅南道小中学生相互国際交流	JALの支援(児童、引率の往復航空券)により、本県と全羅南道の児童福祉施設の児童の相互国際交流(文化交流)を行う。	○全羅南道との児童交流事業を着実に進める。 ○若い世代の国際交流の促進。	○本県と全羅南道との児童交流事業で、毎年、両地域の児童の相互訪問が進んでいる。 ○相互訪問が進むことで、日本(高知)と韓国(全羅南道)の友好交流に意識を持つ児童が増えている。 ○両県道の交流のルートである田内千鶴子氏について理解を深める。	○県と包括協定を締結しているJAL全羅南道と連携しながら、児童交流事業を着実に進める。 ○相互訪問を毎年実施することで、日本(高知)と韓国(全羅南道)の友好交流に意識を持つ児童の増加につなげる。	現時点ではR4での実施予定無し	実施なし		現時点ではR5での実施予定無し(JALに確認済)
文化国際課	29	「まんが教室」開催事業	県内のプロ、セミプロの漫画家が小中学校等を訪問し、総合的な学習の時間やクラブ活動の時間を利用して、まんがの描き方、ストーリーの作り方、表現方法を指導する。	○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催に取り組む。	○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。	○県内の小中学生(ただし、高知市は鏡地区、春野地区、土佐山地区に限る)を対象としたまんが教室の実施。 ○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない学校・団体での開催。(広報の強化) ○新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した実施と感染予防の徹底。	○15回開210名受講(6/5、6/16、7/9、7/15、7/22、9/2、9/26、9/29、10/11、10/24、11/24、11/24、12/8、12/20、12/22)	【評価】 ○西部地区での開催が多かった。 ○新たに四万十市を中心に活動する漫画集団が講師を引き受けてくれ、円滑な運営ができた。 ○開催校及び受講生徒から好評を得ている【課題】 ○開催したことのない学校・団体での開催(広報の強化)	○県内の小中学生(ただし、高知市は鏡地区、春野地区、土佐山地区に限る)を対象としたまんが教室の実施。 ○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない学校・団体での開催。(広報の強化)	
文化国際課	30	高知まんがBASE(まんが王国・土佐情報発信拠点施設)	県内の中高生を対象に年6回の講座を開催し1枚まんが等の描き方や考え方を学び、まんがで自分の思いや考え方を表現できる人材の育成を図る。 ※令和2年度より、高知まんがBASE運営委託先にて実施。	○県内で活動するプロやセミプロの漫画家の協力を得て実施 ○まんがを学ぶことに意欲的な中高生の参加を得られる募集広報	○まんがで自分の思いや考え方を表現出来る人材の育成 ○まんがが甲子園参加者のすそ野拡大	○HPや広報ツールでの募集 高文連や市町村教育委員会への周知依頼	○高知まんがBASEの人材育成事業として、管理運営事業者が実施 ○募集人員25名(5月中募集) ○令和4年6月～令和5年3月で全5回の講座を実施 ○令和4年3月にプロの漫画家による講評を行う	○受講者は4名 ○全5回の講座を実施(会場:高知まんがBASE) ○最終的に作品を提出した4名について、令和5年3月4日(土)に全国漫画家大会議(イベント)にてプロの漫画家5名+講師による講評を実施	【評価】 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者の確保が難しかった。 ○4名中4名が最終作品を提出。プロによる講評と具体的なアドバイスを受けることができ、「まんが」による人材育成につながった。 【課題】 ○受講者の確保 ○講座が中止になった場合のフォロー(WEB活用等)	○高知まんがBASEの人材育成事業として、管理運営事業者が実施 ○令和5年6月～令和6年2月で全5回の講座を実施 ○令和6年3月にプロの漫画家による講評を行う

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿 (R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R4			R5
							計画 (P)	実施状況 (D)	評価・課題 (C-A)	計画 (P)
スポーツ課	31	「わいわいチャレンジ」(スポーツ体験事業) ※再掲(19番) (R1廃止)	県下小学生を対象にオリンピック種目からニュースポーツまで、日頃経験できないスポーツ体験活動を通して、種目の特性を知ったり、生涯にわたってスポーツに親しむための基盤作りとなるようにする。また、ジュニア選手として必要な知識やトレーニングについて、実践を通して学べる場とする。	○一定認知度も上がり、参加人数も確保できるようになっている。 ○内容を精査し、経験したスポーツを継続して続ける環境を作ることが今後の課題。	○いろいろなスポーツを体験することにより、スポーツの楽しさを知り、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣を持てるようになる。 ○目標年間参加者数 のべ250人以上	○年間10回のスポーツ体験事業を設定。学校体育で経験しないようなスポーツを中心にスポーツに子どもたちがふれあう場を設定する。 ○経験したスポーツを続けていける環境を作る。また、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を作る。				
鳥獣対策課	32	野鳥とのふれあい事業	愛鳥週間のポスター原画募集や親子野鳥ふれあい教室などを実施し、県民に鳥獣保護思想の普及・啓発を図る。	○野鳥や自然にふれあう機会が少なくなっていることから、親子で野鳥観察を行うなど、自然観察による愛鳥思想の普及啓発が求められている。	○野鳥とのふれあい事業を通じ、野生鳥類を身近に感じ、野鳥の保護および自然環境保護についての意識を醸成する。	○渡り鳥など野鳥の多い冬期に親子野鳥ふれあい教室を実施し、夏休みを利用してポスター原画コンクールを行うと共に、愛鳥週間にあわせてポスター展を実施することで、年間を通して愛鳥思想の普及を図る。	○愛鳥ポスター原画コンクールの開催 ○親子野鳥ふれあい教室の実施 ○愛鳥週間ポスター展の開催	○愛鳥ポスター原画コンクール ・応募点数 11校 27点 ・入選点数 11点 (うち全国入選 1点) ○親子野鳥ふれあい教室の実施 ・令和5年1月15日 高知市鏡川河畔柳原・みどりの広場・山内神社で実施 ・参加人数 21組 49人	○親子野鳥ふれあい教室やポスター原画展などを通じて野生鳥類を身近に感じ、野鳥の保護及び野鳥思想の普及啓発をすすめることができた。 ○野鳥の保護及び野鳥思想のさらなる普及。	○愛鳥ポスター原画コンクールの開催 ○親子野鳥ふれあい教室の実施 ○愛鳥週間ポスター展の開催
林業環境政策課	33	山の学習支援事業	本県の豊かな森林環境を子供たちに気付かせ、その体験活動を通して生きる力を育むための森林環境学習及び木育の推進の担い手となる木育指導員を養成する活動を支援する。	【山の学習支援】 ・事業を活用する市町村(学校)が固定化しており、実施団体の掘り起こしが必要 【山の一日先生派遣】 ・実施事業者が減少しており、事業者の育成が必要 【木育指導員養成】 ・県内の木育指導員は、任意団体が認定した指導員(木育インストラクター)が行っているが、積極的に活動の場を掘り起こして活動している木育指導員が少ないため、新たな指導員の育成と併せて、保育園や幼稚園での活動の場の掘り起こしが必要	【山の学習支援】 ○5年間で延べ300校、26,000人の児童が森林環境教育を受ける。 ○山の学習総合支援事業を継続し、実施校の年間カリキュラムに森林環境教育を組み込む。 【山の一日先生派遣】 ○5年間で延べ500回以上の派遣を実施する。 ○山の一日先生派遣事業を継続することで、森林環境教育に携わる人材を育成する。 【木育指導員養成】 ○新たな木育指導員の育成につながる養成講座等の実施と、養成した指導員の木育指導活動の定着のため、活動の場の確保 ○木育指導員を派遣する回数 50回 ○地域のキーマンとなる木育指導員の育成 5名	【山の学習支援】 ○年間60校、5,200人の児童が森林環境教育を受ける。 ○山の学習総合支援事業を継続し、小中学校長会等を通じて事業の周知を図り、実施校の増加につなげる。 【山の一日先生派遣】 年間100回以上の派遣を実施する ○山の一日先生派遣事業を継続することで、森林環境教育に携わる人材を育成する。 【木育指導員養成】 ○当事業により、木育指導員の活動や養成講座等の実施を支援するとともに、木育指導員養成や活動に向けた課題や解決に向けた手段を共有することにより、活動の増加につなげていく。 ○木育指導員を派遣する回数 50回				【山の学習支援】 ○森林環境教育を実施する小中学校等を対象に補助する。 【山の一日先生派遣】 ○次世代を担う子ども達等を対象に、森林環境教育を推進するために、山の一日先生の派遣を行う団体等に対して補助する。 【木育指導員養成】 ○木育指導員(木育インストラクター)の活動を支援する団体等を対象に支援する。 ○木育指導員養成のための入門講座等の導入する。
林業環境政策課	①	【33番に統合】山の学習支援事業	「木の文化」を身に付け、活動できる人材を養成するとともに、木や森に関わる人々の技術や伝統を次代に伝える。また、将来を担う子ども達に「木の文化」が身に付く学習支援を行う。	○5年間で延べ300校、26,000人の児童が森林環境教育を受ける。 ○山の学習総合支援事業を継続し、実施校の年間カリキュラムに森林環境教育を組み込む。	○年間60校、5,200人の児童が森林環境教育を受ける。 ○山の学習総合支援事業を継続し、小中学校長会等を通じて事業の周知を図り、実施校の増加につなげる。	○森林環境教育を実施する小中学校等を対象に補助する。 ○年間を通じた森林環境教育を実施81校、約6,500人 ○校長会等を通じて事業の周知を図り、R3実績64校から17校の取り組み校増につながった。	○目標(60校、5200人)を上回る森林環境教育を実施できている。			
林業環境政策課	34	森林公園等管理運営費(雨喜ヶ峰森林公園森林環境学習支援事業・森林研修センター情報交流館森林環境教育推進事業)	親子で参加できる木工クラフトや、自然観察、炭焼体験などの子ども向けイベントを開催し、森や自然環境への関心を高める。	平成27年度より、雨喜ヶ峰森林公園、森林研修センター情報交流館の管理業務内容を森林環境教育の企画・実施が含まれており、実施回数も増加傾向にあることから継続実施	○児童生徒が参加するイベントの回数 雨喜ヶ峰森林公園 5年間で150回 情報交流館 5年間で500回	○児童生徒が参加するイベントの回数 雨喜ヶ峰森林公園 年間30回 情報交流館 年間100回	○雨喜ヶ峰森林公園 ・木工クラフトや間伐体験など小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習 ○森林研修センター情報交流館 ・木工クラフトや間伐体験など小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習	○雨喜ヶ峰森林公園 ・木工クラフトや間伐体験など小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習 78回 ○森林研修センター情報交流館 ・木工クラフトや間伐体験など小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習 128回	○雨喜ヶ峰森林公園 ・目標(30回以上)を上回るイベントが実施できている。 ○森林研修センター情報交流館 ・目標(100回以上)を上回るイベントが実施できている。	○雨喜ヶ峰森林公園 ・木工クラフトや間伐体験など小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習 ○森林研修センター情報交流館 ・木工クラフトや間伐体験など小中学校や幼稚園・保育園等を対象とした森林環境学習
林業環境政策課	35	緑化促進事業	郷土樹種を活用してモデル的な緑化を促進することで、県土の緑化を総合的に推進するとともに、良好な環境の形成と併せて、県民の「緑」に対する理解と関心を高め、緑を育み、守る活動への参加につなげる。	県民が日常的に利用する公園や、公共的施設、教育保育施設の緑化を進めていくことが必要	年間3か所の事業実施	○4月頃要望調査、5月頃交付決定、9～10月頃事業着手、1～3月頃実績報告・検査				○団体等が実施する、幅広い県民に利用される公共的空間等を郷土樹種を用いて緑化事業を支援する。
木材産業振興課	36	木の香るまちづくり推進事業(木育推進事業)	市町村等が行う乳幼児への木製玩具等の配布を支援する。	取り組み市町村の増加に向けた制度の周知が必要	多くの市町村で取り組むことで、保護者と乳幼児が日頃から家庭で木に触れ木に親しむ機会をつくる	事業実施市町村の拡大	○補助事業の交付決定 ○補助事業の実施 ○木育の周知 ○補助事業要望調査の実施 ○補助金交付要綱の改正	5市町197名への玩具等配布の補助を実施	○昨年度と同程度の配布補助を実施し、県内の乳幼児に対する木育を促進できた。	

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4			R5
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
自然共生課	37	環境活動支援センター事業 ※再掲(7番)	子どもたちが環境について考え、行動し、その経験を絵日記することで、環境意識を育むことを目的とした環境絵日記コンテストを実施する。また、体験型の環境イベントを開催して子どもたちが環境について見て、触れて、遊んで、学べる機会を提供する。	○環境絵日記の応募作品の普及啓発活動への活用。 ○環境絵日記については、子どもたちの参加意欲を促すため全作品をデジタル化してウェブ公開しているが、費用を要するため、応募数が増えすぎると予算面での対応が難しくなる。	○環境絵日記コンテストの応募作品数は現状レベル(3,500~4,000点)を維持。	○空白地帯(未実施市町村、未実施校)の解消	○環境絵日記コンテストの開催 ○環境イベントの開催(1回/年)	○環境絵日記コンテストの開催(応募作品数3,586、参加学校数83、参加市町村数27) ○環境イベントの開催(R4.12.24環境活動見本市in宇市 来場者124人)	○環境絵日記コンテストについて、安定した応募がある一方、未実施市町村の解消が課題 ○環境イベントについて、積雪の影響もあり来場者が低迷した	○環境絵日記コンテストの開催 ○環境イベントの開催(1回/年)
自然共生課	38	牧野植物園管理運営費 (教育普及事業)	親子で参加できる「子ども自然体験教室」や、夏休み中の子ども向けイベントの開催等により、植物や自然環境への関心を高める。また、小中学校向け教育プログラムを実施する。	子どもを含めた入園者が伸び悩んでいる。また、子どもを対象とした学習プログラムは好評であるが、実施するための場所や体制が十分でなく、また学校側の希望時期が重なることもあり、必ずしも希望に添えていない。	児童生徒の利用の増	平成30年度に子ども等を対象とした学習プログラムを実施するための園地を整備するとともに、学校関係者等との意見交換も踏まえてプログラムの充実をはかり、年間を通して学校に利用していただける体制を整える。	○植物教室 ふむふむ子ども教室、夏休み子ども教室、ふれあい植物観察会、くらしの植物教室等 ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乘ろう」「植物スタンプラリー」 ○学習プログラム ふむふむ広場及び展示館シアターを活用した植物園の学校利用の促進	○植物教室 観花教室、夏休み子ども教室、ふれあい植物観察会、子ども自然体験教室等を実施した ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乘ろう」を実施した ○学習プログラム ふむふむ広場及び展示館シアターを活用した学習プログラムを実施した	○各イベントが子どもにも好評を博し、子どもの入園者は徐々に伸びている。 R3 18,981人 → R4 25,685人 ○子どもたちをターゲットとして園地を拡張したことにより、より積極的に校外学習に利用してもらえる状況となった。 ○新園地での学習プログラムを各学校と連携して作成、広報し、学習利用の児童生徒数をさらに伸ばす必要がある	○植物教室 ふむふむ子ども教室、ふれあい植物観察会、くらしの植物教室等 ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乘ろう」「植物スタンプラリー」 ○学習プログラム ふむふむ広場及び展示館シアターを活用した植物園の学校利用の促進
自然共生課	39	県立こどもの森管理運営費	自然の中での野外活動を通じ、子どもたちの心身の育成を図ることを目的に設置された月見山こどもの森の施設管理運営を行う。	第三期計画の五年目にあたるH29年度に目標数値であった、年間利用者数23,000人を上回ることができた。第四期については、5か年通じての目標数の達成を目指す。	○目標年間利用者数23,000人	小学校の遠足等の受け入れ数を増やしていきけるよう、また一般の来園者についても県内から広く来ていただけるよう広報活動に取り組む。	○森林環境教育・体験学習 ・アスレチック、 ・木工クラフト等 ・自然観察 ○森の学校 複数回 ・木工教室、クリスマスオーナメントづくり・企画展(間伐材で作った動物達)・木工工作・写真展 ○森と海の学校 数回 ・竹とんぼ教室 ・親子木工教室 ○出前教室 数回 ・木工クラフト ・木のクラフト体験 ○出前教室 ・木のクラフト等 ・竹とんぼ、竹笛作り等 ○他団体との連携 ・木のクラフト、木工クラフト体験等	○森林環境教育・体験学習 数回 ・アスレチック・木のクラフト ・自然観察 ○森の学校 複数回 ・木工教室、クリスマスオーナメントづくり・企画展(間伐材で作った動物達)・木工工作・写真展 ○森と海の学校 数回 ・竹とんぼ教室 ・親子木工教室 ○出前教室 数回 ・木工クラフト ・木のクラフト体験 ○出前教室 ・木のクラフト等 ・竹とんぼ、竹笛作り等 ○他団体との連携 ・木のクラフト、木工クラフト体験等	○クリスマスリースづくりや夏休みの宿題応援企画など児童に来園してもらえ自主事業を行い、目標年間利用者数25,000人を下回る24,130人来園いただいた。 ○学校、保育所などの遠足等の受け入れ回数が近年減少しているため、一層の広報活動が必要である。 ○SDGs、温暖化対策を取り入れた学習に展開するなど、変化するニーズを想定した活動が必要である。	○森林環境教育・体験学習 ・アスレチック、 ・木工クラフト等 ・自然観察 ○森の学校 ・木工クラフト等 ・ネイチャーゲーム ・写真展 ○森と海の学校 ・木工教室 ・木工クラフト体験 ○出前教室 ・木のクラフト等 ・竹とんぼ、竹笛作り等 ○他団体との連携 ・木のクラフト、木工クラフト体験等
防災砂防課	40	子ども防災キャンプ	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。	災害についての知識や身の守り方を知らない子供達にわかりやすく教育していく必要がある。	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を実習することで、子ども達が自ら自分の安全を守る力を身につける。	毎年2校程度継続して、子ども防災キャンプを実施していく。	6/19 稲生小学校 7/7 長沢小学校	6/19 南国市立稲生小学校 7/8 いの町立長沢小学校	○子ども達が家族や地域とともに土砂災害についての知識を学習し、啓発への取り組みを進めることが出来た。 ○土砂災害では、事前避難も命を守る為に有効であることから、避難についても意識向上に努めていく必要がある。	6/18 土佐市立高石小学校 11/17 高知市立鏡小学校
港湾・海岸課	41	子ども防災キャンプ	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。その一環として、津波学習を行う。	災害についての知識や身の守り方を知らない子供達にわかりやすく教育していく必要がある。	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を実習することで、子ども達が自ら自分の安全を守る力を身につける。	毎年2校程度継続して、子ども防災キャンプを実施していく。	6/19 南国市立稲生小学校 7/7 いの町立長沢小学校	6/19 南国市立稲生小学校 7/8 いの町立長沢小学校	学習前は津波に対する知識があまりない子どももいたが、学習後は質問もしてくれ、津波について知識を深めてもらった。 今後も早い段階から津波に対する知識と身の守り方を身につけてもらうため、小学生(親子)を対象に、引き続き津波防災学習の取り組みを続けていく。	6/18 土佐市立高石小学校 11/17 高知市立鏡小学校
小中学校課	42	教育文化祭	県内の幼児、児童生徒及び教職員の教育文化活動を広く県民に周知・公開し、その成果をたまたえ、本県の教育文化の向上を図る。	○幼児、児童生徒の教育文化の向上に役立っている。 ○外部団体との連携が図れているため認知度が高い。 ○少子化による児童生徒数の減少、学校統廃合による学校数減少が予想され、児童生徒の参加者数の微減が進む。	○応募、出品の呼びかけをさらに進め、外部団体との連携を図りながら現在の参加者数、観客数を維持もしくは増加させる。	○応募、出品の積極的な働きかけを行う。 ○外部団体との連携を図りながら、認知度を向上させる。	○子どもたちの教育・文化芸術活動を活性化及び県全体の教育文化の向上 ○「高知県教育文化祭」の開催支援	○令和4年高知県教育文化祭 ・吹奏楽コンクール 7月30日(土)~8月1日(月) ・器楽コンクール 8月21日(日)、11月23日(水) ・唱歌コンクール 7月30日(土)、9月11日(日) ・高円宮杯全日本中学校英語弁論大会高知大会 9月25日(日) ・定時制通信制生徒生活体験発表会 10月5日(水) ・吹奏楽祭 10月10日(月) ・紙上書道展 10月21日(金) ・高等学校生徒理科研究発表会 10月23日(日) ・中学・高校英語弁論大会 10月23日(日)、11月6日(日)、11月20日(日) ・小中学生科学研究発表会 10月29日(土) ・児童生徒発明くふう展 11月10日(木)~12日(土) ・高吾地区小中学校音楽会 11月11日(金) ・幡多地区小中学校音楽祭 11月12日(土) ・全国小・中学校作文コンクール高知県審査 11月13日(日) ・香美・香南小中学校音楽会 11月18日(金) ・特別支援学級・特別支援学校児童生徒作品展 12月1日(木)~3日(土) ・器楽・唱歌コンクール最優秀受賞記念演奏会 12月26日(月) ・小砂丘賞表彰式 1月28日(土) ・高知市小・中学校連合音楽会:後期 1月28日(土) ・子ども県展 2月28日(火)~3月5日(日) ・教育文化祭閉幕式 3月5日(日)	○前期後半、感染症の影響を受けて各行事への参加者数や入場者数が大幅に減少したが、各主管団体ではオンライン開催やデータによる審査、入場者の入れ替え等、様々な工夫をすることで行事を実施できた。実施不可能な行事においても、教職員・児童生徒のモチベーションの持続に努めてきた。 ○本年度は全ての行事を何らかの形で実施することができた。今後とも各団体が行事の企画運営について検討を続け、児童生徒の参加者数を確保することが最も重要であり、また、保護者や関係者のみならず一般の方々にも興味関心を持ってもらうための工夫が求められる。	○子どもたちの教育・文化芸術活動を活性化及び県全体の教育文化の向上 ○「高知県教育文化祭」の開催支援

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4			R5
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
高等学校課	43	感性を育む教育推進費 ※令和2年度 全国高等学校総合文化祭(こちう総文)終了	高校生の文化活動の活性化、豊かな情操や技術の向上を図る高等学校総合文化祭を開催する。	○大会開催準備は概ね良好に推移。 ○各種公募を実施し、大会テーマ、同毛筆表現、マスコットキャラクター、大会イメージソング歌詞が決定した。 ○平成28年度の「基本計画生徒検討委員会」、平成29年度の「生徒広報委員会」を開催し、それぞれ、今後の方針や具体的な広報を考える中で、生徒の大会への機運が向上した。 ○関係機関の協力体制が構築され、各機関の大会開催の意識を高めることができた。 ○高知県高等学校文化連盟に設置されていない専門部関係の部門に対する支援や部門委員の意識高揚が課題 ○天皇即位、オリパラに係る大会日程や部門会場の変更の可能性がある。 ○オリパラ開催における、大会開催時期の国内移動の制限や資材の不足が予想される。 ○配宿・交通などについて、高知県のキャンパシティの上で、課題が見られることから、平成30年度からの調査、調整を必要としている。	○生徒の文化活動が活性化し、生徒の豊かな感性の育成や技術の向上が見られる。	○第44回全国高等学校総合文化祭高知県実行委員会を6月に設立し、関係機関の協力体制を整える。 ○第44回全国高等学校総合文化祭生徒実行委員会を7月に立ち上げ、生徒による本大会の企画立案、実行に向けた取組を後押しする。				
生涯学習課	44	環境学習推進事業 ※再掲(1番)	平成22年度に開催した「全国生涯学習フォーラム高知大会」における「環境フォーラム」での提言を受け、NPO等の団体や学校、青少年団体が連携した自然体験活動や環境学習を推進する。	○フィールドワークやボランティア体験を通して体験的に地域課題を知り、課題解決に向けたアイデアを出すことができた。 ●大人も子どもも自然体験離れが進んでいるため、体験活動等の講師依頼が少ない。	○自然体験に関わる指導者の育成や、その活動の場の拡大により、より多くの子どもたちに自然体験の機会が提供されている。 ○各地で子どもが主体となった活動が展開され、地域コミュニティの活性化にもつながっている。	○指導者養成研修の実施(委託) ※H30年度事業終了 ○各校への周知や募集チラシの改善を図るとともに、体験活動の教育効果やその重要性について啓発を行う。 ○体験活動を希望する団体等への指導者の派遣 ○市町村訪問・校長会での説明を行い、周知を図る。	○自然体験型学習事業 ・森林環境保全、防災等、校地の豊かな森林をはじめとした自然環境を活用した多様なプログラムの実施 ・学校行事として実施する2泊3日以上自然体験型学習事業実施校:3校(実施校) ・須崎市(上分小) ・香美市(片地小) ・橋原町(橋原小) ・青少年教育団体やNPO等民間団体等が実施する1泊2日以上自然体験型学習事業実施団体:10団体 ○森林活用指導者育成事業 ・学校林をはじめとした地域の森林等、豊かな自然環境等を活用し、保幼、小中高の児童生徒を対象に体験を中心とした森林環境教育を推進することのできる人材育成研修を行う。 ・目標:学校林などを活用した除間伐作業の補助、動植物の観察、植林、木登りなどの野遊びなどの体験活動を支援できる地域人材を60名以上育成する。 (令和3~7年の5年間) ・令和3年度:5名の修了者	○自然体験型学習事業 ・学校行事として実施する2泊3日以上自然体験型学習事業実施校:3校(実施校) ・須崎市(上分小) ・香美市(片地小) ・橋原町(橋原小) ・青少年教育団体やNPO等民間団体等が実施する1泊2日以上自然体験型学習事業実施団体:3団体(実施団体) ・地域の応援隊と社会福祉法人ぶらうらんどこうちえがおプロジェクト ○森林活用指導者育成事業 年間4回の研修を実施 ・教育的な考え方や視点を取り入れた座学研修 ・チェーンソー、刈り払い機を活用できるようになるとともに、安全管理や危機管理の視点を取り入れた技能研修 ・幼稚園や学校等の学校林を活用した現地視察や実習	○自然体験型学習事業 ・今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もまだあり実施数までは至らない状況であった。 ○森林活用指導者育成事業 ・15名の募集に対し、早々に参加申込みが募った。 ・受講者:15名 ・全研修受講者:20名(単発受講含む) ・主な参加者 地域おこし協力隊 県青少年センター 地域学校協働本部 市町村教育委員会 高知大学 等 ・受講者が、各地域で活動できるように各市町村へ受講者の情報提供を行ったり、活躍の場を広げているきっかけ作りに努めた。また、昨年度参加できなかった研修に参加し、全て受講したことで認定者となった方もいた。	○自然体験型学習事業 ・森林環境保全、防災等、校地の豊かな森林をはじめとした自然環境を活用した多様なプログラムの実施 ・学校行事として実施する2泊3日以上自然体験型学習事業実施校:15校 ・概ね高校生以下を対象とした、民間団体等が実施する1泊2日以上自然体験型学習事業実施団体:10団体 ○森林活用指導者育成事業 ・学校林をはじめとした地域の森林等、豊かな自然環境等を活用し、保幼、小中高の児童生徒を対象に体験を中心とした森林環境教育を推進することのできる人材育成研修を行う。 ・目標:学校林などを活用した除間伐作業の補助、動植物の観察、植林、木登りなどの野遊びなどの体験活動を支援できる地域人材を60名以上育成する。 (令和3~7年の5年間) ・令和4年度:8名の認定者(令和3・4年度で計13名)
生涯学習課	45	青少年教育施設振興事業 ※再掲(2番)	青少年の健全な育成に向けて、県立青少年教育施設としての機能を生かし、子どもも大人も参加できる多様な体験プログラムを提供する。 また、体験活動等を通じて、中1ギャップやいじめ・不登校等の未然防止に向けて取り組む。	○社会の中で生きる力を子どもたちに育むために、青少年教育施設の機能を生かした多様な体験活動の提供を行っているが、少子化の影響等により、施設の利用率は減少傾向にある。 ○従来の体験活動や仲間づくりに加え、地域の自然や歴史・文化などを生かしてふるさとを伝える体験活動なども求められる。 ○子どもも大人も参加できる魅力的な体験プログラムを実施し、子どもと大人が共に学び合う機会を増やしていくことが必要である。	○魅力的な主催事業の実施により、様々な体験活動・集団活動への参加を通じて、青少年の施設利用率が増加している。 県立青少年教育施設の青少年(25歳未満)の利用者数 延べ172,000人以上	○自然体験の充実や交通手段の提供など、施設の特性やスタッフのノウハウを生かした活動プログラムを提供することにより、更なる利用促進を図る。 ○リニューアルによる施設機能の充実を有効に活用し、利用者の多様な活動を実現させ、利用促進につなげたい。	○主催事業の実施 ・近隣の海・山・川を利用した体験活動や、授業理解を促進する学校支援事業など、魅力的かつコロナ禍においても安心して参加できる事業の充実を図る。 ○中1学級づくり宿舎事業の実施 ・施設での集団生活を通じて、教員と生徒の信頼関係を築き、中学生活の心構えなどを身につける機会を提供し、不登校の防止につなげる。 ○不登校対策事業の実施 ・農作物の栽培・収穫や野外炊飯、レクリエーション等の機会を計画的に提供し、不登校や不登校傾向にある子どもたちの自主性、社会性、コミュニケーション力の向上を図り、自立支援につなげる。 ○広報活動の実施 ・様々な機会を通じて、事業内容や青少年教育施設における体験活動等の有用性をPRし、利用促進を図る。	○主催事業の実施 ・青少年センター 15事業 ・幅多青少年の家 13事業 ○中1学級づくり宿舎事業の実施 ・青少年センター 11校 ・(うち4校は学校への出張指導) ・幅多青少年の家 12校 ○不登校対策事業の実施 ・青少年センター 6回 ・(延べ38人参加) ・幅多青少年の家 6回 ・(延べ62人参加) ○広報活動の実施 ・施設のパンフレットや主催事業のチラシの配布 ・ホームページへの掲載 ・SNSでの事業紹介 ・地元ケーブルテレビでの事業紹介 ・オンラインによる児童への事業PR ・地元教育委員会への事業説明	○主催事業の実施 ・新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、宿泊から日帰りするなど、内容を見直しながら実施することができた。 ○中1学級づくり宿舎事業の実施 ・新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、活動内容を学校と調整しながら、事業を実施することができた。 ○不登校対策事業の実施 ・新型コロナウイルス感染症による中止もなく、参加者が安心安全に活動ができる「居場所」で主体的に活動する様子が見られた。 ○広報活動の実施 ・チラシ等の発送、校長会での事業説明、SNS(フェイスブック、インスタグラム)を活用した情報発信、また地元ケーブルテレビでのPRなど、積極的に広報を行った。	○主催事業の実施 ・近隣の海・山・川を利用した体験活動や、授業理解を促進する学校支援事業など、魅力的かつコロナ5類移行後においても安心して参加できる事業の充実を図る。 ○中1学級づくり宿舎事業の実施 ・施設での集団生活を通じて、教員と生徒の信頼関係を築き、中学生活の心構えなどを身につける機会を提供し、不登校の防止につなげる。 ○不登校対策事業の実施 ・農作物の栽培・収穫や野外炊飯、レクリエーション等の機会を計画的に提供し、不登校や不登校傾向にある子どもたちの自主性、社会性、コミュニケーション力の向上を図り、自立支援につなげる。 ○広報活動の実施 ・様々な機会を通じて、事業内容や青少年教育施設における体験活動等の有用性をPRし、利用促進を図る。

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4			R5
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
広報広聴課	46	県庁見学	県民に県庁の仕事を身近に感じていただくために実施する。	○県庁見学の受け入れ(随時)	○県庁見学を通じて、子どもたちが県庁や県政に関心を持つようになる。	○県庁見学の受け入れ(随時)	○県庁見学の受け入れ(随時)	○おひさまキッズ南国こめん事業所(小学3年~高校3年生11名) ○忠さんのデイサービス(低学年生7名) ○日高村立日下小学校(5年生23名) ○香美市立山田小学校(5年生80名) ○土佐市立北原小学校(4年生10名、5年生4名、6年生10名) ○高知県立高知国際中学校(2年生81名)	○学校の希望に沿う内容で実施することができた ○今後も県庁見学の受け入れを行い、子どもたちが県庁や県政に関心を持つように取り組みたい	○県庁見学の随時受け入れ
林業環境政策課	47	山の学習支援事業 ※再掲(33番)	本県の豊かな森林環境を子供たちに気付かせ、その体験活動を通して生きる力を育むための森林環境学習及び木育の推進の担い手となる木育指導員を養成する活動を支援する。	【山の学習支援】 ・事業を活用する市町村(学校)が固定化しており、実施団体の掘り起こしが必要 【山の一日先生派遣】 ・実施事業者が減少しており、事業者の育成が必要 【木育指導員養成】 ・県内の木育指導は、任意団体が認定した指導員(木育インストラクター)が行っているが、積極的に活動の場を掘り起こして活動している木育指導員が少ないため、新たな指導員の育成と併せて、保育園や幼稚園での活動の場の掘り起こしが必要	【山の学習支援】 ○5年間で延べ300校、26,000人の児童が森林環境教育を受ける。 ○山の学習総合支援事業を継続し、実施校の年間カリキュラムに森林環境教育を組み込む。 【山の一日先生派遣】 ○5年間で延べ500回以上の派遣を実施する。 ○山の一日先生派遣事業を継続することで、森林環境教育に携わる人材を育成する。 【木育指導員養成】 ○新たな木育指導員の育成につながる養成講座等の実施と、養成した指導員の木育指導活動の定着のため、活動の場の確保 ○木育指導員を派遣する回数 50回 ○地域のキーマンとなる木育指導員の育成 5名	【山の学習支援】 ○年間60校、5,200人の児童が森林環境教育を受ける。 ○山の学習総合支援事業を継続し、小中学校長会等を通じて事業の周知を図り、実施校の増加につなげる。 【山の一日先生派遣】 ○年間100回以上の派遣を実施する ○山の一日先生派遣事業を継続することで、森林環境教育に携わる人材を育成する。 【木育指導員養成】 ○当事業により、木育指導員の活動や養成講座等の実施を支援するとともに、木育指導員養成や活動に向けた課題や解決に向けた手段を共有することにより、活動の増加につなげていく。 ○木育指導員を派遣する回数 50回			【山の学習支援】 ○森林環境教育を実施する小中学校等を対象に補助する。 【山の一日先生派遣】 ○次世代を担う子ども達等を対象に、森林環境教育を推進するために、山の一日先生の派遣を行う団体等に対して補助する。 【木育指導員養成】 ○木育指導員(木育インストラクター)の活動を支援する団体等を対象に支援する。 ○木育指導員養成のための入門講座等の導入する。	
林業環境政策課	48	【33番に統合】山の学習支援事業 (山の一日先生派遣事業)	人と木の共生を基本理念とする「木の文化県構想」の一環として、県民一人ひとりに森林や山を守る活動の重要性に対する理解と関心を深めて「こうち山の日」(11月11日)を中心に行われる県民活動を支援する。	実施事業者が減少しており、事業者の育成が必要	○5年間で延べ500回以上の派遣を実施する。 ○山の一日先生派遣事業を継続することで、森林環境教育に携わる人材を育成する。	年間100回以上の派遣を実施する ○山の一日先生派遣事業を継続することで、森林環境教育に携わる人材を育成する。	○次世代を担う子ども達等を対象に、森林環境教育を推進するために、山の一日先生の派遣を行う団体等に対して補助する。	○幼稚園、保育園、小学校、子ども会等で森林環境教育を実施 6団体で計139回、参加者計5,517人 ○関連団体経由で事業の周知を図り、R3実績から2事業者の実施事業者増につながった。	○目標(年間100回以上の派遣)を上回る派遣を実施できている。	
林業環境政策課	49	【33番に統合】木育指導員活動支援事業	木育を推進することにより、木に対する親しみや関心を持ってもらうため、幼児等に対して行う木育の活動を支援する。	県内の木育指導は、任意団体が認定した指導員(木育インストラクター)が行っているが、積極的に活動の場を掘り起こして活動している木育指導員が少ないため、新たな指導員の育成とともに、保育園や幼稚園での活躍の場を広く掘り起こし確保が必要	○新たな木育指導員の育成につながる養成講座等の実施と、養成した指導員の木育指導活動の定着のため、活動の場の確保 ○木育指導員を派遣する回数 50回 ○地域のキーマンとなる木育指導員の育成 5名	○当事業の実施により、木育指導員の活動や養成講座等の実施を支援するとともに、木育指導員養成や活動に向けた課題や解決に向けた手段を共有することにより、活動の増加につなげていく。 ○木育指導員を派遣する回数 50回	○木育指導員(木育インストラクター)の活動を支援する団体等を対象に支援する。 ○木育指導員養成のための入門講座等の導入。	○事業実施者3団体が17件の事業を実施(参加人数494人)。 ○各団体が、木工体験・ワークショップ等の木育活動と共に木育指導員の養成講習・講座を実施(計5回)。 ○木育指導員養成のための入門講座等は香南市がR3実績(2回)に引き続き4回、HIRAKO Labが1回実施した。	○目標(年間50回以上の派遣)を下回ったものの、幼児の木育に影響が大きい幼稚園の先生への指導等を実施した。	
木材産業振興課	48	木の香るまちづくり推進事業 (学校関連環境整備)	県内の幼稚園、保育園、小学校、中学校その他子ども達の利用が多い放課後児童クラブや図書館などへの木製品の導入を支援する。	事業実施する幼稚園、保育園、小学校、中学校等を拡大するため事業周知	○より多くの学校等に机や椅子などの木製品が導入され、子ども達が木に触れ合う機会が増えている。	事業実施する幼稚園、保育園、小学校、中学校等の拡大	○補助事業の交付決定 ○補助事業の実施 ○次年度に向けた事業周知(HPでの過去事例紹介等) ○補助事業要望調査の実施 ○補助金交付要綱の改正	18団体37施設に補助を実施	○小中学校や幼稚園の机やイス、遊具やロッカーなど、様々な場面で子どもが木に触れあう機会の創出がなされた。 ○これまでの周知活動と合わせて、新たな事業体や施設へ、本事業の周知ができるよう検討を進めていく	○補助事業の交付決定 ○補助事業の実施 ○次年度に向けた事業周知(HPでの過去事例紹介等) ○補助事業要望調査の実施 ○補助金交付要綱の改正
自然共生課	49	環境活動支援センター事業	地域の企業等の施設を訪問し、日頃公開されていない場所を見学して、環境に配慮した取組について学ぶ視察研修を実施する。	○学校における学習指導要領や年間の行事スケジュール等との調整	○事業活動等に際してどのような環境配慮がなされているか、子どもたちの理解が進んでいる。	○学校側が参加しやすい時期(8月)に実施する方向で調整	○学校のニーズに応じた環境学習講師の派遣	実績なし 企業の視察研修について、コロナ感染拡大以降(R2)実施出来ない	廃止 実態としてR2以降は実施できておらず、今後の見落としも不明であるため、R5から廃止とします	
自然共生課	50	牧野植物園管理運営費 (教育普及事業) ※再掲(38番)	親子で参加できる「子ども自然体験教室」や、夏休み中の子ども向けイベントの開催等により、植物や自然環境への関心を高める。また、小中学校向け教育プログラムを実施する。	子どもを含めた入園者が伸び悩んでいる。 また、子どもを対象とした学習プログラムは好評であるが、実施するための場所や体制が十分でなく、また学校側の希望時期が重なることもあり、必ずしも希望に添えていない。	児童生徒の利用の増	平成30年度に子ども等を対象とした学習プログラムを実施するための園地を整備するとともに、学校関係者等との意見交換も踏まえてプログラムの充実をはかり、年間を通して学校に利用していただける体制を整える。 ふむふむ広場及び展示館シアターを活用した植物園の学校利用の促進	○植物教室 ふむふむ子ども教室、夏休み子ども教室、ふれあい植物観察会、くらしの植物教室等 ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗りろ」「植物スタンプラリー」 ○学習プログラム ふむふむ広場及び展示館シアターを活用した植物園の学校利用の促進	○植物教室 押花教室、夏休み子ども教室、ふれあい植物観察会、子ども自然体験教室等を実施した ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗りろ」を実施した ○学習プログラム ふむふむ広場及び展示館シアターを活用した学習プログラムを実施した	○各イベントが子どもにも好評を博し、子どもの入園者数は徐々に伸びている。 R3 18,981人 → R4 25,685人 ○子どもたちをターゲットとして園地を拡張したことにより、より積極的に校外学習に利用してもらえる状況となった。 ○新園地での学習プログラムを各学校と連携して作成、広報し、学習利用の児童生徒数をさらに伸ばす必要がある	○植物教室 ふむふむ子ども教室、ふれあい植物観察会、くらしの植物教室等 ○夏休みイベント等 「食虫植物展」「夜の植物園」「オオオニバスに乗りろ」「植物スタンプラリー」 ○学習プログラム ふむふむ広場及び展示館シアターを活用した植物園の学校利用の促進
商工政策課	51	ものづくり動画等制作事業	(R4事業概要) 将来を担う子どもたちに、「ものづくり」の楽しさや日常生活とのつながりを知ってもらうための動画を制作するとともに、小中学校の授業の中で当該動画を積極的に活用してもらうため、教員向けの動画活用マニュアルを作成する。	県内のものづくり企業は人材確保に苦慮している一方、学生はものづくり企業についての知識が不十分で、職業の選択肢に「ものづくり」がない。また、学校現場では、地域によってはものづくりについて学ぶ機会がない。	県教委ポータルサイト「まなびばこ」に掲載したもののづくり動画を小中学校の授業で活用し、それをきっかけとした工場見学等につなげる。	小中学校の授業での動画活用促進				

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4			R5	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)	
雇用労働政策課	52	ものづくりイベント開催事業	高等技術学校を会場に、小学生等を対象とした訓練実習体験やものづくり教室等を開催し、ものづくりの機会を提供することで高等技術学校をPRするとともに、ものづくり分野や建築分野への関心を高める。	【現状】 高等技術学校で実施している広報活動は以下のとおり ・パンフレット及びPVの刷新、オンライン広告、新聞広告、テレビCM ・高校及び中学校訪問 ・オープンキャンパス及びものづくり教室(ものづくり教室は中村高等技術学校のみ)の開催等 【課題】 高等技術学校の校内を見てもイベントが少ない。 小学生やその保護者といった、これから高等技術学校の入校者となる方々が高等技術学校を訪れる機会がほとんどない。	【目標数値】 各訓練科が実施する、ものづくり教室の定員に対する参加者の充足率 100%	■広報の強化 ・早い時期から行う。(遅くとも開催日の2ヶ月前) ・多くのツールにより行う。(SNS、教育委員会を通じた小学生への配布など)				■開催日 10月 ■開催日数 1日間 ■内容 ・ものづくりクイズラリー ・ものづくり&体験教室(8コース×2回) ・土佐の匠ワークショップ&作品展示 ・親子みらい×ワーク研究室 ・土佐の匠による料理販売	
障害保健支援課	53	障害者委託訓練事業(特別支援学校早期訓練コース)	特別支援学校高等部等に在籍する生徒で就職先が内定していない就職希望者を対象に、民間企業等において職業訓練を実施し、就職を支援する。	障害者のニーズに応じて、受入先企業の職種の拡大等が必要である。	終了・廃止。	終了・廃止。					
歴史文化財課	54	県立歴史民俗資料館(教育普及(学校教育)事業) ※再掲(17番)	県有施設における中高生の職場体験の受入を行う。	○子どもたちの歴史や文化に触れる機会を充実させるよう、ワクワクワーク(子ども歴史教室)等を実施している。	○子どもたちが、歴史や文化に触れる機会を充実させる。	○中高生の職場体験の受入を行う。	○職場体験の受入 ○ワクワクワーク ○派遣授業 ○体験学習 ○学校教育活動支援事業 ○授業応援教材の開発 ○調査・調べ学習への支援	○職場体験の受入(受け入れなし) ○博物館実習の受入(3校、3人) ○ワクワクワーク(歴史学習を含む講座3回: 5/29、8/12、8/27、31人) ○派遣授業(1校: 山田高等学校) ○体験学習(17校、687人) ○解説(14校、425人)、ビデオ視聴(6校、438人) ○自由見学(15校、559人) ○学校教育活動支援事業(6校) ○授業応援教材の開発(なし) ○調査・調べ学習への支援(なし)	○コロナの影響を若干受けたことで、職場体験や出張授業については要請が減少している。体験学習などを通じて、子どもたちに歴史や文化に触れる機会を提供することで、社会的・職業的自立に向けての基盤となる資質・能力の育成につながるよう引き続き受入体制の充実を図っていく。	○職場体験の受入 ○博物館実習の受入 ○ワクワクワーク ○派遣授業 ○体験学習 ○解説、ビデオ視聴 ○自由見学 ○学校教育活動支援事業 ○授業応援教材の開発 ○調査・調べ学習への支援	
文化国際課	55	まんが甲子園開催事業	国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんがが作品を募集し、予選審査で選ばれた学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。	○海外の募集対象を全世界に広げたことによる課題 ・海外での認知度向上 ・応募者への対応(言語、時差等) ・本選出場者への対応(旅行手配、コロナの状況による受入等) ○高等学校芸術・文化連盟との連携による、高校生スタッフ参加の確保	○国内及び海外の本選出場校を高知県に招待し、現地開催のイベントとして競技を実施する。 ○まんが甲子園の大会運営サポートによって、高校生自身が自主的な活動に積極的に取り組む経験を培い、大会を通して全国の高校生との交流を深める。	○海外での認知度向上のための広報の実施(海外向けのプレスリリースサービス等) ○大会終了後、高知県高等学校文化連盟への大会実績報告を行い、次年度に向けた連携の強化を図る。	○第31回大会の開催 ・まんが甲子園オンラインの同時開催 ※全世界の高校生対象 ・本選大会配信を番組として構成し配信 ○まんがを文化として育む「まんが王国・土佐」と「まんが甲子園」の国内外での認知度向上 ○新たな海外招待国の開拓 ・海外の募集対象国を全世界に拡大	○海外参加校3校のうち、2校はオンラインで参加。初のハイブリッド開催となった。 ○競技の様子やゲストによる応援イベントを番組形式でオンライン配信(ニコニコ動画) ○スカウトシップ育成プログラムを実施。7社10編集部が参加し、7校11名(延べ20名)がスカウトされた。 ○本選出場できなかった高校生を対象としたWebコンテスト「まんが甲子園オンライン」を開催。 <まんが甲子園募集実績> 応募数: 179校 (日本: 170、韓国: 3、シンガポール: 3、台湾: 2、タイ1) ※初めてタイからの応募あり <まんが甲子園配信視聴実績> 視聴者数: 35,999人 コメント数: 11,089件	【評価】 ○初めてのハイブリッドでの競技となったが、大きな問題なく実施できた。 ○生配信視聴数・コメント数から、一定の参加者を得ることができた。 【課題】 ○大会の全国的な認知度、注目度の向上(ブランド力向上) ○国内外からの応募校数の増加 ○今後の大会運営にかかる財源の確保(協賛金、助成金の確保、維持/生徒参加費の見直し検討)	○第32回大会の開催 ・オンライン参加型企画の同時開催 ※全世界の高校生対象 ・本選大会配信を番組として構成し配信 ○地元企業・団体等による協賛の拡大 ○まんがを文化として育む「まんが王国・土佐」と「まんが甲子園」の国内外での認知度向上 ○新たな海外招待国の開拓	
文化国際課	56	「まんが教室」開催事業 ※再掲(29番)	県内のプロ、セミプロの漫画家が小中学校等を訪問し、総合的な学習の時間やクラブ活動の時間を利用して、まんがの描き方、ストーリーの作り方、表現方法を指導する。	○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催に取り組む。	○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。	○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない地域での開催。	○県内の小中学生(ただし、高知市は鏡地区、春野地区、土佐山地区に限る)を対象としたまんが教室の実施。 ○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない学校・団体での開催。(広報の強化) ○新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した実施と感染予防の徹底。	○15回開210名受講 (6/5、6/16、7/9、7/15、7/22、9/2、9/26、9/29、10/11、10/24、11/24、11/24、12/8、12/20、12/22)	【評価】 ○西部地区での開催が多かった。 ○新たに四万十市を中心に活動する漫画集団が講師を引き受けてくれ、円滑な運営ができた。 ○開催校及び受講生徒から好評を得ている 【課題】 ○開催したことのない学校・団体での開催(広報の強化)	○県内の小中学生(ただし、高知市は鏡地区、春野地区、土佐山地区に限る)を対象としたまんが教室の実施。 ○これまでの取組を着実に進めるとともに、開催したことのない学校・団体での開催。(広報の強化)	
文化国際課	57	高知まんがBASE(まんが王国・土佐情報発信拠点施設) ※再掲(30番)	県内の中高生を対象に年6回の講座を開催し1枚まんが等の描き方や考え方を学び、まんがで自分の思いや考え方を表現できる人材の育成を図る。	○県内で活動するプロやセミプロの漫画家の協力を得て実施 ○まんがを学ぶことに意欲的な中高生の参加を得られる募集広報の拡大	○まんがで自分の思いや考え方を表現出来る人材の育成 ○まんが甲子園参加者のすそ野拡大	○HPや広報ツールでの募集 高文連や市町村教育委員会への周知依頼	○受講者は4名 ○全5回の講座を実施(会場: 高知まんがBASE) ○最終的に作品を提出した4名について、令和5年3月4日(土)に全国漫画家大会議(イベント)にてプロの漫画家5名+講師による講評を実施	【評価】 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者の確保が難しかった。 ○4名中4名が最終作品を提出。プロによる講評と具体的なアドバイスを受けることができ、「まんが」による人材育成につながった。 【課題】 ○受講者の確保 ○講座が中止になった場合のフォロー(WEB活用等)	○高知まんがBASEの人材育成事業として、管理運営事業者が実施 ○令和5年6月～令和6年2月で全5回の講座を実施 ○令和6年3月にプロの漫画家による講評を行う		
私学・大学支援課	58	私立学校教育力強化教育改革推進事業	私立学校が行う特色に応じた学力等向上対策や進路指導の充実にかかる経費、また特色ある教育の取組に対して補助することにより、県全体の学力等の向上を図る。	○各学校がそれぞれの特色に応じた方法により、生徒の伝統文化に親しむ活動や、スポーツ活動、また職業体験への取組などを実施している。	○各学校において、特色に応じた学力等向上対策や進路指導の充実等に取り組まれている。(全ての学校における事業の活用)	○県、国における事業の継続	○学校に対する事業の周知及び事業の実施	○私立学校教育改革推進費補助金等 ・次世代を担う人材育成の促進 ・ICT教育環境の整備推進 ・教育相談体制の整備 ・職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進 ・安全確保の推進 ・特別支援教育に係る活動の充実 ・外部人材活用等の推進	○各学校において特色ある教育の推進に係る様々な取組が行われた	○学校に対する事業の周知及び事業の実施	

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4			R5
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
私学・大学支援課	59	職場体験活動・インターンシップ等の推進	県内私立中学・高等学校に対して、職場体験活動インターンシップや職場見学の実入りが可能な事務所に関する情報提供を行う。	○一方的な情報提供となっており、活用状況が不明	○確実な学校への情報提供の実施	○確実な学校への情報提供の実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施	○県が提供を受けた情報について、メール等により各学校へ適宜情報提供を行った。	○職業体験やインターンシップを通じて、就職・職業に関する現状や自己の適性に関する理解を深めている。	○学校に対する事業の周知及び事業の実施
スポーツ課	60	タレント発掘四国ブロック展開事業 (R2廃止)	四国各県で実施されている地域タレント発掘事業(高知県は「高知くろしおキッズ・高知くろしおジュニア」)で発掘された優秀な選手を、年代別の日本代表選手レベルに引き上げるとともに、効果的な発掘・育成システムを広域レベルで構築していくため、四国ブロック規模でより質の高いプログラムを実施する。	○両競技(トランポリン競技・ライフル射撃競技)ともに専用の練習場や器具が必要のため、今後は、本事業の参加者の中でも特に将来有望なタレント生に対して、質・量ともに十分な育成環境を整備する必要がある。 ○競技団体だけでなく、本事業に参画している各県のスポーツ振興を担当する部署のネットワークを生かし、アクセシビリティの良い体育館等の施設を確保する必要がある。	○H30年度より全国大会の入賞を徐々に輩出。 ○H34年度には国体出場、ナショナルタレント候補生へ輩出。	○本事業は、委託事業であることから、徐々に競技団体が主となり事業が展開されるようにH30・31年度に基盤づくりを進める。 その間、各競技でのサポート等を模索し、より良いシステムづくりとして事業を成立させる。				
公園下水道課	61	県下のいち動物公園管理運営事業(教育普及活動)	飼育職員や獣医職員が学校に出向いての講義・講習や、中学・高校生の職場体験学習等を受け入れ、動物園という特殊な職業に触れる機会づくりを進める。	職場体験の依頼数増加や日程の重複により、受入人数や受入校の調整をしている。出前授業では、職員の講義のスキルアップや業務との調整が課題。	飼育職員や獣医職員だけでなく、売店、入園窓口も含む動物園という特殊な職業に触れる機会をつくる。また、自然散策路等を利用して、自然に触れる機会もつくり、子ども達の動物(生物)への関心を高める。	飼育職員や獣医職員だけでなく、売店、入園窓口も含む動物園という特殊な職業に触れる機会をつくる。また、第3者委員会などで、提言をいただきながら自然観察会等を実施予定。 また、友の会でも飼育体験や自然観察会を毎年開催して、動物(生物)に親しみ、関心を高める機会をつくる。	ふれあい教室、レクチャーの受入れ ビーバーなどのレクチャー実施 友の会の開催(スケッチ教室、動物ワークショップなど) サマースクールの開催 サマースクール特別教室の開催 探鳥会の開催 アサギマダラ観察会の開催 タカの渡り観察会の開催 どんぐり感謝祭の開催 出前授業の実施	ふれあい教室:コロナウイルス感染症対策で中止 団体レクチャー:38件906名 友の会:例会5回中、2回中止(川生き物観察会やむろと廃校水族館見学他を実施)参加者23組62名参加 サマースクール:コロナウイルス感染症対策で中止 牧野植物園巡回展「つなげ!高知の少ない生きものたち」講演会開催7/24 参加者503名 探鳥会開催5/8・1/15 参加者35名 アサギマダラ観察会開催10/22 参加者26名 タカの渡り観察会開催10/1 参加者25名 どんぐり感謝祭:雨天のため中止 出前授業実施5件235名	○イベント等を通じて動物園での様々な仕事について理解を深めてもらうことができた。 ○引き続き、子どもの環境づくり推進計画の取り組みを着実に進める。	ふれあい教室の実施 団体レクチャーの受け入れ 出前授業の実施 職場体験学習の受け入れ サマースクールの開催 さわる動物園の開催
小中学校課	62	キャリア教育強化プラン	新学習指導要領において、キャリア教育の要として位置付けられた特別活動を中心として、小・中・高等学校を通じて育成を目指す社会的・職業的自立に向けた資質・能力の一層の育成に向け、小・中・高等学校教員のキャリア教育指導力向上を進めるとともに、各地域の特色を生かしたキャリア教育の充実を支援し、児童生徒のキャリア発達を促す。	○校内研修の実施率は高い傾向にある一方、キャリア教育の視点に基づいた授業の取組やキャリア・パスポート(キャリアシート)の効果的な活用が不十分である。 【令和2年度 キャリア教育に関する実施】 ・校内研修の実施 小学校:94.2% 中学校:96.3% ・「キャリア・パスポート(キャリアシート)」の活用 小学校・中学校・高等学校:100% ○小・中・高等学校のつながりを意識しキャリア教育に取り組んでいる地域が少ない。 ○将来の夢や希望を持っている児童生徒が減少傾向にある。	○各校で実践されている教育活動をキャリア教育の視点で捉え直し、校内の指導・組織体制をより実効的なものにする。 ・キャリア教育に係る校内研修の実施:小中学校とも100% ○小・中・高等学校でキャリア・パスポートが蓄積され、それぞれの進路先へ確実に引き継がれ、効果的に活用されている。	○新学習指導要領に沿ったキャリア教育の全体計画及び、年間指導計画に基づき実践や校内組織運営が推進される。 ○児童生徒それぞれの個性を生かした夢や志が醸成され、学校での生活や学習・進路選択に目的意識をもって取り組むことができるようになる。	○キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会の実施 ○小学校キャリア教育地区別協議会(小学校キャリア教育担当)	○キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会 令和4年10月28日(金) 午前・午後の2部実施 講師による「キャリア・パスポートを活用したキャリアカウンセリングや各校によるキャリア・パスポートの活用工夫について」の講演・演習 ○小学校キャリア教育地区別協議会 東部:令和4年7月22日(金) 西部:令和4年10月4日(火) 中部:令和4年11月25日(金) キャリア・パスポートの効果的な活用や組織的な取組についての演習	○キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会 参加者 午前44名 午後43名 合計87名 ○中高のキャリア教育担当でグループ協議することにより、キャリア・パスポートの有効な活用について、情報交換ができた。また、講師のキャリアカウンセリングの演習により、個々の生徒に応じた対応や声かけの仕方について理解が深まった。 ●キャリア・パスポートの目的を十分に理解できていない教員への支援が必要である。 ○小学校キャリア教育地区別協議会 参加者 各小学校キャリア教育担当の悉皆参加 ○他校のキャリア・パスポートを見合い協議する時間を設けたことで、自校の今後の取組の参考にすることができた。 ●キャリア・パスポートを使って、児童生徒理解を深める点においては、まだ十分に活用できていない学校もある。	○キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会の実施 開催日の予定 令和5年10月27日(金) ○小学校キャリア教育地区別協議会(小学校キャリア教育担当) 開催日の予定 中部:令和5年6月23日(金) 西部:令和5年6月30日(金) 東部:令和5年7月14日(金)
高等学校課	63	21ハイスクールプラン推進費(R3組替えにより学びの保障・充実のための取組推進事業の内数へ)	各県立高校等における生徒の個性や学校・地域の特色を生かした自主的・創造的に取組を推進する。	○魅力ある学校づくりに向けて、地域との連携・協働による多様な取組が各学校で進められている。 ○地域や地元企業と連携・協働した学習活動をさらに推進する。 ○学習意欲の向上や深い学びにつながるような活動となる取組とする。	○生徒が充実した学校生活を送ることで、生徒や保護者の学校への満足度が向上し、県民に信頼される学校づくりが推進できている。 ○地元高校の教育活動への理解が深まり、志願者の増加につながっている。 ○資格取得を推進することにより、就職内定率の向上につながっている。	○魅力ある学校づくりを推進(広報促進、地域新商品開発・販売、地域防災支援、地域課題解決学習、地域活性化に向けた取組など) ○専門高校等における資格取得の推進	各高校において、学校や地域の特色を生かした取組を実施 ○地域でのボランティア活動の実施 ○国際交流活動の推進 ○ものづくり、資格取得の推進 ○防災教育の推進 ○伝統文化の伝承活動の実施 ○販売市の開催 ○生徒支援の推進 ○学校広報誌・通信の発行 ○人権教育の推進 ○環境教育の推進 など ・高校 34校 ・県立中学校 4校	成果:各校において、学校・地域の特色を生かし、自主的・創造的な取組を実施した。 課題:学習意欲の向上や、主体的、対話的で深い学びにつながる活動、探究的な学習へつなげることが必要である。	各高校において、学校や地域の特色を生かした取組を実施 ○地域でのボランティア活動の実施 ○国際交流活動の推進 ○ものづくり、資格取得の推進 ○防災教育の推進 ○伝統文化の伝承活動の実施 ○販売市の開催 ○生徒支援の推進 ○学校広報誌・通信の発行 ○人権教育の推進 ○環境教育の推進 など ・高校 31校 ・県立中学校 3校	
高等学校課	64	キャリアアップ事業(企業・学校見学、インターンシップ)	生徒に自らの学習内容や将来の進路等に関係した県内企業等で就業体験をさせることにより、県内企業に対する理解を深めさせるとともに、学校では学ぶことのできる知識・技術を習得させる。また、勤労観・職業観の育成を図り、生徒が自らキャリア形成を行う力を身に付けさせる。	○各学校において、外部講師を招いたビジネスマナー講習や就職試験等に対応した筆記試験対策講座などが実施されている。 ○卒業後に必要とされるスキルやマナーを身に付けさせる必要がある。	○社会生活に必要なスキルやコミュニケーション能力の向上を図ることで、自らの将来を切り拓く力に、希望に添った進路の実現が進んでいる。	○生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を自ら設計することができるように、企業や学校の見学、就業体験、社会人講話等を通じて生徒のキャリアデザイン力の育成の向上を図る。 ・インターンシップ ・企業、学校見学 ・企業等との共同研究 ・県内企業理解促進 ・ものづくり総合技術展	○企業・学校見学の実施 ・24校 3,015名が参加 ○就業体験・インターンシップの実施 ・14校 548名が参加 ○農林業体験インターンシップ ・5校 延べ237名が参加 ◆ものメッセKOCHI2022(ものづくり総合技術展) 見学学校・生徒数: 22校 2,041名 作品展示校: 8校	評価:新型コロナウイルス感染症の影響で、実施できなかったものもあったが、可能な範囲で実施することで、生徒の進路選択の参考となる一定の効果はみられた。 課題:県関係機関とも連携して、各校が県内の事業所や学校見学の機会を増やすことができるよう努める。	○生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を自ら設計することができるように、企業や学校の見学、就業体験、社会人講話等を通じて生徒のキャリアデザイン力の育成の向上を図る。 ・インターンシップ ・企業、学校見学 ・企業等との共同研究 ・県内企業理解促進 ・ものづくり総合技術展	
高等学校課	65	キャリアアップ事業(進路に向けた課題解決支援)(※R1組替えにより廃止)	専門的なスキルを持った講師を招き、スキルアップ講習会を実施し、1年生の早い段階から生徒のビジネスマナーや就職基礎学力の向上を図り、併せて、継続的に指導していかねばならない教員のスキルの向上を目指す。	○各学校において、外部講師を招いたビジネスマナー講習や就職試験等に対応した筆記試験対策講座などが実施されている。 ○卒業後に必要とされるスキルやマナーを身に付けさせる必要がある。	○社会生活に必要なスキルやコミュニケーション能力の向上を図ることで、自らの将来を切り拓く力に、希望に添った進路の実現が進んでいる。					

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4		R5	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
高等学校課	66	新たな学びへの改革推進事業 ソーシャルスキルアップ事業	充実した高校生活を送れる環境を整えるとともに、高知県の将来を担う良き社会人の育成に取り組む、全国平均と比べて高い中途退学率、就職後の離職率を全国平均に近づける。 高知のキャリア教育の3つの柱である「学力向上」「基本的な生活習慣の確立」「社会性の育成」のうちの「学力向上」に関して、「生徒の学習支援」「学校の学習支援体制の充実」を図る。	○入学時の早い段階で、高校生活を共にする仲間としての意識が芽生え、学校生活に対する不安の解消にもつながる取組が必要。 ○特別な支援が必要な生徒に対して、対人行動力を向上させるための支援が必要。 ○各校において、成績不振の生徒への補習ができる体制を整備しており、対象の生徒数は減少しているが、十分ではない。また、国公立大学の進学実績は着実に伸びているものの、難関大学へ進学する割合は少ない。その要因としては、生徒の学習習慣の定着が十分でないことや、生徒の進路意識の啓発が十分でないことなどがあげられ、継続的な取組が必要である。	○学校における人間関係を早期に築かせ、高校生活への適応が円滑に行われている。 ○特にコミュニケーション能力が不足している生徒に対して効果的な指導・支援が行われている。 ○高校2年生の1月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合10%以下 ○国公立大学進学者の割合(現役)10%以上(R5)	○仲間づくり合宿など、実施計画や実施方法のさらなる改善を図る。 ○ソーシャルスキルトレーニングのより効果的な指導・支援体制を構築するために指定校を中心として研究を進める。 ○これまでの取組に加え、平成30年度から「学校支援チーム」を編成し、定期的な学校訪問を通じて、授業改善や学校経営に関する具体的な指導・助言を行うことで、各校の支援を強化する。特に、授業改善については、指導主事等が授業見学や各校の教科会に参加して、指導・助言を行う。 ○特に、郡部校、中山間校を中心に生徒の学力層の幅が大きいため、低学力層の学力対策に追われ、上位層の学力が十分に伸ばしきれていない現状があるため、平成30年度から、上位層対象の学習支援員を新設した。	○仲間づくり活動 宿泊合宿実施 5校 1日体験活動 13校 中止(校内で実施) 5校 ○ソーシャルスキルトレーニングの研究・実践(4校) ○学校支援チームの派遣 ・学力定着把握検査実施校(36校)において、国語・数学・英語・理科・地歴公民の指導主事等が年間1回の学校訪問を実施する。 ・「授業づくりベーシックガイドブック(高校版)」を活用した授業の型の定着に加え、「思考力・判断力・表現力」の育成に向けた授業改善の支援を行う。 ・生徒1人1台タブレットを活用した振り返り場面の設定や授業以外での学習時間の確保など、ICTの活用に向けた支援を情報教育担当班とともに推進する。 ・新学習指導要領の趣旨に基づく授業の実施、ならびに観点別学習評価の実施に関して支援を行う。 ○学力定着把握検査の実施 ・学力定着把握検査:年間2回 ・学力向上プランの作成 ・学力分析会の実施(年2回) ・研究協議会の実施(8月、2月)	○仲間づくり活動 ・実施:18校、1,740名が参加 ・その他の学校は、校内でのガイダンス等で代替 ○ソーシャルスキルトレーニングの研究・実践4校 ○学校支援チームの派遣 ・学力定着把握検査実施校(36校)において、国語・数学・英語・理科・地歴公民の授業改善に向けた学校訪問を実施する。 ・「授業づくりベーシックガイドブック(高校版)」を活用した授業の型の定着に加え、「思考力・判断力・表現力」の育成に向けた授業改善の支援を行う。 ○学校支援チームの派遣 成果:授業改善に係る学校訪問を実施することにより、国語・数学・英語・理科・地歴公民の5教科において、授業改善に対する教員の意識が高まってきた。 課題:授業以外の学習時間が学年を追うことに減少する傾向にある。 ○学力定着把握検査の実施 成果:高校2年生の1月のD3層の割合は21.7%であり、前年度より増加した。目標値には届かなかったものの、入学時点と比較するとどの学年においても一定の改善が見られる。 研究協議会を開催し、観点別学習評価のあり方について共有することができた。	○仲間づくり活動 宿泊合宿実施 11校 1日体験活動 9校 ○ソーシャルスキルトレーニングの研究・実践4校 ○学校支援チームの派遣 ・学力定着把握検査実施校(33校)において、国語・数学・英語・理科・地歴公民の授業改善に向けた学校訪問を実施する。 ・「授業づくりベーシックガイドブック(高校版)」を活用した授業の型の定着に加え、「思考力・判断力・表現力」の育成に向けた授業改善の支援を行う。 ・生徒1人1台タブレットを活用した振り返り場面の設定や授業以外での学習時間の確保など、ICTの活用に向けた支援を情報教育担当班とともに推進する。 ・新学習指導要領の趣旨に基づく授業の実施、ならびに観点別学習評価の実施に関して支援を行う。 ○学力定着把握検査の実施 ・学力定着把握検査:年間2回 ・学力向上プランの作成 ・学力分析会の実施(年2回) ・研究協議会の実施(8月、2月)	
高等学校課	67	産業教育推進費 キャリアアップ事業(外部講師活用事業)	農業・家庭・水産クラブの研究活動の奨励事業や企業実習、地域産業を支える人材育成事業等を実施し、産業教育の充実を図る。 ※R3よりキャリアアップ事業の一部を組む	○将来のスペシャリストとしての基礎的・基本的な知識、技術・技能の定着を図りつつ、生徒の学習意欲を高めるため外部機関との連携や競技会への挑戦等を推進していく必要がある。	○産業教育の専門的な知識や技能を更に深め、自らの将来を切り拓く力を身につけ、希望に添った進路の実現が進んでいる。	○外部機関との連携(講師の招へい) ○研究活動の奨励 ○発表会等の機会の充実	○産業教育生徒研究発表会の実施(1月) ○地域産業を支える人材育成(共同研究の実施) ○産業教育共同研究(5校、7テーマ、延べ8社) ○専門力向上(27校157テーマ) ○農業・家庭・水産クラブの研究活動の奨励 生徒研究発表会、研究集録発行 ○農業・家庭・水産クラブの研究活動の奨励 生徒研究発表会、研究集録発行 ○産業教育生徒技術競技会の開催支援(農業、工業、商業、水産、看護、家庭) ○全国産業教育フェアへの参加支援(10月 青森県 1校参加)	○産業6分野に13校13チームの参加により、産業教育生徒研究発表会を実施(1月) ○産業教育共同研究(5校、7テーマ、延べ8社) ○専門力向上(27校157テーマ) ○農業・家庭・水産クラブの研究活動の奨励 生徒研究発表会、研究集録発行 ○産業教育生徒技術競技会の開催支援(農業、工業、商業、水産、看護、家庭) ○全国産業教育フェアへの参加支援(10月 青森県 1校参加)	○産業教育生徒研究発表会の実施(1月) ○地域産業を支える人材育成(共同研究の実施) ○産業教育充実事業 ・産業教育技術者活用事業 ・産業教育企業実習 ○農業・家庭・水産クラブの研究活動の奨励 生徒研究発表会、研究集録発行 ○産業教育生徒技術競技会の開催支援 ○全国産業教育フェアへの参加支援	
高等学校課	68	教師力ブラッシュアップ事業	高知のキャリア教育の3つの柱である「学力向上」「基本的な生活習慣の確立」「社会性の育成」のうちの「学力向上」に重点化して、「教員の指導力向上」を図る。	基礎学力の定着については、十分に身につけていないと判定される生徒は減少しているが、その割合は依然として大きい。また、国公立大学の進学実績は着実に伸びているものの、難関大学へ進学する割合は少ない。 その要因として、基礎学力の定着では、教科指導が個々の教員の力量に依存しており、学校の組織的な取組が十分でないことがあげられる。また、大学進学に関する指導では、特に難関大学の受験に向けての教科指導について、個々の教員の指導力が十分でなく、学校の中で教員の指導力を向上させていく環境が整っていない。	○公立高等学校卒業生数に占める国公立大学進学者の割合14%(R4) ○CEFR B2レベル以上の英語力を有する英語担当教員の割合高等学校:85%以上(R4)	○教科指導力向上研修Ⅰ 大学進学チャレンジセミナーを活用した進路指導力の向上を図る。 ○教科指導力向上研修Ⅱ 県内の県立高校において、大学進学や基礎学力定着の指導に実績のある、他県のスーパーティーチャーや予備校講師を招へいた授業研究や、授業改善に向けた教科研究の研究会などを実施することで、教員の教科指導力や進路に関する指導力向上を図る。 ○英語発信力の育成 ・H30年までに高等学校における英語担当教員の英検準1級程度取得率70%、H32年までに75%以上の目標達成を目指す。方策として、英語力ブラッシュアップ講座、英語教育推進研修を実施し、教員の英語力、指導力の向上を図る。	○大学進学に向けた指導力の向上 ・教科指導力向上研修Ⅰ:大学進学チャレンジセミナーを活用した進路指導力の向上(実施形態、日程未定) ・教科指導力向上研修Ⅱ ①県外講師による研究授業及び研究協議 ②教職員に対する研修等 ○英語発信力の育成 ・高知県高等学校教育研究会英語部会のプロジェクト別による研究及び事業 ・授業研究 ・テスト研究 ・英語ディベート研究 ・学校実践研究 ・全英連大会等報告会	○大学進学に向けた指導力の向上 ・教科指導力向上研修Ⅰ チャレンジセミナーにあわせて、県内外の進路指導実績のある講師(元県立高校長、塾講師等)の指導を研究する研修を実施。 【高知】開催:7.27-7.29 参加:15名 【難関】開催:8.2 参加:11名 【東部】開催:8.20-8.21 参加:2名 ・教科指導力向上研修Ⅱ 他県で進路指導の実績のある講師を招聘し、授業及び研究協議を実施した。 ・授業研究 ○英語発信力の育成 ・授業研究プロジェクト 月1回程度の定例会と、その他に適宜会を実施(オンライン) ・県内の小・高校の外国語担当教員の集まる研究会にて代表教員が実践発表を行った。(12月) ・学校実践研究プロジェクト 10~12月で5回実施(小中高の教員、管理職、指導主事への参加呼びかけ) ・全英連(佐賀大会)はオンライン実施となり、県内の英語科教員も積極的に参加した。	○大学進学に向けた指導力の向上 ・教科指導力向上研修Ⅰ 令和3年度よりも参加者数は減少したものの、参加した教員は、授業参観及び研究協議を通じて、授業改善や教科指導力の向上につながる手がかりを得ることができた。 ・教科指導力向上研修Ⅱ 実施校は1校(数学)であったが、生徒の解法を見極めて発表させる技術などを目の当たりにするなど、授業改善につながる多くのヒントを得ることができた。 ・大学進学に向けた教員の教科指導力の向上につながる研修に加えて、多様化する入試制度等にも対応した学校の組織的な進路指導の充実を目指す研修を計画する。 ○英語発信力の育成 ・新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、オンラインや対面、ハイブリッド方式など開催方法及び参加方法を工夫しながら教員の自己研鑽の場を確保した。また、小中高一貫した英語指導力を身につける研修を設定できた。 ・高等学校における英語担当教員のうち、CEFR B2レベル以上の英語力を有する教員の割合は全国的にも比較的高い傾向にある。 ・生徒達の発信力を更に強化するために、基礎的な力を定着させながら、4技能(「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」)を結びつけた、統合的な言語活動をさらに充実させたり、生徒達の英語力を的確に見とる力の向上に繋がる研修等を設定する。	
特別支援教育課	69	特別支援学校キャリアプロジェクト(キャリア教育・就労支援推進事業)	学習指導要領の改定の趣旨を踏まえ、特別支援学校の児童生徒一人一人の実態や進路希望に応じ、地域や関係機関等と連携、協働した早期からのキャリア教育、進路指導の充実を図り、自立と社会参加を実現する。	○進路指導主事及び就職アドバイザーを中心に、就労支援等の進路指導が充実してきており、県立知的障害特別支援学校の一般就労率は全国平均を上回っている。(全国平均H27:32.1%、高知県H27:32.9%、H28:49.5%) ○できるだけ早期から進路の方向性を決定し、その進路に即した教育内容・進路に関する指導・支援の充実を図る必要がある。 ○一般企業に障害者雇用について、更に理解を深めてもらうことが必要である。	○教育・福祉・労働等の関係機関、企業との連携体制が充実するとともに就労支援のためのネットワークの構築ができてきている。 ○特別支援学校のキャリア教育の充実が図られている。 ○各学校で早期からのキャリアガイダンスが開催され、卒業後の生活を見据え、適切な進路につなげるための取組が個別に計画されている。 ○就職を希望している生徒の就職支援の強化を行い、進路保障の充実ができてきている。 ○一般就労を希望する高等部生徒の就職率100% ○職場定着率(卒業1年)100%	○特別支援学校の生徒への就労支援として、進路支援推進会議を設置する。 ○キャリア教育アドバイザーの派遣により、作業学習・生活単元学習等の授業改善を行う。 ○小学部段階から卒業後を見通した進路指導を行うとともに、就労支援セミナーや地域相談会への参加を保護者に促す。 ○卒業後の自立や社会参加に向けて、就労体験や施設見学会を実施する。 ○就職アドバイザーを配置し、企業への啓発、職場開拓等就職支援体制の強化を図り、就職を希望している生徒の就労を実現するための取組を進める。	○キャリア教育の視点での授業改善の実施 ・特別支援学校にキャリア教育スーパーバイザーを派遣 ○早期からのキャリアガイダンスの実施 ○就職アドバイザーの活用 ・2名配置し7校で活用。就職を希望している生徒の就職支援体制を強化し、進路保障の充実を図る。 ○就労体験・職場実習・施設体験等の実施 ・高知市、四万十市の2会場で開催 ・企業見学会の同時開催 ○職場定着支援 ○キャリア教育戦略会議の開催 ○特別支援学校就職サポート隊「こうち」 ・登録企業等の拡大 ・現場実習の受け入れ拡大や、雇用促進へつなげる。	○キャリア教育スーパーバイザーを派遣し、生徒や教員に対し職業教育等への助言を実施。 ・就職アドバイザーによる現場実習先等の新規開拓:139回 ・技能検定幅大会(7月)高知大会(8月)実施。参加生徒137名 ・就労体験・職場実習・施設体験等:各学校で実施 ・キャリア教育戦略会議の実施:5校5回 ・特別支援学校就職サポート隊「こうち」:登録企業97社	○各学校において、社会のニーズにあった作業学習の指導方法を検討することができた。引き続き、スーパーバイザーを活用した職業教育の充実を図る。 ・生徒の進路に関するニーズに合った企業が委託につながった。 ・技能検定の実施により、生徒の学習意欲の高揚を図るとともに、障害者の理解啓発、特別支援学校卒業生の雇用の促進につながった。 ・企業、支援機関、学校が情報共有することで、授業改善、支援体制の強化につながった。 ・サポート隊登録企業の活用により、現場実習の受け入れ拡大や雇用促進へつなげる取組が必要。	○キャリア教育の視点での授業改善の実施 ・特別支援学校にキャリア教育スーパーバイザーを派遣 ○早期からのキャリアガイダンスの実施 ○就職アドバイザーの活用 ・2名配置し7校で活用。就職を希望している生徒の就職支援体制を強化し、進路保障の充実を図る。 ○就労体験・職場実習・施設体験等の実施 ○高知県特別支援学校技能検定実施 ・高知市、四万十市の2会場で開催 ・企業見学会の同時開催 ○職場定着支援 ○キャリア教育戦略会議の開催 ○特別支援学校就職サポート隊「こうち」 ・登録企業等の拡大 ・現場実習の受け入れ拡大や、雇用促進へつなげる。

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4			R5
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
保健体育課	70	トップアスリート夢先生派遣事業 (R1廃止)	スポーツに対する興味・関心を高めるとともに、自らの「夢」を持つとす意欲を向上させるために、トップアスリートを各学校に派遣し夢の教室を実施する。	○県内では、トップアスリートに直接触れ合う機会が少ない。 ○2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控え、スポーツにおける多様な楽しみ方や多面的な教育的価値を持つオリパラ教育へのアプローチが弱い。	○県内の全ての小中学校において、トップアスリートに直接触れ合う機会を設ける。 〔目標数値〕 小学校 58校(現在132校) 中学校 80校(現在20校) ○県内の全ての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、オリパラ教育が実践されている。	○オリパラ全国展開事業とも連携しながら、県内の全ての小中学校において、トップアスリートに直接触れ合ったり、スポーツにおける多様な楽しみ方や多面的な教育的価値を持つオリパラ教育の取組を進める。				
産学官民連携課	71	起業促進事業(小中学生対象)	これまで実施していた中学生向けの起業体験ワークショップを新たに小学生向けにも実施する。	○身近に起業家がいいため、将来の選択肢として「起業」を検討する学生が圧倒的に少ない。 ○起業家精神を育む、起業気運を醸成する教育がほとんど実施されていない。	○起業を身近に感じ、チャレンジする気運を醸成することで、将来の選択肢として起業を検討する学生を増やす。	○小中学生向けに起業体験プログラムを実施し起業の工程を体験することでチャレンジ精神を育成する。				○起業体験ワークショップの開催 ・小学4～6年生向け起業体験プログラムを実施(年2回) ・中学生向け起業体験プログラムを実施(年2回)
産学官民連携課	72	起業促進事業(小学5,6年生・高校生対象)	一般社団法人高知イノベーションと連携して、起業家が小学生や高校生を対象に講演等を実施する機会を設け、起業を身近な将来の選択肢のひとつとして意識してもらう。	○身近に起業家がいいため、将来の選択肢として「起業」を検討する学生が圧倒的に少ない。 ○起業家精神を育む、起業気運を醸成する教育がほとんど実施されていない。	○起業を身近に感じ、チャレンジする気運を醸成することで、将来の選択肢として起業を検討する学生を増やす。	○県出身・在住の起業家による講演等を実施し、起業を身近に感じ、チャレンジする気運を醸成する。				○起業家による学生向け講演会の開催 ・小学生向け講演会(年5回程度) ・高校生向け講演会(年5回程度)
産学官民連携課	73	起業促進事業(大学生対象)	学生のうちから起業を目指す大学生の取組について、一般社団法人高知イノベーションと連携して支援する。	○身近に起業家がいいため、将来の選択肢として「起業」を検討する学生が圧倒的に少ない。 ○起業家精神を育む、起業気運を醸成する教育がほとんど実施されていない。	○起業を身近に感じ、チャレンジする気運を醸成することで、将来の選択肢として起業を検討する学生を増やす。	○一般社団法人高知イノベーションが実施する大学生向けの起業プログラムに参画、学生のチャレンジする気運を醸成する。				○民間団体等が実施する起業プログラムに参画 ・大学組織との連携 ・起業に意欲のある大学生(ビジコン参加者等)との連携
産学官民連携課	74	アニメ制作体験講座	県内の中学生・高校生を対象に、アニメクリエイターの仕事内容や魅力を伝える講座を実施し、アニメクリエイターを将来の仕事の選択肢の一つとして考えてもらうきっかけづくりを行う。	○アニメ関連企業の集積を図る上で、立地企業へ輩出するための人材の発掘や育成が十分ではない。	○アニメ制作に対する県内の若者の関心を高め、アニメクリエイターを将来の仕事の選択肢の一つとして考えてもらう。 ○県内アニメ企業の従事者数50人(R4実績18人)	○県内での気運醸成に向け、アニメを活用した広報等を実施。 ○県内の若者に、アニメ制作の魅力にふれる機会を創出。 ○アニメ関連企業に対して、本県の支援策や魅力を訴求するための情報提供やフォローアップを強化。				○アニメクリエイター講演会の開催(6月) ○アニメ制作体験講座の開催(8月)
雇用労働政策課	75	高知県就職支援相談センター事業(①学校出前講座、②ジョブキッズ)	自立した社会人・職業人となるための基盤をつくるために、主体的に行動すると同時に、目的意識を持って就職する力を育成する。 ①県内の中学・高校等における、キャリア教育や就職活動に必要な支援の実施 ②小学生の好奇心や興味を大事にしつつ、自分の未来を肯定的に感じ、早期に様々な職業を知るきっかけづくりとするための、自己分析・仕事研究ワークの実施	自立した社会人・職業人となるための基盤をつくるために、主体的に行動すると同時に、目的意識を持って就職する力を育成する。 ①県内の中学・高校等における、キャリア教育や就職活動に必要な支援の実施 ②小学生の好奇心や興味を大事にしつつ、自分の未来を肯定的に感じ、早期に様々な職業を知るきっかけづくりとする	①実施回数目安年間延べ80回 ②5回程度開催(東部・西部で各1回程度、高知市内3回程度) 各回定員10組程度(小学生と保護者)	①学校が年間行事予定を考慮するタイミングを考慮し、年度末までに案内し、申込を受け付ける。 ②参加しやすい日程設定(夏休み中・土日祝日の開催)				①学校出前講座申込状況 55校、延べ103回 ②8月19日(土)・8月20日(日)・8月26日(土)オンライン研修室にて開催予定 東部・西部での開催については未定
スポーツ課	76	私立高等学校運動部活動強化校支援事業	運動部活動の競技力の向上を図るため、私立学校の運動部活動推進校等を指定し、競技力向上に向けた支援を行う。	○29年度より公立高等学校に対して運動部活動強化校支援事業が開始されたが、私立高等学校に対する支援ができていなかったため、30年度から私立学校の運動部活動推進校等を指定することとした。 ○30年度からは、強化指定校の基準に当てはまる私立高等学校が1校だけである。種目は相撲・卓球のみとなっている。	○全国大会で安定して上位入賞する競技を増やす。 ○全国高等学校総合体育大会入賞競技数が増えている。(H29:6、R4:13)	○優秀な競技実績を有する私立高等学校運動部に対して補助金を交付し、競技力の向上を図る支援の内容 ①活動費の補助 ②スポーツ医・科学面からのサポートの実施	○明徳義塾高校卓球部(男・女) ・県外遠征(石川) ○高知中央高校ハンドボール部 ・県外遠征(大分) ○高知中央高校女子バスケットボール部 ・県外遠征(愛知) ○高知中央高校女子硬式野球部 ・県外遠征(神戸) ○高知中央高校男子銃剣道部 ・県外遠征(宮城) ○競技用具購入 ・試合球(卓球男女、バスケットボール、野球、ハンドボール)、木銃	○明徳義塾高校卓球部(男・女) ・県内強化合宿(7/19～21) ・県外強化合宿(8/23～27) ○高知中央高校ハンドボール部 ・県外遠征(6/25～26、7/2～3、7/16～18) ○高知中央高校女子バスケットボール部 ・県外遠征(7/16～17、9/10～11、10/22～23) ○高知中央高校女子硬式野球部 ・県外遠征(6/25～26) ・県外大会参加(8/21～24、11/11～13) ○高知中央高校男子銃剣道部 ・県外大会参加(7/22～24) ・県外遠征(8/17～19)	○補助した団体のほとんどが、R4年度の上位大会(国際大会、インターハイ、国体、全国選抜等)で入賞などの好成績をおさめ、補助の結果が十分にできている。 ○補助対象期間や対象経費など、団体がより活用しやすいよう迅速かつ適切な処理をする。	○明徳義塾高校卓球部(男・女) ・県外遠征(石川) ○高知中央高校ハンドボール部 ・県外遠征(大分) ○高知中央高校女子バスケットボール部 ・県外遠征(愛知) ○高知中央高校女子硬式野球部 ・県外遠征(神戸) ○高知中央高校男子銃剣道部 ・県外遠征(宮城) ○土佐高校登山部 ・県外遠征
スポーツ課	77	中学生競技力向上対策事業	中学生の競技力の向上を図るため、高知県中学校体育連盟が行う競技力向上事業に対し補助する。	○ジュニア期から一貫した育成・強化の指導体制の確立が必要である。 ○将来有望な選手や全国大会で優秀な成績を有する選手への、質の高い指導機会の提供が必要である。	○全国大会で安定して上位入賞する競技を増やす。 ○全国中学校体育大会の入賞競技数が増えている。(H29:6、R4:13)	○高知県中学校体育連盟に加盟している18競技19種目に補助金を交付。 ○アドバイザー等招聘 ○各競技(専門部)ごとに育成強化を展開。	○強化練習、合宿や遠征の実施 ○競技力向上に資する大会への参加 ○アドバイザー等招聘 ○優秀チーム招聘 ○指導者研修 ○新1年生に特化した強化(令和5年、全国中学校体育大会が四国ブロックで開催決定のため)	○高知県中学校体育連盟に加盟している18競技19種目に補助金を交付し、事前に作成した計画に基づいて、各競技団体ごとに強化活動を実施。県内練習会、合宿、県外遠征参加選手数6,395名、指導者数1,262名(延べ人数)	○全国中学校体育大会において、7競技で入賞している。また、その他上位大会においても入賞者や日本代表選手を多く輩出している。 ○R5年度は四国で全国中学校体育大会が行われるため、計画の段階から、それに向けた強化を意識してもらう。	○強化練習、合宿や遠征の実施 ○競技力向上に資する大会への参加 ○アドバイザー等招聘 ○優秀チーム招聘 ○指導者研修 ○全国中学校体育大会(四国ブロック)に向けた強化
スポーツ課	78	タレント発掘四国ブロック展開事業 ※再掲(56番) (R2廃止)	四国各県で実施されている地域タレント発掘事業(高知県は「高知くろしおキッズ・高知くろしおジュニア」)で発掘された優秀な選手を、年代別の日本代表選手レベルに引き上げるとともに、効果的な発掘・育成システムを広域レベルで構築して、四国ブロック規模でより質の高いプログラムを実施する。	○両競技(トランポリン競技・ライフル射撃競技)ともに専用の練習場や器具が必要のため、今後は、本事業の参加者の中でも特に将来有望なタレント生に対して、質・量ともに十分な育成環境を整備する必要がある。 ○競技団体だけでなく、本事業に参画している各県のスポーツ振興を担当する部署のネットワークを生かし、アクセシビリティの良い体育館等の施設を確保する必要がある。	○H30年度より全国大会の入賞を徐々に輩出。 ○R4年度には国体出場、ナショナルタレント候補生を輩出。	○本事業は、委託事業であることから、徐々に輩出。事業が展開されるようにH30・31年度に基盤づくりを進める。その間、各競技でのサポート等を模索し、より良いシステムづくりとして事業を成立させる。				

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4			R5
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
スポーツ課	79	高知県スポーツ少年団育成事業	スポーツ少年団組織の充実と活動の活性化を図る各種の事業を行う。	○児童数の減少に伴い、団員数や回数が見られる。 ○指導者の高齢化、若い指導者の先導的リーダーの不足。	○団数(H29:218団体)、団員数(H29:4,102名)、総合交流大会の実施競技(H29:17競技)、指導者数(H29:962名)が増加している。	○総合交流大会の充実を図り、団数や団員数の増加につなげる。 ○指導者研修会などを通じて、積極的に若い指導者の養成を図る。	○総合交流大会の実施 ・指導者育成事業 ・スタートコーチ養成講習会 ・指導者研究会 ・四国ブロック指導者研究協議会 ○リーダー育成事業 ○日独スポーツ少年団同時交流事業	○総合交流大会2,717名参加 ・スタートコーチ養成講習会3回実施47名参加 ・四国ブロック指導者研究協議会12名参加 ○リーダー育成事業5回実施30名参加 ○日独スポーツ少年団同時交流事業2名(オンライン)	○新型コロナウイルスの影響により中止になった事業もあるが、概ね予定通り行うことができた。 ○スポーツ少年団登録者増に向けて各種事業の充実を図っていく。	○総合交流大会の実施 ○指導者育成事業 ・スタートコーチ養成講習会 ○リーダー育成事業 ・各種研修会 ○日独スポーツ少年団同時交流事業 ・派遣、受入
保健体育課	80	県立学校運動部活動活性化事業(旧運動部活動強化校支援事業)	本県の県立学校の運動部活動の充実と競技力向上を目的として、専門的な指導力をもった外部講師を各運動部活動のニーズに応じて派遣するとともに、全校上位入賞を維持するために、練習用具購入等の支援を行う。	○顧問及び運動部活動指導員双方へのソフト面(指導力向上等)でのサポートが必要。 ○四国大会、全国大会の入賞者数については、大きな変化は見られないが、全国大会上位入賞部の競技力維持・向上に向け、ソフト面及びハード面(練習環境の整備)での支援が必要。	○計画的な指導が強化され、全体の競技力向上に繋がる。 ○運動部活動の活性化が図られる。 ○指導者の資質向上が図られる。 [目標数値] ・専門的な知識を持つ指導者等の派遣が、生徒の知識や技能の向上につながった割合:90%以上 ・専門的な知識を持つ指導者等の派遣が、顧問及び運動部活動指導員の指導力向上につながった割合:90%以上	○運動部活動の充実と競技力向上に向け、優れた知見を持つ専門家が定期的に指導を行うことにより、顧問や指導員の資質向上が図られるとともに、生徒の知識や技能が向上する。 ○全国大会上位入賞部に対する支援を続けることにより、競技力が向上する。	○競技団体から専門の指導者の派遣 ・1回2時間×年間11回×15部 ○スポーツ医学の専門家の派遣 ・1回2時間×年間2回×5部 ○募集 ○派遣部の決定 ○指導者の派遣開始 ○各部で年度末検証の実施及び報告書の提出	3校5部にて実施 指導者A:2校3部 高知工業高 卓球部 佐川高 女子バレーボール部 佐川高 男子バスケットボール部 指導者C:2校2部 高知工業高 空手道部 山田高 女子陸上競技部 (派遣指導者) A:競技団体に所属し、専門的な高い指導力を備えた指導者 C:スポーツ医・科学面の専門的知見を有する指導者	○専門の指導者の派遣により、よりレベルの高い専門的な知識をもとにした効率的・効果的な運動部活動の指導を行うことができた。 ○四国高等学校選手権大会 個人5種目入賞(優勝含む) ○顧問及び運動部活動指導員に対して、今後も指導力向上等といったソフト面の支援が必要である。 ○競技力維持・向上に向け、ソフト面に加えて練習環境の整備といったハード面の支援が必要である	(専門的な知識を持った指導者等の派遣) ○県立学校の運動部活動の充実及び競技力の向上を図るために、レベルの高い専門的な知識を持つ指導者(競技団体に協力要請)やスポーツ医学の専門家(スポーツトレーナー等)を学校に派遣する。 (練習環境の整備) ○前年度の全国高等学校総合体育大会において、上位入賞(3位以内)した部へ、講師派遣や練習用具購入の補助を行う。
保健体育課	81	運動部活動サポート事業(R2廃止)	①運動部活動に専門的な指導やスポーツ医・科学面からのサポートが出来る運動部活動支援員を派遣、②運動部活動支援員の資質向上のための研修会の実施、③中山間地域における運動部活動支援員の配置促進を図る。	○各部の実情に応じた派遣回数を設定することで、派遣した運動部では質の高い指導実践に繋がっている。 ○運動部活動の指導が可能な外部人材が不足している。特に、中山間地域において、運動部活動支援員の派遣を希望しているが、指導可能な人材が少ないため配置できていない部活動がある。	○顧問と運動部活動支援員が連携して、運動部活動を実施することにより、生徒の運動・スポーツに対する意欲が高まり、競技力の向上や学校・地域の活性化につながっている。 ・派遣部数 中学校:84部 高等学校:63部 特別支援学校:4部	○顧問と運動部活動支援員が連携して、運動部活動を実施することにより、生徒の運動・スポーツに対する意欲が高まり、競技力の向上や学校・地域の活性化を進める。				
保健体育課	82	運動部活動指導員配置事業	①運動部活動に係る教員の働き方に関する負担軽減と運動部活動の質的向上を図るために、単独指導等が可能な運動部活動指導員の配置とその促進②運動部活動指導員の資質向上のための研修会を実施する。	○部活動に係る勤務時間が長く、部活動終了後に校務分掌やクラス運営等の業務を行う教員が多いため、放課後の勤務時間が増大している。 ○これまで、派遣していた運動部活動支援員は、単独での指導や引率ができないため、顧問と連携・協力しながら技術的な指導にあっている。	○部活動指導員が顧問の業務を分担することで、教員が生徒と向き合う時間や自己研鑽する時間が確保されている。 ○部活動指導員を効果的に活用するために、学校が練習時間や休養日の設定等の部活動全体計画をより機能させることで、部活動の適正化が図られている。 ○専門的な知識・技能を有した部活動指導員が継続的・計画的に指導を行うことで、部活動の質的向上が図られている。 ・指導員による単独指導の割合 中学校:100% 高等学校:80%以上	○部活動指導員の配置により、生徒の健康面への配慮とバランスのとれた生活の確保に努めるとともに、教員のワークライフバランスの改善を進める。 ○部活動指導員を効果的に活用するために、学校が練習時間や休養日の設定等の部活動全体計画をより機能させることで、部活動の適正化を進める。 ○部活動指導員の県内全ての公立中学校、高等学校への配置を進める。	○要項・要領の作成及び周知 ○市町村立中学校に対しては、県補助金要綱の作成及び市町村への周知 ○申請書の作成・提出(学校) ○派遣校の決定・実施 ○運動部活動指導員の研修会の実施(年間2回) ○指導主事等による派遣校の訪問 ○中間報告の提出(市町村立中学校は3カ月に一度、県立中学校においては、毎月の活動実績報告を提出) ○実績報告書の作成・提出(学校)	○運動部活動指導員の配置:県立学校 ・県立中学校:3校8名 ・県立高等学校:22校51名 ・申請(4月)、任用(5~3月) ・配置に係る研修(6月) ・月例報告 県立中学(6~2月) ・中間報告 県立高校(10月) ・実績報告(3月) ○市町村立中学校に運動部活動指導員を配置するための補助 ・市町村立中学校:14市町村32校55名 ・申請(4月)、任用(4~3月) ・中間報告(7、10、1月) ・実績報告(3月) ○研修の実施(年2回) ・配置に係る研修(7月) ・指導力向上のための研修(1月) 講師 有吉 晃平(大阪体育大学)	○運動部活動指導員の適正な配置に向け、従事可能な時間を精査し任用した結果、高等学校においては、配置予定を上回る任用ができた。中学校では、年度途中で退職した指導員の代替が見つからなかったこと等の理由により、計画どおりの実施ができなかった部があった。→知事部局と連携し、人材バンクの整備といった県内指導者の掘り起こしに努める。 ○運動部活動指導員による単独指導の割合が、活動中の安全管理上等の理由から目標値を下回った。 →県立学校や市町村教育委員会に対して事業の趣旨を再度説明し、単独指導の割合の改善を促す。 ○研修を通じて、運動部活動におけるスポーツ事故発生時の緊急時の対応計画や重篤スポーツ事故に対する救急措置について理解を深めることができた。 →各学校の運動部活動の質的向上に向けて、運動部活動指導員に対して充実した研修を行っていく。	○運動部活動指導員の配置 ・県立中学校10名 高等学校41名(予定) ○市町村立中学校に運動部活動指導員を配置するための補助 ・60名(予定) ○研修の実施 ・年間2回実施 ・配置に係る研修、指導力向上の研修
スポーツ課	83	高知県バスウェイシステム事業	県内の優秀な小学生に対しトップアスリートに向けた育成・強化を行う。 ・自分に合った競技を見つけることができる測定会やスポーツ体験会を実施する取組。	○小中学生は地元でできる競技が限定されており、自分の適性に合った競技を見出す機会が少ない。 ○競技人口が一部の競技に偏っており他の競技で活躍できる可能性を持つ選手が埋もれている場合がある。	○全国大会で優秀な成績を収める選手が増加している。 ○マッチングプログラムの参加者が1,420名 ○くろしおキッズ選考会への応募者が180名以上 ○キッズの体力A判定が7割以上 ○キッズ修了生が国際大会へ3名出場	○自分に合ったスポーツに出会う機会が増えている。 ○各競技団体において誰でも挑戦できるシステムが確立されている。 ○国際大会や全国大会で活躍する事業修了生が増えている。	○マッチングプログラム 計18回 ・I-1:3回(東部・中部・西部) ・I-2:3回(東部・中部・西部) ・II-1:2回(中部、西部) ・II-2:3回(東部・中部・西部) ・III-1:1回(中部) ※バラスポーツイベント ・III-2:6回(中山間地域、学校等) ○育成プログラム ・トレーニングプログラム 4回 ・競技プログラム 10回 ・知的プログラム 4回 ・合宿プログラム 1回 ・スペシャルプログラム 1回 ※オンラインを活用した、宿題トレーニングやプログラムの動画配信 ○特別プログラム 1回(10月予定)※5年生のみ ○広報活動の強化 ・高知くろしおキッズのユニフォーム作成 ・SNSの活用 ・各小学校への訪問活動	■マッチングプログラム【計19回、1,420名参加】 ・I-1:3回(東部・中部・西部)【234名】 ・I-2:3回(東部・中部・西部)【455名】 ・II-1:2回(中部、西部)【208名】 ・II-2:3回(東部・中部・西部)【87名】 ・III-1:1回(中部)【225名】 ・III-2:6回(中山間地域、学校等)【211名】 ■高知くろしおキッズ ○育成プログラム【各学年18回ずつ】 ・トレーニングプログラム ・競技プログラム ・知的プログラム ○その他プログラム ・合宿プログラム 1回 【黒潮町2泊3日、「スポーツと防災」】 ・スペシャルプログラム 1回 【藤川球児氏:キャッチボール教室】 ・四国交流プログラム 1回【愛媛県】 ○くろしおキッズ選考会 ・145名の3、4年生が参加	○全国大会で優秀な成績を収める選手が増加している。 ○マッチングプログラムの参加者が1,420名 ○くろしおキッズ選考会への応募者が145名以上 ○キッズ修了生が国際大会へ3名出場	■マッチングプログラム 計21回 ・I-1:3回(東部・中部・西部) ・I-2:3回(東部・中部・西部) ・II-1:2回(中部、西部) ・II-2:3回(東部・中部・西部) ・III-1:10回(中山間地域、学校等) ■高知くろしおキッズ ○育成プログラム(全学年共通) ・知的・トレーニングプログラム 8回 ・競技プログラム 12回 ・体力測定プログラム 1回 ○その他プログラム ・合宿プログラム 1回 ・大阪体育大学合宿 1回 ※6年生のみ ・スペシャルプログラム 1回 ・交流プログラム 1回(10月予定)※5年生のみ ○広報活動の強化 ・くろしおキッズユニフォーム作成 ・HP・SNSの活用 ・各小学校への訪問活動

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン2 文化や芸術、スポーツ自然に触れる機会や幅広い職業体験の機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿 (R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R4			R5
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	
スポーツ課	84	持続可能な子どものスポーツ推進事業	子どものスポーツ環境の充実に向けた市町村の取組を支援するとともに、広域で連携する取組を推進する。	○運動やスポーツが好きな子どもの割合は男女とも全国平均よりも少し高い。 ○地域によっては、子どもたちがスポーツを継続できる環境が十分ではない。	○運動が好きな子どもの割合がR4年度の調査結果より増加している。 (令和4年度調査) 小5男子:92.1% 小5女子:85.9%、中2男子89.5% 中2女子79.1%	○地域の実情に応じた子どものスポーツ環境づくりや多様な種目を体験できるスポーツ機会の提供などにより、運動やスポーツが好きな子どもを増やしていく。				○市町村単位の取組の充実 ○広域の取組の推進 ○民間活力による効果的な取組の展開 ○県板地域おこし協力隊の配置による活動推進
歴史文化財課	85	県立坂本龍馬記念館 (教育普及事業) ※再掲(14番)	小中学校を対象に記念館職員等による坂本龍馬を通じた歴史学習・地域学習・総合学習の出前授業を実施する。	○出前授業の認知度がまだ低い。 ○子どもたちの興味をひき、かつ参加しやすい内容の検討。	○年間20校程度 ○参加者30名程度	○県内市町村の教育委員会に出向き、出前講座についての説明を行い、認知度をあげるよう努める ○6月上旬までに内容を確定させ、夏休み前には広報を行う。(8月上旬実施)	○夏休み・とさつ子幕末ツアー ○夏休み・りょうま工作教室 ○出前授業 ○職場体験学習受入 (希望校があれば実施)	○出前授業 実施箇所: 延10箇所(児童クラブ含) 参加者: 585人(教員・保護者等含む) ○夏休み・とさつ子幕末ツアー 開催中止(コロナ感染拡大のため) ○夏休み子ども教室 6回開催、44名	○出前教室 ・小中学校等と児童クラブも対象として活動の場を拡げ、坂本龍馬を通じた歴史学習・地域学習の充実を図った。 ・今年は初めて、県外2校(東京都品川区)での出前授業、県内の出前教室実施校によるアフター出前教室1校(館に招待)を行い活動の拡大を行った。 ○夏休み・とさつ子幕末ツアー ・コロナ感染状況を考慮し開催を見送った。 ○夏休み子ども教室 ・工作を楽しみながら坂本龍馬や幕末の生活について知識を広めることができるよう取り組みを行った。 ・コロナ等により募集しても少人数しか集まらない回があった。	○出前授業 ○夏休み・りょうま工作教室
文化国際課	86	県立文学館 (教育普及事業) ※再掲(15番)	朗読を通して文学に親しむ子どもたちを育てるため、小中学生を対象に朗読コンクールを実施する。カルチャースポーターによる子どもたちが興味を持つお話しや、土佐民話の紙芝居、絵本の読み聞かせを行う。	○次代を担う子どもたちに喜びと感動を与え、創造性豊かな心を育てることができるよう、児童生徒文学作品朗読コンクール等を実施している。	○次代を担う子どもたちに喜びと感動を与え、創造性豊かな心を育てよう、機軸の充実を図る	○小中学生を対象にした朗読コンクールや絵本の読み聞かせを実施することにより、文化や文学に親しむ子どもたちを育てる。	○児童生徒文学作品朗読コンクール ○おはなしキャラバン(館内・出張)	○児童生徒文学作品朗読コンクール 参加者 254人 ○おはなしキャラバン(出張) 26回(出張26回) 参加者 1,649人	朗読コンクール・おはなしキャラバンともに、感染防止対策を充分講じた上で事業を展開した。お話しキャラバンに関しては、土佐民話の紙芝居や絵本の読み聞かせなどを通して楽しい充実した時間をカルチャースポーターとともに提供した。なお、朗読コンクールに関しては、開催にあたり、一般来場者を入れない等、参加人数を制限して事業に取り組んだ。R5年度は、より多くの方に参加いただけるよう、広報等を工夫していく。	○児童生徒文学作品朗読コンクール ○おはなしキャラバン
歴史文化財課	87	県立高知城歴史博物館 (教育普及事業) ※再掲(16番)	子ども達へ歴史・文化を体験する場を提供し、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向ける機会を作る。また、学校の授業に協力し、出張授業や見学受け入れを行う。	○子どもたちが楽しみながら歴史に親しめるよう、子ども向け体験型講座等を実施している。	○子どもたちが、日本と土佐の歴史・文化にふれる機会と内容の充実を図る。	○子供向け体験型講座の開催等により、子どもたちに歴史・文化を体験する場を提供するとともに、展示方法に工夫を加えることで、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向ける機会を充実させる。また、学校の授業に協力し、出張授業や見学の受け入れ等を行う。	○子供向け体験型講座 ○わくわくたんけんシリーズ ○夏休み工作教室 ○みるきくさわるシリーズ ○学校見学の受け入れ ○フィールドワーク学習への協力 ○職場体験学習の受入 ○スクール・ミュージアムバス事業	○わくわく探検! 高知城 8/6 10人 ○夏休み工作教室 絵巻物作り 7/24 12人 ○夏休み自由研究応援企画 7/31・8/7 15人 ○みるきくさわるシリーズ 博物館ツアー 5/5 11人 城下町歴史探検 11/3 5人 ○学校見学の受入 118校 4,002人 ○学校への出前授業 1校 25人 ○フィールドワーク学習への協力 高知城案内 2校 41人 城下町案内 1校 33人 ○職場体験学習の受入 中学校 1校 2人 高等学校 1校 1人 ○博物館実習生の受入 大学院生 1人 ○スクール・ミュージアム・バス事業(バス費用補助事業) 7校(小学校6校、高等学校1校)	○生涯学習の分野では、子どもたちの主体的・積極的な催事への参加を促すため、クイズ形式や対話型の進行を取り入れるなど、実施方法に工夫を凝らした。子どもたちからの発問も度々あり、楽しみながら学ぶことの大切さを再確認できた。今後も、子どもたちがより主体的に催事に参加し、興味関心を深められるような内容や方法を検討して行きたい。 ○学校団体の受け入れでは、県内・県外から多くの学校が来館してくれている。引き続き、多くの学校に来館していただけるよう来館時の学習内容や体験プログラムの内容をより充実させて行きたい。 ○学校教育との連携・協力においては、博物館を活用することで、児童生徒の興味・関心の幅が広がるような、来館利用・出前授業・博物館資料の活用などの循環的な関係作りを目指して取り組んで行きたい。	○子供向け体験型講座 ○わくわくたんけんシリーズ ○夏休み工作教室 ○みるきくさわるシリーズ ○学校見学の受け入れ ○学校出張授業 ○フィールドワーク学習への協力 ○職場体験学習の受入 ○スクール・ミュージアムバス事業
歴史文化財課	88	県立歴史民俗資料館 (教育普及(学校教育)事業) ※再掲(17番)	小学校への歴史に関する出張派遣授業の実施、中学生の職場体験学習の受入れ、来館して展示見学やビデオ学習等を行う学校に対してバス借上げ料を負担する。	○子どもたちの歴史や文化に触れる機会を充実させるよう、ワクワクワーク(子ども歴史教室)等を実施している。	○子どもたちが、歴史や文化に触れる機会を充実させる。	○小学校への歴史に関する出張派遣授業の実施や中学生の職場体験学習の受入れ、来館による展示見学・ビデオ学習等を行う学校に対するバス借上げ料の費用負担。	○職場体験の受入 ○ワクワクワーク ○派遣授業 ○体験学習 ○学校教育活動支援事業 ○授業応援教材の開発 ○調査・調べ学習への支援	○職場体験の受入(受け入れなし) ○博物館実習の受入(3校、3人) ○ワクワクワーク(歴史学習を含む講座3回: 5/29、8/12、8/27、31人) ○派遣授業(1校: 山田高等学校) ○体験学習(17校、687人) 解説(14校、425人)、ビデオ視聴(6校、438人) 自由見学(15校、559人) ○学校教育活動支援事業(6校) ○授業応援教材の開発(なし) ○調査・調べ学習への支援(なし)	○コロナの影響を若干受けたことで、職場体験や出張授業については要請が減少している。体験学習などを通じて、子どもたちに歴史や文化に触れる機会を提供することで、社会的・職業的自立に向けての基盤となる資質・能力の育成につながるよう引き続き受入体制の充実を図っていく。 ○学校に出向き先生方のニーズを把握し、学校団体の誘致に努める。	○職場体験の受入 ○博物館実習の受入 ○ワクワクワーク ○派遣授業 ○体験学習 ○解説、ビデオ視聴 ○自由見学 ○学校教育活動支援事業 ○授業応援教材の開発 ○調査・調べ学習への支援
文化国際課	89	県立美術館 (教育普及事業) ※再掲(18番)	美術館職員が学校に出向き、授業目的に応じた美術講座を実施するとともに、遠隔地の学校の児童・生徒に対して、美術作品を学校の体育館等に1日展示紹介することで、本物の作品に触れる機会を提供する。	○平成25年度から平成29年度までの5年間で、87回(3,868人)の出前講座を開催している。	○年間20件以上の出前講座の開催	○現在行っている出前講座を継続して行っていく。	○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 ②出前クラシック教室 ③出前演劇教室 ④ミュージアムバスツアー ⑤学校見学の受入 ○高知サマープロジェクト	○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座: 10件 ②出前クラシック教室: 6件 ③出前演劇教室: 2件 ④ミュージアムバスツアー: 7回、6校、335人 ⑤学校見学の受入: 12回、12校、408人 ○高知サマープロジェクト 「しりあがり寿さんが高知県美にやってくる!」: 6,383人	○新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年度は、出前事業を実施できなかったが、今年度は、実施することができた。 ○高知サマープロジェクトとして、「しりあがり寿さんが高知県美にやってくる!」を実施し、多くの参加者を得ることができた。 ○スクールプログラムの利用がない学校・地域もあり、県内小中学校等への更なる広報の強化や、学校等来館時の受入体制の整備(スタッフ、鑑賞ツール、コロナ禍でのあり方等)が課題として挙げられる。	○スクールプログラム ①出前びじゅつ講座 ②出前クラシック教室 ③出前演劇教室 ④ミュージアムバスツアー ⑤学校見学の受入 ○高知サマープロジェクト 「ひびのこづえのワードロープ展」

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4		R5	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
生涯学習課	90	読書活動推進事業	「高知県子ども読書活動推進計画」に基づき、県内のすべての子どもに読書習慣を定着させるため、多様な読書機会の提供や読書に関わる人材育成を図り、県内の読書環境、情報環境の充実と活性化を図る。	○読書をする子どもの割合は減少の兆しが見られ、子ども読書活動推進計画に位置付けた取組みPDCAサイクルに基づき着実に進めていく必要がある。 ○読書環境の厳しい地域において読書活動を推進する人材を育成する必要がある。 ○高知県図書館振興計画策定後の計画の周知と実行	○平日の授業時間以外に10分以上読書をしている児童生徒の割合 小学校：75%以上 中学校：70%以上 ○平日の家や図書館で全く読書しない児童生徒の割合 小学校：8.0%以下 中学校：15.0%以下 ○学校における読書ボランティア活用率 小学校：80% 中学校：35%	○子ども読書推進計画の着実な推進 ・市町村訪問等による啓発・依頼 ○読書ボランティア養成講座の実施及びボランティア登録簿の周知・活用 ○高知県図書館振興計画策定後の着実な推進 ・市町村訪問による周知・啓発	○第四次高知県子ども読書活動推進計画策定と、子ども読書活動推進協議会 ・第四次計画を策定するとともに、進捗管理を行う。 ○読書ボランティア養成講座 ・効果的な講座を設定する。 ・対象者の拡大の検討を行う。 ・市町村教委を通じて放課後児童クラブや子ども教室など広く広報を行っている。 ○市町村図書館等振興事業の開催 ・令和4年4月19日に実施(土佐市) ○市町村図書館等振興協議会の開催 ・令和4年度は開催年度である。	○第四次高知県子ども読書活動推進計画策定(策定委員会) ・第5回委員会：令和4年6月1日 ○読書ボランティア養成講座 ・全体会：令和4年12月10日参加者(56名) ・地区別講座(東部) ①10月1日：安田町(8名) ②1月21日：香美市(17名)(中部) ①10月8日：越前町(13名) ②11月12日：高知市(9名)(西部) ①11月26日：大方町(11名) ②11月23日：土佐清水市(12名) ・出張講座(合計：44名) ①10月9日：こどもの図書館 ②10月16日：こどもの図書館 ③10月19日：香美市 香北中学校 ④10月22日：安芸高校 ④12月15日：大月町 ○市町村図書館等振興事業の開催 ・第1回：令和4年4月9日(土佐市) ・第2回令和5年2月11日(南国市)	○第四次高知県子ども読書活動推進計画策定 ・令和4年7月 ・第四次高知県子ども読書活動推進計画にあたっての県内全市町村を訪問：8月末～9月末 ○読書ボランティア養成講座 ・市町村・地域によって参加者数に差が生じている。 ・養成講座の実施にあたり、受講者の意欲向上を図り、受講者数の増加や、受講後のボランティア活動の推進に資するための方策の一つとして、修了証を発行 ・修了証は、養成講座のうち、地区別講座(入門講座、スキルアップ講座)及び実践講座を全て受講(延べ3日間、5時間30分)した者に対し発行 ○市町村図書館等振興事業の開催 ・市町村のニーズに合った内容を相談しながら進めて行く必要がある。	○第四次高知県子ども読書活動推進計画策定と、子ども読書活動推進協議会 ・第四次計画を策定するとともに、進捗管理を行う。 ○読書ボランティア養成講座 ・効果的な講座を設定する。 ・対象者の拡大の検討を行う。 ・市町村教委を通じて放課後児童クラブや子ども教室など広く広報を行っている。 ○市町村図書館等振興事業の開催 ・市町村教育委員会の担当者に対する講座を開催し、図書館支援について検討中
地域福祉政策課	91	県ボランティアセンター事業	県内のボランティア活動の推進を図るため、市町村社会福祉協議会のボランティアセンター機能の強化を図るほか、地域で福祉教育・ボランティア学習の推進役となる人材やボランティアコーディネーターの育成を行う。	○市町村社協のボランティアセンター機能の向上 ○ボランティア活動の意義についての啓発(活動側、受け入れ側)	○市町村ボランティアセンターの機能が強化されている ○地域で福祉教育・ボランティア学習の推進役となる人材やボランティアコーディネーターの育成が進み、ボランティア活動が活発になっている	○市町村ボランティアセンターの体制強化に向けた取組促進 ○福祉教育・ボランティア学習の推進 ○地域のボランティアコーディネーション機能の向上	【災害ボランティアセンター】 市町村災害ボランティアセンター体制強化支援 ①災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議開催 ②各種研修会、訓練の実施 ・運営基礎研修：9月8日 61名 ・中核スタッフ研修：11月14日 23名 ・所属長等研修：2月20日 40名 ・市町村社協における研修や運営模擬訓練及び体制強化支援：約30回25市町村(高知市、安芸広域9市町村(室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、)、中央東3市(南国市、香美市、香南市)、土佐市、須崎市、四万十市、土佐清水市、いの町、仁深川町、中土佐町、日高村、しまんと町、黒潮町、津野町、三原村) ・災害ボランティア活動支援本部受援訓練：1月24日 24名 ③バックヤード拠点の使用法や協定締結に向けた協議の実施、設置・運営手順書の作成 ④四国ブロック災害ボランティアセンターマネジメント研修への参加：2月9日、10日 高知県7名参加 【ボランティアセンター】 ①ボランティアチャレンジ体験事業の実施：2回開催(宿毛市、黒潮町)計32名 ②福祉教育基礎講座：9月12日 32名 ・福祉教育実践研修：3月27日 27名 ③ボランティアコーディネーター研修：5月10日 10名 ④福祉教育・ボランティア学習の推進 ・高知県福祉教育・ボランティア学習推進委員会(2回)：11月11日、2月15日 ・高知県福祉教育担当者連絡会：11月4日 33名 ・福祉教育・ボランティア学習協同実践事業の実施(南国市、いの町) ・学校向け福祉教育・ボランティア学習啓発パンフレットの作成	【災害ボランティアセンター】 市町村災害ボランティアセンター等支援のためのバックヤード拠点の効果的な運営体制の検討や県外からの受入体制の強化が必要 【ボランティアセンター】 ・学生から専門職まで段階に応じた研修や訓練が行われ、ボランティアセンターの設置・運営に関わる人材が育成されている。 ・学校と地域、社協が連携した福祉教育の推進を目指すことを目的に、県内の福祉教育の取組及び新たなプログラムづくり等を協議する場を構築できている。 ・子どもたちをはじめ、住民が社会や地域の課題を主体的に学び、その解決に向けた行動を促進するため、学校と地域が連携した福祉教育・ボランティア学習プログラムが展開できる体制整備を進めるとともに、地域ごとにボランティア活動に参加しやすい体制と環境の整備が必要	【災害ボランティアセンター】 市町村災害ボランティアセンター体制強化支援 ①災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議開催 ②各種研修会、訓練の実施 ③バックヤード拠点機能の検討 ④災害ボランティアセンター体制づくり検討会 ⑤災害ボランティアセンター活動支援マニュアルの改定 【ボランティアセンター】 ①社協と学校が連携し、小中学生のボランティアチャレンジ体験事業の実施 ②福祉教育基礎講座、実践研修の開催 ③ボランティアコーディネーター研修会の開催 ④福祉教育・ボランティア学習の推進	【災害ボランティアセンター】 市町村災害ボランティアセンター体制強化支援 ①災害ボランティア活動支援本部ネットワーク会議開催 ②各種研修会、訓練の実施 ③バックヤード拠点機能の検討 ④災害ボランティアセンター体制づくり検討会 ⑤災害ボランティアセンター活動支援マニュアルの改定 【ボランティアセンター】 ①社協と学校が連携し、小中学生のボランティアチャレンジ体験事業の実施 ②福祉教育基礎講座、実践研修の開催 ③ボランティアコーディネーター研修会の開催 ④福祉教育・ボランティア学習の推進
子育て支援課	92	子ども条例推進事業(子どもの環境づくり事業)	「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。子どもの環境づくり推進委員会を通じて進捗管理を行う。フォーラムの内容検討、開催を行う。	○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の向上。	○庁内各部署や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり推進計画(第三期)の取り組みが着実に進んでいる。 ○子ども条例フォーラムの開催、各種媒体やイベントにおける広報活動の成果として、子ども条例の認知度がアップしている。	○子どもの環境づくり推進委員会において、各事業の取り組み実績を報告し、意見を頂きながら取り組みを着実に進める。 ○子ども条例フォーラムを毎年開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上につなげる。	○子どもの環境づくり推進委員会(第八期)の開催 ○子どもの環境づくり推進委員会(第九期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催 ○子どもの環境づくり推進計画(第五期)策定	○子どもの環境づくり推進委員会(第八期)の開催 ・第4回 6/5 ・第5回 10/2 (第九期)の開催 ・第1回 11/13 ・第2回 2/4 ○子ども条例フォーラムの開催 (実施名称：こうち子ども未来フォーラム2022) ・11/23 イオンホール	○子どもの環境づくり推進委員会において、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上につなげる。 子ども委員には、委員会での意見交換の他、プロポーザル審査委員や当日の運営補助等でも活躍いただいた。 ○子どもの環境づくり推進計画については、策定期を令和6年度まで延期する。 ○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の更なる向上。	○子どもの環境づくり推進委員会(第九期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催 ○子ども委員OB・OGとの座談会

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4			R5		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)		
文化国際課	93	まんが甲子園開催事業 ※再掲(55番)	国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんがが作品を募集し、予選審査で選ばれた学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けられるスカウト制度を実施している。	○海外の募集対象を全世界に広げたことによる課題 ・海外での認知度向上 ・応募者への対応(言語、時差等) ・本選出場者への対応(旅行手配、コロナの状況による受入等) ○高等学校芸術・文化連盟との連携による、高校生スタッフ参加数の確保	○国内及び海外の本選出場校を高知県に招待し、現地開催のイベントとして競技を実施する。 ○まんが甲子園の大会運営サポートによって、高校生自身が自主的な活動に積極的に取り組む経験を培い、大会を通して全国の高校生との交流を深める。	○海外での認知度向上のための広報の実施(海外向けのプレスリリースサービス等) ○大会終了後、高知県高等学校文化連盟への大会実績報告を行い、次年度に向けた連携の強化を図る。	○第31回大会の開催 ・まんが甲子園オンラインの同時開催 ・※全世界の高校生対象 ・本選大会生配信を番組として構成し配信 ○地元企業・団体等による協賛の拡大 ○まんがを文化として育む「まんが王国・土佐」と「まんが甲子園」の国内外での認知度向上 ○新たな海外招待国の開拓 ・海外の募集対象国を全世界に拡大	○海外参加校3校のうち、2校はオンラインで参加。初のハイブリッド開催となった。 ○競技の様子やゲストによる応援イベントを番組形式でオンライン配信(ニコニコ動画) ○スカウトシップ育成プログラムを実施。7社10編集部が参加し、7校11名(延べ20名)がスカウトされた。 ○本選出場できなかった高校生を対象としたWebコンテスト「まんが甲子園オンライン」を開催。 ＜まんが甲子園募集実績＞ 応募数:179校 (日本:170、韓国:3、シンガポール:3、台湾:2、タイ1)※初めてタイからの応募あり ＜まんが甲子園生配信視聴実績＞ 視聴者数:35,999人 コメント数:11,089件	【評価】 ○初めてのハイブリッドでの競技となったが、大きな問題なく実施できた。 ○生配信視聴数・コメント数から、一定の参加者を得ることができた。 【課題】 ○大会の全国的な認知度、注目度の向上(ブランド力向上) ○国内外からの応募校数の増加 ○今後の大会運営にかかる財源の確保(協賛金、助成金の確保、維持/生徒参加費の見直しの検討)	○第32回大会の開催 ・オンライン参加型企画の同時開催 ・※全世界の高校生対象 ・本選大会生配信を番組として構成し配信 ○地元企業・団体等による協賛の拡大 ○まんがを文化として育む「まんが王国・土佐」と「まんが甲子園」の国内外での認知度向上 ○新たな海外招待国の開拓		
防災砂防課	94	子ども防災キャンプ ※再掲(40番)	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。	災害についての知識や身の守り方を知らない子供達にわかりやすく教育していく必要がある。	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を実習することで、子ども達が自ら自分の安全を守る力を身につける。	毎年2校程度継続して、子ども防災キャンプを実施していく。	6/19 稲生小学校 7/7 長沢小学校	6/19 南国市立稲生小学校 7/8 いの町立長沢小学校	子ども達が家族や地域とともに土砂災害についての知識を学習し、啓発への取り組みを進めることが出来た。 ・土砂災害では、事前避難も命を守る為に有効であることから、避難についても意識向上に努めていく必要がある。	6/18 土佐市立高石小学校 11/17 高知市立鏡小学校		
港湾・海岸課	95	子ども防災キャンプ ※再掲(41番)	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を授業形式による体験学習を通じて学び、地域も一体となって学習する。その一環として、津波学習を行う。	災害についての知識や身の守り方を知らない子供達にわかりやすく教育していく必要がある。	子ども達が家族や地域とともに災害についての知識を学習し、いざという場合の対応方法を実習することで、子ども達が自ら自分の安全を守る力を身につける。	毎年2校程度継続して、子ども防災キャンプを実施していく。	6/19 南国市立稲生小学校 7/7 いの町立長沢小学校	6/19 南国市立稲生小学校 7/8 いの町立長沢小学校	学習前は津波に対する知識があまりない子どももいたが、学習後は質問もしてくれ、津波について知識を深めてもらった。 ・今後も早い段階から津波に対する知識と身の守り方を身につけてもらうため、小学生(親子)を対象に、引き続き津波防災学習の取り組みを続けていく。	6/18 土佐市立高石小学校 11/17 高知市立鏡小学校		
学校安全対策課	96	安全教育研修会 防災教育指導事業	○震災を経験した教職員による講演、安全教育プログラムに基づく教育手法等の研修から、「自分の命を守りきる力」を子どもたちに身に付けさせる安全教育の徹底、教職員の危機管理能力や防災対応力の向上を図る。 ○「高知県安全教育プログラム」に基づく防災教育を推進し、地震等の自然災害に対し「自分の命を守りきる力」を子どもたちに身に付けさせる。(安全教育研修会の開催、防災ハンドブック(高1)及び防災教育副読本(小3、中1)の配付等)	○県内公立学校において、防災の授業及び避難訓練は確実に実施されているが、取組内容に温度差があるため、質の向上を図る必要がある。 ○平成26年度から毎年、防災教育教材として対象学年の全児童生徒に配付。 ・防災教育副読本(小3、中1) ・防災ハンドブック(高1)	○安全教育研修会の研修内容を、自校の防災教育及び安全管理に活かした学校の割合100% ○「高知県安全教育プログラム」改訂版」に基づく防災を含む安全教育の充実 ・防災の授業の実施100% 小中学校(各学年5時間以上) 高等学校(各学年3時間以上) ・様々な状況を想定した避難訓練の実施100% 各学校(年間3回以上) ○防災教育における教材の活用率の向上	○安全教育研修会の開催(学校悉皆) 【方法】Webによるオンデマンド形式で実施(7/20～8/31) 【内容】危機管理マニュアルの改善をテーマとした講演、震災体験をされた管理職の講演動画視聴、高知県学校安全総合支援事業のモデル地域(拠点校)の実践報告書の閲覧、文部科学省学校安全eラーニングの実施等) ○各学校の危機管理マニュアルの改善、提出 ○防災教育教材を対象学年の全児童生徒に毎年配付 ○配付している教材を有効に活用した防災教育の事例を研修会等で紹介、啓発	○安全教育研修会の開催(学校悉皆) 【方法】Webによるオンデマンド形式で実施(7/20～8/31) 【内容】危機管理マニュアルの改善をテーマとした講演、震災体験をされた管理職の講演動画視聴、高知県学校安全総合支援事業のモデル地域(拠点校)の実践報告書の閲覧、文部科学省eラーニングの実施等) ○各学校の危機管理マニュアルの改善、提出 ○防災教育教材を対象学年の全児童生徒に毎年配付 ○配付している教材を有効に活用した防災教育の事例を研修会等で紹介、啓発	○安全教育研修会の開催(学校悉皆) 参加者(476人) ※悉皆研修以外にも幼稚園・保育所等からも参加 ○受講後、各学校からの課題提出 ・学校安全計画、安全教育全体計画 ○アンケートによる1年間の取組状況調査(1/17～1/27 実施)	○公立学校における防災教育研修会の研修内容の活用率は100%(アンケートによる)。 特に、研修会(オンデマンド研修)の元陸前高田市教育委員会教育長 金 賢治 氏 動画資料の視聴において、日々の学校防災の在り方、各校でマニュアルの見直しの重要性について深く学ぶ機会となった。各学校の危機管理マニュアル(防災マニュアル)の改善につなげることができた。	○安全教育研修会の開催(学校悉皆) (方法)Webによるオンデマンド形式で実施(7/20～8/31) 【内容】危機管理マニュアルの改善をテーマとした講演、震災体験をされた管理職の講演動画視聴、高知県学校安全総合支援事業のモデル地域(拠点校)の実践報告書の閲覧、文部科学省eラーニングの実施等) ○研修の課題として提出された、各学校の学校安全計画の内容の把握、指導 ○安全教育研修会の研修内容の活用状況をアンケート調査等で検証、必要に応じて指導助言	○安全教育研修会の開催(学校悉皆) 参加者(476人) ※悉皆研修以外にも幼稚園・保育所等からも参加 ○受講後、各学校からの課題提出 ・学校安全計画、安全教育全体計画 ○アンケートによる1年間の取組状況調査(1/17～1/27 実施)	○公立学校における防災教育研修会の研修内容の活用率は100%(アンケートによる)。 特に、研修会(オンデマンド研修)の元陸前高田市教育委員会教育長 金 賢治 氏 動画資料の視聴において、日々の学校防災の在り方、各校でマニュアルの見直しの重要性について深く学ぶ機会となった。各学校の危機管理マニュアル(防災マニュアル)の改善につなげることができた。
学校安全対策課	95	防災教育指導事業	防災ハンドブック(高1)及び防災教育副読本(小3、中1)の配付等、防災教育についての環境整備を通して、安全教育プログラムに基づく防災教育の徹底を図る。	○通知や各種研修会を通じて、「高知県安全教育プログラム」に基づく防災教育の推進を図る。 ○平成26年度から毎年、防災教育教材として対象学年の全児童生徒に配付。 ・防災教育副読本(小3、中1) ・防災ハンドブック(高1) ○「高知県安全教育プログラム」の改訂	○「高知県安全教育プログラム」改訂版」に基づく防災を含む安全教育の充実 ・防災の授業の実施100% 小中学校(各学年5時間以上) 高等学校(各学年3時間以上) ・様々な状況を想定した避難訓練の実施100% 各学校(年間3回以上) ○防災教育における教材の活用率の向上	○防災教育教材を対象学年の全児童生徒に毎年配付 ○配付している教材を有効に活用した防災教育の事例を研修会等で紹介、啓発 ○「高知県安全教育プログラム」に基づく安全教育参考資料の活用を促進	○防災教育教材を対象学年の全児童生徒に配付 ○防災教育における教材の活用状況を、アンケート調査等で検証、必要に応じて指導助言 ○「高知県安全教育プログラム」に基づく安全教育参考資料の活用を促進	○防災教育教材を対象学年の全児童生徒に配付 ・防災教育副読本(小3、中1)3月末配付 ・防災ハンドブック(高1)3月末配付 ○防災教育における教材の活用状況を、アンケート調査等で把握(1/17～1/27 実施)	○「高知県安全教育プログラム」に基づく防災を含む安全教育の充実 ・防災の授業の実施: 小中学校(各学年5時間以上)、高等学校(各学年3時間以上)、特別支援学校(児童生徒の実態に応じて) 小100%、中100%、高100%、特93% ・様々な状況を想定した避難訓練の実施: 各学校(年間3回以上) 小100%、中100%、高100%、特100% ○防災教育における教材の活用: 小99%、中91%、高80% ○各学校における防災教育は一定定着してきたものの、取組の質の向上を図るため、教職員一人一人に配付する安全教育参考資料を活用した実践をさらに促進する。			

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4		R5	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
学校安全対策課	97	実践的防災教育推進事業 (令和4年度より「高校生防災学習推進事業」と「学校安全総合支援事業(災害安全)」)	「高知県高校生津波サミット」の取組を通じて、高校生による主体的な防災活動を支援し、高校生防災リーダーの育成を図る。モデル地域を指定し、拠点校の防災を中心とした組織的取組をモデル地域で共有・検証し、各学校での取組の促進や地域全体での学校安全推進体制を構築する。その仕組みを県内に普及し、県内全域での学校安全の取組の推進を目指す。	○「高知県高校生津波サミット」に実践校として参加した高校生は、黒潮宣言に基づく防災活動を積極的に行った。その取組を他校と共有することにより、広く県内高校生の防災意識を高めることができた。しかし、高校における防災意識や活動に温度差が見られるため、サミットの実施内容を検討するとともに、実践校の拡大や交流を図る工夫が必要である。 ○モデル地域の市町村に対しては、学校安全推進体制を構築するための支援が必要である。	○「高知県高校生津波サミット」における実践校の拡大と交流 ○「高知県高校生津波サミット」の成果を啓発 ○モデル地域の市町村への事業遂行に対する指導支援 ○拠点校を含むモデル地域の市町村の取組の成果報告の機会を設定、県内の他地域への普及	○「高知県高校生津波サミット」 ・学習会 6/19 ・被災地訪問及び「世界津波の日」高校生サミット参加 ・防災士資格取得への支援 ・「高知県高校生津波サミット」開催(11/12) ○学校安全総合支援事業(災害安全) ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 ・推進委員会(県主催)の開催 ・モデル地域の市町村(拠点校)における研究発表会 ・安全教育研修会(県主催)における実践報告	○「高知県高校生津波サミット」 ・学習会 6/19 7校33名参加 ・被災地訪問 宮城県気仙沼向陽高校等を訪問7校7名参加 ・「世界津波の日」高校生サミット参加 2校5名参加 ・防災士資格取得への支援 6名合格 ・「高知県高校生津波サミット」開催(11/12) 39校91名参加 ○高知県学校安全総合支援事業 ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導(4~1月) ・推進委員会(成果発表会)(県主催)の開催 ・モデル地域の市町村(拠点校)における研究発表会(南国市、土佐市、黒潮町、土佐清水市、) ・防災教育研修会(県主催)におけるモデル地域(拠点校)の実践報告書の掲載	○被災された釜石東中学校の卒業生の講話、地元防災アドバイザーの講話、フィールドワーク、実践員同士のグループワークを通じて、高校生自身が自分たちで防災についてできることを考えることができた。津波サミット等の高校生による防災の取組を学校内だけでなく地域に広げていけるよう支援する必要がある。 ○学校安全総合支援事業では、今後も、拠点校のみならず、モデル地域全体の防災教育の組織的取組の向上を目指す事業目的が達成できるよう、市町村への支援を行い、取組成果を広く県内に普及する。	○「高知県高校生津波サミット」 ・第1回学習会 6/18 ・第2回学習会、フィールドワーク 8月予定 ・「世界津波の日」高校生サミット参加 ・防災士資格取得への支援 ・「高知県高校生津波サミット」開催(11/11) ○学校安全総合支援事業(災害安全) ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 ・推進委員会(県主催)の開催 ・モデル地域の市町村(拠点校)における研究発表会 ・安全教育研修会(県主催)における実践報告	
学校安全対策課	①	学校防災アドバイザー派遣事業	県内の大学等の有識者を学校防災アドバイザーとして学校に派遣し、各校の避難場所・避難経路等について専門的知見から助言を行うことを通じて、学校防災マニュアルの見直しや避難訓練の改善等、安全管理の強化を図る。	○平成25年度から延べ366校へ、学校防災アドバイザーを派遣しており、避難経路や避難場所についての助言や防災についての講話を通して、学校の安全管理の強化を進めてきた。ただし、学校防災アドバイザーを派遣する学校の固定化も見られるので、津波浸水想定外の学校にも働きかけが必要である。 ○学校防災アドバイザーの派遣に係る報償費の財源の確保。	○学校防災アドバイザーからの専門的な知見に基づく指導助言が、派遣校やモデル地域内の学校の安全管理に確実に活用されている。	○学校防災アドバイザーからの指導助言が、派遣校の安全管理に確実に活かされるよう、事後の取組を把握し、適宜指導助言にあたる。また、派遣校だけでなく、モデル地域内の多くの学校に共有・活用できるような派遣の方法を工夫する。	○学校防災アドバイザー派遣 ・モデル地域の市町村に派遣(1回予定) ・県立学校等に派遣(20回予定)	○学校防災アドバイザー派遣 ・県立学校に派遣(17回) ・県立特別支援学校のスクールバスを運行している7校を中心に派遣	○学校防災アドバイザー派遣に係る各校の満足度は高い。本年度は、特に県立特別支援学校のスクールバスを運行している学校に派遣し、南海トラフ地震でのスクールバスの運行ルートでの被害想定を教えていただいた。 ○各学校の管理職や学校の安全に関わっている先生方への、専門的な知見から講話や助言を行っていただき大変好評であった。それを契機に、教員研修を実施した学校もあった。また、避難確保計画(土砂、洪水)や学校防災マニュアルの見直しにもつながっている。 ○派遣校は、学校防災アドバイザーの助言を、安全管理に活かすよう、指導していくことが必要である。	
学校安全対策課	98	防災キャンプ推進事業 (R1廃止)	学校等を避難所と想定した生活体験等を地域住民や保護者の協力を得て実践する防災キャンプを、市町村へ委託して実施する。	○防災キャンプを通して、学校・家庭・地域の連携が強まり、子どもたちだけでなく、地域住民の防災意識の向上が期待できる。単発で終わらせることなく、市町村や地域が主体となって継続または発展的な取組を実施し、地域全体の防災力の向上に繋げていく必要がある。	○市町村や地域が主体的に防災キャンプを実施する。 ○防災キャンプでの避難生活体験を通して、多くの子どもたちが地域防災への関心を高め、地域の安全に貢献していこうとする心を持っている。	○市町村内でモデルとなるような、子どもたちが家族や地域とともに防災について体験し学ぶことのできる防災キャンプを実施する。(事業の継続) ○本事業の防災キャンプの成果を研修会等で紹介したり、当課HPに掲載したりして、効果的な啓発を行う。				
幼保支援課	99	南海トラフ地震対策研修等事業	園の防災に対する意識の向上に係る研修や各園の防災マニュアルの検証・情報交換等を行い、保育所・幼稚園等の防災力の向上を図る。	各園の防災マニュアルを充実させ、避難訓練等に活かす。保育所・幼稚園等の防災力の向上につなげることが必要。	園児が、災害発生時に、保育者の指示のもと、適切な避難行動をとることができる。	○園児が適切な避難行動ができるよう、保育者の知識の習得や防災に対する意識の向上を図る。 ○研修において、防災マニュアルの検証・情報交換等の場をもち、防災マニュアルの充実を図る。	○県内3箇所で研修を開催。	○保育所等における業務継続計画(BCP)研修の実施(2/20オンライン)・89施設参加	○研修後アンケートでは、「研修内容が今後の参考になった」と回答した者は99.9%で、本研修により園での防災意識の向上につなげることができた。 ・令和5年度は各園でのBCP策定に向けた研修を行うことで、各園での更なる防災力の向上を図ることが必要。	○県内3カ所で研修を実施 ・BCPの策定等について
生涯学習課	100	新・放課後子ども総合プラン推進事業(うち、放課後子ども教室等の安全対策) ※再掲(9番)	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを図るため、児童クラブや子ども教室における室内安全対策の実施や支援員等を対象とした防災研修会を開催する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子供教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができている。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室142(41)カ所 児童クラブ189(94)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成2箇所 (3) 放課後学びの場充実事業 うち、防災対策経費への補助 (4) 学び場人材バンクの活動 (5) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 うち、防災対策研修会3回 ・全市町村訪問 8~10月 ・取組状況調査 8~9月	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室142(41)カ所 児童クラブ186(90)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成 2市2箇所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 ・出前講座実施回数 119件 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修(全4日)10~12月 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日)9月 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 9回(防災、発達障害理解、実践発表)7~1月 ・全市町村訪問 8~9月 ・取組状況調査 7~8月	○全小学校区の97.3%に児童クラブ又は子ども教室が設置されており、学習支援の実施率はR3:99.1%からR4:97.2%と減少したが高い割合で推移している。 ・待機児童及び児童の定員等、国の施設基準等を満たしていない児童クラブの解消に向け、新たな児童クラブの整備と従事する職員の確保が必要である。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識・技能の向上などが求められる。	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室144(41)カ所 児童クラブ186(90)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成5箇所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 10回 ・全市町村訪問 8~10月 ・取組状況調査 8~9月

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン3 子ども自身の自発的な活動を支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4		R5	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
人権教育・児童生徒課	101	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業 ①こどもの発達を支える生徒指導調査研究事業(R5～) ②夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31～) ③社会に開かれた生徒指導実践研究事業(R5～) ※R4まで ①魅力ある学校づくり調査研究事業(～R4) ②学校活性化・安定化実践研究事業(～R4) ③夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31年度～) ※R1まで ①魅力ある学校づくり調査研究事業 ②未来にかがやく子ども育成型学校連携事業 ③学校活性化・安定化実践研究事業 ④夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31年度～)	推進校(区)に推進リーダーを配置し、小中学校において、児童生徒の自己指導能力を育成するため、育てる力を明確にし、教育活動の中に生徒指導の視点を着実に位置づけ、以下の視点から、PDCAサイクルに基づく開発的な生徒指導(子どもに内在する力や可能性を引き出す生徒指導)を組織的な推進を目的に、学校を指定し重点的に支援する。 ○実践研究の視点(①～③は事業名に対応) ①市主体の取組の充実を図る ②新たな不登校を生じさせない取組の充実を図る。 ③学級活動を基盤とした話し合い活動の充実を図る。 ※R1まで ○実践研究の視点(①～④は事業名に対応) ①市主体の取組の充実を図る。 ②小中連携の取組の充実を図る。 ③学級活動を基盤とした話し合い活動の充実を図る。 ④新たな不登校を生じさせない取組の充実を図る。	○生徒指導上の諸課題に対する未然防止の取組が、学校組織として十分に機能していないことが課題であり、以下の取組を充実する必要がある。 ・現在ある学校行事や体験活動を、児童生徒主体の取組として工夫改善する。 ・生徒指導の実践上の視点(自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成)をすべての教育活動に働かせ児童生徒の活躍の場を設定するなど、組織的な生徒指導を推進する。 ・小中が連携した組織的な生徒指導や、市町村教育委員会が主体となった取組の充実。 ・生徒指導上の諸課題について、少しでも兆しのある児童生徒への取組等が、学年間、校種間で共有するなど、支援体制を充実させる必要がある。	○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状態を全国平均まで改善する。 ○各学校において発達支持的生徒指導・課題未然防止教育(プロアクティブ)と課題早期発見対応・困難課題対応的生徒指導(リアクティブ)の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	○積極的な生徒指導の取組の充実により、児童生徒の自己指導能力の育成を図る。 ・2年目推進校(区)における児童生徒の自尊感情(「あなたにはよいところがあると思いますか」)の肯定群を前年度以上に引き上げる。(R3年度末目標値:78.8%以上) ・2年目推進校(区)における児童生徒の規範意識(「あなたは学校の決まりを守っていますか」)の肯定群を前年度以上に引き上げる。(R3年度末目標値:87.6%以上) ・2年目推進校(区)における教職員の協働性(「小中が協働して取組を進めている」)の肯定群を90%以上にする。	○推進校(区)の指定と学校訪問(各校10回程度) ・アドバイザーや講師、指導主事による研究の推進や実践に対する指導助言 ○推進校における開発的な生徒指導の推進(年間を通じて実施) ・生徒指導の三機能を働かせた授業づくり ・児童生徒主体の取組の充実 ・すべての児童生徒の安心安全な居場所づくり ○推進校における予防的な生徒指導の推進 ・校内支援会への学校訪問(各校4回程度) ・SC、SSW等の見立てを生かした支援会の実施 ・学年間、校種間で抜かりのない情報共有と切れ目のない支援の充実に向けた指導助言 ○推進リーダー会議(4回)、学校支援会議(1回) ・各推進校の情報共有と推進リーダーのスキルアップを図るための集合研修会の実施 ○公開授業研修会や生徒指導主事会(担当者会)等での実践発表等を通じて、県内各校に取組の普及を図る。 ○新たな不登校を生じさせないという視点や小中連携の視点を①魅力ある学校づくり調査研究事業で推進 ○推進拠点校の取組や、「高知夢いっぱいプロジェクトリーフレット」を活用し、効果的な実践の普及啓発を図る。 ○生徒指導主事担当者会において、推進校(区)の取組を紹介し、効果的な開発的な生徒指導の実践の普及啓発を図る。	○推進校・推進地域の指定 ①1市 ②2小学校 ③3市町、1小学校 ○学校訪問(アドバイザー、指導主事、SC等)→開発的・予防的な生徒指導の組織的な推進に対して指導助言の実施。 ○各推進校・推進地域において年間10～20回、推進会議・研究授業・校内研修等を実施。 ○専門家を入れた校内支援会を年間4回以上実施。 ○推進リーダー会議(4/22.7/1.11/15.2/24)、学校支援会議(7/1)を実施。 ○公開授業研修会の実施→県内各校への取組の周知。 ○各推進校・推進地域の効果ある実践を県内の学校に普及するために「高知夢いっぱいプロジェクト」リーフレットを作成、生徒指導担当者・主事会等で配布。	○児童生徒の自尊感情の肯定群(R3.5～7:78.2%→R5.2:80.1%) ○児童生徒の自己有用感の肯定群(R3.5～7:72.2%→R5.2:76.6%) ○児童生徒の規範意識の肯定群(R3.5～7:88.6%→R5.2:84.2%) ○教職員の協働性の肯定群(R3.7:69.0%→R5.2:93.3%) ○市教育委員会が主体的に不登校の未然防止の取組を推進することにより、モデル校区において新規不登校の抑制が見られた。 ○学級活動が充実した校区で、児童生徒主体の取組が進み支持的な風土の醸成が進んだ。 ○担任1人が対応するのではなく、組織的な初期対応の仕組みを構築し、実施することで早期対応につながった。 ○小中が連携した取組を行うことで、教職員の協働性が高まり、取組が児童生徒に浸透した推進校区では、自己有用感の向上が見られた。 ●喫緊の課題である不登校について、組織的な未然防止の取組をより充実させる必要がある。 ●依然として教師主導の活動が多くを占める推進校もあり、児童生徒が主体となった取組となるよう工夫・改善することや、居場所づくりと絆づくりをバランス良く行うことが課題である。 ●少しでもリスクがあると思われる児童生徒への個別支援や、効果のある手立てを学年間・校種間で引き継ぐためのSC・SSWの効果的な活用が必要である。	○推進校(区)の指定と学校訪問(各校10回程度) ・アドバイザーや講師、指導主事による研究の推進や実践に対する指導助言 ○推進校における積極的な生徒指導の推進(年間を通じて実施) ・生徒指導の実践上の視点を働かせた授業づくり ・児童生徒主体の取組の充実(絆づくり) ・すべての児童生徒の安心安全な居場所づくり ○推進校における早期発見対応的な生徒指導の推進 ・校内支援会への学校訪問(各校4回程度) ・SC、SSW等の見立てを生かした支援会の実施 ・学年間、校種間で抜かりのない情報共有と切れ目のない支援の充実に向けた指導助言 ○推進リーダー会議(4回)、学校支援会議(1回) ・各推進校の情報共有と推進リーダーのスキルアップを図るための集合研修会の実施 ○公開授業研修会や生徒指導主事会(担当者会)等での実践発表等を通じて、県内各校に取組の普及を図る。 ○新たな不登校を生じさせないという視点や小中連携の視点を①魅力ある学校づくり調査研究事業で推進 ○推進拠点校の取組や、「高知夢いっぱいプロジェクトリーフレット」を活用し、効果的な実践の普及啓発を図る。 ○生徒指導主事担当者会において、推進校(区)の取組を紹介し、効果的な発達支持的生徒指導の実践の普及啓発を図る。

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン4 子どもが公共の仕事や地域活動などに参加する機会づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(RG) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4		R5	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(O-A)	計画(P)
子育て支援課	102	子ども条例推進事業(子どもの環境づくり事業) ※再掲(92番)	「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。子どもの環境づくり推進委員会を通じて進捗管理を行う。フォーラムの内容検討、開催を行う。	○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の向上。	○庁内各部署や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり推進計画(第三期)の取り組みが着実に進んでいる。 ○子ども条例フォーラムの開催、各種媒体やイベントにおける広報活動の成果として、子ども条例の認知度がアップしている。	○子どもの環境づくり推進委員会において、各事業の取り組み実績を報告し、意見を頂きながら取り組みを着実に進める。 ○子ども条例フォーラムを毎年開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげる。	○子どもの環境づくり推進委員会(第八期)の開催 ○子どもの環境づくり推進委員会(第九期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催	○子どもの環境づくり推進委員会(第八期)の開催 ・第4回 6/5 ・第5回 10/2 (第九期)の開催 ・第1回 11/13 ・第2回 2/4 ○子ども条例フォーラムの開催 (実施名称:こうち子ども未来フォーラム2022) ・11/23 イオンホール	○子どもの環境づくり推進委員会において、子どもの環境づくり推進計画(第四期)に対して意見をいただき、取組を着実に進めることができた。 ○子ども条例フォーラムを開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげることができた。 子ども委員には、委員会での意見交換の他、プロポーザル審査委員や当日の運営補助等でも活躍いただいた。 ○子どもの環境づくり推進計画については、策定期を令和6年度まで延期する。 ○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の更なる向上。	○子どもの環境づくり推進委員会(第九期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催 ○子ども委員OB・OGとの座談会
高等学校課	103	21ハイスクールプラン推進費 ※再掲(63番)	各県立高校等における生徒の個性や学校・地域の特色を生かした自主的な、創造的で取組を推進する。	○魅力ある学校づくりに向けて、地域との連携・協働による多様な取組が各学校で進められている。 ○地域や地元企業と連携・協働した学習活動をさらに推進 ○学習意欲の向上や深い学びにつながるような活動となる取組とする。	○生徒が充実した学校生活を送ることで、生徒や保護者の学校への満足度が向上し、県民に信頼される学校づくりが推進できている。 ○地元高校の教育活動への理解が深まり、志願者の増加につながっている。 ○資格取得を推進することにより、就職内定率の向上につながっている。	○魅力ある学校づくりを推進(広報促進、地域新商品開発・販売、地域防災支援、地域課題解決学習、地域活性化に向けた取組など) ○専門高校等における資格取得の推進	各高校において、学校や地域の特色を生かした取組を実施 ○地域でのボランティア活動の実施 ○国際交流活動の推進 ○ものづくり、資格取得の推進 ○防災教育の推進 ○伝統文化の伝承活動の実施 ○販売市の開催 ○生徒支援の推進 ○学校広報誌・通信の発行 ○人権教育の推進 ○環境教育の推進 など ・高校 34校 ・県立中学校 4校	各校において、年間計画に基づいて実施した。 ・高校 34校 ・県立中学校 4校	成果:各校において、学校・地域の特色を生かし、自主的・創造的な取組を実施した。 課題:学習意欲の向上や、主体的、対話的で深い学びにつながる活動、探究的な学習へつなげる必要がある。	各高校において、学校や地域の特色を生かした取組を実施 ○地域でのボランティア活動の実施 ○国際交流活動の推進 ○ものづくり、資格取得の推進 ○防災教育の推進 ○伝統文化の伝承活動の実施 ○販売市の開催 ○生徒支援の推進 ○学校広報誌・通信の発行 ○人権教育の推進 ○環境教育の推進 など ・高校 31校 ・県立中学校 3校
【全所属】	104	【全所属事業】	・子どもの地域活動などへの参加事例や活動に関する情報提供							

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(※) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4		R5		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)	
子育て支援課	105	地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(基本型、特定期型、母子保健型)、地域子育て支援拠点)に対して補助する。(市町村が設置する子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センターの運営費等の支援)	○子育て世代包括支援センターは36か所に設置済み(合計34市町村)R4.4月現在 ※H27年度から事業開始 ○利用者支援事業(基本型)においては、実施市町村数が少ない場合に、コーディネーターとなることができる経験のある職員が不足している。 ○地域子育て支援拠点事業については、職員の固定が難しく継続した支援につながりにくい。	○市町村による利用者支援事業(母子保健型)の活用 ○センター全市町村設置 ○地域の実情に合わせて子ども・子育て支援事業が実施されている。	○利用者支援事業(母子保健型)活用に向けた市町村支援 ○市町村への事業の周知	○子育て世代包括支援センターを新設した市町村への支援(現地訪問等) ○子育て世代包括支援センター連絡調整会議 ○母子保健コーディネーター等研修 ○総合相談窓口機能強化のためのスキルアップ研修 ○利用者支援専門員育成事業(県単補助金)の活用促進	○R4.4月に中土佐町と土佐町に子育て世代包括支援センターが新設され、全市町村で子育て世代包括支援センターの設置が完了した。 ○利用者支援事業(基本型):2市開設 ○南門市は利用者支援専門員育成事業(県単補助金)を活用し、R4.10月から開始 ○四万十市はR4.4.1から利用者支援事業を開始	【評価】 ・全市町村に子育て世代包括支援センターが設置された。 ・2市(四万十市、南門市)が利用者支援事業(基本型)を実施(1市→3市) 【課題】 ・利用者支援事業(基本型)については、地域子育て支援センター(一般型)の支援員2名とは別に、プラス1名職員を配置する必要があり、人手不足の市町村では、事業化に至らない。また、利用者が少ない市町村では、必要性を感じていない。	・現在、地域子育て支援センターに職員を3名以上配置している市町村を中心に、利用者支援専門員育成事業(県単補助金)の活用を推進する。また、利用者支援事業(基本型)が難しい市町村については、子育て世代の寄り添い支援を子育てピアサポーター推進事業(県単補助金)を通じて実施できるよう働きかける。	
地域福祉政策課	106	重層的支援体制整備事業	介護、障害、子ども、生活困難の分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業を一体的に補助し、全市町村における包括的な支援体制整備に向けた支援を行う。	【現状】 ・8050問題などの複合課題に対応するため、分野横断的な他機関協働型の包括的な支援体制の整備に取り組む市町村は6市町のみ→R5年度は19市町村となる予定 【課題】 ・支援が必要な方を早期発見し、適切な支援につなぐには各分野の専門職やボランティアなどによる支援ネットワークの構築と併せて、なるべく多くの居場所や社会参加の場の創出が必要 ・地域の支え合い活動には、県民の理解促進と参画意識の醸成が必要	・包括的な支援体制を整備している市町村数(R5:19市町村→R6:24市町村) ・実質的に包括的な支援体制を整備している市町村(R5:34市町村) ・全市町村で包括的な支援体制が構築され、複雑化・複合化した課題が早期に発見され、支援に確実につながる状態 ・複雑化、複合化した課題についても、関係機関が連携しながら解決に導くことができる状態	①市町村の分野横断的な多機関協働型の包括的な支援体制の整備の推進(たて糸) ②人と人とのつながりの再生に向けた「地域の支援ネットワーク」づくりの推進(よこ糸) ・各分野の専門職やボランティアを対象に、課題に寄り添い必要な支援につなぐ「ソーシャルネットワーク」の理解者・実践者を増やす ③県民の理解促進と参画意識の醸成			・トップセミナー(6月) ・ソーシャルワーク網の目構築プロジェクト(6月～) ・市町村長訪問(6～9月) ・市町村ブロック会(7～9月) ・移行準備事業実施市町村向け研修(8月) ・地域共生社会フェスタ(10月) ・相談支援対応力向上研修(10～11月) ・地域福祉推進セミナー(11月) ・コミュニティソーシャルワーカー養成研修(時期未定) ・地域共生社会ポータルサイト(3月) 【随時実施】 ・各市町村の体制整備の状況の把握や、課題整理、要望対応 ・包括的な支援体制の基準に基づく確認 ・地域福祉計画の改定に向けた助言、進捗管理 ・地域共生社会推進アドバイザーの派遣 ・広報活動 など		
子ども家庭課	107	乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業	乳児がいる全家庭及び養育支援が必要な家庭の訪問による支援、家庭での養育が一時的に困難となった児童等の養育・保護の実施等により、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。	支援が必要と判断される家庭の把握や、養育支援訪問事業による早期の養育環境改善のために、訪問者の人事育成及び資質の向上が必要	乳児家庭全戸訪問事業の周知及び本事業を活用した地域での見守り及び支援体制の構築が図られている。	全市町村訪問による地域での見守り体制の現状把握	○補助金を活用していない市町村に対して活用への支援を行い、人材確保や適切な支援の実施につなげていく。	○交付申請市町村数 ・乳児家庭全戸訪問事業:20 ・養育支援訪問事業:17	○事業を実施(補助金の活用)をしていない市町村に対してニーズの確認及び利用の促進が必要である。	○補助金を活用していない市町村に対して活用への支援を行い、人材確保や適切な支援の実施につなげていく。	
子ども家庭課	108	子どもの見守り体制推進事業	市町村における児童虐待防止対策等を抜本強化するため、妊娠・出産・新生児・乳幼児期からの保健と福祉等との連携強化による地域での見守り体制を整備する市町村に対し交付金の交付を行う。	母子保健からつながれた要支援家庭に適切に対応していくため、児童虐待防止コーディネーターによる市町村支援会議の開催、個別ケース管理、学校・保育所訪問等が不可欠であるが、人材不足により児童虐待防止コーディネーターの配置が7市町(H29実績)にとどまっている。	H30目標 12市町村への児童虐待防止コーディネーターの配置	全市町村訪問による地域での見守り体制の現状把握	○子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて、人材確保等の財政支援を行うとともに、運営等についても助言を行い設置を働きかけていく。	○交付決定市町村数:18 (うち子ども家庭総合支援拠点設置市町村:18)	○交付金の活用により設置が進んできたが、令和6年度の子ども家庭センターへの移行に向けて、補助金の活用等により引き続き設置の促進が必要である。	○令和6年度からの子ども家庭センターの移行(設置)を見据え、引き続き子ども家庭総合支援拠点の設置に向け、人材確保等の財政支援の検討、運営等についても助言を行い設置を働きかけていく。	
子ども家庭課	109	地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業、子育て短期支援事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)に対して補助する	○子育て短期支援事業は近隣に児童養護施設等がないだけでなく、委託先である施設等の空きが不足しており、保護者の必要に応じた受け入れができていない。 ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、事業内容の周知ができていない。	○地域の実情に合わせて子ども・子育て支援事業が実施されている。	○市町村への事業の周知	○里親の新規登録の推進により委託が促進されるよう取り組んでいく。 ○地域協議会の連携強化や専門性の向上に向けて、補助事業の活用促進などにより充実を図っていく。	○交付決定市町村数 ・子育て短期支援事業:20 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業:5 ○子育て短期支援事業に係る里親名簿の提供市町村数:8	○子育て短期支援事業については、受入先が少なく現状があるため、里親への委託を引き続き推進していく必要がある。	○里親の新規登録の推進により委託が促進されるよう取り組んでいく。 ○地域協議会の連携強化や専門性の向上に向けて、補助事業の活用促進などにより充実を図っていく。	
子育て支援課	110	安心子育て応援事業	市町村や団体・企業、子育てサークル等が行う子育て支援の取組に対して補助	○市町村における地域子育て支援拠点事業の運営や子育て支援の取組については、国の子ども・子育て支援事業交付金の活用等を取り組むことができるが、少子高齢化の進む高知県内の市町村の一部では国の交付金を活用するための事業要件を満たすことが困難な場合も見受けられる。 ○地域地域で子育て家庭を支援している子育てサークルにおいては、任意団体であるため、活動をするための資金の確保が課題としてあげられている。	○全ての家庭が安心して子どもを育てることができる環境が整っている。	○市町村や子育てサークル等のニーズを把握しながら、より効果的に補助金が活用できるよう年度ごとに要綱の見直しを行う。					
子育て支援課	111	地域子育て支援センター等機能強化事業	市町村や団体・企業等が行う子育て支援の取組に対して補助 ・利用者支援専門員育成事業 ・施設整備事業 ・環境整備事業 ・市町村が地域の実情に応じて実施する子育て支援に視する事業 ・高知家の出会い・結婚・子育て応援団が行う子育て支援に資する事業 ・臨時託児室の設置事業	○子育て世代包括支援センターと地域子育て支援センターの設置は進んできたが、「相談先がわからない」「情報がキャッチしづらい」などが課題。 ○子育て世代のニーズが高い支援サービス(一時預かり等)の提供は十分でない。	○全ての家庭が安心して子どもを育てることができる環境が整っている。	○市町村や団体・企業等のニーズを把握しながら、より効果的に補助金が活用できるよう年度ごとに要綱の見直しを行う。	・地域子育て支援拠点の機能強化(妊娠期からの利用を促進する取り組みへの支援など) ・12市町村1広域連合が活用(R3年度から1市町村増加) ・妊娠前から子育て期まで切れ目ない支援を実施する「ネウボラ推進事業」は9市町村1広域連合が活用(R3年度から2市町村増加) ・南門市が利用者支援専門員育成事業を活用しR4.10月から国の利用者支援事業(基本型)を開始	【評価】 ・制度見直しや、事業の説明を丁寧に行い、補助金活用市町村が増加した。 【課題】 ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全国的に地域子育て支援センターの利用者数が減少しているが、相談件数は増加しており、子育て世代の孤立化が懸念されるようになった。 ・妊娠からの支援メニューなど、母子保健事業と被る事業があり、制度の整理が必要	・子育て家庭の孤立化の防止や地域全体で子育てをする機運を醸成するため、「地域連携促進事業」を新設し、「子育てピアサポーター」や「地域子育てボランティア」など地域資源の活用を促進する。 ・「高知県母子保健支援事業費補助金」、「高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金」及び「高知県ファミリー・サポート・センター運営補助金」の3つの補助金を統合し母子保健・子育て支援総合交付金を新設。母子保健と連携して事業を推進することで、活用を促進する。		

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(※) ※関連計画と併せて設定	目標数値または目指すべき姿(※) ※関連計画と併せて設定	R4		R5	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
子育て支援課	112	子育て講座等実施委託事業	子育てサークル等の地域資源を活用し、身近な地域で気軽に不安や悩みを相談できる支援者の育成や交流の場づくりなど、住民主体の子育て支援サービスの充実を図るための子育て講座等の実施	○0～2歳のうち未就園児は約4割であり、このような子育て家庭が孤立化しないよう、身近な地域で気軽に不安や悩みを相談できる支援者の育成が必要 ○子育て家庭の負担感を軽減するため、子育て家庭の多様なニーズに応じた子育て講座や交流の場の拡充が必要 ○子育てに役立つ情報を届けるためには、地域毎の子育て支援サービスやイベント等のコミュニティ情報をきめ細かく収集し、タイムリーに発信することが必要	○地域における子育て支援活動の担い手の増加 ○住民主体の子育て支援サービスの充実	○子育てサークル等の地域資源を活用し、地域における子育て支援者を確保・育成する	○子育て支援の担い手づくり及びネットワーク化 ・交流会又は情報交換会の実施(2回) ・各地域でのネットワーク形成のための活動支援(3地域) ○子育て講座や交流の場の提供(29回程度(5団体以上)) ○子育て支援活動の情報発信 ・インスタグラム等でタイムリーに発信(年50以上) ・子育て支援団体等の紹介記事掲載(インスタグラム等)10団体程度 子育て支援に関する広報誌の作成(1回)	○子育て支援の担い手づくり及びネットワーク化 ・交流会又は情報交換会の実施:第1回R4.6.26参加者:26人、第2回R4.9.3参加者:8人 ・各地域でのネットワーク形成のための活動支援 …3地域(高知市江ノ口地区、いの町、黒潮町・四万市) ・子育て家庭を対象としたイベントの実施(参加者黒潮町:56人(ポラディア等含む)、高知市:約80名) ○子育て講座や交流の場の提供 ・9サークル34講座 ○子育て支援活動の情報発信 ・うちプレマnet掲載記事:3件 ・Instagramで情報発信:投稿数51件 ・その他WEBサイト掲載:32件 ・広報誌の発行1回	【評価】 ・事業の検証、研修会等の参加者にアンケートを実施し、事業効果等を検証(アンケート対象者:①及び②参加者559人)交流会や講座など、全ての事業で、9割以上が「良かった」又は「非常に良かった」と回答。また、事業の必要性についても、全ての事業で9割以上が「必要と思う」又は「少し必要と思う」と回答。 ・子育て交流会の開催により、子育て支援関係団体が情報交換を行う中で、互いの活動内容や考え方について理解を深め子育て支援活動のネットワークを広げるきっかけとなった。 【課題】 ・3地域で子育て支援のネットワーク化ができていないが、地域の支援者同士が自分たちのみで活動を続けていくまでは至っておらず、引き続き支援が必要。	・令和4年度に引き続き、子育て支援の担い手づくり及びネットワーク化や子育て講座や交流の場の提供を支援 ・子育て支援活動の情報発信を実施
子育て支援課	113	子育て支援員等研修事業	地域子育て支援センターの人材養成及び質の向上に向けた研修開催	○研修を修了した人材が地域子育て支援拠点で活用され、継続的な支援体制が構築される。	○研修を修了した人材が地域子育て支援拠点や市町村とつながることができる仕組みを構築する。	○研修の実施 ・子育て支援員専門研修 ・地域子育て支援拠点事業:84人受講 84人認定 利用者支援事業:3人受講 ファミリー・サポート・センター事業:47人受講 41人認定 ・子育て支援員現任者研修 ・地域子育て支援拠点事業:41人受講 ○研修修了者のうち希望者に対して現場実習を実施	○研修の実施 ・子育て支援員専門研修 ・地域子育て支援拠点事業:40人認定 ファミリー・サポート・センター事業:11人認定 現場実習の実施:2人 【課題】 ・子育て家庭のニーズに対応できる人材育成に向けた研修が必要	【評価】 ・子育て支援員専門研修の受講者が増加しており、子育てへの関心が高まっていると思われる。(R3年度参考) ・子育て支援員専門研修 ・地域子育て支援拠点事業:40人認定 ファミリー・サポート・センター事業:11人認定 現場実習の実施:2人 【課題】 ・子育て家庭のニーズに対応できる人材育成に向けた研修が必要	○研修の実施 ・子育て支援員専門研修 ・子育て支援員現任者研修 ・利用者支援専門員研修(オンライン研修) ○研修修了者のうち希望者に対して現場実習を実施	
子育て支援課	114	出会い・結婚・子育て応援コーナー(子育て相談)	専門職員を配置し、妊娠前から子育て期までの相談支援、地域子育て支援センターの機能強化に向けた支援を実施	高知家の出会い結婚子育て応援コーナーに専門相談員(助産師)を2名配置(非常勤職員1名アドバイザー1名) H29年度実績 電話相談:22件 出張相談:181件	総合的な相談受付窓口での相談件数(結婚相談除く)400件(第3期Ver3日本への健康長寿県構想H37年度末の姿から抜粋)	○子育て支援センター及び子育てサークルへの相談窓口の周知及び活用の促進 ○Facebook等による子育てに関する情報発信				
幼保支援課	115	多機能型保育支援事業	保育所等を中心とした地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進めるとともに、保育所等の子育て支援機能を強化し、子育て家庭を地域で見守り、支えあう、地域ぐるみの子育て支援を行うことが可能な多機能型保育事業を推進する。	○多機能型保育の必要性の理解はあるものの施設の本来業務の多忙感や人材の確保が難しい点などから実施につながりにくい。	○多機能型保育事業の実施 40箇所(H31目標) ○保育所・幼稚園等において、さまざまな交流事業を地域の方々と協働で実施することで、地域との絆が深まり、子育て家庭への声かけなど日常的な支援が充実している。	○地区の民生委員等、地域の方々の協力も得ながら、事業実施できるよう取り組んでいく。 ○多機能型保育事業の取組発表(交流会)の実施	○保育所等の個別訪問や子育て支援イベント、保育所等が行う子育て支援情報のホームページによる発信などを通じて周知し、箇所数の拡大を図る。	○地域の子育て支援として、多くの保育所において園庭開放や子育て相談の場が提供されている。 ○事業の必要性の理解はあるものの、施設の本来業務の多忙感や人材の確保が難しい点などから、多機能型保育支援事業の実施につながりにくい。また、新型コロナウイルス感染症の影響で事業がしづらい状況が続いた。	○市町村や保育所等への個別訪問 ○多機能型保育支援事業実施園等との交流会 ○保育所等が行う子育て支援情報のホームページでの紹介 などを通じて周知し、実施箇所数の拡大を図る。	
子育て支援課	116	「こうちプレまnet」運営委託事業	親子のふれあいを大切にするための取り組みとして、携帯電話・パソコンを利用した胎児期からの情報提供や相談事業を行い、安心して出産・子育てができるよう、地域社会全体で「子ども・親の育ち」を支援する環境づくりを行う。	○インターネットやスマートフォンなどの普及により、子育て家庭の情報収集のツールもスマートフォンやパソコンが主流となってきた。 ○子育ての相談先についてもインターネットで検索することも増えている。 ○インターネット上には、様々な情報があり、子育て家庭が信頼できる情報の提供も必要である。	○子育て家庭に役立つ情報がより充実して提供され、行き届いている。	OH30年度サイトデザイン等修正 ○随時サイトや相談機能の周知 ○R4.10月サイトリニューアル ○R5年度新コンテンツ開設	○サイトのリニューアル ・妊娠前から子育て期の多様な相談窓口や子育て支援サービスなどの情報を充実し、母子保健サービスや子ども食堂など地域の子育て資源の情報を新たに掲載するほか、現在掲載している情報の整理や見直しを行い、利用者が必要とする情報のキーワードに関連する複数の選択肢からニーズに合った支援や相談窓口などの情報にスムーズにたどり着けるよう、サイトのリニューアルを実施。 ・妊娠中の方や子育てを頑張っているママやパパのために、出産や育児に役立つ情報や先輩ママからのアドバイスなどをタイムリーにお届けしている定期メールマガジンを利用者の高いLINEによる配信に変更し、利用者の増加につなげた。 ①「こうちプレまnet」リニューアル:10月 ②「こうちプレまnet」公式LINE開設:10月 ③ポスター作成:700部 チラシ(A4)作成:11,000部 チラシ(名刺サイズ)作成:30,000部	【評価】 ・「こうちプレまnet」アクセス件数:145,739件(前年比約1.5倍) ・公式LINE登録者数:302人(目標400人) ・チラシは市町村に好評で、年度途中で増刷をした。アクセス件数も増加し、子育て家庭がより使いやすいサイトになった。 【課題】 ・公式LINEは目標に満たなかった。また、アクセス件数の高いページが「子育て応援の店」であり、「こうちプレまnet」の活用方法など中身についての情報発信が必要	・チラシの配布など引き続きサイトの周知に努める ・新コンテンツを開設し、高知にゆかりのある方とこうちの子育てや「こうちプレまnet」について共同で情報発信を行い、サイトを継続して活用してもらうよう努める。	
幼保支援課	117	園内研修支援事業	子ども一人一人に生きる力の基礎を育む教育・保育を実践するため、保育所・幼稚園等が実施する園内研修を支援するとともに、県内13ブロックごとの「ブロック別研修会」を支援し、主体的に研修を開催してもらうためのネットワーク化を推進することにより、教育・保育の質の向上を図る。	○研修への参加が困難な臨時・パート職員を含む保育者の学びの場となるよう、園全体で取り組むことのできる研修体制を作ることが必要である。 ○計画的・組織的な研修体制の確立のため、ブロック別園内研修支援を2力年実施できるような働きかけを行っているが、継続した取組につながりにくい地域や園もある。ニーズに応じた支援を続け、研修への認識を高めていく必要がある。	○保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づき保育・教育についての理解が深まることにより、自主的、計画的な園内研修が実施されている。 ○研修の中核となる職員が育ち、園内及び園や市町村を超えた実践研修や公開保育が定期的に行われている。	○園内研修・ブロック別研修支援の実施回数:年間200回以上 ・実施後のアンケート調査で「今後も引き続き園内研修を実施すると回答した園の割合:100% ・ブロック別研修実施園の公開保育の参加者アンケート調査で「参考になった」と回答した割合:80%以上	○園内研修及びキャリアアップ実践研修支援の周知及び実施 ○教育センターとの連携支援 ○幼保支援アドバイザー等の派遣	○園内研修支援 ・園内研修及びキャリアアップ実践研修支援の実施:176回 ○高知市との連携による園内研修支援:10回(6月～12月) ・教育センターとの連携支援 ・幼保アドバイザー等の派遣	○ガイドライン等を活用し、園内における保育の振り返りや職員間の話し合い等、アドバイザーなどの園への訪問支援により、保育の見直し・改善を行った園が増加した。 ○保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の確立に向けて、「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」の活用方法等について引き続き周知していく必要がある。 ○各地域、各園の教育・保育の課題に基づいた実践が日常的・継続的に行われるよう、市町村主管課とさらに連携して支援していく必要がある。	○園内研修支援 ・園内研修及びキャリアアップ実践研修支援の周知及び実施 ・教育センターとの連携支援 ・幼保支援アドバイザー等の派遣 ・高知市との連携による園内研修支援
幼保支援課	118	親育ち支援推進事業(基本的生活習慣向上事業を除く)	子どもたちの健やかな育ちのために、「親の子育て力の向上」「保育所・幼稚園等の親育ち支援力の向上」「保護者と園との相互理解」を図るために、保護者や保育者に対する支援等を行う。	○保護者研修の実施園によって、保護者の参加率に大きな差があるため、保護者の実態に合った園内での研修計画が立てられるよう、園や市町村に周知していく必要がある。 ○園の組織体制が十分にない園では、計画的・継続的な研修の実施につながっていないため、各地域の親育ち支援の中核者を中心に行われる地域別交流会の内容の充実を図るとともに、各園における親育ち支援保育者の役割を明確化する必要がある。	○良好な親子関係や子どもへのかかり方について保護者の理解が深まり、積極的に子どもにかかわる姿が多くなる。 ○多くの園や地域で、親育ち支援のリーダーや担当者を中心とした親育ち支援研修が行われ、親育ち支援体制の充実が図られる。	○親育ち支援担当者の位置付け70%以上 親育ち支援担当者を中心とし、保護者の実態に合った研修計画が立てられることにより、保護者の参加率が高め、より多くの保護者に良好な親子関係や子どもへの関わりについての理解が図る。 ○地域別連絡会や幼保推進協議会を通じて、市町村の現状把握を行い、地域別交流会の研修内容の充実につなげる。また、研修内容を各園で報告したり、市町村のリーダーが各園での研修を促したりし、全園での親育ち支援の充実につなげていく。	○親育ち支援啓発事業 ・親育ち支援アドバイザー等の派遣 ・園内研修支援 ○親育ち支援地域リーダー研修会 ・親育ち支援講座	○全ての園に親育ち支援担当者が配置され、担当者を中心に、組織的・計画的に保護者支援を行うための体制が整備され、保護者支援の充実につながった。 ○親育ち支援に関する研修計画を作成している園は年々増加しているが、7割弱にとどまっている。 ○研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者がおり、園により研修参加率の差が大きい。園や市町村のニーズや課題に応じた研修実施への支援が必要である。	○親育ち支援啓発事業 ・親育ち支援アドバイザー等の派遣 ・園内研修支援 ○親育ち支援地域リーダー研修会 ・親育ち支援講座:2回(7月、9月) ○親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合:69.8%(199園)	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(中長) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿(短期) ※事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4			R5
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(O-A)	
生涯学習課	119	家庭教育支援基盤形成事業	市町村における家庭教育支援の取組を支援するとともに、学校や地域での出前講座を実施することにより、家庭教育力の向上を図る。	○家庭教育支援基盤形成事業の認知度の向上。 ○実施市町村数の増加と内容の充実。	○親への学習機会の提供や相談対応などの家庭教育支援等、様々な教育支援活動がより充実している。 ○実施市町村数:16市町村以上 ○家庭教育支援チーム:6市町村6チーム以上	○未実施市町村への訪問等をおとして、家庭教育支援に関わる担当者へ周知する。 ○市町村における取組について、担当者等から意見を聞きながら円滑な実施となるよう支援する。	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:18市町村 ・事業内容:家庭教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターのスキルアップ講座の開催及び認定者の派遣 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し ・早寝早起き朝ごはんフォーラム2022の開催	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:17市町村(新型コロナウイルス感染症防止のため1町がとりやめ) ・事業内容:家庭教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、運動遊び、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーター養成講座開催 参加者数:9名 満足度:97.8% 派遣箇所数:13箇所 派遣者数:14名 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し データ:0 着ぐるみ:4 パベットの1 啓発教材:0 ○高知家の早寝早起き朝ごはんフォーラム2022開催 12月11日(日)中央公園 約2,500名 1月11日(日)オーテピア 94名(オンライン15名)	○事業を実施した市町村は今年度当初の予定より1市町村減少したが、家庭教育支援チームを設置した市町村は昨年度よりも1市町村増加した。→多くの地域に取組を広げるため、市町村担当者への周知や家庭教育支援の核となる人材育成を行う。 ○保育所、幼稚園、子育て支援センター等の職員及び保護者からの子育てや家庭教育に関する研修依頼が多くあり、地域の子育てや家庭教育について支援できるような、地域の支援力が一定向上した。 →地域の支援力のさらなる向上を図るため、「親プロ」を活用した研修や、認定ファシリテーター養成研修会を継続して実施する。 ○生活リズムチェックカードの取組人数数学校園数は減少したが、認定率は増加した。 取組箇所 R3:355箇所→R4:306箇所 取組人数 R3:43,737名→R4:40,484名 認定率 R3:39.9%→R4:40.4% □全ての家庭がよりよい生活習慣を確立するために、継続的な啓発や研修等の実施が必要である。	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:17市町村 ・事業内容:家庭教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターの養成講座の実施及び認定者の派遣 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し ・早寝早起き朝ごはんフォーラム2023の開催
子ども家庭課	120	高知県児童健全育成地域活動推進事業費補助金(児童厚生施設活動支援事業)	児童の健全育成を図るため、児童厚生施設(児童館・児童センター)を拠点として活動する地域組織「母親クラブ」を支援し、地域活動の推進を図る。	○補助金を活用する市町村(地域組織)が固定化しているとともに減少傾向にある。	○児童厚生施設(児童館・児童センター)が、子どもたちの安心・安全な居場所となっている。	○補助金のあり方について検討 ○児童館での子ども食堂開催の可能性について調査・打診	○補助金による支援(5市町村5団体) 室戸市、安芸市、佐川町、日高村、黒潮町 ※R4.4.1交付決定済	○補助金による支援(5市町村5団体) 室戸市、安芸市、佐川町、日高村、黒潮町	○計画に基づき実施できたが、補助金を活用する市町村(地域組織)が固定化している。	○補助金のあり方について検討 ○児童館での子ども食堂開催の可能性について調査・打診
子育て支援課	121	地域子ども・子育て支援事業 ※再掲(105番)	子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業(利用者支援事業(基本型、特定制、母子保健型)、地域子育て支援拠点)に対して補助する。(市町村が設置する子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センターの運営費等の支援)	○子育て世代包括支援センターは36か所に設置済み(合計34市町村) R4.4月現在 ※H27年度から事業開始 ○利用者支援事業(基本型)においては、実施市町村数が少ないうえに、コーディネーターとなることができる経験のある職員が不足している。 ○地域子育て支援拠点事業については、職員の固定が難しく継続した支援につながらない。	○市町村による利用者支援事業(母子保健型)の活用 ○センター全市町村設置 ○地域の実情に合わせて子ども・子育て支援事業が実施されている。	○利用者支援事業(母子保健型)活用に向けた市町村支援 ○市町村への事業の周知	○子育て世代包括支援センターを新設した市町村への支援(現地訪問等) ○子育て世代包括支援センター連絡調整会議 ○母子保健コーディネーター等研修 ○総合相談窓口機能強化のためのスキルアップ ○利用者支援専門員育成事業(県単補助金)の活用促進	○R4.4月に中土佐町と土佐町に子育て世代包括支援センターが新設され、全市町村で子育て世代包括支援センターの設置が完了した。 ○利用者支援事業(基本型):2市開設 ・香南市は利用者支援専門員育成事業(県単補助金)を活用し、R4.10月から開始 ・四万十市はR4.1から利用者支援事業を開始	【評価】 ・全市町村に子育て世代包括支援センターが設置された。 ・2市(四万十市、香南市)が利用者支援事業(基本型)を実施(1市→3市) 【課題】 ・利用者支援事業(基本型)については、地域子育て支援センター(一般型)の支援員2名とは別に、プラス1名職員を配置する必要があり、人手不足の市町村では、事業化に至らない。また、利用者が少ない市町村では、必要性を感じていない。	・現在、地域子育て支援センターに職員を3名以上配置している市町村を中心に、利用者支援専門員育成事業(県単補助金)の活用を推進する。また、利用者支援事業(基本型)が難しい市町村については、子育て家庭の寄り添い支援を子育てピアサポーター推進事業(県単補助金)を通じて実施できるよう働きかける。
地域福祉政策課	122	重層的支援体制整備事業 ※再掲(106番)	介護、障害、子ども、生活困窮の分野の相談支援や地域づくりにかかわる既存事業を一体的に補助し、全市町村における包括的な支援体制整備に向けた支援を行う。	【現状】 ・8050問題などの複合課題に対応するため、分野横断的な他機関協働型の包括的な支援体制の整備に取り組む市町村は6市町村のみ→R5年度は19市町村となる予定 【課題】 ・支援が必要な方を早期発見し、適切な支援につなぐには各分野の専門職やボランティアなどによる支援ネットワークの構築と併せて、なるべく多くの居場所や社会参加の場の創出が必要 ・地域の支え合い活動には、県民の理解促進と参画意識の醸成が必要	・包括的な支援体制を整備している市町村数(R5:19市町村→R6:24市町村) ・実質的に包括的な支援体制を整備している市町村(R5:34市町村) ・全市町村で包括的な支援体制が構築され、複雑化・複合化した課題が早期に発見され、支援に確実につながる状態 ・複雑化、複合化した課題についても、関係機関が連携しながら解決に導くことができる状態	①市町村の分野横断的な多機関協働型の包括的な支援体制の整備の推進(たて糸) ②人と人とのつながりの再生に向けた「地域の支援ネットワーク」づくりの推進(よこ糸) ・各分野の専門職やボランティアを対象に、課題に寄り添い必要な支援につなぐソーシャルネットワークの理解者・実践者を増やす ③県民の理解促進と参画意識の醸成	トツセミナー(5月) ・ソーシャルワーク網の目標プロジェクト(6月～) ・市町村長訪問(6～9月) ・市町村ブロック会(7～9月) ・移行準備事業実施市町村向け研修(8月) ・地域共生社会フェスタ(10月) ・相談支援対応力向上研修(10～11月) ・地域福祉推進セミナー(11月) ・コミュニケーションソーシャルワーカー養成研修(時期未定) ・地域共生社会ポータルサイト(3月) 【随時実施】 ・各市町村の体制整備の状況の把握や、課題整理、要請対応 ・包括的な支援体制の基準に基づく確認 ・地域福祉計画の改定に向けた助言、進捗管理 ・地域共生社会推進アドバイザーの派遣 ・広報活動 など			
子育て支援課	123	安心子育て応援事業 ※再掲(110番)	市町村や団体・企業、子育てサークル等が行う子育て支援の取組に対して補助	○子育て短期支援事業は近隣に児童養護施設等がないだけでなく、委託先である施設等の空きが不足しており、保護者の必要に応じた受け入れができていない。 ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、事業内容の周知ができていない。	○地域の実情に合わせて子ども・子育て支援事業が実施されている。	○市町村への事業の周知	・地域子育て支援拠点の機能強化(妊娠期からの利用を促進する取り組みへの支援など)	・12市町村1広域連合が活用(R3年度から1市町村増加) ・交流会又は情報交換会の実施(2回) ・各地域でのネットワーク形成のための活動支援(3地域) ○子育て講座や交流の場の提供(29回程度(5団体以上)) ○子育て支援活動の情報発信 ・インスタグラム等でタイムリーに発信(年50以上) ・子育て支援団体等の紹介記事掲載(インスタ・ウェブサイト等)10団体程度 子育て支援に関する広報誌の作成(1回)	【評価】 ・制度見直しや、事業の説明を丁寧に行い、補助金活用市町村が増加した。 【課題】 ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全体的に地域子育て支援センターの利用者数が減少しているが、相談件数は増加しており、子育て家庭の孤立化が懸念されるようになった。 ・妊娠期からの支援メニューなど、母子保健事業と被る事業があり、制度の整理が必要	・子育て家庭の孤立化の防止や地域全体で子育てをする機運を醸成するため、「地域連携促進事業」を新設し、「子育てピアサポーター」や「地域子育てボランティア」など地域資源の活用を促進する。 ・「高知県県民子育て支援事業費補助金」、「高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金」及び「高知県ファミリー・サポート・センター運営費補助金」の3つの補助金を統合し母子保健・子育て支援総合交付金を新設。母子保健と連携して事業を推進することで、活用を促進する。
子育て支援課	124	地域子育て支援センター等機能強化事業 ※安心子育て応援事業から予算組み替え ※再掲(111番)	市町村や団体・企業等が行う子育て支援の取組に対して補助 ・利用者支援専門員育成事業 ・施設整備事業 ・環境整備事業 ・市町村が地域の実情に応じて実施する子育て支援に視する事業 ・高知家の出会い・結婚・子育て応援団が行う子育て支援に資する事業 ・臨時託児室の設置事業	○子育て世代包括支援センターと地域子育て支援センターの設置は進んできたが、「相談先がわからない」「情報がキャッチしづらい」などが課題。 ○子育て世代のニーズが高い支援サービス(一時預かり等)の提供は十分でない。	○全ての家庭が安心して子どもを育てることができる環境が整っている。	○市町村や団体・企業等のニーズを把握しながら、より効果的に補助金が活用できるよう年度ごとに要綱の見直しを行う。	・地域子育て支援拠点の機能強化(妊娠期からの利用を促進する取り組みへの支援など)	・12市町村1広域連合が活用(R3年度から1市町村増加) ・交流会又は情報交換会の実施(第1回R4.6.26 参加者:26人、第2回R4.9.3 参加者:8人) ・各地域でのネットワーク形成のための活動支援 ・3地域(高知市江ノ口地区、いの町、黒潮町・四万十市) ○子育て講座や交流の場の提供(29回程度(5団体以上)) ○子育て支援活動の情報発信 ・インスタグラム等でタイムリーに発信(年50以上) ・子育て支援団体等の紹介記事掲載(インスタ・ウェブサイト等)10団体程度 子育て支援に関する広報誌の作成(1回)	【評価】 ・事業の検証・研修会等の参加者にアンケートを実施し、事業効果等を検証(アンケート対象者:①及び②参加者559人)交流会や講座など、全ての事業で、9割以上が「良かった」又は「非常に良かった」と回答。また、事業の必要性についても、全ての事業で9割以上が「必要と思う」又は「少し必要思う」と回答。 ・子育て支援会の開催により、子育て支援関係団体の情報交換を行う中で、互いの活動内容や考え方について理解を深め子育て支援活動のネットワークを広げるきっかけとなった。 【課題】 ・3地域で子育て支援のネットワーク化ができつつあるが、地域の支援者同士が自分たちのみで活動を続けていくまでは至っておらず、引き続き支援が必要。	・令和4年度に引き続き、子育て支援の担い手づくり及びネットワーク化や子育て講座や交流の場の提供を支援 ・子育て支援活動の情報発信を実施
子育て支援課	125	子育て講座等実施委託事業 ※再掲(112番)	子育てサークル等の地域資源を活用し、身近な地域で気軽に不安や悩みを相談できる支援者の育成や交流の場づくりなど、住民主体の子育て支援サービスの充実を図るための子育て講座等の実施	○0～2歳のうち未就園児は約4割であり、このような子育て家庭が孤立化しないよう、身近な地域で気軽に不安や悩みを相談できる支援者の育成が必要 ○子育て家庭の負担感を軽減するため、子育て家庭の多様なニーズに応じた子育て講座や交流の場の買戻が必要 ○子育てで役立つ情報を届けるためには、地域毎の子育て支援サービスやイベント等のコミュニティ情報をきめ細かく収集し、タイムリーに発信することが必要	○地域における子育て支援活動の担い手の増加 ○住民主体の子育て支援サービスの充実	○子育てサークル等の地域資源を活用し、地域における子育て支援者を確保・育成する	○子育て支援の担い手づくり及びネットワーク化 ・交流会又は情報交換会の実施(2回) ・各地域でのネットワーク形成のための活動支援(3地域) ○子育て講座や交流の場の提供(29回程度(5団体以上)) ○子育て支援活動の情報発信 ・インスタグラム等でタイムリーに発信(年50以上) ・子育て支援団体等の紹介記事掲載(インスタ・ウェブサイト等)10団体程度 子育て支援に関する広報誌の作成(1回)	【評価】 ・事業の検証・研修会等の参加者にアンケートを実施し、事業効果等を検証(アンケート対象者:①及び②参加者559人)交流会や講座など、全ての事業で、9割以上が「良かった」又は「非常に良かった」と回答。また、事業の必要性についても、全ての事業で9割以上が「必要と思う」又は「少し必要思う」と回答。 ・子育て支援会の開催により、子育て支援関係団体の情報交換を行う中で、互いの活動内容や考え方について理解を深め子育て支援活動のネットワークを広げるきっかけとなった。 【課題】 ・3地域で子育て支援のネットワーク化ができつつあるが、地域の支援者同士が自分たちのみで活動を続けていくまでは至っておらず、引き続き支援が必要。	・令和4年度に引き続き、子育て支援の担い手づくり及びネットワーク化や子育て講座や交流の場の提供を支援 ・子育て支援活動の情報発信を実施	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(中)	目標数値または目指すべき姿(中)	R4		R5	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
子育て支援課	126	子育て支援員等研修事業 ※再掲(113番)	地域子育て支援センターの人材養成及び質の向上に向けた研修開催	○市町村における地域子育て支援拠点事業の運営や子育て支援の取組については、国の子ども・子育て支援事業交付金の活用等を取り進めることができるが、少子高齢化の進む高知県内の市町村の一部では国の交付金を活用するための事業要件を満たすことが困難な場合も見受けられる。 ○地域地域で子育て家庭を支援している子育てサークルにおいては、任意団体であるため、活動するための資金の確保が課題としてあげられている。	○全ての家庭が安心して子どもを育てることができる環境が整っている。	○市町村や子育てサークル等のニーズを把握しながら、より効果的に補助金が活用できるよう年度ごとに要綱の見直しを行う。	○研修の実施 ・子育て支援員専門研修 ・子育て支援員現任者研修 ・利用者支援専門員研修(オンライン研修) ○研修修了者のうち希望者に対して現場実習を実施	○研修の実施 ・子育て支援員専門研修 ・地域子育て支援拠点事業:84人受講 84人認定 利用者支援事業:3人受講 ファミリー・サポート・センター事業:47人受講 41人認定 ・子育て支援員現任者研修 ・地域子育て支援拠点事業:41人受講 ○研修修了者のうち希望者に対して現場実習を実施:9人	【評価】 ・子育て支援員専門研修の受講者が増加しており、子育てへの関心が高まっていると思われる。 (R3年度参考) ・子育て支援員専門研修 ・地域子育て支援拠点事業:40人認定 ファミリー・サポート・センター事業:11人認定 ・現場実習の実施:2人 【課題】 ・子育て家庭のニーズに対応できる人材育成に向けた研修が必要	○研修の実施 ・子育て支援員専門研修 ・子育て支援員現任者研修 ・利用者支援専門員研修(オンライン研修) ○研修修了者のうち希望者に対して現場実習を実施
幼保支援課	127	多機能型保育支援事業 ※再掲(115番)	保育所等を中心とした地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進めるとともに、保育所等の子育て支援機能を強化し、子育て家庭を地域で見守り、支えあう、地域ぐるみの子育て支援を行うことが可能な多機能型の保育事業を推進する。	○多機能型保育の必要性の理解はあるものの施設の本来業務の多忙感や人材の確保が難しい点などから実施につながりにくい。	○多機能型保育事業の実施 40箇所(H31目標) ○保育所・幼稚園等において、さまざまな交流事業を地域の方々と協働で実施することで、地域との絆が深まり、子育て家庭への声かけなど日常的な支援が充実している。	○地区の民生委員等、地域の方々の協力も得ながら、事業実施できるよう取り組んでいく。 ○多機能型保育事業の取組発表(交流会)の実施	○保育所等の個別訪問や子育て支援イベント、保育所等が行う子育て支援情報のホームページによる発信などを通じて周知し、個所数の拡大を図る。	○保育所等が行う子育て支援情報のホームページでの紹介:5回 ○市町村説明会での補助金の周知(4月) ○多機能型保育支援事業実施園等との交流会:2回(8月、11月) ○多機能型保育支援事業の実施:15箇所	○地域の子育て支援として、多くの保育所において園庭開放や子育て相談の場が提供されている。 ○事業の必要性の理解はあるものの、施設の本来業務の多忙感や人材の確保が難しい点などから、多機能型保育支援事業の実施につながりにくい。また、新型コロナウイルス感染症の影響で事業がしづらい状況が続いた。	○市町村や保育所等への個別訪問 ○多機能型保育支援事業実施園等との交流会 ○保育所等が行う子育て支援情報のホームページでの紹介 などを通じて周知し、実施箇所数の拡大を図る。
生涯学習課	128	新・放課後子ども総合プラン推進事業 ※再掲(9番)	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を促進するために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学びの力を身につける風土ができている。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。 ・放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	(1)運営等補助(うち高知市) 子ども教室142(41)カ所 児童クラブ189(94)カ所 (2)児童クラブ施設整備への助成2箇所 (3)放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 10回 ・全市町村訪問 8~10月 ・取組状況調査 8~9月	(1)運営等補助(うち高知市) 子ども教室142(41)カ所 児童クラブ189(90)カ所 (2)児童クラブ施設整備への助成 2市2箇所 (3)放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修(全4日)10~12月 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日)9月 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 9回(防災、発達障害理解、実践発表)7~1月 ・全市町村訪問 8~9月 ・取組状況調査 7~8月	○全小学校区の97.3%に児童クラブ又は子ども教室が設置されており、学習支援の実施率はR3:99.1%からR4:97.2%と減少したが高い割合で推移している。 ・待機児童及び児童の定員等、国の施設基準を満たしていない児童クラブの解消に向け、新たな児童クラブの整備と従事する職員確保が必要である。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識・技能の向上などが求められる。	(1)運営等補助(うち高知市) 子ども教室144(41)カ所 児童クラブ186(90)カ所 (2)児童クラブ施設整備への助成5箇所 (3)放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 10回 ・全市町村訪問 8~10月 ・取組状況調査 8~9月
地域福祉政策課	129	あったかふれあいセンター事業	子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず誰もが気軽に集い、子育てや生活支援、介護サービス等を受けられる拠点を設置し、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合い活動等を行う。	【現状】あったかふれあいセンター事業の開始時点では、22市町村28拠点 【課題】中山間地域では、多様なニーズがありながらもサービスの利用者が少ないことから民間参入が進まない。	あったかふれあいセンターのサービス提供機能が充実・強化され、高知県福祉の拠点として整備されている。	あったかふれあいセンター等の小規模多機能支援拠点の整備カ所数:旧市町村に1カ所以上。	あったかふれあいセンターの整備と機能強化 ①あったかふれあいセンターの整備 ・R4年度:31市町村56拠点290サテライト 新設1拠点:須崎市 ②ゲートキーパー機能の強化 ・人材研修の充実 ・気になる子ども・世帯の情報を行政等適切な機関につなぐ ③福祉サービスの提供機能の充実 ・集いの場を活用した子育て支援の実施	①あったかふれあいセンターの整備 ・R4年度:31市町村56拠点290サテライト 新設1拠点:須崎市 ②人材研修として、下記のとおり実施。 ・スタッフ研修2回(計36名参加) ・テーマ別研修1回(44名参加) ・フォローアップ研修2回(計18名参加) ・コーディネーター研修1回(46名参加) ③令和4年4~令和5年3月時点で子ども837名が集いの場に参加	①福祉保健所や市町村とも連携しながら地域の状況に応じた支援をすることで、あったかふれあいセンターの整備ができた。 ②研修を通じて、地域住民の抱える様々な課題への理解促進を図ることができた。 ③様々な世代が集える工夫をすることで高齢者だけでなく、子ども達の集いの場として活用されつつある。令和5年度は好事例の共有やリーフレットの配布などを通じて、更なる活用の促進を図る。	あったかふれあいセンターの広報・機能強化 ①あったかふれあいセンターの整備 ・R5年度:31市町村55拠点254サテライト ②ゲートキーパー機能の強化 ・人材研修の充実 ・気になる子ども・世帯の情報を行政等適切な機関につなぐ ③福祉サービスの提供機能の充実 ・集いの場を活用した子育て支援の実施
障害福祉課	130	障害福祉サービス等確保支援事業(障害児長期休暇支援事業)	学校等の長期休暇期間中に地域において、公民館等を利用して障害児の援助を行う事業に対して補助を行う。	地域における当該事業をさらに活用してもらうための周知が必要。	学校などの長期休暇中の障害児の居場所の確保により、障害児と保護者が安心して地域生活を継続できる。	市町村担当者などで当該事業の周知を図り、地域へのニーズに応じた利用促進を行う。	長期休暇中の障害児の居場所づくりを行うことにより、障害児とその保護者の地域生活を支援する。また、ボランティアや地域住民との交流を深める機会とする。 延べ利用者数 917名 安芸市 23名 香南市 311名 中土佐町 129名 津野町 168名 四万十町 141名 黒潮町 29名 中芸広域連合 116名	長期休暇中の障害児の居場所づくりとともに、宿題等の学習支援や体験活動等を実施することで、障害児及びその保護者の地域生活を支援することができ、ボランティアなどの協力を得て地域での交流プログラムを障害児に配慮した内容の企画するなどにより地域とのつながりができた。	長期休暇中の障害児の居場所づくりを行うことにより、障害児とその保護者の地域生活を支援する。また、ボランティアや地域住民との交流を深める機会とする。	
地域福祉政策課	131	民生・児童委員及び主任児童委員による地域の見守り活動の推進	各市町村の小学校と民児協が連携し、就学時健康診断などで保護者や教員等に民生・児童委員等を紹介し、その後の地域での見守り活動等につなげる。	各市町村の入学式、就学時健康診断、入学説明会等で民生・児童委員等の紹介を実施 自己紹介:88校 リーフレット等配布:54校 合計:142/194校 73.2%	厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっていく。	就学時健康診断などでの自己紹介やリーフレット配布を実施してもらうよう計画の確認と協力依頼	○民生・児童委員等による地域における見守り活動の推進 ・民生・児童委員等が学校と情報を共有し、関係機関との役割分担をしたうえで、子どもや家庭を見守る仕組みを、小学校単位で県内に定着・普及	各市町村の入学式、就学時健康診断、入学説明会等で民生・児童委員等の紹介を実施	民生委員・児童委員の活動について周知ができ、地域における身近な相談先としての認識を持ってもらった。	○民生・児童委員等による地域における見守り活動の推進 ・民生・児童委員等が学校と情報を共有し、関係機関との役割分担をしたうえで、子どもや家庭を見守る仕組みを、小学校単位で県内に定着・普及
子ども家庭課	132	子どもの見守り体制推進事業 ※再掲(108番)	市町村における児童虐待防止対策等を抜本強化するため、妊娠・出産・新生児・乳幼児期からの保健と福祉等との連携強化による地域での見守り体制を整備する市町村に対し交付金の交付を行う。	母子保健からつながれた要支援家庭に適切に対応していたため、児童虐待防止コーディネーターによる市町村支援会議の開催、個別ケース管理、学校・保育所訪問等が不可欠であるが、人材不足により児童虐待防止コーディネーターの配置が7市町(H29実績)にとどまっている。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	全市町村訪問による現状把握	○子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて、人材確保等の財政支援を行うとともに、運営等についても助言を行い設置を働き掛けていく。	○交付決定市町村数:18(うち子ども家庭総合支援拠点設置市町村:18)	○交付金の活用により設置が進んできたが、令和6年度の子ども家庭センターへの移行に向けて、補助金の活用等により引き続き設置の促進が必要である。	○令和6年度からの子ども家庭センターの移行(設置)を見据え、引き続き子ども家庭総合支援拠点の設置に向け、人材確保等の財政支援の検討、運営等についても助言を行い設置を働き掛けていく。

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン5 自尊心や思い遣りを育む土壌となる「安心できる居場所」づくり）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(中)	R4			R5	
						目標数値または目指すべき姿(中) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿(中) ※関連計画と調整して設定	計画(P)	実施状況(D)	評価・評価(C-A)
県民生活課	133	安全安心まちづくり推進事業	犯罪のない安全安心まちづくりを推進するため、広く県民、事業者、地域活動団体の防犯意識を高めるよう広報・啓発を行うとともに、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を行う団体等の活動を支援する。	○第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」に基づく取組を着実に進める。 ○第4次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」(R4年3月策定)に基づく取組を着実に進める。	○県民と本県を訪れる人すべてが安心して暮らし、滞在できる高知県を目指す。	○安全安心まちづくり推進会議において、各事業の取組実績を集約し、構成員から意見を頂きながら、計画に基づく取組を着実に進める。	○広報紙「安全安心まちづくり」発行による情報発信 ○会報「安全安心まちづくり」発行による情報共有 ○「高知県犯罪のない安全安心まちづくりのホームページ」による情報発信 ○ラジオの活用による広報活動の実施 ○安全で安心して暮らせる地域社会づくりをテーマとしたイベント「安全安心まちづくりひろば」の開催 ○安全安心まちづくり推進会議幹事会の開催 ○安全安心まちづくり推進会議総会の開催	○広報紙「安全安心まちづくり」(4回)、会報「安全安心まちづくり」(4回)発行による情報発信 ○「高知県犯罪のない安全安心まちづくりのホームページ」による情報発信 ○「イベント」特殊詐欺被害等防止キャンペーン(5/30高知大丸前)、「安全安心まちづくりひろば」(10/16オオモール高知)の開催 ○安全安心まちづくり推進会議幹事会(2回)、総会(2/8)の開催	○各種広報活動を実施することにより、子どもを含め幅広い世代に対し防犯意識の醸成を図った。特に、イベント「特殊詐欺被害等防止キャンペーン」では、幼稚園児と一緒に啓発活動を実施した。 ○第4次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」に基づく取組を着実に進める。	○広報紙「安全安心まちづくり」発行による情報発信 ○「高知県犯罪のない安全安心まちづくりのホームページ」による情報発信 ○イベント「特殊詐欺被害等防止キャンペーン」、「安全安心まちづくりひろば」の開催 ○安全安心まちづくり推進会議幹事会、総会の開催
学校安全対策課	134	高知県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	学校や通学路等における子どもの安全を守る体制の整備を推進するため、スクールガード・リーダーによる巡回指導やスクールガード養成講習会の開催等を通じて見守り体制の強化を図る市町村を支援する。	○他県では子どもをねらった痛ましい事件が発生しており、県内でも子どもをねらった不審者情報が後を絶たないことから、見守り活動が組織的に行われるよう、啓発を続けていく必要がある。 ○各学校や地域で、子どもの見守り活動が組織的に実施されている。	○スクールガード・リーダーによる巡回指導等を中心とした、地域ぐるみで子どもの安全を確保する体制が多くの市町村で構築されている。	○スクールガード・リーダーによる巡回指導等を活かした、子どもの安全を確保する体制構築の効果や好事例を研修会等で紹介し、組織的な見守り活動の啓発 ○継続的に見守り活動をしている活動団体・組織の表彰	○22市町村が実施 ・スクールガード・リーダー(21市町村、39名)による巡回指導と評価 ・スクールガード(学校安全ボランティア)の養成講習会の実施(1市) ・スクールガード・リーダー-連絡協議会開催(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止)の代替として、高知県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業市町村担当者会を実施した。(5/12 オータピア高知図書館 参加者18名)	○スクールガード・リーダーが、防犯の視点を持って、学校内外で子どもの安全を守る巡回指導等を実施している。子どもや保護者からの信頼も厚く、地域ぐるみで子どもを守る体制を構築する一助となっている。 ○一方、スクールガード・リーダーを委嘱する市町村が固定化しており、事業を活用した見守り体制の強化について働きかけていく必要がある。 ○登下校防犯プランに基づく見守りの強化に向けて、スクールガード(学校安全ボランティア)の養成を、市町村に働きかけていく必要がある。→R5はいの町が新しく参加	○スクールガード・リーダー(22市町村、43名)による巡回指導と評価 ・スクールガード(学校安全ボランティア)の養成講習会の実施 ・学校安全活動(見守りの強化) ・スクールガード・リーダー-連絡協議会の開催 ・スクールガード・リーダー及び高知県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業市町村担当者会を実施した。事業説明、県警察本部生活安全部よりの講話、スクールガード・リーダー同士の情報共有等を行いスキルアップをはかる。(5/24オータピア高知図書館)	
生涯学習課	135	地域学校協働活動推進事業 (H30 学校支援地域本部等事業) ※再掲(21番)	学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進する。	○全市町村で学校支援地域本部の取組が行われている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小:114校、中:73校、義務教育学校2校 ・未実施校へのアプローチを強化し、設置拡大の取組を更に進めていく必要がある。 ・市町村や学校によって地域と連携した学校支援活動の内容に差がある。 ・学校と地域とがパートナーとして子どもたちを見守り育てる「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを県内各地へ展開させていく必要がある。 ・地域コーディネーター人材の確保や育成に課題がある。	○学校や地域の実情に応じて、地域の方が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 ○各地域学校協働本部において、充実した様々な活動が活発に実施されている。 ・地域学校協働本部が設置された学校数 小学校:150校以上 中学校:80校以上 ・地域学校協働本部における学習支援、登下校安全指導、環境整備等の学校支援活動回数 15,000回以上 ・民生・児童委員が活動に参画している地域学校協働本部の割合 100%	○市町村への財政支援を継続するとともに、地域学校協働本部の未設置校、設置校、高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)それぞれに対し、働きかけと支援を行い、設置促進と活動内容の充実及び学校支援から連携・協働に向けて、取組の深化を図っていく。 ○活動に携わる地域コーディネーターや支援者等の確保、育成につなげる研修の場を提供している。	(1)運営等補助 34市町村209本部286校(うち、県立校9本部9校、高知市48本部48校) ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 3回 ・地域コーディネーター研修会 6回 ・取組状況調査(9月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施校事業状況調査票による現状確認の取組(4月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(6回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月)	(1)運営等補助 34市町村208本部286校(うち、県立校9本部9校、高知市48本部48校) ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 中・西・東部×各1回開催 (10～2月) ・地域コーディネーター研修会 中・西・東部×各1回開催 (10月) ・取組状況調査(9月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施校事業状況調査票による現状確認の取組(4月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(6回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画作成の支援(11～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画更新(2月)	○地域学校協働本部の設置は順調に進んでおり、コロナ禍でも工夫しながら協働活動を計画的に実施する学校が見られた。また、民生委員・児童委員と家庭がつながることで、学校との情報共有がより進んだという声もあつた。 ・地域学校協働本部が設置された学校数 小:172校、中:89校、義務教育学校4校 ・市町村や学校によって活動内容に差があることから、学校と地域の理解を深めるとともに、活動の充実の鍵となる地域コーディネーターの確保・育成などが求められる。 ○高知県版地域学校協働本部実施校において、高知県版の趣旨に沿った特色ある仕組みや工夫した取組が行われた。 ・H29-R4実績 小:171校、中:77校 ○高知県版地域学校協働本部実施校数は、昨年度の各市町村の設置計画を上回っている。 ○各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要である。	(1)運営等補助 34市町村214本部292校(うち、県立校9本部9校、高知市54本部54校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 3回 ・地域コーディネーター研修会 3回 ・取組状況調査(9月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施校事業状況調査票による現状確認の取組(4月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(5回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月)
生涯学習課	136	新・放課後子ども総合プラン推進事業 (H30 放課後子ども総合プラン推進事業) ※再掲(9番)	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し、運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	(1)運営等補助(うち高知市) 子ども教室142(41)カ所 児童クラブ189(94)カ所 (2)児童クラブ施設整備への助成 2市2箇所 (3)放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 10回 ・全市町村訪問 8～10月 ・取組状況調査 8～9月	(1)運営等補助(うち高知市) 子ども教室142(41)カ所 児童クラブ188(90)カ所 (2)児童クラブ施設整備への助成 2市2箇所 (3)放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修(全4日)10～12月 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日)9月 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 10回(防災、発達障害理解、実績発表)7～1月 ・全市町村訪問 8～9月 ・取組状況調査 7～8月	○全小学校区の97.3%に児童クラブ又は子ども教室が設置されており、学習支援の実施率はR3:99.1%からR4:97.2%と減少したが高い割合で推移している。 ・待機児童及び児童の定員等、国の施設基準等を満たしていない児童クラブの解消に向け、新たな児童クラブの整備と従事する職員の確保が必要である。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識・技能の向上などが求められる。	(1)運営等補助(うち高知市) 子ども教室144(41)カ所 児童クラブ188(90)カ所 (2)児童クラブ施設整備への助成5箇所 (3)放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4)保護者利用料の減免への助成 (5)児童クラブの開設時間延長への支援 (6)学び場人材バンクの活動 (7)活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修 全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 10回 ・全市町村訪問 8～10月 ・取組状況調査 8～9月	
子ども家庭課	137	子どもの居場所づくり推進事業	子ども食堂の開設、運営、衛生管理及び子育て支援・学習支援に関する経費の助成や手引書の作成・配布などを通じて、子ども食堂の取組を県内全域に拡大する。	・高知市を中心に開設が進んできたが、継続開催の子ども食堂がある市町村は、9市3町にとどまっている。 ・新規開設や開催日数の拡充を進めるためには、子ども食堂開設に向けた気運の醸成や場所確保、スタッフ・食材等の確保も課題となっている。 ・居場所を必要とする子どもをより多く、子ども食堂につなげることが必要である。	・民間団体への支援及びあつたかふれあいセンター、集落活動センターとの連携による取組の拡大 ・ボランティア養成講座によるボランティアリストの作成・提供 ・食材配達(提供)の仕組み構築のための協議会の立ち上げ支援(子ども食堂実施団体、食材提供事業所(生産者含む)、運送会社、県社協等) ・スクールソーシャルワーカーとの更なる連携の強化(特に高知市)	以下の取組みを実施 (1)未開設地域での立ち上げと定期的な開催を増やす (子どもの居場所づくりコーディネーターの配置、ネットワーク会議の開催、子ども食堂が行う広報活動など)の開催、(子ども食堂との関係づくり事例紹介)の開催、(子ども食堂と地域の支援機関等との関係づくり(地域連絡会の開催、等) (2)子ども食堂と地域の支援機関等との関係づくり(家庭の教育力の向上)につなげる (子ども食堂における子育てに関する講話等の実施等) (4)新型コロナウイルス感染症対策(感染症対策に要する経費の支援等)	・スタッフ養成講座とネットワーク会議をセットで開催(7月 4回) ・地域連絡会の開催(3月 4回) ・子ども食堂シンポジウムの開催 等	○子ども食堂の取組は県内全土に広がっており、支援を必要とする子どもや保護者の居場所を充実させていくためには、未開設地域での立ち上げや定期的な開催などへのさらなる支援が必要。 ○支援の必要な子ども等を子ども食堂や他の適切なサポートの利用につなぐためには、地域の支援機関との連携体制の構築が必要。 ○食事の提供や集いの場にとどまらず、見守り機能の充実や、子ども食堂の活動が家庭の教育力の向上へ資するよう支援が必要。 ○新型コロナウイルス感染症に対する十分な対策が必要。	以下の取組を実施 (1)未開設地域での立ち上げと定期的な開催を増やす (子どもの居場所づくりコーディネーターの配置、スタッフ養成講座、ネットワーク会議)、子ども食堂・社会福祉協議会等による子ども食堂開設に向けた支援活動、(2)子ども食堂と地域の支援機関等との関係づくり(家庭の教育力の向上)につなげる(子ども食堂における子育てに関する講話等の実施や学習支援 等) (4)新型コロナウイルス感染症対策	

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン6 社会とのつながりの中で多様な学びに取り組み、自立していける環境の整備）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(RG) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4		R5	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(O-A)	計画(P)
高等学校課	138	定時制通信制教育振興費	勤労青少年の高等学校への修学を促進し、教育の機会均等を図るため、定時制・通信制の課程に在籍する生徒に対し、教科書・学習書の給与、修学奨励資金の貸与を実施する。	○定時制・通信制の課程に在籍する生徒には、経済的に厳しい状況にある者もあり、支援が必要である。	○定時制通信制の生徒を経済面から支援し、多様な学習ニーズやライフスタイルに応じた学びの実現が着実に進んでいる。	○制度の周知 ○要件を満たす希望者への支給	勤労青少年の高等学校(定時制・通信制)への修学の促進、教育の機会均等を図るため、教科書・学習書の給与、修学奨励資金の貸与を実施する。	生徒の申請により給付又は貸付を実施した。	生徒の申請により給付又は貸付を実施した。	勤労青少年の高等学校(定時制・通信制)への修学の促進、教育の機会均等を図るため、教科書・学習書の給与、修学奨励資金の貸与を実施する。
子ども家庭課	139	児童養護施設等児童措置費(児童自立援助ホーム)	義務教育等を終了したが、未だ社会に自立できていない児童に対し、自立援助ホームから通動させたり、就業先を開拓するなど相談援助を行う。	里親委託措置又は児童養護施設等入所措置を解除された者が社会的自立を促進するために不可欠であることから、次期計画でも継続して取り組む必要がある。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	児童措置委託にかかる経費の支出	自立援助が必要な児童に対して自立援助ホームにおいて適切に児童自立生活援助を実施。	自立援助ホーム入所者数 8名(内県内施設5名)	施設退所者や中卒児童等に対して、自立に向けた適切な援助が必要。	自立援助が必要な児童に対して自立援助ホームにおいて適切に児童自立生活援助を実施。
子ども家庭課	140	社会的養護自立支援事業(生活相談支援)	児童養護施設等を退所し就職又は進学した者、又はこれが見込まれる者の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援する。	児童養護施設入所者の高卒後の進路状況(H29.5.1現在)は93.8%となっているが、生育歴や家庭の経済状況が原因で、社会経験が不足しているため、就職に対するイメージや進学後及び就職後の継続が困難な者に対する支援が必要である。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	県内3ヶ所の児童家庭支援センターによる社会的養護自立支援事業の実施	県内3ヶ所の児童家庭支援センターに社会的養護自立支援事業による生活相談等を委託して実施。 また1ヶ所に支援コーディネーターを配置し、退所後の継続支援計画を作成する。	県内3ヶ所の児童家庭支援センターに事業を委託して実施。 ・にじいるステーション1ヶ所に配置した、支援コーディネーターが、本人の意向を反映させ、退所後の継続支援計画を作成。	退所後の生活や修学、終了等に支援を要する退所者への支援の充実が必要。	県内3ヶ所の児童家庭支援センターに社会的養護自立支援事業による生活相談等を委託して実施。 また、1ヶ所に看護師を配置し、医療的な支援が必要な対象者が適切に医療を受けられる支援体制を整備。
生涯学習課	141	若者の学びなおしと自立支援事業	中学校卒業時や高校中途退学時の進路未定者、ニートや社会的にひきこもり傾向にある若者、及び就職氷河期世代(概ね40歳代)のうち長期間無業であった方やひきこもり傾向にある方に対して、修学や就労に向け支援を行うことで、社会的自立を促進する。	H29新規登録者数 328名 H29単年度進路決定率 35.9% ○より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげる必要がある。 ○多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう支援関係者の資質向上に努める必要がある。 ○ニートや引きこもりなど多様な若者の特性に応じた就職先の充実に努める必要がある。	厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取組などにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 新規登録者数 340名 単年度進路決定率 40%	○広く事業の周知を徹底し、多方面からの若者サポートステーションへの対象者の接続を図るとともに、関係機関との連携強化を図る。 ○定例会や研修会を開催し、PDCAによる支援状況の進捗管理や若者支援員のスキルアップを図る。 ○関係部局等と連携し、情報共有することにより対象者のニーズや特性を踏まえた就労先の掘り起こしを行う。 ○各市町村の中学校卒業時の進路未定者の状況や支援内容を確認し、切れ目のない支援を実施する。	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 ○高等学校と連携した早期支援(出張セミナー、個別相談等)の実施 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・地区別連絡会・高等学校担当者会(5~7月) ○若者はばだけプログラム活用研修会の実施 3回(9~10月) ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(6月・9月・1月) ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(1月)	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、関係機関との連携)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、コミュニケーションセミナー等の各種セミナーの実施 ○高等学校と連携した早期支援(出張セミナー、個別相談等)の実施 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○地区別連絡会・高等学校担当者会(5~6月) ○若者はばだけプログラムを活用した研修会の実施 3回(7~11月) ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(6月・9月・1月) ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(12~2月)	○新型コロナウイルス感染症の影響はあり、来所のべ人数が6,281名(前年度比-488名)、新規登録者数が294名(前年度比-30)、進路決定者数が204名(前年度比-19)ともに下がった。 ・中学校卒業時の進路未定者や高校中退者など、より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげるために、支援対象者の把握に努める必要がある。 ・人間関係の構築に困難を抱えるなど、多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう、定例会や研修会などの開催により、支援の進捗管理や情報交流、支援員の資質向上を図る必要がある。 ・支援対象者に合った適切な支援ができるよう関係機関と連携し、適切な支援機関につなげる必要がある。	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、関係機関との連携)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、コミュニケーションセミナー等の各種セミナーの実施 ○高等学校と連携した早期支援(出張セミナー、個別相談等)の実施 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○地区別連絡会・高等学校担当者会(5~6月) ○若者はばだけプログラムを活用した研修会の実施 3回(7~11月) ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(6月・9月・1月) ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(12~2月)
地域福祉政策課	142	就労体験拠点設置事業	ひきこもりの人等様々な事情により生きづらさを抱える人等を対象に、就労支援に係る総合相談窓口(就労体験拠点)を設置するとともに、就労体験・就労訓練等の機会を提供する。	○ひきこもりの人等様々な事情により生きづらさを抱える人等を対象に、就労支援にかかる総合窓口(就労体験拠点)の運営を委託。 ○委託先:社会福祉法人等3団体(東部、中部、西部)	ひきこもり状態にある方とご家族への支援の充実に取り組むことで、当事者の自立を促進し、本人及びご家族の福祉の増進を図る。	ひきこもり地域支援センターを中心としたひきこもりの人の支援に係る連絡会やスーパーバイズ等の実施により、市町村へ就労体験拠点の周知を図る。	ひきこもり地域支援センターや福祉保健所、市町村と連携した連絡会等での周知を図る。	○ひきこもり支援者連絡会(中央、西、東ブロック)での就労体験拠点の紹介とつながりの周知。 ○ひきこもり地域支援センターやひきこもりピアサポートセンターによる相談者への周知やつながり支援。	○R4の中間的就労等を経て就労した人数は6人(R5.2時点)であり、R3の3人から増加	○R4.11から就労体験拠点が2⇒3へと増加。新たな拠点も含め、引き続き、ひきこもり地域支援センターや福祉保健所、市町村と連携した連絡会等での周知を図る。

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン7 コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4		R5	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
子育て支援課	143	「こうちプレまnet」運営委託事業 ※再掲(116番)	親子のふれあいを大切にするための取り組みとして、携帯電話・パソコンを利用した胎児期からの情報提供や相談事業を行い、安心して出産・子育てができるよう、地域社会全体で「子ども・親の育ち」を支援する環境づくりを行う。	○インターネットやスマートフォンなどの普及により、子育て家庭の情報収集のツールもスマートフォンやパソコンが主流となってきている。 ○子育ての相談先についてもインターネットで検索することも増えている。 ○インターネット上には、様々な情報があり、子育て家庭が信頼できる情報の提供も必要である。	○子育て家庭に役立つ情報がより充実して提供され、行き届いている。	○H30年度サイトデザイン等修正 ○随時サイトや相談機能の周知	○4月 サイト運用保守、相談業務委託契約、リニューアル業務委託契約 ○サイトの周知 ○こうちプレまnetの妊娠期からのサービスなど母子保健情報の充実等を図るため、サイトのリニューアルを実施 ○こうちプレまnetのポスターやチラシを作成し、関係機関を通じて広報を実施	○サイトのリニューアル ・妊娠期から子育て期の多様な相談窓口や子育て支援サービスなどの情報を充実し、母子保健サービスや子ども食堂など地域の子育て資源の情報を新たに掲載するほか、現在掲載している情報の整理や見直しを行い、利用者が必要とする情報のキーワードに関連する複数の選択肢からニーズに合った支援や相談窓口などの情報にスムーズにたどり着けるよう、サイトのリニューアルを実施。 ・妊娠中の方や子育てを頑張っているママやパパのために、出産や育児に役立つ情報や先輩ママからのアドバイスなどをタイムリーにお届けしている定期メールマガジンを利用率の高いLINEによる配信に変更し、利用者の増加につなげた。 ①「こうちプレまnet」リニューアル:10月 ②「こうちプレまnet」公式LINE開設:10月 ③ポスター作成:700部 チラシ(A4)作成:11,000部 チラシ(名刺サイズ)作成:30,000部	【評価】 ・「こうちプレまnet」アクセス件数:145,739件(前年比約1.5倍) ・公式LINE登録者数:302人(目標400人) ・チラシは市町村に好評で、年度途中で増刷をした。アクセス件数も増加し、子育て家庭がより使いやすいサイトになった。 【課題】 ・公式LINEは目標に満たなかった。また、アクセス件数の高いページが「子育て応援の店」であり、「こうちプレまnet」の活用方法など中身についての情報発信が必要	・チラシの配布など引き続きサイトの周知に努める。 ・新コンテンツを開発し、高知にゆかりのある方とこうちの子育てや「こうちプレまnet」について共同で情報発信を行い、サイトを継続して活用してもらうよう努める。
子育て支援課	144	子育て講座(H30:地域子育て支援推進事業)	地域社会全体で子育てを支援するため、地域子育て支援センター等に、専門職や講師となりうる地域人材を派遣し、学習機会を提供。	○地域子育て支援センターの希望に応じた学習のテーマを実施するための、専門職や講師のなり手が不足している。	○希望する全ての地域子育て支援センターで学習機会が提供されている。	○地域子育て支援センターから提案される利用者のニーズに合わせたテーマで学習機会を提供する。				
子育て支援課	145	子育て講座等実施委託事業 ※再掲(112番)	子育てサークル等の地域資源を活用し、身近な地域で気軽に不安や悩みを相談できる支援者の育成や交流の場づくりなど、住民主体の子育て支援サービスの充実を図るための子育て講座等の実施	○0~2歳のうち未就園児は約4割であり、このような子育て家庭が孤立化しないよう、身近な地域で気軽に不安や悩みを相談できる支援者の育成が必要 ○子育て家庭の負担感を軽減するため、子育て家庭の多様なニーズに応じた子育て講座や交流の場の拡充が必要 ○子育てに役立つ情報を届けるためには、地域毎の子育て支援サービスやイベント等のコミュニティ情報をきめ細かく収集し、タイムリーに発信することが必要	○地域における子育て支援活動の担い手の増加 ○住民主体の子育て支援サービスの充実	○子育てサークル等の地域資源を活用し、地域における子育て支援者を確保・育成する	○子育て支援の担い手づくり及びネットワーク化 ・交流会又は情報交換会の実施(2回) ・各地域でのネットワーク形成のための活動支援(3地域) ○子育て講座や交流の場の提供(29回程度(5団体以上)) ○子育て支援活動の情報発信 ・Instagram等でタイムリーに発信(年50以上) ・子育て支援団体の紹介記事掲載(インスタ・ウェブサイト等)10回程度 子育て支援に関する広報誌の作成(1回)	○子育て支援の担い手づくり及びネットワーク化 ・交流会又は情報交換会の実施:第1回R4.6.26参加者:26人、第2回R4.9.3参加者:8人 ・各地域でのネットワーク形成のための活動支援 ・3地域(高知市江ノ口地区、いの町、黒潮町・四万十市) ○子育て家庭を対象としたイベントの実施(参加者:黒潮町:27人、高知市:約70名) ○子育て講座や交流の場の提供 ・9サークル34講座 ○子育て支援活動の情報発信 ・こうちプレまnet掲載記事:3件 ・Instagramで情報発信:投稿数51件 ・その他WEBサイト掲載:32件 ・広報誌の発行1回	【評価】 ・事業の検証:研修会等の参加者にアンケートを実施し、事業効果等を検証(アンケート対象者:①及び②参加者559人)交流会や講座など、全ての事業で、9割以上が「良かった」又は「非常に良かった」と回答。また、事業の必要性についても、全ての事業で9割以上が「必要と思う」又は「少し必要と思う」と回答。 ・子育て交流会の開催により、子育て支援関係団体が情報交換を行う中で、互いの活動内容や考え方について理解を深め子育て支援活動のネットワークを広げるきっかけとなった。 【課題】 ・3地域で子育て支援のネットワーク化ができていないが、地域の支援者同士が自分たちのみで活動を続けていくまでは至っておらず、引き続き支援が必要。	・令和4年度に引き続き、子育て支援の担い手づくり及びネットワーク化や子育て講座や交流の場の提供を支援 ・子育て支援活動の情報発信を実施
幼保支援課	146	親育ち支援推進事業(基本的な生活習慣向上事業を除く) ※再掲(118番)	子どもたちの健やかな育ちのために、「親の子育て力の向上」「保育所・幼稚園等の親育ち支援力の向上」「保護者と園との相互理解」を図るために、保護者や保育者に対する支援等を行う。	○保護者研修の実施園によって、保護者の参加率に大きな差があるため、保護者の実態に合った園内での研修計画が立てられるよう、園や市町村に周知していく必要がある。 ○園の組織体制が十分でない園では、計画的・継続的な研修の実施につなげていないため、各地域の親育ち支援の中核者を中心に行われる地域別交流会の内容の充実を図るとともに、各園における親育ち支援保育者の役割を明確化する必要がある。	○良好な親子関係や子どもへのかわり方について保護者の理解が深まり、積極的に子どもにかかわる姿が多くなる。 ○多くの園や地域で、親育ち支援のリーダーや担当者を中心とした親育ち支援研修が行われ、親育ち支援体制の充実が図られる。	○親育ち支援担当者の位置付け70%以上 親育ち支援担当者を中心とし、保護者の実態に合った研修計画が立てられることで、保護者の参加率を高め、より多くの保護者に良好な親子関係や子どもへの関わりについての理解を図る。 ○地域別連絡会や幼保推進協議会を通じて、市町村の現状把握を行い、地域別交流会の研修内容の充実につなげる。また、研修内容を各園で報告したり、市町村のリーダーが各園での研修を促したりし、全国での親育ち支援の充実につなげていく。	○親育ち支援啓発事業 ・親育ち支援アドバイザー等の派遣 ・園内研修支援 ○親育ち支援保育者スキルアップ事業 ・親育ち支援地域リーダー研修会 ・親育ち支援講座	○親育ち支援啓発事業 ・親育ち支援アドバイザー等の派遣 ・43園(4月~2月) ・園内研修支援 ○親育ち支援保育者スキルアップ事業 ・親育ち支援地域リーダー研修会:1回(1月) ・親育ち支援講座:2回(7月、9月) ○親育ち支援に関する研修計画を作成している園の割合:69.8%(199園)	○全ての園に親育ち支援担当者が配置され、担当者を中心に、組織的・計画的に保護者支援を行うための体制が整備され、保護者支援の充実につながった。 ○親育ち支援に関する研修計画を作成している園は年々増加しているが、7割弱にとどまっている。 ○研修の参加に消極的な保護者や、仕事等で参加が難しい保護者があり、園により研修参加率の差が大きい。園や市町村のニーズや課題に応じた研修実施への支援が必要である。	○親育ち支援啓発事業 ・親育ち支援アドバイザー等の派遣 ・園内研修支援 ○親育ち支援保育者スキルアップ事業 ・親育ち支援地域リーダー研修会 ・親育ち支援講座
警察本部少年課	147	親子の絆教室開催推進	県内の幼稚園・保育園において、少年補導職員・警察官等が、園児の保護者等に対して、親子の絆や家庭教育の重要性を啓発し、子どもの規範意識を醸成する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策	保護者等に対して、幼少期における親子の絆や家庭教育の重要性を啓発し、子どもの規範意識を醸成して長期的な視野に立った非行の総量を抑制する。	幼児期の子どもやその保護者を対象とした親子の絆教室開催を継続して行い、3年間で全園一巡を目標とする。	進捗状況を管理し、令和2年~令和4年で全園一巡を目標とする。	○教室未実施の幼稚園・保育所に対し、親子の絆教室開催の趣旨を説明する。 ○保護者等に対し、教室開催の重要性を啓発する。 ○新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら、可能な限り実施する。	令和4年中、幼稚園10施設、保育所89施設、認定こども園等8施設、合計107施設において実施。令和2年~令和4年の実施率は99.6%となった。 ○新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら、可能な限り実施する。	コロナウイルス感染症の流行により、対面教室が実施し難い状況であったが、3年間で99.6%という実施結果となり、概ね目標は達成できた。しかしながら、今後も引き続き、幼稚園や保育所等に対し、親子の絆の醸成や家庭における教育の必要性を啓発促進する必要がある。	教室未実施の幼稚園、保育所等に対し、親子の絆教室開催の趣旨を説明し、100%の施設における開催を目指すと共に、保護者等にも教室に参加する意義、重要性を周知させていく。
子育て支援課	148	子ども条例推進事業(子どもの環境づくり事業) ※再掲(92番)	「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。子ども条例推進委員会を通じて進捗管理を行う。フォーラムの内容検討、開催を行う。	○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の向上。	○庁内各部署や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり推進計画(第三期)の取り組みが着実に進んでいる。 ○子ども条例フォーラムの開催、各種媒体やイベントにおける広報活動の成果として、子ども条例の認知度がアップしている。	○子どもの環境づくり推進委員会(第八期)の開催 ○子どもの環境づくり推進委員会(第九期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催 ○子どもの環境づくり推進計画(第五期)策定 ○子ども条例フォーラムの開催(実施名称:こうち子ども未来フォーラム2022) ・11/23 イオンホール	○子どもの環境づくり推進委員会(第八期)の開催 ・第4回 6/5 ・第5回 10/2 ○子どもの環境づくり推進委員会(第九期)の開催 ・第1回 11/13 ・第2回 2/4	○子どもの環境づくり推進委員会において、子どもの環境づくり推進計画(第四期)に対して意見をいただき、取組を着実に進めることができた。 ○子ども条例フォーラムを開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげることができた。 子ども委員には、委員会での意見交換の他、プロポーザル審査委員や当日の運営補助等でも活躍いただいた。 ○子どもの環境づくり推進計画については、策定期を令和6年度まで延期する。 ○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の更なる向上。	○子どもの環境づくり推進委員会(第九期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催 ○子ども委員OB・OGとの座談会	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン7 コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4		R5	
							計画(P)	実施状況(D)		
文化国際課	149	まんが甲子園開催事業 ※再掲(55番)	国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんがが作品を募集し、予選審査で選ばれた学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。	○海外の募集対象を全世界に広げたことによる課題 ・海外での認知度向上 ・応募者への対応(言語、時差等) ・本選出場者への対応(旅行手配、コロナの状況による受入等) ○高等学校芸術・文化連盟との連携による、高校生スタッフ参加数の確保	○国内及び海外の本選出場校を高知県に招待し、現地開催のイベントとして競技を実施する。 ○まんが甲子園の大会運営サポートによって、高校生自身が自主的な活動に積極的に取り組む経験を培い、大会を通して全国の高校生との交流を深める。	○海外での認知度向上のための広報の実施(海外向けのプレスリリースサービス等) ○大会終了後、高知県高等学校文化連盟への大会実績報告を行い、次年度に向けた連携の強化を図る。	○第31回大会の開催 ・まんが甲子園オンラインの同時開催 ・※全世界の高校生対象 ・本選大会生配信を番組として構成し配信 ○地元企業・団体等による協賛の拡大 ○まんがを文化として育む「まんが王国・土佐」と「まんが甲子園」の国内外での認知度向上 ○新たな海外招待国の開拓 ・海外の募集対象国を全世界に拡大	○海外参加校3校のうち、2校はオンラインで参加。初のハイブリッド開催となった。 ○競技の様子やゲストによる応援イベントを番組形式でオンライン配信(ニコニコ動画) ○スカウトシップ育成プログラムを実施。7社10編集部が参加し、7校11名(延べ20名)がスカウトされた。 ○本選出場できなかった高校生を対象としたWebコンテスト「まんが甲子園オンライン」を開催。 <まんが甲子園募集実績> 応募数:179校 (日本:170、韓国:3、シンガポール:3、台湾:2、タイ1)※初めてタイからの応募あり <まんが甲子園生配信視聴実績> 視聴者数:35,999人 コメント数:11,089件	【評価】 ○初めてのハイブリッドでの競技となったが、大きな問題なく実施できた。 ○生配信視聴数・コメント数から、一定の参加者を得ることができた。 【課題】 ○大会の全国的な認知度、注目度の向上(ブランド力向上) ○国内外からの応募校数の増加 ○今後の大会運営にかかる財源の確保(協賛金、助成金の確保、維持/生徒参加費の見直しの検討)	○第32回大会の開催 ・オンライン参加型企画の同時開催 ・※全世界の高校生対象 ・本選大会生配信を番組として構成し配信 ○地元企業・団体等による協賛の拡大 ○まんがを文化として育む「まんが王国・土佐」と「まんが甲子園」の国内外での認知度向上 ○新たな海外招待国の開拓
生涯学習課	150	新・放課後子ども総合プラン推進事業 (H30 放課後子ども総合プラン推進事業) ※再掲(9番)	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るために、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、地域の方々の参画を得た放課後のさまざまな活動を支援する。	○全小学校区の94.3%に放課後児童クラブ又は放課後子供教室が設置され、学習習慣の定着に向けた学習支援が行われている。 ・児童の定員等、国が示す施設基準を満たしていない児童クラブは、平成31年度までに対応する必要がある。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容には差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識の向上等が求められる。	○学校と地域の連携により、放課後において子どもたちがより安全で健やかに育まれるとともに、放課後の学びの場において、子どもたちが学ぶ力を身につける風土ができている。 ・放課後子ども教室及び放課後児童クラブの設置率 小学校:95%以上 ・放課後学びの場における学習支援の実施率 小学校:96%以上	○放課後児童クラブや放課後子ども教室の新規開設や継続実施に対し運営等の補助を行うとともに、実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行う。	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室142(41)カ所 児童クラブ189(94)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成2箇所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 10回 ・全市町村訪問 8~10月 ・取組状況調査 8~9月	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室142(41)カ所 児童クラブ186(90)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成 2市2箇所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 ・出前講座実施回数 119件 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修(全4日)10~12月 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修(全2日)9月 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 9回(防災、発達障害理解、実践発表)7~1月 ・全市町村訪問 8~9月 ・取組状況調査 7~8月	○全小学校区の97.3%に児童クラブ又は子ども教室が設置されており、学習支援の実施率はR3:99.1%からR4:97.2%と減少したが高い割合で推移している。 ・待機児童及び児童の定員等、国の施設基準等を満たしていない児童クラブの解消に向け、新たな児童クラブの整備と従事する職員の確保が必要である。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に加え、特別な支援が必要な児童の受入に伴う専門知識・技能の向上などが求められる。	(1) 運営等補助(うち高知市) 子ども教室144(41)カ所 児童クラブ186(90)カ所 (2) 児童クラブ施設整備への助成5箇所 (3) 放課後学びの場充実事業 ・学習支援者の謝金、食育学習経費、防災対策経費、発達障害児等への支援者の謝金への補助 (4) 保護者利用料の減免への助成 (5) 児童クラブの開設時間延長への支援 (6) 学び場人材バンクの活動 (7) 活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・放課後児童支援員認定資格研修全4日×1回 ・子育て支援員(放課後児童コース)研修全2日 ・推進委員会 2回 ・指導員等研修 10回 ・全市町村訪問 8~10月 ・取組状況調査 8~9月
文化国際課	151	県立県民文化ホール自主事業(高知ジュニアオーケストラの育成)	児童、生徒が音楽を演奏する楽しさや仲間と一緒に合奏する楽しさを体験するジュニアオーケストラを育成し、練習・公演の場を提供する。また、高校演劇への舞台技術の研修を行う。	○ジュニアオーケストラ団員の確保	○音楽や舞台芸術を通して次世代の文化を担う人材を育てる。	○ジュニアオーケストラの育成や、高校演劇への舞台技術研修の継続。	○高知ジュニアオーケストラの育成 ○高知ジュニアオーケストラ定期演奏会 ○高知ジュニアオーケストラ施設外演奏会 ○高校演劇部夏期舞台技術講習会(高校演劇の技術指導)	○高知ジュニアオーケストラ定期演奏会 毎年定例の演奏会。練習の成果を存分に発揮して、演奏を行った。 ○高知ジュニアオーケストラ施設外演奏会を計画していたが、新型コロナウイルスの影響などもあり、外部施設では実現できなかった。その代わりに、県民文化ホール第5多目的室で中期演奏会を開催。観客は感染症対策の関係上、保護者と関係者のみとした。 ○高知ジュニアオーケストラの育成 鑑賞事業のミュージカル「クリスマス・キャロル」の公演日にロビーで来場者へ向けて、ウエルカムコンサート(ロビーコンサート)を行った。多くの方が足を止め、鑑賞した。	○団員の加入、退団は毎年あるが、一定のレベルを維持しつつ、高知ジュニアオーケストラは成長していると思う。引き続き継続活動により、高知県内の弦楽器音楽文化の振興を目指したい。 ○施設外での演奏会実施は難しかったが、小規模であれ、定期演奏会以外で演奏披露の場ができて良かった。団員のモチベーション維持向上のため今後も積極的に展開していく。	○高知ジュニアオーケストラの育成 ○高知ジュニアオーケストラ定期演奏会 ○高知ジュニアオーケストラ施設外演奏会 ○高校演劇部夏期舞台技術講習会(高校演劇の技術指導)
文化国際課	152	まんが甲子園開催事業 ※再掲(55番)	国内外の高等学校等から予選テーマに沿ったまんがが作品を募集し、予選審査で選ばれた学校が本県で開催する本選大会に参加し、第一次競技、敗者復活戦、決勝戦を行って最優秀校等を決定する。また、高校生同士の文化的国際交流も行われる。本選会場で、出版社から派遣されたスカウトマンの目に留まった生徒は、プロの漫画家を目指した指導を受けることができるスカウト制度を実施している。	○海外の募集対象を全世界に広げたことによる課題 ・海外での認知度向上 ・応募者への対応(言語、時差等) ・本選出場者への対応(旅行手配、コロナの状況による受入等) ○高等学校芸術・文化連盟との連携による、高校生スタッフ参加数の確保	○国内及び海外の本選出場校を高知県に招待し、現地開催のイベントとして競技を実施する。 ○まんが甲子園の大会運営サポートによって、高校生自身が自主的な活動に積極的に取り組む経験を培い、大会を通して全国の高校生との交流を深める。	○海外での認知度向上のための広報の実施(海外向けのプレスリリースサービス等) ○大会終了後、高知県高等学校文化連盟への大会実績報告を行い、次年度に向けた連携の強化を図る。	○第31回大会の開催 ・まんが甲子園オンラインの同時開催 ・※全世界の高校生対象 ・本選大会生配信を番組として構成し配信 ○地元企業・団体等による協賛の拡大 ○まんがを文化として育む「まんが王国・土佐」と「まんが甲子園」の国内外での認知度向上 ○新たな海外招待国の開拓 ・海外の募集対象国を全世界に拡大	○海外参加校3校のうち、2校はオンラインで参加。初のハイブリッド開催となった。 ○競技の様子やゲストによる応援イベントを番組形式でオンライン配信(ニコニコ動画) ○スカウトシップ育成プログラムを実施。7社10編集部が参加し、7校11名(延べ20名)がスカウトされた。 ○本選出場できなかった高校生を対象としたWebコンテスト「まんが甲子園オンライン」を開催。 <まんが甲子園募集実績> 応募数:179校 (日本:170、韓国:3、シンガポール:3、台湾:2、タイ1)※初めてタイからの応募あり <まんが甲子園生配信視聴実績> 視聴者数:35,999人 コメント数:11,089件	【評価】 ○初めてのハイブリッドでの競技となったが、大きな問題なく実施できた。 ○生配信視聴数・コメント数から、一定の参加者を得ることができた。 【課題】 ○大会の全国的な認知度、注目度の向上(ブランド力向上) ○国内外からの応募校数の増加 ○今後の大会運営にかかる財源の確保(協賛金、助成金の確保、維持/生徒参加費の見直しの検討)	○第32回大会の開催 ・オンライン参加型企画の同時開催 ・※全世界の高校生対象 ・本選大会生配信を番組として構成し配信 ○地元企業・団体等による協賛の拡大 ○まんがを文化として育む「まんが王国・土佐」と「まんが甲子園」の国内外での認知度向上 ○新たな海外招待国の開拓

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン7 コミュニケーション力の向上を図る機会づくりの推進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4			R5
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
小中学校課	153	学校図書館を活用した「読み」を鍛える拠点校事業 (R2廃止)	学校図書館を計画的に利用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に図書及び新聞を生かすことで児童生徒の読書活動を充実させ、言語能力及び情報活用能力の育成を図る。さらに、平成31年度より「国語科授業づくり講座」を実施し、国語科を軸とした授業づくりのプロセスを研究することを通して、組織的な授業改善を推進するとともに、日常的に授業研究に取り組む風土づくりを行い、自ら学び続ける教員の育成と指導力の向上を図る。	・H29年度全国・学力学習状況調査において、小中学校とも国語の学力が低下。特に文章の読解力に弱さが見られ、このことは他の教科等の学力にも影響する大きな課題である。 ・全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙によると、小学校において、図書館資料を活用した授業の実施率(月に数回以上)が減少している。 小学校 H28:49.2% → H29:39.4% 中学校 H28:14.7% → H29:23.3% ・全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙によると、新聞を読む児童生徒の割合が年々減少している。 小学校 H27:25.2% → H28:25.6% → H29:22.2% 中学校 H27:18.8% → H28:18.2% → H29:13.5%	○全国学力・学習状況調査において、小学校の学力は全国上位を維持、中学校の学力は全国平均以上まで向上する。	○推進教諭(研究推進を担当)の指導力向上 ・学校図書館活用に関する研修会(全5回)の実施 ○公開授業及び研究発表会の実施 ○国語科授業づくり講座の実施 ・小学校3校 ・中学校2校				
小中学校課	154	教育文化祭 ※再掲(42番)	県内の幼児、児童生徒及び教職員の教育文化活動を広く県民に周知・公開し、その成果をたたえ、本県の教育文化の向上を図る。	○幼児、児童生徒の教育文化の向上に役立っている。 ○外部団体との連携が図れているため認知度が高い。 ○少子化による児童生徒数の減少、学校統廃合による学校数減少が予想され、児童生徒の参加者数の微減が進む。	○応募、出品の呼びかけをさらに進め、外部団体との連携を図りながら現在の参加者数、観客数を維持もしくは増加させる。	○応募、出品の積極的な働きかけを行う。 ○外部団体との連携を図りながら、認知度を向上させる。	○子どもたちの教育・文化芸術活動を活性化及び県全体の教育文化の向上 ○「高知県教育文化祭」の開催支援	○令和4年高知県教育文化祭 ・吹奏楽コンクール 7月30日(土)～8月1日(月) ・器楽コンクール 8月21日(日)、11月23日(水) ・唱歌コンクール 7月30日(土)、9月11日(日) ・高門宮杯全日本中学校英語弁論大会高知大会 9月25日(日) ・定時制通信制生徒生活体験発表会 10月5日(水) ・吹奏楽祭 10月10日(月) ・紙上書道展 10月21日(金) ・高等学校生徒理科研究発表会 10月23日(日) ・中学・高校英語弁論大会 10月23日(日)、11月6日(日)、11月20日(日) ・小中学生科学研究発表会 10月29日(土) ・児童生徒発明くふう展 11月10日(木)～12日(土) ・高吾地区小中学校音楽会 11月11日(金) ・幡多地区小中学校音楽祭 11月12日(土) ・全国小・中学校作文コンクール高知県審査 11月13日(日) ・香美・香南小中学校音楽会 11月18日(金) ・特別支援学級・特別支援学校児童生徒作品展 12月1日(木)～3日(土) ・器楽・唱歌コンクール最優秀受賞記念演奏会 12月26日(月) ・小砂丘賞表彰式 1月28日(土) ・高知市小・中学校連合音楽会:後期 1月28日(土) ・こども県展 2月28日(火)～3月5日(日) ・教育文化祭閉幕式 3月5日(日)	○前期後半、感染症の影響を受けて各行事への参加者数や入場者数が大幅に減少したが、各主管団体ではオンライン開催やデータによる審査、入場者の入れ替え等、様々な工夫をすることで行事を実施できた。実施不可能な行事においても、教職員・児童生徒のモチベーションの持続に努めてきた。 ○本年度は全ての行事を何らかの形で実施することができた。今後とも各団体が行事の企画運営について検討を続け、児童生徒の参加者数を確保することが最も重要であり、また、保護者や関係者のみならず一般の方々にも興味関心を持ってもらうための工夫が求められる。	○子どもたちの教育・文化芸術活動を活性化及び県全体の教育文化の向上 ○「高知県教育文化祭」の開催支援
高等学校課	155	感性を育む教育推進費 ※令和2年度 全国高等学校総合文化祭(こうち総文)終了 ※再掲(43番)	高校生の文化活動の活性化、豊かな情操や技術の向上を図る高等学校総合文化祭を開催する。	○大会開催準備は概ね良好に推移。 ○各種公募を実施し、大会テーマ、同毛筆表現、マスコットキャラクター、大会イメージソング歌詞が決定した。 ○平成28年度の「基本計画生徒検討委員会」、平成29年度の「生徒広報委員会」を開催し、それぞれ、今後の方針や具体的な広報を考える中で、生徒の大会への機運が向上した。 ○関係機関の協力体制が構築され、各機関の大会開催の意識を高めることができた。 ○高知県高等学校文化連盟に設置されていない専門部関係の部門に対する支援や部門委員の意識高揚が課題 ○天皇即位、オリパラに係る大会日程や部門会場の変更の可能性がある。 ○オリ・パラ開催における、大会開催時期の国内移動の制限や資材の不足が予想される。 ○配宿・交通などについて、高知県のキャパシティの上で、課題が見られることから、平成30年度からの調査、調整を必要としている。	○生徒の文化活動が活性化し、生徒の豊かな感性の育成や技術の向上が見られる。	○第44回全国高等学校総合文化祭高知県実行委員会を6月に設立し、関係機関の協力体制を整える。 ○第44回全国高等学校総合文化祭生徒実行委員会を7月に立ち上げ、生徒による本大会の企画立案、実行に向けた取組を後押しする。				

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R4		R5	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
薬務衛生課	156	薬物乱用防止推進事業 薬物乱用対策新五か年 戦略推進事業	若年者が覚醒剤や大麻等の薬物の誘惑をはね返す意志と勇気を持つことができるよう、薬物乱用の恐ろしさに関する正しい知識の普及・啓発を行う。	○平成29年度薬物乱用防止教室実施状況(県教育委員会調べ) 中学校 94校/105校(89.5%) 義務教育学校 2校/2校(100%) 高等学校(全日) 33校/35校(94.3%) 高等学校(定時制等) 14校/16校(87.5%) ○効果的な薬物乱用防止教室の内容検討	○関係機関と協力して各中学校・高等学校で少なくとも1回の薬物乱用防止教室を開催している。	○高知県薬剤師会、学校薬剤師部会と連携し、研修会の開催等、学校薬剤師による薬物乱用防止教室の実施に向けた取組を確実に進める。 ○教育委員会、県警等関係機関と連携し効果的な薬物乱用防止教室の実施について検討する。 ○地域に根差した啓発を継続して行い、乱用薬物に対する正しい知識の普及・啓発を行う。	○薬物乱用防止推進員への研修 ○県教育委員会、県警、県3者の協働による、小・中・高校・大学等での薬物乱用防止教室の開催及び教室講師の育成 ○薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施 ○「ダメ。ゼッタイ。」6. 26ヤング街頭キャンペーンの実施 ○薬物乱用防止啓発資料の配布及び啓発ポスターの掲示等(イベントの機会等を捉えた啓発)	○小・中・高校・大学等での薬物乱用防止教室の開催 ・22校(1,191名) ○薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施 ・ポスター 215作品(12校) ・標語 213作品(5校) ＜参考(R3年度)＞ ・ポスター 149作品(14校) ・標語 162作品(7校) ○危険ドラッグ等薬物乱用防止啓発資料の配布 ・地域のイベントでの配布 ・薬物乱用防止教室での配布 ※以下は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止 ○薬物乱用防止推進員研修会 ○薬物乱用防止指導員研修会 ○「ダメ。ゼッタイ。」6. 26ヤング街頭キャンペーン	○効果的な薬物乱用防止教室を開催できるよう、講師の育成が引き続き必要 ○薬物乱用防止ポスター・標語コンテスト ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、参加率が低い傾向が続いている。参加しやすい募集期間等へ見直しが必要。 ＜H30年度＞17%→＜R元年度＞20%→＜R2年度＞13%→＜R3年度＞18%→＜R4年度＞14% ※中でも私立校の参加数0	○県教育委員会、県警、県の協働による、小・中・高校・大学等での薬物乱用防止教室の開催 ○薬物乱用防止教室講師(薬物乱用防止推進員等)に対する研修を実施 ○薬物乱用防止ポスター・標語コンテストの実施 ○「ダメ。ゼッタイ。」6. 26ヤング街頭キャンペーンの実施 ○薬物乱用防止啓発資料の配布及び啓発ポスターの掲示等(イベントの機会等を捉えた啓発)
子ども家庭課	157	万引き防止リーフレット作成等事業	万引き防止リーフレットを作成し、成果品を活用した取組を展開することにより、規範意識を向上させ、万引きの減少につなげる。 コンビニ店舗等における一声運動の取組など他の取組との相乗効果を発揮させることにより成果につなげる。	・万引きによる検挙補導人数、深夜徘徊による補導人数ともに、昨年より大幅に減少した。 ・一声運動の取組について、啓発ポスターの掲示にとどまらず、効果的な声かけをしてもらえるよう更なる協力依頼が必要	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 ・無職少年等の自立と就労支援に向けた取り組みなどにより、少年の非行率や再非行率などが減少している。	・万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動の定着・普及に向けた関係機関・団体との連携	・各市町村少年補導育成センターに地元的一声運動参加店舗への訪問(声かけ)依頼(県も高知市内の店舗を訪問)(7～9月)	・各市町村少年補導育成センターから地元的一声運動参加店舗へ訪問し、声かけ及びポスターの掲示について依頼。県についても、高知市内の店舗へ訪問し啓発活動を実施。	・効果的な啓発活動を実施していくため、啓発方法について検討が必要。	・コンビニ、スーパー等での声かけ及びポスター掲示について、本社等を通じて引き続き各店舗に依頼。 ・より効果的な啓発方法について検討。
子ども家庭支援課	158	万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動の実施と参加店舗の拡大	コンビニ店舗等において万引き防止に向けた声かけをしたり、深夜、店舗に来た小・中・高校生等に早く家に帰るよう声かけ(ポスター、一声運動対応シートの活用)を行う。	コンビニ店舗等において万引き防止に向けた声かけをしたり、深夜、店舗に来た小・中・高校生等に早く家に帰るよう声かけ(ポスター、一声運動対応シートの活用)を行う。						
人権教育・児童生徒課	159	ネット問題啓発資料づくり事業	ネット問題に関する専門知識を有する、少年サポートセンターと高知工科大学の学生、人権教育・児童生徒課の共同により、啓発用教材や資料などを作成し、インターネットの適正な利用に向けたルールづくりの推進や児童生徒のネットマナーの向上を図る。	各取組を実生活につなげる過程には、学校・保護者の意識が重要であり、ネットの問題を分かりやすく、具体的に啓発する必要がある。 ・インターネットの適正な利用に関するルールづくりを行った学校またはPTAの割合 小学校11.4% 中学校29.2% 高等学校23.1%	・インターネットの適正な利用に関するルールづくりを行った学校またはPTAの割合 小学校80%以上 中学校90%以上 高等学校90%以上	・年間5～10程度のネット問題啓発資料を作成する。 ・ネット問題啓発資料の紹介を含めた、PTA、学校の研修を実施する。				
人権教育・児童生徒課	160	情報モラル教育実践ハンドブック(改訂)R3～※ネット問題啓発資料づくり事業に代わる取組として記載	子どものインターネット機器の利用に関するモラルやネット問題の危険性等についての認識を高め、自らトラブルを防止しようとする児童生徒の育成や、保護者への啓発を目的とした実践事例集の改訂を行う。	スマートフォンやネット、SNSの利用に伴うトラブルや被害が近年増加傾向にある。自他の個人情報の取り扱いやネット上での誹謗中傷・いじめ、インターネット利用の長時間化等の課題があり、インターネットの正しい使い方や理解が十分に浸透していない。	○子どもたち自身がネット上の危険性を知り、トラブルから身を守ることができるようになる。 ○PTAや保護者会において、保護者が冊子を活用し、家庭での適切なネット利用についてのルールづくりを進め、家庭における継続した取組が実践される。	○新たな問題等に対応する資料を作成し、ネット問題の危険性やネットの適切な利用等についての理解を深める情報モラル教育の充実を図る。 ○家庭における機器の利用について、フィルタリングの設定や家庭でのルールづくりなどの保護者への啓発をはかるため、保育所・幼稚園等や学校の保護者もPTA研修等で利用できる内容も作成し、啓発や取組の充実を図る。	○情報モラル教育実践ハンドブックの周知を行い、保育所・幼稚園等、学校、PTA研修等における活用を図る。 ・市町村指導事務担当者会、県立学校長会での趣旨説明 ・生徒指導主事(担当者)を対象とした研修会で周知(10月) ・教育センター主催の年次研修や選択研修での活用・紹介 ・研修講師派遣等において、資料の周知及び資料を活用した研修の実施:9回	・人権教育主任連絡協議会、市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会において、資料の周知及び資料を活用した研修の実施(5、6月) ・市町村指導事務担当者会、県立学校長会での資料の周知(4～6月) ・生徒指導主事(担当者)を対象とした研修会で周知(10月) ・教育センター主催の年次研修や選択研修での活用・紹介 ・研修講師派遣等において、資料の周知及び資料を活用した研修の実施:9回	・情報モラル教育についての校内研修や授業等における資料の活用状況 R4:小51.3%、中42.9%、高22.0%、特支20.0% ●今後も各研修等において活用の働きかけを行う必要がある。 ●人権教育主任連絡協議会、市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会、研修講師派遣等において、資料の周知及び資料を活用した研修を実施する。	○情報モラル教育実践ハンドブックの周知を行い、保育所・幼稚園等、学校、PTA研修等における活用を図る。 ・人権教育主任を対象とした研修会で持参してもらい活用を周知 ・教育センター主催の年次研修や選択研修での活用・紹介 ・PTAが集まる場や研修での紹介・活用
人権教育・児童生徒課	161	学校ネットパトロール事業	インターネット上のいじめ等のトラブルを早期に発見し、被害が拡大する前に児童生徒等への指導を行うとともに、ケースに応じて関係機関と連携した総合的な取組を進める。	ネット上のいじめが潜在化・深刻化する状況にあり、監視による早期発見・早期対応にさらに取り組む必要がある。	・ネットいじめ等の早期発見・対応により、いじめが深刻化する前に解消している。 ・関係機関の連携により、ネットいじめの未然防止や早期対応等の取組がさらに進んでいる。	・小・中・高・特別支援学校に対して複数回、サイトの検索を行い、早期発見、早期対応につなげる。 ・リスクレベル中・高の事案が発生した場合は、対応を該当する学校に求め、事案の鎮静化を確認できるまで継続監視を行う。 ・市町村教育委員会、県立学校に対しネット啓発の資料を配付し、ネットトラブルや非行の未然防止に努める。	・不適切な書き込み等について、検索・監視を行うネットパトロールを実施する。 ・月別検索結果の報告(小・特支:4ヶ月に1回、中・高:2ヶ月に1回) ・リスクレベルの高い事案については、当該市町村や学校へ速やかに連絡し対応する。ケースによっては警察と連携して対応する。(年間)	・ネット上の不適切な書き込み等について、日常的に監視を行った。 ・学校ネットパトロールを実施(中・高:年6回、小・特支:年3回)し、ネット上のトラブルの早期対応、防止に努めた。 ・啓発資料の配付(小中高生用 年5回)	○ネット上の不適切な書き込み等を日常的に監視することにより、児童生徒の問題行動等を早期に発見し、対応することができた。 ●令和4年度投稿検知数の結果では、97.0%が中学校・高等学校であり、書き込み内容については次の状況である。 ・個人情報の流出:85.7%(401件) ・不良・不適切行為等:14.3%(67件) 今後もネット上の検索、監視とともに啓発を続けていく必要がある。	・不適切な書き込み等について、検索・監視を行うネットパトロールを実施する。 ・月別検索結果の報告(小・特支:4ヶ月に1回、中・高:2ヶ月に1回) ・リスクレベルの高い事案については、当該市町村や学校へ速やかに連絡し対応する。ケースによっては警察と連携して対応する。(年間)
警察本部少年課	162	非行防止教室開催推進	少年非行抑止の根拠対策として、少年の規範意識の醸成を図るため、県内小中学校で万引き防止等をテーマにした非行防止教室を開催する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策	児童・生徒に対して社会規範を守る大切さを教え、入口型非行を中心とした一過性の非行を予防するための心の育成を図る。	○1年間で県内の全小中学校を対象に開催する。 ○刑法犯で検挙・補導される少年(触法少年を含む。)の非行率の減少を図る。	進捗状況を管理して計画的に非行防止教室を開催し、刑法犯で検挙・補導される少年(触法少年を含む。)の非行率の減少を図る。	学校との連携を密にして、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて調整を行い、できる限り1年間で県内すべての小中学校で非行防止教室を実施する。	小学校126校のべ358回、中学校80校のべ143回、高等学校26校のべ44回実施。全対象学校のうち67%の学校において実施することができた。	コロナウイルス感染症が流行する中、概ね計画通り実施できているが、引き続き活動を通じて、学校との連携を図り、学生の非行防止意識の醸成を図っていく必要がある。	未実施の学校に向け、非行防止教室の重要性を周知させ、活動を推進していく必要がある。

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4			R5
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C・A)	計画(P)
小中学校課	163	道徳教育協働推進プラン	学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳推進リーダーの活用や大学等との連携を通して、教員の指導力を向上させ、質の高い「考え、議論する道徳」の授業が展開されるようにするとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育が推進されるようにすることで、児童生徒の道徳性の向上を図る。	○全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙において、道徳性に関する項目の肯定的回答の割合を向上させる。 ○児童生徒が主体的に考え、主体的に話し合う「考え、議論する道徳」の授業展開(児童生徒の意識60%以上、教師の意識50%以上) ○「地域ぐるみの道徳教育」推進に向けての取組の共有	○教師の指導力が向上することにより、質の高い「考え、議論する道徳」の授業が展開される。 ○学校・家庭・地域が一体となった「地域ぐるみの道徳教育」が推進される。	○道徳授業づくり講座 安芸市立井ノ口小学校 日高村立日下小学校 土佐清水市立清水小学校 日高村立日高中学校 高知市立城北中学校 ○道徳教育パワーアップ研究協議会 I・・・8月開催(各教育事務所開催) II・・・10月開催 ○家庭版道徳教育ハンドブック ・「家庭で取り組む 高知の道徳」新1年生用増刷 ・一部改訂準備 ○道徳教育推進研修 (独立行政法人教職員支援機構 NITS)	○道徳授業づくり講座 (18回537名参加) ○道徳教育パワーアップ研究協議会 I・・・8月開催:東部(80名) 中部(125名) 西部(73名) II・・・10月開催(50名) ○「家庭で取り組む 高知の道徳」活用促進 ・小学1年生への配付(4月) ・一部改訂準備 ○市町村指導事務担当者会で周知及び取組の進捗確認(6月・2月) ○道徳教育推進研修 (独立行政法人教職員支援機構NITS)12月:2名参加	○授業づくり講座において、指導の要点を明確にした道徳科の授業づくりや、主題に迫るための教材分析力の向上に取り組んだことで、「指導上の工夫」の重要性についての理解が深まり、「考え、議論する道徳」の授業改善が進んでいる。 ○小学生の道徳性について、自尊感情については若干の回復傾向が見られたものの、その他の項目については、前回調査より減少した。また、全国平均よりも下回る結果となった。この要因の一つとして、道徳性を活用する場である、体験的な活動や様々な人々とコミュニケーションを図る機会が減少したことにあると考える。したがって、道徳性の向上を図るために、学校・家庭・地域が一体となった「地域ぐるみの道徳教育」の一層の推進が必要と考える。	○道徳授業づくり講座 拠点校:北川村立北川小学校 東洋町立甲浦中学校 須崎市立浦ノ内小学校 いの町立伊野中学校 宿毛市立小筑紫小学校 黒潮町立佐賀中学校 高知市立介良中学校 指定校:南国市立香南中学校 ○道徳教育パワーアップ研究協議会 I・・・8月開催(各教育事務所開催) II・・・10月開催 ○家庭版道徳教育ハンドブック ・「家庭で取り組む 高知の道徳」新1年生用増刷 ・一部改訂 ○市町村指導事務担当者会で周知及び取組の進捗確認(6月・2月)	
子育て支援課	164	子ども条例推進事業(子どもの環境づくり事業) ※再掲(92番)	「子ども条例」の目的及び基本理念を広め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進する。 子どもの環境づくり推進委員会を通じて進捗管理を行う。 フォーラムの内容検討、開催を行う。	○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子どもの環境づくり推進計画(第三期)の取り組みが着実に進んでいる。 ○子ども条例の認知度の向上。	○子どもの環境づくり推進委員会において、各事業の取り組み実績を報告し、意見を頂きながら取り組みを着実に進める。 ○子ども条例フォーラムを毎年開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげる。	○子どもの環境づくり推進委員会(第八期)の開催 ○子どもの環境づくり推進委員会(第九期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催 ○子どもの環境づくり推進計画(第五期)策定	○子どもの環境づくり推進委員会(第八期)の開催 ・第4回 6/5 ・第5回 10/2 (第九期)の開催 ・第1回 11/13 ・第2回 2/4 ○子ども条例フォーラムの開催 (実施名称:こうち子ども未来フォーラム2022) ・11/23 イオンホール	○子どもの環境づくり推進委員会において、子どもの環境づくり推進計画(第四期)に対して意見をいただき、取組を着実に進めることができた。 ○子ども条例フォーラムを開催することで、子ども条例に関わる方を増やし、子ども条例の認知度の向上等につなげることができた。 子ども委員には、委員会での意見交換の他、プロポーザル審査委員や当日の運営補助等でも活躍いただいた。 ○子どもの環境づくり推進計画については、策定期を令和6年度まで延期する。 ○子どもの環境づくり推進計画(第四期)の取り組みを着実に進める。 ○子ども条例の認知度の更なる向上。	○子どもの環境づくり推進委員会(第九期)の開催 ○子ども条例フォーラムの開催 ○子ども委員OB・OGとの座談会	
県民生活課	165	交通安全対策推進事業	各種の交通安全運動を具体的に推進し、広く県民に交通安全意識と交通安全思想の普及を図り、交通事故防止に努める。	○第10次「高知県交通安全計画」に基づく取組を着実に進める。 ○第11次「高知県交通安全計画」(R3年4月作成)に基づく取組を着実に進める。	○人権尊重の理念に基づき、全ての県民に広く交通安全思想の普及と浸透を図り、県民一人一人が、交通ルールを守り正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故のない、人にやさしい安全な高知県の交通社会の実現を目指して交通安全運動を推進する。	○「交通安全計画」及び「交通安全運動の推進方針」に基づき、県警、関係機関、民間ボランティア団体等と連携して交通安全対策を行う。	○自転車マナーアップキャンペーンの実施 ○児童・生徒に対する自転車安全教室開催 ○ポスター掲示、のぼり旗掲出、チラシ配布、各種広報媒体を利用した啓発の実施 ○交通安全子ども自転車高知大会開催(県共催)	○自転車マナーアップキャンペーンの実施(5月1日～5月31日) ○児童・生徒に対する自転車安全教室開催 ○ポスター掲示、のぼり旗掲出、チラシ配布、各種広報媒体を利用した啓発の実施(春の全国交通安全運動、秋の全国交通安全運動、年末年始の交通安全運動) ○ラジオ広報(11回) ○高知県立交通安全子どもセンターにおける交通安全教室の開催(92回 4,060人参加) ○交通安全子ども自転車高知大会開催(6/25 県共催)	○令和4年の交通事故件数・負傷者数は前年より減少したが、死者数は前年より1名増加した。死者数は昭和27年から県警察が統計を取り始めて以降、2番目に少ない数字だが、事故(死者数)がなくなることはない。R3年4月作成の第11次「高知県交通安全計画」に基づく取組を着実に進める必要がある。	○自転車マナーアップキャンペーンの実施 ○児童・生徒に対する自転車安全教室開催 ○ポスター掲示、のぼり旗掲出、チラシ配布、各種広報媒体を利用した啓発の実施 ○交通安全子ども自転車高知大会開催(県共催)
私学・大学支援課	166	自転車ヘルメット着用推進事業	県自転車条例に基づき、児童生徒等のヘルメット着用や損害賠償責任保険加入の促進を図るため、自転車通学をしている児童生徒等を対象としたヘルメット購入に係る費用の一部の補助・助成や、自転車の安全利用に関する交通安全教育及び啓発を充実させる。	○県内において、登下校中における児童生徒等の自転車運転中の交通事故が多い。 ○全国的に、自転車運転中の交通事故の中で、死亡に至る頭部損傷の事故においては、ヘルメットの未着用者が多い。 ○県内のヘルメットの着用が義務化(校則化)されていない学校においては、自主的にヘルメットを着用する生徒があまり見られない。 ○平成31年4月1日に「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、18歳以下の児童生徒等へのヘルメット着用が保護者の努力義務となった。	○県内の児童生徒等が、ヘルメットを着用して自転車通学をする姿が多く見られる。 ○自転車の安全利用に関する児童生徒等の意識が高まりが見られ、自転車交通事故件数が減少している。	○私立学校等の小中高校生で自転車通学をしている児童生徒を対象にした、ヘルメット購入に係る費用の一部を助成 ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動	○自転車通学の児童生徒を対象にした、各私立、国立学校へのヘルメット購入費用の助成 ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動 ○新入学生については、申請時期を早め、入学前から申請できるよう見直し	○自転車通学の児童生徒を対象にしたヘルメット購入費用の助成 ・私立・国立学校での助成券申請452件 助成券活用241件 ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動	○申請時期を早めたことで、申請者と購入者が増えた ○年度当初の学校訪問の際も児童生徒のヘルメット着用の促進に向け学校にも協力を願っているが、着用率はまだまだ低い状況	○自転車通学の児童生徒を対象にした、各私立、国立学校へのヘルメット購入費用の助成 ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動 ○新入学生については、申請時期を早め、入学前から申請できるよう見直し
学校安全対策課	167	安全教育推進事業(令和4年度より「学校安全総合支援事業(交通安全・生活安全)」)	モデル地域を指定し、拠点校の交通安全もしくは生活安全を中心とした組織的取組をモデル地域で共有・検証し、各学校での取組の促進や地域全体での学校安全推進体制を構築する。その仕組みを県内に普及し、県内全域での学校安全の取組の推進を目指す。	○登下校中の児童生徒等が死亡する交通事故や児童が連れ去られた事件が発生するなど、児童生徒等が被害に遭う事件・事故が全国的に後を絶たないこと、県内でも痛ましい交通事故や犯罪につながるかねない不審者情報等が多く存在することなどから、自らの命は自らが守ることを念頭に、児童生徒の危険予測・危険回避能力を身に付けさせる交通安全教育及び防犯を含む生活安全教育の充実が求められている。 ○市町村単位で安全教育を推進する構築体制の整備が必要である。	○モデル地域の市町村の事業実績である学校安全推進体制の構築の仕組みが県内に普及され、県内全域で充実した安全教育(交通安全・生活安全)が展開されている。	○高知県学校安全総合支援事業(交通安全・生活安全) ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 ・推進委員会(成果発表会)(県主催)の開催 ・モデル地域の市町村及び拠点校による成果発表 ・安全教育研修会(県主催)における実践報告 ・実践報告書冊子の作成及び実践報告書を活用した取組の依頼	○高知県学校安全総合支援事業(交通安全・生活安全) ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導(4～1月) ・推進委員会(成果発表会)(県主催)の開催 ・モデル地域の市町村(拠点校)における成果発表(香美市、土佐市、須崎総合高校)	○高知県学校安全総合支援事業では、拠点校における安全教育の考え方や具体的実践を、学校の管理職や安全担当教員を中心にモデル地域の学校で共有することができた。 今後も、拠点校のみならず、モデル地域全体の安全教育の組織的取組の向上を目指す事業目的が達成できるよう、市町村への支援を行い、取組成果を広く県内に普及する。	○高知県学校安全総合支援事業(交通安全2校・生活安全1校) ・拠点校を含むモデル地域への訪問指導 ・推進委員会(成果発表会)の開催 ・モデル地域の市町村及び拠点校による成果発表 ・安全教育研修会(県主催)における実践報告 ・実践報告書冊子の作成及び実践報告書を活用した取組を県下へ普及	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン8 子どもと大人の規範意識を高める取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R4			R5
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(O-A)	計画(P)
学校安全対策課	168	自転車ヘルメット着用推進事業	県自転車条例に基づき、児童生徒等のヘルメット着用や損害賠償責任保険加入の促進を図るため、自転車通学をしている児童生徒等を対象としたヘルメット購入に係る費用の一部の補助・助成や、自転車の安全利用に関する交通安全教育及び啓発を充実させる。	○県内において、登下校中における児童生徒等の自転車運転中の交通事故が多い。 ○全国的に、自転車運転中の交通事故の中で、死亡に至る頭部損傷の事故においては、ヘルメットの未着用者が多い。 ○県内のヘルメットの着用が義務化(校則化)されていない学校においては、自主的にヘルメットを着用する生徒があまり見られない。 ○平成31年4月1日に「高知県自転車通学の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、18歳以下の児童生徒等へのヘルメット着用が保護者の努力義務となった。	○県内の児童生徒等が、ヘルメットを着用して自転車通学をする姿が多く見られる。 ○自転車の安全利用に関する児童生徒等の意識が高まりが見られ、自転車交通事故件数が減少している。	○県内全ての小中高校生で自転車通学をしている児童生徒を対象にした、ヘルメット購入に係る費用の一部を補助・助成 ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動 ○自転車の安全利用に関する交通安全教育の実施	○自転車通学の児童生徒対象にした、ヘルメット購入費用の補助・助成 ・県立学校(事業委託) ・市町村立学校(市町村への補助) ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動 ・高知県児童生徒の自転車ヘルメット着用推進会議の実施 ・街頭啓発活動(のぼり旗・チラシ配付等でPR) ・自転車マナーアップキャンペーン及び年3回の交通安全運動中の街頭啓発、パレード参加 ・講演会の実施 ○自転車の安全利用に関する交通安全教育の実施 ・交通安全教育教材「Traffic Safety News」を学校へ配付 ・自転車ヘルメット着用の有用性を題材とした交通安全教育の事例提供 ○高校生によるヘルメット着用をテーマとしたシンポジウムの開催	○自転車通学の児童生徒対象にした、ヘルメット着用している児童生徒の姿が街中でもみられるようになってきており、ヘルメット着用の重要性の認識は広がりがつつある。 ○ヘルメット購入に係る助成申請に対して、購入者の割合がR3→R4は46.4%→54.8%と増加している。 ○合格者登校日でのヘルメット啓発ブースの設置、補助券の即時発行で多くの補助券の申請があった。 ○生徒のヘルメット着用に対する先入観や抵抗感を払拭する取組と保護者や生徒への働きかけ、申請を購入に結び付ける効果的な手立てが必要である。	○自転車通学の児童生徒対象にした、ヘルメット購入費用の補助・助成 ・県立学校(事業委託) ・市町村立学校(市町村への補助) ○自転車ヘルメット着用の促進に向けた啓発活動 ・街頭啓発活動(のぼり旗・チラシ配付等でPR) ・自転車マナーアップキャンペーン及び年3回の交通安全運動中の街頭啓発、パレード参加 ・講演会の実施 ○自転車の安全利用に関する交通安全教育の実施 ・交通安全教育教材「Traffic Safety News」を学校へ配付 ・自転車ヘルメット着用の有用性を題材とした交通安全教育の事例提供 ○高校生によるヘルメット着用をテーマとしたシンポジウムの開催	
警察本部交通企画課	169	自転車安全教育(スケアードストレイト)	自転車の利用機会が多い子供に対し、スタントマンによる疑似交通事故の実演を間近で見学することで、危険予測能力の向上及び基本的なルール・マナーを高めることなどの交通安全意識の醸成を図る。	○対象者に真に効果のある演技の実演を行うための事前検討会の必要性。	○スケアードストレイトに対する認知度の向上及び実施回数の増加。	○スケアードストレイトの広報啓発活動の強化 ○関係機関団体等との連携強化。	県警予算で県下中学・高校合計10校において、実施予定。(11月上旬頃)	○県警予算内で中学・高等学校合計10校(約2,520名)で実施。 ○JA高知県主催1校(約40名)実施。 ○県教委実施なし。	評価 ○疑似交通事故を直視し、自転車事故の危険性を実感し、自転車ヘルメット着用や、自転車ルール遵守の重要性を理解させた結果、交通安全意識の醸成を図ることができた。 課題 ○未実施校を選定するなど、より多くの生徒等に体験してもらい、自転車安全利用の推進を図る。	県警予算で県下中学・高校合計10校において、実施予定。(11月上旬頃)
警察本部交通企画課	170	T・S・Nを活用した交通安全教育	県教育委員会を通じ、学校の交通安全教育に必要な交通法規・交通事故統計・交通事故事例等を題材としたT・S・N(トラフィック・セーフティ・ニュース)を県下全ての中学校及び高等学校に隔月で提供し、交通ルール遵守と交通安全意識の高揚を図る。	○対象者に対する、周知の徹底を図る。	○T・S・Nによる啓発活動により、交通安全意識の醸成を図る。	○継続して広報啓発に努める。	引き続き、隔月に1回の配付を行い、自転車の安全利用の促進等の広報啓発活動の強化を図る。	○隔月に1回、TSNを配付し、自転車交通安全教育の実施及び広報啓発活動に努めた。 ○広報内容については、自転車事故分析、自転車安全利用五則、自転車指導警告票数等とし、自転車利用のルール遵守とマナーの向上に努めた。	評価 ○県教委と連携を図り、自転車に関する旬な情報を取り入れ、効果的な広報推進を図れた。 課題 ○自転車行事等を広報することにより、同世代の者が行っていることを自分の事と捉え、実行できる意識が必要。	引き続き、隔月に1回の配付を行い、自転車利用の促進等の広報啓発活動の強化を図る。
警察本部交通企画課	171	自転車交通安全研修(高校生自転車交通安全リーダー研修会)	各高校で交通安全に取り組んでいるリーダー的立場の生徒に対し、参加・体験・実践型の自転車交通安全教室の実施により、交通安全意識の向上を図る。同研修修了者を自転車交通安全リーダーとして認定する。	○対象となる学校及び生徒の確保。	○生徒が率先して志願できる環境作り及び広報啓発活動の強化。	○関係機関団体等との連携の強化。	自転車事故の分析を踏まえた情報の発信や自転車交通安全リーダー研修会等の継続実施を図る。	○自転車ヘルメット着用を校則とした県立室戸高校を「自転車ヘルメット着用推進モデル校」に指定し、同校生徒が主体となって、量販店で自転車の安全利用について広報啓発活動を実施した。 ○県安全対策課等関係機関が連携し、高校生が参加した自転車ヘルメット着用促進等の街頭啓発活動を実施した。	評価 ○生徒が率先して行事に参加することにより、自転車の安全利用に関する意識の向上を図れた。 課題 ○県内各署における自転車行事の開催や交通安全研修会等を通じた活動を増やし、更なる自転車交通安全教育を図る必要がある。	自転車事故の分析を踏まえた情報の発信や自転車交通安全リーダー研修会等の継続実施を図る。
警察本部交通企画課	172	交通安全教室	県内各市町村の小学校、中学校及び高等学校において、交通ルールやマナーの講話、横断歩道の正しい渡り方、自転車の乗り方や原動機付自転車等の実技指導を実施することにより、交通安全意識の向上を図るとともに、交通事故防止を図る。	○交通ルールを学び、交通マナーの向上を図り、交通事故防止に努めてもらう。	○各警察署と連携を図り、各市町村の小学校、中学校及び高等学校に対して実施する。	○対象に合わせた、交通安全教育の実施。	○各署において、世代に応じた交通安全教室の実施や学校の意見を取り入れた取組の実施を図る。 ○引き続き、交通安全モデル校の指定を行い、自らの安全を守る交通行動の醸成を図る。	○各警察署の実情に応じて、世代別又は年代別など創意工夫を凝らした交通安全教室を実施した。 ○交通安全教育未実施校の把握と学校の要望に応じる交通安全教育の実施が必要。	評価 ○各署において、交通安全教室等を実施の際、関係機関団体等と連携を図り、効果的な交通安全教育の実施ができた。 課題 ○交通安全教育未実施校の把握と学校の要望に応じる交通安全教育の実施が必要。	○各署において、世代に応じた交通安全教室の実施や学校の意見を取り入れた取組の実施を図る。 ○交通安全教育推進モデル校(仮称)の指定等により、自らの安全を守る交通行動の醸成を図る。
警察本部交通企画課	173	自転車のマナーアップ啓発活動	自転車安全利用五則や自転車利用者のルールの遵守徹底を目的とした広報の実施、ヘルメットの着用や自転車損害賠償保険への加入の促進を促し、自転車のマナーアップ向上や交通事故防止を図る。	○自転車条例の周知徹底を図るとともに、ヘルメットの着用及び自転車損害賠償保険への加入の促進を図る。	○県教委等との連携を図り、18歳以下の児童・生徒を対象に、交通事故時の被害軽減となる、ヘルメットの着用及び自転車損害賠償保険加入の促進を強化する。	○関係機関団体等との連携の強化を図り、継続して広報啓発を行う。	SNSやチラシ配布等を実施し、自転車安全利用五則等の広報啓発活動を引き続き実施する。	○自転車安全利用五則や全世代の自転車ヘルメット着用促進、自転車ルール、マナーの向上を図るため、SNSの活用、街頭活動の強化やチラシ配布等の広報啓発活動を実施した。	評価 ○SNS等を通じた広報啓発活動を実施し、自転車安全利用五則の推進や自転車事故に対応する保険への加入促進を広報できた。 課題 ○更なる自転車のマナーアップ、特にヘルメット着用の促進を図るため、各種行事等の実施に努める。	SNSやチラシ配布等を実施し、乗車用ヘルメット着用推進をはじめ、自転車安全利用五則等の広報啓発活動を引き続き実施する。

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン9 子どもの人権に関する理解の促進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4		R5	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
障害福祉課	174	「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」募集事業	障害や障害者に対する県民の理解と認識を深め障害者福祉の増進を図るため、体験作文やポスターを募集し、優秀な作品は「障害者週間の集い」において表彰する。	応募数の確保のため、募集チラシの配布先や周知方法について検討が必要。	体験作文・ポスターの公募を通じて、障害や障害者に対する県民の理解と認識が深まっている。	体験作文・ポスターを募集し、優秀な作品は「障害者週間の集い」において表彰する。	○令和4年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集 ○募集チラシ配布部数 2500部 ○入賞者作品の内閣府への推薦 ○「障害者週間の集い」式典での入賞者の表彰	○令和4年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集(9/2締切) ・募集チラシ配布 2,500部（各関係機関に配布） ・依頼文書を6/21付け送付、コンビニ等で7月配布 ・応募数 作品数:作文9編、ポスター2点 学校数:作文3校、ポスター2校 ○入賞者作品の内閣府への推薦 ・1名（推薦文書を9/26付け送付） ○入賞者の表彰 ・作文5名、ポスター1名 ・「障害者週間の集い」式典(12月4日開催)にて入賞者を表彰 ・ホームページに入賞者を掲載 ・県庁本庁舎1階で入賞作品の展示(12/2～12/13)	○応募数が少ないため、募集チラシの配布先や周知方法を見直すなど、応募数の増加に向けて検討が必要	○令和5年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集 ○募集チラシ配布部数 2500部 ○入賞者作品の内閣府への推薦 ○「障害者週間の集い」式典での入賞者の表彰
私学・大学支援課	175	私立学校人権教育指導事業	私立学校における人権教育の推進を図るため、私立学校訪問による助言・指導の実施や人権教育研修会を開催する。(委託事業)	○人権教育指導員による学校訪問 ○教員を対象とした人権教育研修の実施	○全ての私立学校教員が人権教育に対する理解と知識を有し、生徒に対し適切な対応をすることができる。	○人権指導員による学校訪問 ○人権教育研修の実施	○人権教育指導員による学校訪問(各学校(法人):定期4回/年、要請により随時)	○人権教育指導員による学校訪問 37回 ○教員等を対象とした人権教育に係る研修の実施(県主催3回、協議会主催5回) ○人権教育に関する情報の収集や提供	○私立学校教員の人権感覚が磨かれ、児童生徒の発達段階に応じた人権尊重の理解やこれが体得されるような適正な支援がなされている。 ○更なる参加者の増、一人ひとりの教職員が人権問題への理解や認識を持ち、実践につなげる事が課題。	○人権教育指導員による学校訪問(各学校(法人):定期4回/年、要請により随時)
人権・男女共同参画課	176	人権啓発研修事業(人権教育、県民への啓発関連)	県民の人権問題に関する理解と認識を高めるため、気軽に参加できるイベントの開催やスポーツコマースの放送、新聞へのコラム掲載、講師派遣等を行う。	○子どもの貧困やインターネットでの人権侵害など子どもを取り巻く環境の変化に応じた啓発活動を効果的に行う必要がある。	○人権研修や啓発により、子どもの人権について子どもも大人も理解が進んでいる。	○子どもの人権を尊重する気運を高めるため、あらゆる機会を捉え、県民への啓発を行う。	○「人権啓発フェスティバル」の開催 ○スポットCM(テレビ)の放送 ○人権啓発に関するコラム(高知新聞朝刊)の掲載及び啓発資料の作成 ○スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動の実施 ○人権に関する啓発活動支援事業(人権ふれあい支援事業)の実施 ○講師派遣事業の実施	○「人権啓発フェスティバル」の開催 ・「人権週間(12月4日～10日)」を周知するとともに、様々な人権課題に理解を深めるためのイベント「人権啓発フェスティバル」を開催 12月4日(日) 来場者数:約5,000人 ○スポットCM(テレビ)の放送 ・8月10日～31日、15秒広告18本(新型コロナ感染症関係) ○人権啓発に関するコラム(高知新聞)の掲載及び啓発資料の作成 ・高知新聞(15.1万部)の購読者や研修参加者等が、様々な人権課題への理解を深めるきっかけになった。 ・社会情勢に即した課題や執筆者の選定等の更なる情報収集が必要 ○スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動の実施 ・人権野球教室:高知ファイティングドッグス 1月15日(日) 参加者数:46人(選手からの人権に関するメッセージや、「じんけん×クイズ」の実施) ○人権ふれあい支援事業の実施 ・NPO等民間団体が自主的に行う人権啓発活動を支援 【支援団体】6件 ※コロナによる事業中止2団体 【支援額】581千円(内、中止2団体:305千円減) ○講師派遣事業の実施 ・自治体や企業等が行う人権啓発研修に高知県人権啓発センターの職員及び外部登録講師を派遣 【派遣回数】771回 【参加者数】5,560人	○「人権啓発フェスティバル」の開催 ・会場内は概ね賑わっていたが、10代、20代に興味・関心を喚起する工夫が必要 ○スポットCM(テレビ)の放送 ・県民に身近な人権課題をタイムリーに発信することができた。 ○人権啓発に関するコラム(高知新聞)の掲載及び啓発資料の作成 ○スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動の実施 ・人権に関する啓発活動支援事業(人権ふれあい支援事業)の実施 ○講師派遣事業の実施	○「人権啓発フェスティバル」の開催 ○スポットCM(テレビ)の放送 ○人権啓発に関するコラム(高知新聞朝刊)の掲載及び啓発資料の作成 ○スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動の実施 ○人権に関する啓発活動支援事業(人権ふれあい支援事業)の実施 ○講師派遣事業の実施
教育政策課(教育センター)	177	人権教育研修費	人権教育を推進するため、幼稚園・保育所、学校において教職員等の実践につながる理論や取組について研修を実施し、教職員等の指導力の向上を図る。 児童生徒理解や授業実践力を高めるための実践交流と授業研究を実施することにより人権教育の充実を図る。	○人権尊重の視点に立った授業づくりや学級経営を推進する。 ○研修評価を踏まえ、研修内容を検討していく。	○子どもの自尊感情を育むために、教職員の人権感覚を磨くとともに、人権尊重の視点に立った授業づくりや学校(学級)経営が行われるようになる。	(前年度末) ・具体的な人権課題の実態を確認し、情報収集や講師の選定を行う。 (本年度) ・各研修を実施する。 (年度末) ・次年度の計画に向け、本年度の研修評価等を踏まえ、研修内容を検討する。 (研修テーマや人権課題、講師、日程、予算化等)	○人権教育セミナー(7/27、8/22、10/29) ○人権教育実践スキルアップ講座(8/26)	○人権教育セミナー(1期:8/27、Ⅱ期:8/22、3期:10/29) ※受講者確保のため、Ⅰ～Ⅲ期全て、集合とオンラインが選択できるハイブリット型の研修を実施。 ○人権教育実践スキルアップ講座(8/26)	○人権教育セミナー(参加者 のべ264名) ・アンケート結果(Ⅰ～Ⅲ期)3.75(4件法) ・個別の人権課題について最新情報を知り得たことで、学校現場で直面している現状に対し、今後の実践を考える機会となった。 ○人権教育実践スキルアップ講座(参加者8名) ・アンケート結果3.8(4件法) ・参加申込がされた時点で、授業で扱う人権課題等について個別確認を行ったことで、研修に対する意識付けができた。 ・講義と演習により、人権教育の視点を意識した授業実践力の向上につながった。	○人権教育セミナー(7/26、8/22、10/28) ○人権教育実践スキルアップ講座(8/24)

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン9 子どもの人権に関する理解の促進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4		R5		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)	
人権教育・児童生徒課	178	人権作文募集事業	子どもたちが、さまざまな人権課題に関する考えや意見を作文にまとめることによって、人権尊重の重要性や必要性について理解を深め豊かな人権感覚を育む。また、作文に書かれたそれぞれの意見を広報することによって県民の人権意識の高揚を図る。	○学級経営の充実と関連付けて、人権作文の取組を進めるように提案する必要がある。 ○人権作文に取り組んでいない地域や学校に働きかけが必要である。	・人権作文応募数を500編以上にする。 ・人権作文の取組を学級経営に繋げる実践を増やす。	・法務局と連携して、各学校に人権作文への応募を依頼するとともに、人権教育主任連絡協議会等の場でも、募集を呼びかける。 ・人権作文の取組を学級経営に繋げる実践を取りまとめ、各校に紹介する。	・年度当初に各学校に募集要項を送付し、学校での取組を依頼する。 ・法務局と連携して、各学校に人権作文への応募を依頼するとともに、人権教育主任連絡協議会等の場でも募集を呼びかける。 ・人権作文の積極的な取組による児童生徒の人権意識の高揚や、互いを尊重する学級づくりにつなげる実践について、各校に紹介する。 ・人権作文に取り組んでいない地域や学校に働きかける。	・人権教育主任連絡協議会等で人権作文募集依頼・ポスター配付(6月) ・市町村への要請(7月) ・審査(9月～12月) ・表彰式:高知地方法務局(12月) ・入賞作品の新聞掲載(12月)、ラジオ放送(12月3日) ・作品集配付(3月) ・応募校数102校、取組総数6,411作品、応募数124作品	○性的指向・性自認や、障害者、ウクライナ侵攻の被害者、インターネットでの誹謗中傷に関する人権侵害等、社会での関心が高かったり、生活上、実感したりしている課題が取り上げられていた。 ○小中学校では、総合的な学習の時間や社会科、保健体育科における人権学習の内容を生かして書く作品も増えてきている。 ●校内の取組数は若干増加したが、取組学校数は少し減少しており、各市町村での取組状況に差があるため、年度初めの早い時期から協力要請を行う。 ●人権作文の積極的な取組により互いを尊重する学級づくりにつなげる実践について紹介を行う。	・年度当初に各学校に募集要項を送付し、学校での取組を依頼する。 ・人権教育主任連絡協議会等の場において、人権作文の積極的な取組による児童生徒の人権意識の高揚や、互いを尊重する学級づくりにつなげる実践について紹介を行う。 ・法務局と連携し、人権作文の応募が少ない市町村に取組と応募を働きかける。	
人権教育・児童生徒課	179	児童会・生徒会交流事業 (H30:いじめ等の課題に取り組む実行委員会「児童生徒会支援隊」)	いじめやネットの問題の解決に向けて、児童生徒が主体となった取組をいっそう進めるため、県内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童会・生徒会の代表者(実行員会)が集まり、取組の実践交流や協議を行い、県内に発信する。	各交流会に参加している代表者が児童生徒会支援隊で学んだことを自校内に広げ、一人一人に繋げる仕組みが必要となる。	・各学校・市町村において、児童生徒の主体的な取組によるいじめやネットの問題を解決する取組が定着し、児童生徒の意識向上に繋がっている。	H30 各学校又は市町村での交流会 H31 ブロック別の児童会生徒会交流会					
人権・男女共同参画課	180	人権啓発研修事業 (大人に対する人権教育関連)	団体や企業等の人権研修への講師派遣や、人権啓発に関わる研修講座を開催する。	様々な人権課題がある中で、引き続き「子どもの権利」について、広く県民に啓発していく必要がある。	○人権研修や講座により、子どもの人権について地域や企業等の理解が進んでいる。	子どもの人権が尊重される社会づくりを推進するための講演会や研修会の開催など、県民の自主的な学習機会を設ける。	○講師派遣事業の実施 ○人権啓発研修ハートフルセミナーの開催	○講師派遣事業の実施 ・自治体や企業等が行う人権啓発研修に高知県人権啓発センターの職員及び外部登録講師を派遣 【派遣回数】771回 【参加者数】5,560人 ○人権啓発研修ハートフルセミナーの開催 ・人権尊重の地域社会づくりに資する講演会等を実施(4回) ・第1回:映画「ひまわり」上映会 8月7日(日) 【参加者】99人 ・第2回:講演会「テレビ災害報道の裏側と人権」 【講師】笠井信輔氏(フリーアナウンサー) 10月30日(日) 【受講者】92人 ・第3回:講演会「障害があるとはどういうことだろうか」 【講師】坂井聡氏(香川大学教育学部教授) 1月22日(日) 【受講者】101人 ・第4回:映画「くちびるに歌を」上映会 2月12日(日) 【参加者】107人	○講師派遣事業の実施 ・自治体や企業等のニーズに応じた講師派遣を行い、リモート研修にも積極的に対応した。 ・アンケート結果では、「生活・仕事に活かせる内容であった」との回答が96.6% ○人権啓発研修ハートフルセミナーの開催 ・アンケート結果では、「人権についての理解が深まった」との回答が95%超 ・受講者数を増やすため、ニーズや社会情勢等に合ったテーマの選定や、広報活動が必要	○講師派遣事業の実施 ○人権啓発研修ハートフルセミナーの開催	

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート
 （プラン10 児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4			R5
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
地域福祉政策課	181	重層的支援体制整備事業 ※再掲(106番)	介護、障害、子ども、生活困難の分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業を一体的に補助し、全市町村における包括的な支援体制整備に向けた支援を行う。	【現状】 ・8050問題などの複合課題に対応するため、分野横断的な機関協働型の包括的な支援体制の整備に取り組む市町村は6市町のみ→R5年度は19市町村となる予定 【課題】 ・支援が必要な方を早期発見し、適切な支援につながるには各分野の専門職やボランティアなどによる支援ネットワークの構築と併せて、なるべく多くの居場所や社会参加の場の創出が必要 ・地域の支え合い活動には、県民の理解促進と参画意識の醸成が必要	・包括的な支援体制を整備している市町村数(R5:19市町村→R6:24市町村) ・実質的に包括的な支援体制を整備している市町村(R5:34市町村) ・全市町村で包括的な支援体制が構築され、複雑化・複合化した課題が早期に発見され、支援に確実につながる状態 ・複雑化、複合化した課題についても、関係機関が連携しながら解決に導くことができる状態	①市町村の分野横断的な多機関協働型の包括的な支援体制の整備の推進(たて糸) ②人と人とのつながりの再生に向けた「地域の支援ネットワーク」づくりの推進(よこ糸) ・各分野の専門職やボランティアを対象に、課題に寄り添い必要な支援につながるソーシャルネットワークの理解者・実践者を増やす ③県民の理解促進と参画意識の醸成				トップセミナー(5月) ・ソーシャルワーク網の構築プロジェクト(6月～) ・市町村長訪問(6～9月) ・市町村ブロック会(7～9月) ・移行準備事業実施市町村向け研修(8月) ・地域共生社会フェスタ(10月) ・相談支援対応力向上研修(10～11月) ・地域福祉推進セミナー(11月) ・コミュニティソーシャルワーカー養成研修(時期未定) ・地域共生社会ポータルサイト(3月) 【随時実施】 ・各市町村の体制整備の状況の把握や、課題整理、要望対応 ・包括的な支援体制の基準に基づく確認 ・地域福祉計画の改定に向けた助言、進捗管理 ・地域共生社会推進アドバイザーの派遣 ・広報活動 など
子ども家庭課	182	家庭支援体制緊急整備促進事業 児童相談所機能強化事業	児童相談所の運営力の強化や職員専門性の向上を図る。	児童虐待相談対応件数の増加が続き、また、法的な対応を要するケースも増加していることから、法律等に関する専門的な知識・経験を身につける必要がある。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○外部専門家の招へい ○法的対応力の強化 ○関係機関との連絡会議の実施 ○その他の機能強化 ・職種別・経年数別の職員研修 ・児童福祉司スーパーバイザーの研修 ・児童養護施設等への入所児童に対する支援の強化(トラウマを念頭に置いたケアに関する研修の受講)	○職員の研修体系に応じた研修実施 ・家族援助技術研修の実施 ・トラウマに関する研修の実施 ・被害事実確認面接研修の実施 ○外部専門家の招へい ・機能強化アドバイザー(年間40回) ○弁護士による法的代行とサポート(週2回程度)	○職員の研修体系に応じた研修実施 ・家族援助技術研修:7回(4,5,8,9,12,2月) ・トラウマに関する研修の実施: 所内研修5回、施設との研修3回、外部講師を招へいしての研修1回 ・被害事実確認面接研修の実施:3回(6,10,12月) ○外部専門家の招へい ・機能強化アドバイザー:37回 ○弁護士による法的代行とサポート(定期相談)176回(臨時相談)31回(法的対応)8件	・弁護士等の専門人材による相談体制の整備により専門的な対応ができています。 ・児童虐待受付件数は以前と増加傾向であり、また多様化する相談に対して専門性の向上を図る必要がある。	○職員の研修体系に応じた研修実施 ・家族援助技術研修の実施 ・トラウマに関する研修の実施 ○外部専門家の招へい ・機能強化アドバイザー:35回 ○弁護士による法的代行とサポート(週2回程度)
子ども家庭課	183	家庭支援体制緊急整備促進事業(幅多要対協研修、出張相談所)児童相談関係機関職員研修事業	市町村職員の資質向上のための研修会や、児童問題に関する職員の専門性の向上を図る。	市町村担当職員の専門性の向上確保のため、職員研修を通じた資質向上や事例ケース検討を通じた適切なアセスメントの実施、援助方針の決定・見直しへの支援が不可欠である。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修の実施	市町村職員研修の実施(基礎研修)3回(管理職等研修)1回(アセスメント研修)3回(応用研修)2回(フォローアップ研修)1回 ・児童福祉司任用前研修	市町村職員研修の実施(基礎研修)3回(6/1,7/8/15,8/19/26) 管理職員等研修1回(6/24) アセスメント研修3回(10/14・28,11/11・25,12/9・23) 応用研修2回(11/16,12/14) フォローアップ研修1回(1/27) ・児童福祉司任用前研修 6月に5日間実施(6名受講)	・市町村の相談支援体制について、人事異動や専門職の不在など、人材確保が困難な状況は続いており、専門性の確保は課題となっている。	市町村研修の実施:6回、管理職員等研修1回 ・児童福祉司任用前研修
子ども家庭課	184	児童虐待防止対策事業	児童虐待のシンボルであるオレンジリボンを活用し、虐待防止を県民に周知していくための広報啓発を実施する。また、児童虐待への予防的取組の1つとして、保育士や保健師を対象にした「あまえ療法」の研修をNPO法人に委託して実施する。	児童虐待に関する相談件数は増加の一途をたどっており、虐待の発生予防、早期発見、早期対応のため、子どもや子育て家庭に携わる援助関係者や地域の人々の理解を深めていくことが不可欠である。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○官民協働の高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ○児童虐待防止推進月間(11月1日～11月30日)の広報実施 ○児童虐待予防研修事業(あまえ療法)の実施	・民生委員児童委員等に対する虐待予防研修の実施 9市町(延べ13回)	・オレンジリボンキャンペーン テレビCM 民放3局47本 チラシ作成 95,000枚 ポスター作成 1,900枚 ・児童虐待予防研修8市町(延べ480人)	・虐待予防・早期発見の取り組みは浸透してきている。 ・今後も虐待予防を推進していくためには、民生委員児童委員など地域の見守りの強化が継続して必要。	・官民協働の高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ・民生委員児童委員等に対する虐待予防研修の実施 7市町(延べ11回)
子ども家庭課	185	児童相談連携支援事業 児童相談関係機関職員研修事業(要対協連絡会議)	虐待や非行などの児童問題の未然防止や早期発見、早期解決を図るため、要保護児童対策地域協議会の効果的な運営の支援を行う。	市町村担当職員の専門性の向上確保のため、職員研修を通じた資質向上や事例ケース検討を通じた適切なアセスメントの実施、援助方針の決定・見直しへの支援が不可欠である。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○要保護児童対策地域協議会の活動強化 ・実務者会議の運営、定着に向けた支援 ・市町村管理ケースの援助方針等への個別の指導・助言	市町村職員研修の実施(基礎研修)3回(管理職等研修)1回(アセスメント研修)3回(応用研修)2回(フォローアップ研修)1回 ・児童福祉司任用前研修	市町村職員研修の実施(基礎研修)3回(6/1,7/8/15,8/19/26) 管理職員等研修1回(6/24) アセスメント研修3回(10/14・28,11/11・25,12/9・23) 応用研修2回(11/16,12/14) フォローアップ研修1回(1/27) ・児童福祉司任用前研修 6月に5日間実施(6名受講)	・市町村の相談支援体制について、人事異動や専門職の不在など、人材確保が困難な状況は続いており、専門性の確保も課題となっている。 ・市町村の相談支援体制について、母子保健等との連携は強化されてきた。	市町村研修の実施:6回、管理職員等研修1回 ・児童福祉司任用前研修
人権・男女共同参画課	186	女性の自立支援促進事業 DV被害者支援事業	子どもを同伴するケースが多いDV被害者について、相談から、一時保護、自立に向けた各種支援や心理ケア、生活サポート等を行うことで、暴力の連鎖を防ぐ。また、DV被害防止に向けた広報啓発や相談員等のスキルアップ、関係機関と連携した支援体制整備等に取り組む。	○保護件数は増加の傾向。また、夜間の電話対応や相談も増加している。 ○参加機関数が減少しているため、男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村にも当事者意識を持ってもらう必要がある。	○アウトソーシングによる、民間のノウハウを生かした一時保護所や自立支援施設の運営が進み、きめ細かな被害者支援(同伴児含む)ができています。 ○DV被害防止の意識啓発が進むとともに、関係機関との連携による被害者支援(同伴児含む)ができています。	○女性の自立支援促進事業について民間団体へのアウトソーシングを行い、アウトソーシングによる一時保護所及び自立支援施設の運営と入所者への必要な支援を実施する。 ○DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ○多様で対応困難な相談者に対応できる相談員の専門性向上 ○関係機関と連携したDV被害者への支援体制づくり	○女性の自立支援促進事業のアウトソーシングによる一時保護所及び自立支援施設の運営と入所者への必要な支援の実施。	○入所実績 ・一時保護所入所者:22名(延べ673日)同伴児:17名(延べ273日(内数)(乳児2名、幼児7名、小学生8名) ・自立支援施設入所者:0名(延べ0日)	○一時保護所及び自立支援施設の適切な運営と入所者への必要な支援が受託者により行われている。 ○引き続き、アウトソーシングによるDV被害者へ必要な支援を行う。	○女性の自立支援促進事業のアウトソーシングによる一時保護所及び自立支援施設の運営と入所者への必要な支援の実施。 ○DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・広報・啓発物の作成・配布・掲示 ・様々な媒体を活用した広報及び啓発の実施 ○多様で対応困難な相談者に対応できる相談員の専門性向上 ・他機関が開催する専門研修への参加 ・所内研修の実施 ・困難事例へのスーパーバイズの実施 ○関係機関と連携したDV被害者への支援体制づくり ・ブロック別関係機関連絡会議、ネットワーク会議の開催によるネットワークづくり ・民間支援団体と連携した支援の実施
人権・男女共同参画課	①	女性の自立支援促進事業	子どもを同伴するケースが多いDV被害者について、母親とともに一時保護所、または自立支援施設に入所させ、必要な支援を行う。	○保護件数は増加の傾向。また、夜間の電話対応や相談も増加している。	○アウトソーシングによる、民間のノウハウを生かした一時保護所や自立支援施設の運営が進み、きめ細かな被害者支援(同伴児含む)ができています。	○女性の自立支援促進事業について民間団体へのアウトソーシングを行い、アウトソーシングによる一時保護所及び自立支援施設の運営と入所者への必要な支援を実施する。	○女性の自立支援促進事業のアウトソーシングによる一時保護所及び自立支援施設の運営と入所者への必要な支援の実施。	○入所実績 ・一時保護所入所者:22名(延べ673日)同伴児:17名(延べ273日(内数)(乳児2名、幼児7名、小学生8名) ・自立支援施設入所者:0名(延べ0日)	○一時保護所及び自立支援施設の適切な運営と入所者への必要な支援が受託者により行われている。 ○引き続き、アウトソーシングによるDV被害者へ必要な支援を行う。	

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート
 （プラン10 児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4		R5
							計画(P)	実施状況(D)	計画(P)
人権・男女共同参画課	187	DV被害者支援事業	子どもを同伴するケースが多いDV被害者について、相談から、一時保護、自立に向けた各種支援や心理ケア、生活サポート等を行うことで、暴力の連鎖を防ぐ。また、DV被害防止に向けた広報啓発や相談員等のスキルアップ、関係機関と連携した支援体制整備等に取り組む。	○参加機関数が減少しているため、男女共同参画やDVの担当部署を持たない市町村にも当事者意識を持ってもらう必要がある。	○DV被害防止の意識啓発が進むとともに、関係機関との連携による被害者支援(同伴児含む)ができる。	○DV問題への理解を深める広報啓発の実施 ・広報・啓発物の作成・配布・掲示 ・様々な媒体を活用した広報及び啓発の実施 ○多様に対応困難な相談者に対応できる相談員の専門性向上 ○関係機関と連携したDV被害者への支援体制づくり	○広報啓発の実施 ・DV相談カードの作成・配布(43,500枚) ・女性相談支援センターの広報用案内チラシ(1,000枚)及びポケットカード(8,000枚)の作成・配布 ・高知城パープルライトアップの実施(11/12,13) ・公共交通機関での啓発ポスター掲示(11/12~25) 路線バス40台、バス待合所3か所 ・ラジオによる広報・啓発 RKCラジオでの対談番組(11/15) ○女性相談支援センターの女性相談員に対する研修実施 ・専門研修(オンライン研修含む) 延べ10人 ・所内研修 3回 延べ27人 ・スーパーバイズ 6回 延べ40人※ ※精神保健健康センター所長でもある山崎副所長がスーパーバイザーとして困難事例に助言。 ○関係機関と連携した支援体制づくり ・女性相談支援センター職員による、各市町村・関係機関等への出張DV講座 20回 ・民間シェルター運営費に対する補助金支給 ・民間支援団体による一時保護所退所者等支援 支援品 5団体(食料品・日用品・電化製品等) 支援金 2団体 14件	○今後も民間団体等と連携した広報啓発や、マスコミを通じた広報活動を行った(県医師会、国際ノロチニスト各クラブによるDV相談カードの配布、ラジオ広報等)。 ○ブロック別関係機関連絡会議・ネットワーク会議や、女性相談支援センター職員による児童・高齢者・地域福祉関係機関への講師派遣により、関係機関同士の意見交換や情報共有を行った。 ○今後も上記取組を継続して、DV被害者への支援を行う。	
人権教育・児童生徒課	187	緊急学校支援チーム派遣事業 (R1:子どもの命と心を守り育てる学校支援事業)	専門家(弁護士、臨床心理士等、退職警察官、退職教員)等による緊急学校支援チームを組織し、児童生徒の生命に関わる事案や学校が対応に苦慮している事案が発生した場合に、学校へ派遣し改善に向けた具体的な対応等について、専門的な見地から指導や助言・支援を行う。	○児童生徒の生命に関わる事案等は、学校だけで対応することが困難であり、緊急学校支援チームによる支援が重要である。 ○緊急事案に対する学校支援について、専門的な知識や経験のある人材を確保することや計画的に育成する必要がある。	○公立学校において、児童生徒の生命に関わる事案等が発生した場合に、緊急学校支援チームを派遣する。 ○これまで緊急支援の経験のない臨床心理士をチームに同行させ、学校への支援の入り方、助言の仕方等を学べる機会を設け、人材育成を図る。	○緊急学校支援チームの派遣 ・緊急事案等の発生について、随時情報収集する。 ・事案に応じて適任の委員を派遣する。	○緊急学校支援チームの派遣:6回 ・児童生徒の生命に係る事案等の発生時に、緊急学校支援チームを派遣し、学校の状況を把握するとともに、管理職等に対して状況に応じた的確な助言や支援を行った。	○緊急事案に対する学校支援について、専門的な知識や経験を積んだ人材を確保することや計画的に育成することが重要である。 ・緊急事案等の発生について、随時情報収集する。 ・事案に応じて適任の委員を派遣する。	
子育て支援課	188	思春期相談センター事業(PRINK)	思春期の子どもたちが、性に関する正しい知識を得、責任ある行動と思いやる心を育むため、思春期相談員による性に関する悩み等の相談対応や、正しい性知識の情報提供を行う。	○人工妊娠中絶実施率は10代だけでなく、全年齢で全国平均より高い。また、10代の実施者のうち約7割が18歳以下で占めており、こころと身体への影響が大きい。 ○思春期女子からの相談が少ない。	○10代の人工妊娠中絶実施率が全国レベルに近づく。	○思春期相談センターPRINKの移転(塩見記念プラザ6/17オープン)により、オープンスペースを活用した思春期の子どもたちの性に関する正しい知識の情報提供及び性に関する悩み相談への対応	○相談事業 ・電話相談820件、面接相談6件 ○性知識の情報提供・広報 ・性に関する専門講師派遣事業 ・広報用名刺大カードの配布 ○思春期ハンドブックの配布 ○思春期相談センターPRINK ・オープンスペースの活用 ・関係機関との連携 ・専門医相談 ・ミニ講座	○人工妊娠中絶実施率は10代だけでなく、全年齢で全国平均より高い。また、10代の実施者のうち約6割が18歳以下で占めており、こころと身体への影響が大きい。 R3年度人口妊娠中絶実施率 総数:高知県6.1(全国5.1、9位) 10代:高知県3.8(全国3.3、8位) ○思春期女子からの相談が少ない。 ○市町村や関係機関からの相談が増加し、連携する機会が増えた。	○相談事業 ・電話相談、面談相談 ○性知識の情報提供・広報 ・性に関する専門講師派遣事業 ・広報用名刺大カードの配布 ○思春期ハンドブックの配布 ○思春期相談センターPRINK ・オープンスペースの活用 ・関係機関との連携 ・専門医面談 ・ミニ講座
地域福祉政策課	189	ひきこもり地域支援センター事業	ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関のネットワークの連携強化を図るとともに、ひきこもり自立支援対策に必要な情報を提供し、相談支援体制の充実を図る。	○ひきこもりの要因は様々で、かつ本人や家族が問題を抱え込む傾向があるため、ひきこもりの人数等その実態が把握できず、十分な支援につながっていない。 ○ひきこもりを支援する関係機関が連携できるネットワークが十分ではない。 ○ひきこもり地域支援センターによるアウトリーチ(訪問)型支援にはマンパワーに限界があるため、市町村、福祉保健所との連携が必要である。	○ひきこもり当事者や家族を支援する体制が強化され、身近な地域で適切な支援先や医療機関の受診が可能になることで、早期のひきこもりの軽減や解消が図られ、社会参加や自立につながっている。	ひきこもり地域支援センターを中心に目指すべき姿に近づけるよう適切な支援を行っている。	(1)ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 ⇒ひきこもり支援者連絡会の実施(3ブロック開催) (2)人材育成(研修等の開催) (3)居場所づくり(社会参加への支援) (4)個別支援の充実 (5)普及啓発の促進	(1)ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 ⇒ひきこもり支援研修会の開催(研修2回、事例研究1回) (2)人材育成(研修等の開催) ⇒ひきこもり支援研修会の開催(研修2回、事例研究1回) (3)居場所づくり(社会参加への支援) ⇒青年期の集い、家族教室の開催により、当事者やご家族が集まる場を提供 (4)個別支援の充実 ⇒個別面接、電話相談、訪問支援(含:同行支援) (5)普及啓発の促進 ⇒つながるフェスタや講演会(県民向け)の実施	関係支援機関との連携強化や、市町村へのスーパーバイズ・人材研修の継続実施。 (1)ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (2)人材育成(研修等の開催) (3)居場所づくり(社会参加への支援) (4)個別支援の充実 (5)普及啓発の促進 (2)県によるSSW等へのひきこもり支援の相談窓口の周知を実施。(スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの辞令交付式等にて、リーフレットの配布や説明を実施) ○学校関係者の会議でのリーフレット配布
地域福祉政策課	190	ひきこもりピアサポートセンター運営委託事業	ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関のネットワークの連携強化を図るとともに、ひきこもり自立支援対策に必要な情報を提供し、相談支援体制の充実を図る。	○相談窓口の多様化を図るため、元ひきこもり当事者が中心となったピアサポートセンターによる本人や家族へのピア相談、アウトリーチ型の訪問支援を実施。 ○センターは高知市と宿毛市(サテライト)の2箇所設置。	ひきこもり当事者や家族を支援する体制が強化され、身近な地域で適切な支援先や医療機関の受診が可能になることで、早期のひきこもりの軽減や解消が図られ、社会参加や自立につながっている。	ひきこもり地域支援センターと連携しながら、ピアサポートセンターの後方支援を実施。	○月1回の定例会(ひきこもり地域支援センター、ひきこもりピアサポートセンター、当課)を実施し、ピアの個別相談や運営支援を行う。 ○これまでどおり、定例会以外にもひきこもりピアサポートセンターから随時相談を受けるほか、センターからの情報提供や月次報告を確認する。	ピアサポートセンターに対する研修・フォロー体制の充実 ○月1回の定例会(ひきこもり地域支援センター、ひきこもりピアサポートセンター、当課)を実施し、ピアの個別相談や運営支援を行う。 ○定例会以外にもひきこもりピアサポートセンターから随時相談を受けるほか、センターからの情報提供や月次報告を確認する。 ○委託料に含まれる職員研修費の活用を促す。	

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート
（プラン10 児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4			R5
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
障害福祉課	191	発達障害者支援センター事業	発達障害者支援センターにおいて、ご本人やその家族の相談に応じ、発達支援や就労支援を行い、また関係機関との連携を促進するとともに、県民に対して発達障害に関する啓発活動を行う。	発達障害をはじめとする障害のある子どもや家族が住みやすいとかんじられていないことから、発達障害の正しい理解促進が進んでいない。	子どもを支えていくために発達障害の正しい理解を促進	・世界自閉症啓発デーに合わせたライトアップや啓発イベントの実施 ・感覚の過敏さなどがある子どもに配慮した取り組み(センサリーフレンドリー)の推進 ・広く理解を深めるため、発達障害者支援センターなどにおいてSNSを活用した情報発信				・4/2の世界自閉症啓発デーや4/2～8の発達障害啓発週間にあわせて4県内施設等のブルーライトアップ(4/2)や県庁ロビー・オーテピアでの発達障害に関する展示の実施 ・また、関連イベントとして、映画上映会(6/26)を実施。(センサリーフレンドリー上映として、場内照明を明るくしたり、音響を控えめにする) ・発達障害者支援センターの取り組みなどに関する情報発信
子ども家庭課	192	家庭支援電話相談事業	家庭及び地域における児童養育を支援するために、電話による相談援助活動を行う。	家庭及び地域における養育機能が低下し、児童問題が複雑化、多様化していることから地域に密着したより細やかな専門的相談・支援を行うことができる民間機関において児童相談所や市町村と連携しながら家庭からの相談に対応することが不可欠である。	児童虐待などへの相談支援体制が抜本強化されるとともに、地域で要保護児童を見守る仕組みが定着している。	○電話による相談業務「子どもと家庭の110番」を実施。 ○電話による相談業務「子どもと家庭の110番」を社会福祉法人みその児童福祉会に委託して実施。	○電話による相談業務「子どもと家庭の110番」を実施。 ○電話による相談業務「子どもと家庭の110番」を社会福祉法人みその児童福祉会に委託して実施。	・相談件数は減少傾向にあるが、相談から支援に繋がる場合もあり、相談者の相談の選択肢として必要な窓口となっている。	○電話による相談業務「子どもと家庭の110番」を社会福祉法人みその児童福祉会に委託して実施。	
生涯学習課	193	若者の学びなおしと自立支援事業 ※再掲(141番)	中学校卒業時や高校中途退学時の進路未定者、ニートや社会的にひきこもり傾向にある若者、及び就職氷河期世代(概ね40歳代)のうち長期間無業であった方やひきこもり傾向にある方に対して、修学や就労に向け支援を行うことで、社会的自立を促進する。	H29新規登録者数 328名 H29単年度進路決定率 35.9% ○より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげる必要がある。 ○多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう支援関係者の資質向上に努める必要がある。 ○ニートや引きこもりなど多様な若者の特性に応じた就職先の充実を図る必要がある。	厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取組などにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 新規登録者数 340名 単年度進路決定率 40%	○広く事業の周知を徹底し、多方面からの若者サポートステーションへの対象者の接続を図るとともに、関係機関との連携強化を図る。 ○定例会や研修会を開催し、PDCAによる支援状況の進捗管理や若者支援員のスキルアップを図る。 ○関係部局等と連携し、情報共有することにより対象者のニーズや特性を踏まえた就労先の掘り起こしを行う。 ○各市町村の中学校卒業時の進路未定者の状況や支援内容を確認し、切れ目のない支援を実施する。	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 ○高等学校と連携した早期支援(出張セミナー、個別相談等)の実施 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・地区別連絡会・高等学校担当者会(5～7月) ○若者はばだけプログラム活用研修会の実施 3回(9～10月) ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(6月・9月・1月) ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(1月)	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学及び就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援の実施 870件 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 新規登録者数:294名 単年度進路決定率:36.0% 進路決定者数204名 ○高等学校と連携した早期支援(就職セミナー、個別相談等)の実施 ・参加生徒数 学校連携出張セミナー178名(実人数) 個別相談27名(実人数) ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・地区別連絡会・高等学校担当者会(6～7月) 6地区・参加者計:143名 ○若者はばだけプログラム活用した研修会の実施 3回(8・9・10月) 参加者:延べ104名 ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(12～2月) ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(6月・9月・1月) 進路未定者数:12市町22名(1月調査時)	○新型コロナウイルス感染症の影響があり、来所のべ人数が6,281名(前年度比-488名)、新規登録者数が294名(前年度比-30)、進路決定者数が204名(前年度比-19)とも下がった。 ○中学校卒業時の進路未定者や高校中退者など、より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげるために、支援対象者の把握に努める必要がある。 ○人間関係の構築に困難を抱えるなど、多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう、定例会や研修会などの開催により、支援の進捗管理や情報交流、支援員の資質向上を図る必要がある。 ・支援対象者に合った適切な支援ができるように関係機関と連携し、適切な支援機関につなげる必要がある。	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、関係機関との連携)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、コミュニケーションセミナー等の各種セミナーの実施 ○高等学校と連携した早期支援(出張セミナー、個別相談等)の実施 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○地区別連絡会・高等学校担当者会(5～6月) ○若者はばだけプログラムを活用した研修会の実施 3回(7～11月) ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(6月・9月・1月) ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(12～2月)
人権教育・児童生徒課	194	スクールカウンセラー等活用事業	臨床心理の専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラー等を活用することにより、児童生徒や保護者等が抱える課題への的確な見立てを行うとともに、課題の解消に向けた効果的な支援を行う。 また、スクールカウンセラー等の配置拡充を進めるとともに、スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上や学校・スクールソーシャルワーカー等との連携を強化する。 ※「スクールカウンセラー等」スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を指す	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールカウンセラー等の育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保が必要である。	○県内全ての公立学校への配置を継続する。 県内全市(11市)の教育支援センターへアウトリーチ型スクールカウンセラーを配置する。 ○スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上を図る。	○スクールカウンセラー等の配置継続と拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールカウンセラー等の専門性を高めるための研修会を実施する。 ○新規スクールカウンセラー等を確保するため、大学を訪問する。(6月、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場(年間6回)	○新規スクールカウンセラー等を確保するため、大学に事業内容、募集についての説明資料を配布(1月、四国内4大学) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催(8月) ○スクールカウンセラー等研修講座の実施(年間6回 6、7、10、11、12、1月)	○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のあるスクールカウンセラー等の確保や育成が必要である。 ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回)	○新規スクールカウンセラー等を確保するため、大学を訪問する。(6、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回)	
人権教育・児童生徒課	195	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育・福祉に関する専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用することにより、児童生徒の置かれた環境を改善するよう、効果的な支援を実践する。 また、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上や学校・スクールカウンセラー等との連携を強化する。	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールソーシャルワーカーの育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するために、待遇の改善や安定した予算の確保が必要である。	○全市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。 県立学校への配置を30校に拡充する。 ○スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上を図る。 ○スクールソーシャルワーカーとして、継続して勤務できる待遇等の改善を図る。	○新任者研修の開催(年2回) ○連絡協議会の開催(年1回) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 8月2会場 ○スクールソーシャルワーカー研修会(年3回)	○新任者研修の実施(6、12月) ○SSW研修会の実施(7、12月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催(8月) ○スクールソーシャルワーカー研修会(7、2月)	○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のある人材の確保や育成に努める必要がある。 ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 8月2会場 ○スクールソーシャルワーカー研修会(年3回)	○新任者研修の開催(年2回) ○連絡協議会の開催(年1回) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 8月2会場 ○スクールソーシャルワーカー研修会(年3回)	

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート
（プラン10 児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4		R5	
							計画(P)	実施状況(D)		
人権教育・児童生徒課	196	24時間電話相談事業	悩みや不安を抱える児童生徒や保護者等が、夜間、休日を含め24時間電話相談ができる体制を整え、早期対応による児童生徒のよりよい成長を支援する。	休日・夜間の相談については、必要に応じて、心の教育センターの来所相談につなげることや、緊急事案に迅速かつ適切に対応する必要がある。 ○相談事案に応じた関係機関との連携が重要である。 ○相談担当者の相談スキルをさらに向上させる必要がある。	○緊急に対応が必要な案件については、関係機関と連携し、適切な対応ができていく。 ○年間を通しての電話相談が可能な体制を維持する。	○夜間・休日の相談状況について民間業者との日々の引継ぎを実施するとともに相談事案に応じて民間業者や関係機関との迅速な連携を図り、適切な対応を行う。 ○相談担当者学習会の実施やスクールカウンセラースーパーバイザー等による指導・助言を得ながら相談員の相談スキルの向上を図る。 ・臨床心理士(類する資格を含む)の資格を有する等とした専門性のある電話相談員での対応により、児童生徒のよりよい成長につなげる。 ・緊急性のある事案への対応と他機関との連携ができるようになる。	○平日の午前9時から午後5時は心の教育センターにおいて対応(祝日を除く)。それ以外、民間事業者に委託して実施する。 ○相談員の相談対応スキルを高めるため研修会の実施 ・実績のある業者を選定する。 ・緊急性の高い相談事案には、関係機関と連携し、速やかに対応できるようにする。	○平日の午前9時から午後5時は心の教育センターにおいて対応(祝日を除く)。それ以外、民間事業者に委託して実施した。 年間相談件数:629件 ・緊急性の高い相談事案には、関係機関と連携し、速やかに対応した。	休日・夜間の相談については、必要に応じて、心の教育センターの来所相談につなげることや、緊急事案に迅速かつ適切に対応する必要がある。 ○相談事案に応じた関係機関との連携が重要である。 ○相談担当者の相談スキルをさらに向上させる必要がある	○平日の午前9時から午後5時は心の教育センターにおいて対応(祝日を除く)。それ以外、民間事業者に委託して実施する。 ○相談員の相談対応スキルを高めるため研修会の実施 ・実績のある業者を選定する。 ・緊急性の高い相談事案には、関係機関と連携し、速やかに対応できるようにする。
人権教育・児童生徒課	197	心の教育センター相談支援事業	不登校やいじめをはじめとする子ども自身の悩みや、子どもの教育に関する悩み、発達上の課題や行動上の諸問題についての相談を心の教育センターが一元的に受理し、専門的な見地からの見立てをもとに、課題解決に向けたトータルな支援を行う。(来所、電話、メール等による相談、出張教育相談、学校支援の実施)	来所相談、出張教育相談、Eメール相談等のいずれも増加傾向にあり、県民のニーズが高い。個々のケースに応じて、学校、関係機関との連携を深め、効果的な支援をしていく必要がある。 ○相談機能のさらなる強化 ○学校・関係機関との連携の強化 ○相談担当者の資質向上 ○相談事業に関する情報についての広報活動の充実	○心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く課題の改善につながっている。	○高度な専門性を有するスクールカウンセラースーパーバイザー等を配置する。 ○各種広報媒体を活用するとともに、子育て講演会、教員研修会、関係機関会議等の機会を活用し、心の教育センターの業務のさらなる周知に努める。 ○教育相談関係機関連絡協議会等や日常における関係機関間の情報共有により、対象事案に対して各機関が迅速かつ効果的な支援を実施できるよう連携を深めていく。 ○相談ニーズへの対応(土曜・日曜開所、東部・西部相談室開室等の実施)	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 ○来所相談、出張教育相談、24時間電話相談、メール相談、SNS相談の実施(第1・3土曜、第1~4日曜の開所、東部・西部相談室を継続) ○広報活動の充実(相談チラシ、電話相談カードの配布) ○子どもたちの集団生活支援活動「ことごとパーク」の実施(毎週月曜) ○保護者の交流の場「ほっとgarden」、子育て講演会の実施 ○教育相談関係機関連絡協議会の実施	○相談延べ件数 ・来所相談・出張教育相談 1,351件 ・24時間電話相談 629件 ・メール相談 72件 ・SNS相談 友達登録数176人、相談者数87人 ○チラシ等配付枚数 ・相談チラシ76,000枚 ・カード73,000枚 ○子育て講演会 ・8/28 四万十市会場 ・9/23 高知市会場 ○教育相談関係機関連絡協議会 ・5/11 第1回(Web開催) ・2/8 第2回 ○教育相談関係機関連絡協議会 ・4地区開催(10/12・24・26・27) ○教育相談関係機関連絡協議会 ・7/14 第1回 ・2/10 第2回	○さまざまな窓口の提供や、休日開所、東部・西部開所など利便性の向上を図るなど、多様なニーズ(相談内容や利用方法)に対応した教育相談を実施することができた。 ○市町村教育支援センターを対象とした連絡協議会等の計画的な実施により、効果的な取組等を共有する機会にするとともに、連携の基盤となる機関同士の関係づくりを進めることができた。 ○教育相談を必要とされる方にさらに利用していただけるよう、広報活動の充実にも努める。 ○教育相談関係機関や教育支援センターとの効果的な連携について、その在り方を検討する必要がある。	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 ○来所相談、出張教育相談、24時間電話相談、メール相談、SNS相談の実施(第1・3土曜、第1~4日曜の開所、東部・西部相談室を継続) ○広報活動の充実(相談チラシ、電話相談カードの配布) ○保護者の交流の場「ほっとgarden」、子育て講演会の実施 ○教育相談関係機関連絡協議会、教育支援センター訪問支援、ブロック別研修会の実施 ○教育相談関係機関連絡協議会の実施
人権教育・児童生徒課	198	生徒指導推進事業・生徒指導推進事業費補助金(R1廃止)	高知市教育委員会が配置する教員OB等を、課題がある管内の学校へ派遣し、学校での非行・問題行動等の未然防止及び早期発見、緊急時の対応等を行う。	・SVの学校訪問(定期訪問)に県教委が同行し、学校の課題を把握することで、県の夢プロ事業の推進の取組に生かす。 ・既存の研修会等を活用し、若年教員の育成や小中連携の充実に努める。	○各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	○「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」による不登校、暴力行為の状況を把握し、高知市に配置されたスーパーバイザーの助言を参考に発現率の改善・減少に努める。 ○スーパーバイザーの学校訪問や研修会を通して、学校全体が組織的・体系的な生徒指導体制をさらに強化する。				
幼保支援課	199	特別支援保育推進事業(親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置)	保育所等に通う特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育の質を高めるため、保育所等への指導や関係機関との連絡調整などを行う親育ち・特別支援保育コーディネーターを市町村に配置する。	(現状) ○生活の困窮という経済的要因のみならず、家庭における教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増加している。 ○保育士の不足等により、保育所等に入所している課題を抱える子ども・家庭への個別の対応が十分でない。 ○複雑化・多様化する厳しい環境にある家庭への支援を行うにあたっては、保育士の支援力の向上が必要である。 (課題) ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置について、人材確保が困難な状況にある。	○特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもに対して、保育所・幼稚園等が組織的に対応できる体制が確立されている。 ○コーディネーターの配置 24市町村30名(H31目標) ○親育ち・特別支援保育コーディネーター配置市町村における個別の指導計画・就学時引き継ぎシート作成率 100%(H31目標)	○親育ち・特別支援保育コーディネーターの実施 ○市町村と連携し、教員(小学校)や保育士(園長)のOB等の人材を活用し、親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置を拡充する。	○質向上のための研修や、各園の取組状況の情報提供などを通じて、コーディネーターの質向上を図る ○行政経験者などコーディネーターに相応しい人材の市町村への紹介に努める	○親育ち・特別支援保育コーディネーターの質向上のための研修:2回(6月、2月) ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置:11市13名	○コーディネーターが、保育所等に対して個別指導を実施した結果、家庭支援の計画と記録の作成率が継続して90%を超えている。 ○コーディネーターの配置について、人材確保が困難な状況にある。 ○厳しい環境にある家庭の状況にあわせた支援の充実や各園の状況に応じた支援につなげるために、コーディネーターの質向上のための取組を行う必要がある。	○親育ち・特別支援保育コーディネーターの質向上のための研修:年2回 ○親育ち・特別支援保育コーディネーターの配置:11市13名 ・行政経験者などコーディネーターの相応しい人材の市町村への紹介に努める。
幼保支援課	200	保育サービス促進事業(家庭支援推進保育士の配置)	家庭環境等に特別な配慮が必要な保育所等に入所している子どもへの支援の向上及び保護者の子育て力の向上を図るため、日常生活の基本的な習慣や態度の心養等を家庭訪問や地域連携等を通して行う保育士等を配置する。	○家庭支援における課題が多岐にわたっており、支援を担える人材の確保が難しい。また、私立施設については、市町村の予算措置も必要となってくることから、配置の拡充につながっていない。 ○保育士不足のため家庭支援推進保育士として配置した場合においても、年度途中の乳幼児の入所により待機児童の解消に向けた基準配置が優先され、通常の保育士としての配置となることが、継続した支援が行われない場合がある。	○家庭支援推進保育士による個別の支援を充実させることにより、配慮が必要な子どもの処遇及び保護者の子育て力が向上している。 ○家庭支援加配保育士の配置 93名(H31目標) ○家庭支援推進保育士の配置園における家庭支援の指導計画及び記録の作成率 100%(H31目標) ○家庭支援加配保育士の家庭支援に係る研修参加率 100%(H31目標)	○家庭支援推進保育士が配置できない園も含め、組織的な対応ができるよう、管理職を対象に研修を実施する。 ○市町村と福祉人材センターとの情報交換を行い、洗剤保育士の求職状況等の情報を提供する機会を増やす。	○保育サービス等推進総合補助金による配置支援 ・家庭支援推進保育士:43人 ○教育センターと連携した家庭支援推進保育講座の実施 ・年2回	○保育サービス等推進総合補助金による配置支援 ・家庭支援推進保育士の配置:42人 ○教育センターと連携した家庭支援推進保育講座の実施:2回(6月、7月) ○保育所等における配慮が必要な子どもに関する家庭支援の計画と記録の作成率:92.0%	○家庭支援推進保育士等に対して研修の場で指導・助言をしたことにより、家庭支援の計画と記録の作成率が継続して90%を超えている。 ○厳しい環境にある家庭の状況にあわせた支援の充実に向け、引き続き、家庭支援推進保育士の質や実践力向上のため、実態にあわせて研修の工夫を行うとともに、人材確保に向けた取組を進める必要がある。	○保育サービス等推進総合補助金による配置支援 ・家庭支援推進保育士:41人 ○教育センターと連携した家庭支援推進保育講座の実施:年2回

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート
（プラン10 児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4		R5	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
幼保支援課	201	スクールソーシャルワーカー活用事業	厳しい環境にある就学前の子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う仕組みを構築する。	○生活の困窮という経済的要因のみならず、家庭における教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増加している。 ○保育士の不足に加え、経営的な理由により市立保育所に家庭支援保育士の配置が少ないことから、保育所に入所している課題を抱える子ども・家庭への対応が十分でない。 ○学校におけるスクールソーシャルワーカーの活動が多忙で活動を広げることが難しい。	○スクールソーシャルワーカーの配置 35市町村(学校組合含む) (H31目標) ○子どもとその保護者の生活習慣や生活環境の改善等が図られ、円滑な小学校への入学につながっている。	○スクールソーシャルワーカーの活動状況等の情報交換を行うとともに、市町村において、就学前を含めた活動の拡充を要請していく。	○SSW連絡協議会：年1回 ○SSW活用事業による配置の促進 ○SSW初任者研修：年2回	○就学前児童を担当するSSWの活動促進 ・SSW連絡協議会の実施：1回(6月) ・SSW初任者研修会の実施：1回(7月) ・SSW研修会(就学前)の実施：2回(7月、2月) ○SSWによる訪問支援(6月～3月) ○就学前児童や保護者への支援を担うSSWの配置：18市町村1学校組合	○SSWの就学前児童を対象とした活動の拡大により、子どもとその保護者の生活習慣や生活環境の改善等が図られ、円滑な小学校への入学につながりつつある。また、園と学校との間で支援を要する児童の情報共有が行われる市町村が増えてきた。 ○学校におけるSSWの活動が多忙で、就学前まで活動を広げることが困難な市町村もある。 ○SSWの専門性や求められる役割について、十分な周知ができていない。	○就学前児童を担当するSSWの活動促進 ・SSW活用事業による配置の促進 ・SSWによる訪問支援 ・SSW初任者研修：年2回 ・SSW連絡協議会：年1回 ・SSW研修会(就学前)：年2回
生涯学習課	202	地域学校協働活動推進事業 ※再掲(21番)	学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進する。	○全市町村で学校支援地域本部の取組が行われている。 ・学校支援地域本部が設置された学校数 小：114校、中：73校、義務教育学校2校 ・未実施校へのアプローチを強化し、設置拡大の取組を更に進めていく必要がある。 ○市町村や学校によって地域と連携した学校支援活動の内容に差がある。 ・学校と地域とがパートナーとして子どもたちを見守り育てる「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを県内各地へ展開させていく必要がある。 ・地域コーディネーター人材の確保や育成に課題がある。	○学校や地域の実情に応じて、地域の方が学校のさまざまな活動に参画し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みが構築されている。 ○各地域学校協働本部において、充実した様々な活動が活発に実施されている。 ・地域学校協働本部が設置された学校数 小学校：150校以上 中学校：80校以上 ・地域学校協働本部における学習支援、登下校安全指導、環境整備等の学校支援活動回数15,000回以上 ・民生・児童委員が活動に参画している地域学校協働本部の割合100%	○市町村への財政支援を継続するとともに、地域学校協働本部の未設置校、設置校、高知県版地域学校協働本部(市町村推進校)それぞれに対し、働きかけと支援を行い、設置促進と活動内容の充実及び学校支援から連携・協働へ向けて、取組の深化を図っていく。 ○活動に携わる地域コーディネーターや支援者等の確保、育成につながる研修を提供していく。	(1)運営等補助 34市町村209本部286校(うち、県立校9本部9校、高知市48本部48校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 3回 ・地域コーディネーター研修会 6回 (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施校事業状況調査票による現状確認の取組(4月～) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月)	(1)運営等補助 34市町村208本部286校(うち、県立校9本部9校、高知市48本部48校) ※補助対象は高知市を除く (2)市町村等訪問 適宜 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 中・西・東部×各1回開催 (10～2月) ・地域コーディネーター研修会 中・西・東部×各1回開催 (10月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・取組状況調査(9月) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施校事業状況調査票による現状確認の取組(4月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(6回) ・市町村・学校等への個別訪問活動(年間475回) ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画作成の支援(11～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画更新(2月)	○地域学校協働本部の設置は順調に進んでおり、コロナ禍でも工夫しながら協働活動を計画的に実施する学校が見られた。また、民生委員・児童委員と家庭がつながることで、学校との情報共有がより進んだという声もあった。 ・地域学校協働本部が設置された学校数 小：172校、中：89校、義務教育学校4校 ・市町村や学校によって活動内容に差があることから、学校と地域の理解を深めるとともに、活動の充実の鍵となる地域コーディネーターの確保・育成などが求められる。 ○高知県版地域学校協働本部実施校において、高知県の趣旨に沿った特色ある仕組みや工夫した取組が行われた。 ○高知県版地域学校協働本部実施校は、昨年度の各市町村の設置計画を上回っている。 ・各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要である。	(1)運営等補助 34市町村214本部292校(うち、県立校9本部9校、高知市54本部54校) (2)市町村等訪問 ・市町村運営委員会への支援 ・事業効果、課題の検証 (3)活動内容の充実と人材育成 ・推進委員会 2回 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域学校協働活動ブロック別研修会 3回 ・地域コーディネーター研修会 3回 ・取組状況調査(9月) (4)学校地域連携推進担当指導主事の配置(4名) ・高知県版地域学校協働本部実施校への取組支援(4月～) ・実施校事業状況調査票による現状確認の取組(4月～) ・学校地域連携推進担当指導主事との協議(5回) ・市町村・学校等への個別訪問活動 ・市町村毎の高知県版地域学校協働本部設置促進計画更新の支援(12～1月) ・県全体の高知県版地域学校協働本部設置計画の再検討・作成(2月)
人権教育・児童生徒課	203	スクールカウンセラー等活用事業 ※再掲(194番)	臨床心理の専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラー等を活用することにより、児童生徒や保護者等が抱える課題への的確な見立てを行うとともに、課題の解消に向けた効果的な支援を行う。 また、スクールカウンセラー等の配置拡充を進めるとともに、スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上や学校・スクールソーシャルワーカー等との連携を強化する。 ※「スクールカウンセラー等」スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を指す	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールカウンセラー等の育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保が必要である。	○県内全ての公立学校への配置を継続する。 県内全市(11市)の教育支援センターへアウトリーチ型スクールカウンセラー等を配置する。 ○スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上を図る。	○スクールカウンセラー等の配置継続と拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールカウンセラー等の専門性を高めるための研修会を実施する。	○新規スクールカウンセラー等を確保するため大学を訪問する。(6月、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回)	○新規スクールカウンセラー等を確保するため、大学に事業内容、募集についての説明資料を配布(1月、四国内4大学) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催(8月) ○スクールカウンセラー等研修講座の実施(年間6回 6、7、10、11、12、1月)	○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のあるスクールカウンセラー等の確保や育成が必要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用することが必要である。	○新規スクールカウンセラー等を確保するため大学を訪問する。(6、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回)
人権教育・児童生徒課	204	スクールソーシャルワーカー活用事業 ※再掲(195番)	教育・福祉に関する専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用することにより、児童生徒の置かれた環境を改善するよう、効果的な支援を実践する。 また、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上や学校・スクールカウンセラー等との連携を強化する。	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールソーシャルワーカーの育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための、待遇の改善や安定した予算の確保が必要である。	○全市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。 県立学校への配置を30校に拡充する。 ○スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上を図る。 ○スクールソーシャルワーカーとして、継続して勤務できる待遇等の改善を図る。	○スクールソーシャルワーカーの配置拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールソーシャルワーカーの専門性を高めるための研修会を実施する。 ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善を図る。	○初任者研修の開催(年2回) ○連絡協議会の開催(年1回) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 8月2会場 ○スクールソーシャルワーカー研修会(年3回)	○初任者研修の実施(6、12月) ○SSW研修会の実施(7、12月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催(8月) ○スクールソーシャルワーカー研修会(7、2月)	○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のある人材の確保や育成に努める必要がある。 ○専門性の高い人材を継続して雇用することが必要である。	○初任者研修の開催(年2回) ○連絡協議会の開催(年1回) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 8月2会場 ○スクールソーシャルワーカー研修会(年3回)
人権教育・児童生徒課	205	緊急学校支援チーム派遣事業 (R1:子どもの命と心を守り育てる学校支援事業) ※再掲(187番)	専門家(弁護士、臨床心理士等退職警察官、退職教員)等による緊急学校支援チームを組織し、児童生徒の生命に関わる事案や学校が対応に苦慮している事案が発生した場合に、学校へ派遣し改善に向けた具体的な対応等について、専門的な見地から指導や助言・支援を行う。	○児童生徒の生命に関わる事案等は、学校だけで対応することが困難であり、緊急学校支援チームによる支援が必要である。 ○緊急事案に対する学校支援について、専門的な知識や経験のある人材を確保することや計画的に育成する必要がある。	○公立学校において、児童生徒の生命に関わる事案等が発生した場合に、緊急学校支援チームによる支援を要する。 ○これまで緊急支援の経験のない臨床心理士をチームに同行させ、学校への支援の入り方、助言の仕方等を学べる機会を設け、人材育成を図る。	○緊急学校支援チームの派遣 ・緊急事案等の発生について、随時情報収集する。 ・事案に応じて適任の委員を派遣する。	○緊急学校支援チームの派遣：6回 ・児童生徒の生命に係る事案等の発生時に、緊急学校支援チームを派遣し、学校の状況を把握するとともに、管理職等に対して状況に応じた的確な助言や支援を行った。	○緊急事案に対する学校支援について、専門的な知識や経験を積んだ人材を確保することや計画的に育成することが重要である。 ・緊急事案等の発生について、随時情報収集する。 ・事案に応じて適任の委員を派遣する。		

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート
（プラン10 児童虐待やいじめ、ヤングケアラーなどについて相談しやすい仕組みづくりの推進、予防、早期発見、早期対応、再発防止の強化）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4		R5	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
人権教育・児童生徒課	206	生徒指導推進事業 ・生徒指導推進事業費補助金 ※再掲(198番) (R1廃止)	高知市教育委員会が配置する教員OB等を、課題がある管内の学校へ派遣し、学校での非行・問題行動等の未然防止及び早期発見、緊急時の対応等を行う。	・SVの学校訪問(定期訪問)に県教委が同行し、学校の課題を把握することで、県の夢プロ事業の推進校の取組に生かす。 ・既存の研修会等を活用し、若年教員の育成や小中連携の充実を図る。	○各学校において予防と対応の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	○「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」による不登校、暴力行為の状況を把握し、高知市に配置されたスーパーバイザーの助言を参考に発現率の改善・減少に努める。 ○スーパーバイザーの学校訪問や研修会を通じて、学校全体が組織的・体系的な生徒指導体制をさらに強化する。				
人権教育・児童生徒課	②	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業 ※再掲(101番) ①子どもの発達を支える生徒指導調査研究事業(R5～) ②夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31～) ③社会に開かれた生徒指導実践研究事業(R5～) ※R4まで ①魅力ある学校づくり調査研究事業(～R4) ②学校活性化・安定化実践研究事業(～R4) ③夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31年度～) ※R1まで ①魅力ある学校づくり調査研究事業 ②未来にかがやく子ども育成型学校連携事業 ③学校活性化・安定化実践研究事業 ④夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31年度～)	推進校(区)に推進リーダーを配置し、小中学校において、児童生徒の自己指導能力を育成するため、育てる力を明確にし、教育活動の中に生徒指導の視点を着実に位置づけ、以下の視点から、PDCAサイクルに基づく開発的な生徒指導(子どもに内在する力や可能性を引き出す生徒指導)を組織的な推進を目的に、学校を指し重点的に支援する。 ○実践研究の視点(①～③は事業名に対応) ①市主体の取組の充実を図る ②新たな不登校を生じさせない取組の充実を図る。 ③学級活動を基盤とした話し合い活動の充実を図る。 ※R1まで ○実践研究の視点(①～④は事業名に対応) ①市主体の取組の充実を図る ②小中連携の取組の充実を図る。 ③学級活動を基盤とした話し合い活動の充実を図る。 ④新たな不登校を生じさせない取組の充実を図る。	○生徒指導上の諸課題に対する未然防止の取組が、学校組織として十分に機能していないことが課題であり、以下の取組を充実させる必要がある。 ・現在ある学校行事や体験活動を、児童生徒主体の取組として工夫改善する。 ・生徒指導の実践上の視点(自己存在の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成)をすべての教育活動に働かせ児童生徒の活躍の場を設定するなど、組織的な生徒指導を推進する。 ・小中が連携した組織的な生徒指導や、市町村教育委員会が主体となった取組の充実。 ・生徒指導上の諸課題について、少しでも兆しのある児童生徒への取組等が、学年間、校種間で共有するなど、支援体制を充実させる必要がある。	○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ○各学校において発達支持的生徒指導・課題未然防止教育(プロアクティブ)の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	○積極的な生徒指導の取組の充実により、児童生徒の自己指導能力の育成を図る。 ・2年目推進校(区)における児童生徒の自尊感情(「あなたはよいところがあると思いますか」)の肯定群を前年度以上に引き上げる。(R3年度末目標値:78.8%以上) ・2年目推進校(区)における児童生徒の規範意識(「あなたは学校の決まりを守っていますか」)の肯定群を前年度以上に引き上げる。(R3年度末目標値:87.6%以上) ・2年目推進校(区)における教職員の協働性(「小中が協働して取組を進めている」)の肯定群を90%以上に引き上げる。	○推進校(区)の指定と学校訪問(各校10回程度) ・アドバイザーや講師、指導主事による研究の推進や実践に対する指導助言 ○推進校における開発的な生徒指導の推進(年間を通じて実施) ・生徒指導の三機能を働かせた授業づくり ・児童生徒主体の取組の充実 ・すべての児童生徒の安心安全な居場所づくり ○推進校における予防的な生徒指導の推進 ・校内支援会への学校訪問(各校4回程度) ・SC、SSW等の見立てを生かした支援会の実施 ○学年間、校種間で抜かりのない情報共有と切れ目のない支援の充実に向けた指導助言 ○推進リーダー会議(4回)、学校支援会議(1回) ・各推進校の情報共有と推進リーダーのスキルアップを図るための集合研修会の実施 ○公開授業研修会や生徒指導主事会(担当者会)等での実践発表等を通じて、県内各校に取組の普及を図る。 ○新たな不登校を生じさせないという視点や小中連携の視点を①魅力ある学校づくり調査研究事業で推進 ○推進拠点校の取組や、「高知夢いっぱいプロジェクトリーフレット」を活用し、効果的な実践の普及を図る。 ○生徒指導主事担当者会において、推進校(区)の取組を紹介し、効果的な開発的な生徒指導の実践の普及を図る。	○推進校・推進地域の指定 ①1市 ②2小学校 ③3市町、1小学校 ○学校訪問(アドバイザー、指導主事、SC等)一 開発的・予防的な生徒指導の組織的な推進に 対して指導助言の実施。 ○各推進校・推進地域において年間10～20回、 推進会議・研究授業・校内研修等を実施。 ○専門家を入れた校内支援会を年間4回以上 実施。 ○推進リーダー会議(4/22/7/11/15/2/24)、学 校支援会議(7/1)を実施。 ○公開授業研修会の実施→県内各校への取組 の周知。 ○各推進校・推進地域の効果ある実践を県内 の学校に普及するために「高知夢いっぱいプロ ジェクトリーフレット」を作成、生徒指導担当者・ 主事会等で配布。	○児童生徒の自尊感情の肯定群(R3.5～7: 78.2%→R5.2:80.1%) ○児童生徒の自己有用感の肯定群(R3.5～7: 72.2%→R5.2:76.6%) ○児童生徒の規範意識の肯定群(R3.5～7: 88.6%→R5.2:84.2%) ○教職員の協働性の肯定群(R3.7:69.0%→ R5.2:93.3%) ○市教育委員会が主体的に不登校の未然防止 の取組を推進することにより、モデル校区にお いて新規不登校の抑制が見られた。 ○学級活動が充実した校区で、児童生徒主体 の取組が進み支持的な風土の醸成が進んだ。 ○担任1人が対応するのではなく、組織的な初 期対応の仕組みを構築し、実施することで早期 対応につながった。 ○小中が連携した取組を行うことで、教職員の 協働性が高まり、取組が児童生徒に浸透した推 進校区では、自己有用感の向上が見られた。 ●喫緊の課題である不登校について、組織的な 未然防止の取組をより充実させる必要がある。 ●依然として教師主導の活動が多くを占める推 進校もあり、児童生徒が主体となった取組とな るよう工夫・改善することや、居場所づくりと絆づ くりをバランス良く行うことが課題である。 ●少しでもリスクがあると思われる児童生徒へ の個別支援や、効果のある手立てを学年間・校 種間で引き継ぐためのSC・SSWの効果的な活 用が必要である。	
人権教育・児童生徒課	207	SNS等を活用した相談事業	児童生徒や保護者のコミュニケーションツールが、電話やメールからSNSに変わっていることから、SNSを身近な相談ツールとして生徒に利用してもらうためのSNS相談窓口を設置する。	○児童生徒や保護者のコミュニケーションツールが電話やメールからSNSに移行しているきているため、その状況に応じた相談窓口が必要である。	○専門性の高い相談員を配置し、緊急に対応が必要な案件については、関係機関と連携し、適切な対応ができている。 ○一定期間のSNS相談が可能な体制を維持する。 ・厳しい環境にある子どもたちの悩みや不安が解消され、進学や就職へ希望が向かい叶えていくことで、貧困の連鎖が減少する。	○悩みを抱える生徒が、SNSで気軽に相談ができる体制を整える。 ○臨床心理士(類する資格を含む)の資格を有する等の専門性のある相談員が対応することにより、生徒のよりよい成長につなげる。 ○緊急性のある事案への対応と他機関との連携ができるようにする。	○LINEを活用した相談業務に関して実績のある業者を選定し、相談業務を開始する。 ○国公立高等学校全生徒及び希望する国公立特別支援学校高等部の生徒を対象に実施する。 ○緊急性のある相談事案には、関係機関と連携し、速やかに対応できるようにする。 ○相談期間は3期合わせて141日間とし、各期間とも開始直後の1週間は相談員を増やして実施する。相談時間は17時30分から21時30分で実施する。	○第1期は5月16日～7月10日までの56日間、第2期は8月17日～10月14日の59日間、第3期は1月6日～1月31日の26日間を相談期間として設定して実施した。 ○各相談期間の開始直後は相談件数が増える傾向である。また、相談を促すメッセージが業者から一斉送信された直後にも、相談件数が増える。 ○SNS相談の友だち登録者の約半数(49.4%)が実際にLINE相談を行っている。	○前年度より相談期間が増え(R3:100日→R4:141日)だが、相談対応件数は減少している(R3:173件→R4:130件)。なお、友達登録者数は倍(前年度:R3:178人→R4:176人)、友達登録率は微増している。 ○県内国公立の全ての高校生にチラシやカードを配付して周知を図るとともに、教員に対しても研修等で周知した。今後とも生徒及び教員に対し「LINE相談」について、相談窓口ツールの一つであることを丁寧に周知していく必要がある。	○LINEを活用した相談業務に関して実績のある業者を選定し、相談業務を開始する。 ○国公立高等学校全生徒及び希望する国公立特別支援学校高等部の生徒を対象に実施する。 ○緊急性のある相談事案には、関係機関と連携し、速やかに対応できるようにする。 ○相談期間は通期(5月15日～1月31日)とし、学校で周知(5・7・12月)後の1週間は相談員を増やして実施する。相談時間は18時から22時で実施する。
子ども家庭課	208	ヤングケアラー支援体制強化事業 ①ヤングケアラー・コーディネーター設置 ②ヤングケアラー普及啓発事業	ヤングケアラーに関する理解促進のために普及啓発及び支援者養成のための研修会等を実施する。また、ヤングケアラーの早期対応等に向けた相談体制の整備を推進するために、ヤングケアラー・コーディネーターを配置する。	ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、自身や周囲の大人が気付くことが出来ない場合があるため、学校やケアを要する家族の支援関係者など、周囲の大人が子どもの置かれている状況に気付く、支援につなぐ体制の構築が必要。	○学校や各分野が連携した「早期発見」「相談機関へのつなぎ」の強化 ○多職種連携によるチーム支援の強化	○社会的認知度の向上 実態調査の実施 フォーラムの開催 テレビCM、SNS広告の実施 ポスターの作成・配布 ○相談支援体制の充実 ヤングケアラーコーディネーターの配置	○社会的認知度の向上 実態調査の実施:R4.6～R4.7に実施 フォーラムの開催:県内3箇所で開催 テレビCM、SNS広告の実施:通年 ポスターの作成・配布:通年 ○相談支援体制の充実 ヤングケアラーコーディネーターの配置:通年	○社会的認知度については事業実施前に比べると向上していると思われるが、理解促進に向けた取組については引き続き行う必要がある。 ○ヤングケアラーコーディネーターの配置等により、市町村におけるヤングケアラー支援の実態が明らかとなった。今後はヤングケアラーの対応力強化に向けた取組が必要である。	○社会的認知度の向上と理解促進 テレビCM、SNS広告の実施 地域共生フェスタ(地域福祉政策課)による啓発 ○早期発見・相談機関へのつなぎ 小中高生向けのリーフレット作成・配布 関係機関向けのリーフレットの作成・配布 各分野の専門職向けの研修会の実施 ○多職種連携による相談支援体制の充実 ヤングケアラーコーディネーターの配置	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R4		R5		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)	
地域福祉政策課	212	ひきこもり地域支援センター事業 ※再掲(189番)	ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関のネットワークの連携強化を図るとともに、ひきこもり自立支援対策に必要な情報を提供し、相談支援体制の充実を図る。	○ひきこもりの要因は様々で、かつ本人や家族が問題を抱え込む傾向があるため、ひきこもりの人数等その実態が把握できず、十分な支援につなげていない。 ○ひきこもりを支援する関係機関が連携できるネットワークが十分ではない。 ○ひきこもり地域支援センターによるアウトリーチ(訪問)型支援にはマンパワーに限界があるため、市町村、福祉保健所との連携が必要である。	○ひきこもり当事者や家族を支援する体制が強化され、身近な地域で適切な支援先や医療機関の受診が可能になることで、早期のひきこもりの軽減や解消が図られ、社会参加や自立につながっている。	ひきこもり地域支援センターを中心に目指すべき姿に近づけるよう適切な支援を行っていく。	(1)ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (2)人材育成(研修等の開催) (3)居場所づくり(社会参加への支援) (4)個別支援の充実 (5)普及啓発の促進	(1)ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 ⇒ひきこもり支援者連絡会の実施(3ブロック開催) (2)人材育成(研修等の開催) ⇒ひきこもり支援研修会の開催(研修2回、事例研究1回) (3)居場所づくり(社会参加への支援) ⇒青年期の集い、家族教室の開催により、当事者やご家族が集まる場を提供 (4)個別支援の充実 ⇒個別面接、電話相談、訪問支援(含:同行支援) (5)普及啓発の促進 ⇒つながるフェスタや講演会(県民向け)の実施	関係支援機関との連携強化や、市町村へのスーパーバイズ・人材研修の継続実施。	(1)ひきこもり地域支援センターを中心とした相談機関のネットワークの構築・強化 (2)人材育成(研修等の開催) (3)居場所づくり(社会参加への支援) (4)個別支援の充実 (5)普及啓発の促進 (2)県によるSSW等へのひきこもり支援の相談窓口の周知を実施。(スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの辞令交付式等にて、リーフレットの配布や説明を実施) ○学校関係者の会議でのリーフレット配布	
人権教育・児童生徒課	213	スクールカウンセラー等活用事業 ※再掲(194番)	臨床心理の専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラー等を活用することにより、児童生徒や保護者等が抱える課題への的確な見立てを行うとともに、課題の解消に向けた効果的な支援を行う。 また、スクールカウンセラー等の配置拡充を進めるとともに、スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上や学校・スクールソーシャルワーカー等との連携を強化する。 ※「スクールカウンセラー等」スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を指す	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールカウンセラー等の育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するための安定した予算の確保が必要である。	○県内全ての公立学校への配置を継続する。 県内全市(11市)の教育支援センターへアウトリーチ型スクールカウンセラーを配置する。 ○スクールカウンセラー等のさらなる専門性の向上を図る。	○スクールカウンセラー等の配置継続と拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールカウンセラー等の専門性を高めるための研修会を実施する。	○新規スクールカウンセラー等を確保するため大学を訪問する。(6月、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回)	○新規スクールカウンセラー等を確保するため、大学に事業内容、募集についての説明資料を配布(1月-四国内4大学) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催(8月) ○スクールカウンセラー等研修講座の実施(年間6回 6、7、10、11、12、1月)	○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のあるスクールカウンセラー等の確保や育成が必要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用することが必要である。	○新規スクールカウンセラー等を確保するため大学を訪問する。(6、7月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 2会場 ○スクールカウンセラー等研修講座の開催(年間6回)	
人権教育・児童生徒課	214	スクールソーシャルワーカー活用事業 ※再掲(195番)	教育・福祉に関する専門的な知識・技能を有するスクールソーシャルワーカーを活用することにより、児童生徒の置かれた環境を改善するよう、効果的な支援を実践する。 また、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上や学校・スクールカウンセラー等との連携を強化する。	○児童生徒の諸課題の背景が、複雑化、多様化しており、適切な支援を行うためには、より高い専門性が必要となっている。そうした状況に対応できるスクールソーシャルワーカーの育成や確保が重要である。 ○専門性の高い人材を継続して雇用するために、待遇の改善や安定した予算の確保が必要である。	○全市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。 県立学校への配置を30校に拡充する。 ○スクールソーシャルワーカーのさらなる専門性の向上を図る。 ○スクールソーシャルワーカーとしての、継続して勤務できる待遇等の改善を図る。	○スクールソーシャルワーカーの配置拡充のために必要な予算の確保と、人材の確保に努める。 ○スクールソーシャルワーカーの専門性を高めるための研修会を実施する。 ○スクールソーシャルワーカーの待遇改善を図る。	○初任者研修の開催(年2回) ○連絡協議会の開催(年1回) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 8月2会場 ○スクールソーシャルワーカー研修会(年3回)	○初任者研修の実施(6、12月) ○SSW研修会の実施(7、12月) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催(8月) ○スクールソーシャルワーカー研修会(7、2月)	○児童生徒への適切な支援のために、より高い専門性のある人材の確保や育成に努める必要がある。 ○専門性の高い人材を継続して雇用することが必要である。	○初任者研修の開催(年2回) ○連絡協議会の開催(年1回) ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会の開催 8月2会場 ○スクールソーシャルワーカー研修会(年3回)	
人権教育・児童生徒課	215	心の教育センター教育相談支援事業(子どもたちの心の居場所「ことごとパーク」を除く) ※再掲(197番)	不登校やいじめをはじめとする子ども自身の悩みや、子どもの教育に関する悩み、発達上の課題や行動上の諸問題についての相談を心の教育センターが一元的に受理し、専門的な見地からの見立てをもとに、課題解決に向けたトータルな支援を行う。(来所、電話、メール等による相談、出張教育相談、学校支援の実施)	来所相談、出張教育相談、Eメール相談等のいずれも増加傾向にあり、県民のニーズが高い。個々のケースに応じて、学校、関係機関との連携を深め、効果的な支援をしていく必要がある。 ○相談機能のさらなる強化 ○学校・関係機関との連携の強化 ○相談担当者の資質向上 ○相談事業に関する情報についての広報活動の充実	○心の教育センターの相談支援機能を強化することにより、学校生活やいじめ・不登校、家庭問題等、児童生徒を取り巻く課題の改善につながっている。	○高度な専門性を有するスクールカウンセラー・スーパーバイザー等を配置する。 ○各種広報媒体を活用するとともに、子育て講演会、教員研修会、関係機関会議等の機会を活用し、心の教育センターの業務のさらなる周知に努める。 ○教育相談関係機関連絡協議会等や日常における関係機関間の情報共有により、対象事案に対して各機関が迅速かつ効果的な支援を実施できるよう連携を深めていく。 ○相談ニーズへの対応(土曜・日曜開所、東部・西部相談室開室等の実施)	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 ○来所相談、出張教育相談、24時間電話相談、メール相談、SNS相談の実施(第1・3土曜、第1~4日曜の開所、東部・西部相談室を継続) ○広報活動の充実(相談チラシ、電話相談カードの配布) ○保護者の交流の場「ほっとgarden」、子育て講演会の実施 ○教育支援センター連絡協議会、教育支援センター訪問支援、ブロック別研修会の実施 ○教育相談関係機関連絡協議会の実施	○相談延べ件数 ・来所相談・出張教育相談 1,351件 ・24時間電話相談 629件 ・メール相談 72件 ・SNS相談 友達登録数176人、相談者数87人 ○チラシ等配付枚数 ・相談チラシ76,000枚 ・カード73,000枚 ○子育て講演会 ・8/28 四万十市会場 ・9/23 高知市会場 ○教育支援センター連絡協議会 ・5/11 第1回(Web開催) ・2/8 第2回 ○教育支援センターブロック別研修会 ・4地区開催(10/12・24・26・27) ○教育相談関係機関連絡協議会 ・7/14 第1回 ・2/10 第2回	○さまざまな窓口の提供や、休日開所、東部・西部開所など利便性の向上を図るなど、多様なニーズ(相談内容や利用方法)に対応した教育相談を実施することができた。 ○市町村教育支援センターを対象とした連絡協議会等の計画的な実施により、効果的な取組等を共有する機会にするとともに、連携の基盤となる機関同士の関係づくりを進めることができた。 ○教育相談を必要とされる方にさらに利用していただけるよう、広報活動の充実にも努める。 ○教育相談関係機関や教育支援センターとの効果的な連携について、その在り方を検討する必要がある。	○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 ○来所相談、出張教育相談、24時間電話相談、メール相談、SNS相談の実施(第1・3土曜、第1~4日曜の開所、東部・西部相談室を継続) ○広報活動の充実(相談チラシ、電話相談カードの配布) ○保護者の交流の場「ほっとgarden」、子育て講演会の実施 ○教育支援センター連絡協議会、教育支援センター訪問支援、ブロック別研修会の実施 ○教育相談関係機関連絡協議会の実施	
人権教育・児童生徒課	216	スマイルふれんど派遣 研究事業(R3廃止)	高知大学との連携により、家庭にひきこもりがちな子どもたちの話し相手として、学生・大学院生を派遣する。	○高知大学との協力・連携による実施	○スマイルふれんどの派遣により、子どもの不登校状況の改善が進み、学校復帰や社会的自立への支援が進んでいる。	○高知大学担当教官との協議や大学教官、心の教育センター担当者、「スマイルふれんど」での振り返りを行うなど、大学との協力・連携を得ながら、より充実した支援の実施を図る。					
人権教育・児童生徒課	217	心の教育センター教育相談支援事業(子どもたちの居場所「ことごとパーク」) ※再掲(197番)	学校への行きつらさや、学校等における人との関わりに不安を感じている児童生徒を対象に、個々のペースで集団活動になじんでいけるような活動の場を提供する。	○必要としている児童生徒やその保護者へ伝える広報活動の方法 ○ニーズに応じた活動内容を提供できる指導者の資質向上	○活動が広く周知され、場を必要とする児童生徒や保護者の来所が進んでいる。	○ニーズに応じた活動内容を提供できるよう、SCやSSWと連携して居場所づくりを進めていく。	○毎週月曜15:30~16:30で実施 ○参加初回の児童生徒の保護者を対象に事前打ち合わせを実施	○年間38回開催 ○事前打ち合わせを実施するとともに、継続参加児童生徒の保護者に利用に関するアンケートを実施 ○参加人数 受理:11名 延べ:41名	○保護者と事前打合せを丁寧に行い、子どもの状況や保護者のニーズに応じた場を提供することができ、継続利用につながった。 ○利用者の利便性を考慮し、休日開催の検討をするとともに、中学生や高校生も参加しやすい居場所づくりを見直す必要がある。	【拡充】隔週月曜15:30~16:30、第2土曜13:30~14:30、第4土曜10:30~11:30で実施 ○参加初回の児童生徒の保護者を対象に事前打ち合わせを実施	

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿(R5)に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R4			R5	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)	
子ども家庭課	218	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組 (見守りしごと体験講習事業)	無職少年等が就職を目指すため、取組の趣旨を理解する見守り雇用主のもとで、最長15日間の見守りしごと体験講習を実施する。								
子ども家庭課	219	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組 (見守りしごと体験講習事業)	無職少年等が就職を目指すため、取組の趣旨を理解する見守り雇用主のもとで、最長15日間の見守りしごと体験講習を実施する。	再非行率の低減に向けた各関係機関の連携による取組の強化	・少年1,000人当たりの刑法犯少年(非行率)は2.4%(全国ワースト28位)で、全国平均(3.0%)を下回るなど改善されつつある。 ・刑法犯少年の再非行率は35.8%(全国ワースト4位)で全国平均(29.5%)より高いため、再非行少年(54人)の約6割(31人)を占める中学・高校生に対する初犯段階での早期の支援が必要 ・希望が丘学園退園児の自立に向けては、地元の関係機関が連携した支援の仕組みづくりが必要	・刑法犯少年(特に中学・高校生)への少年サポートセンターを始めとする関係機関の連携による再非行防止支援策の強化 ・生活困窮者自立相談支援機関(主に市町村社協)、若者サポートステーション等との連携による希望が丘学園退園児のアフターケアの強化	・見守りしごと体験講習の実施 ・見守りしごと体験講習制度のR5年度に向けた見直し ・支援機関への事業周知を強化	○年度初めに関係機関に対して、見守りしごと体験講習事業について周知を行ったが、利用にはつながらなかった。	見守りしごと体験講習については、年齢などの条件が限定されているため、体験講習制度の見直しや事業の周知が必要である。	・見守りしごと体験講習の実施 ・見守りしごと体験講習制度の見直し ・支援機関への事業周知を強化	
子ども家庭課	220	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組 (見守りしごと体験)	無職少年等を雇用した見守り雇用主が当該少年から損害を受けた場合に、損害に応じた見舞金(上限200万円)を支払う。 ※全国就労支援事業者機構と協定を締結			※上記の取組を進める中で、子どもの状況に応じて見守りしごと体験講習につなげる。					
子ども家庭課	221	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組 (見守りしごと体験)	中学卒業後、就職を検討している生徒や進路が定まっていない生徒(中学3年生)を対象に授業の一環として、見守り雇用主の元で最長10日間の仕事体験を実施する。								
子ども家庭課	221	無職少年等の立ち直りにつながる就労支援の取組 (見守りしごと体験)	無職少年等の自立に向けた就労支援に関する課題について関係機関が集まり協議する。								
障害福祉課	222	子どもの心の診療ネットワーク事業	様々な子どもの心の問題に対応するため、拠点病院を中心に県内の医療機関と関係機関が連携した支援体制の構築を図る。	心の診療ニーズの高い子どもには関係機関が連携した対応が必要なことから、医師や専門職の養成や地域でのネットワークづくりが必要。	発達障害やうつなどさまざまな子ども心の診療ニーズの高い事例に早期に対応するため、県内の医療機関が連携した地域の支援体制を構築する。	・地域連携体制の構築 ・相談会及び研修会の実施 ・地域住民への情報提供				県内の関係機関による地域連携体制を構築するため、地域の小児科医、精神科医、コメディカルスタッフ、養護教諭、保健師などの関係者による連携会議等を実施 ・子どものカウンセリングや心理検査、子どもの診療又は支援にあたる者に対するケース相談や助言などを行い、必要に応じて、地域の医療機関へ診療支援や患者紹介を実施 ・拠点病院を中心とした県内医療機関のネットワークづくりの推進	
人権教育・児童生徒課	223	生徒指導推進事業 ・生徒指導推進事業費補助金 ※再掲(198番) (R1廃止)	高知市教育委員会が配置する教員OB等を、課題がある管内の学校へ派遣し、学校での非行・問題行動等の未然防止及び早期発見、緊急時の対応等を行う。	・SVの学校訪問(定期訪問)に県教委としても同行し、学校の課題を把握することで、県の夢プロジェクト等の未然防止及び早期発見、緊急時の対応等を行う。 ・既存の研修会等を活用し、若年教員の育成や小中連携の充実を図る。	○各学校において予防と対処の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	○児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査による不登校、暴力行為の状況を把握し、高知市に配置されたスーパーバイザーの助言を参考に発現率の改善・減少に努める。 ○スーパーバイザーの学校訪問や研修会から、学校全体が組織的・体系的な生徒指導体制を整え、共通認識をもつ。					
警察本部少年課	224	少年の立ち直り支援活動	非行少年や問題行動を伴う不登校児童等に対して、学習支援、食育支援等の体験活動を含めた立ち直り支援活動を推進する。 ※平成25年6月策定の「高知家の子ども見守りプラン」の一施策	○支援対象少年の中には養育面や経済面で出生時より厳しい環境下で育ってきた少年が多く、その対応は家庭支援や環境整備を含めた包括的な支援が必要。 ○支援対象少年の中には特性への配慮が必要な少年が多く、支援者や少年の周囲の者の理解と適切な対応が必要。	○支援を必要とするすべての少年が相談しやすい体制を整える。 ○関係機関が役割分担を行い、少年を含めた家庭支援が切れ目なく行える。 ○配慮を要する少年への支援に関する研修の強化を行う。	○少年相談専用電話「ヤングテレホン」の広報を積極的に行う。 ○児童相談所との定期的な情報交換会や関係機関とのケース支援会議の開催をタイムリーに実施する。 ○被害少年カウンセリングアドバイザー制度を効果的に活用し、支援対象者が専門家のアドバイスを受けられる体制を整える。	○ヤングテレホンの周知徹底 ○スキルアップ研修会の開催 ○被害少年カウンセリングアドバイザー制度の積極的活用 ○高知少年鑑別所・高知市少年補導センターとの協定に基づく連携	○ヤングテレホンの周知徹底 ・ラジオによる広報活動年4回実施 ・広報カード211枚配布 ○スキルアップ研修会1回開催 ○被害少年カウンセリングアドバイザー制度の積極的活用 ・スーパーバイズ3件 ○高知少年鑑別所・高知市少年補導センターとの協定に基づく連携 心理検査2件 学習支援1件	○ヤングテレホンについては、ラジオ広報や警察広報、関係機関の広報誌等に掲載したほか、非行防止教室の際に広報カードを配布し周知を図った。 ○立ち直り支援少年のアセスメントや支援方法について、被害少年カウンセリングアドバイザーによるスーパーバイズを実施した。 今後の課題としては、支援対象少年の中には、いじめや児童虐待によるPTSDを抱え、社会適応が困難な者が多く見られ、少年を理解し支援する必要性が高まっていることから、関係機関それぞれの機能を効果的に活用し、専門家のアドバイスを受けながら、少年の立ち直り支援を推進していく必要がある。	○ヤングテレホンの更なる周知徹底 ○スキルアップ研修会の開催 ○被害少年カウンセリングアドバイザー制度の積極的活用 ○高知少年鑑別所・高知市少年補導センターとの協定に基づく連携	

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン11 不登校対策などへの多方面からの取り組み）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4		R5	
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	
人権教育・児童生徒課	225	生徒指導推進事業 ・不登校対策推進事業 費補助金	高知市教育委員会が教員OB等の専門的な人材(不登校対策アドバイザー)を活用し、学校訪問を行い、県教育委員会の不登校対策チームと連携し、組織的な不登校対策が行われるよう指導助言を行う。	○本県の不登校児童生徒出現率は、全国値よりも高く、厳しい状況にある。 ○高知市が、県全体の不登校児童生徒数の約半数を占める状況にある。また、新規不登校が占める割合が県平均より高く、未然防止や予防、初期対応等において組織的な取組を進めていく必要がある。	○高知市内の各学校の組織的な不登校対策が充実することにより、県全体の不登校児童生徒数及び不登校出現率が減少する。	○高知市の効果的な不登校対策の取組を県内に普及することにより、高知県全体の不登校児童生徒出現率が改善する。 ○不登校対策アドバイザーの指導助言により、新たな不登校を生じさせない取組や不登校支援についての取組の充実を図る。 ○県教育委員会と高知市教育委員会が定期的に会議を開き連携を図る。	○高知市教育委員会が配置した不登校対策アドバイザー6名が、管内すべての各学校を定期・不定期で訪問し、新たな不登校を生じさせない取組や不登校支援の取組について指導助言を行う。また、必要性がある学校については重点訪問を行う。 ○別途「不登校担当教員配置校サポート事業」の指定校については、不登校対策アドバイザーと高知市教育研究所、県教育委員会の不登校対策チームによる合同の学校訪問を実施することで取組の強化を図る。 ○各学校の取組について情報共有し、進捗状況の確認を行う。(毎月の活動報告書の確認) ○生徒指導スーパーバイザー定期会を実施し、県市合同の会議を実施することで情報共有と取組の普及を図る。	(1)定例会の実施(県市合同) ①7/26, ②12/21, ③2/16 (2)報告会の実施(市教委が主体) ・毎週1回実施 (3)学校訪問 ・高知市内の各学校を定期的もしくは集中的に訪問し、生徒指導上の諸課題等への組織的な対応について指導助言した。 ・総訪問回数791回 (小:367回、中:424回)	○●高知市における長期欠席児童数は、小中ともに昨年より微減し、管内の小中学校の「初期対応率」の向上(小学校:R3 99.4% → R4 100%、中学校:R3 96.6% → 100%)不登校対策アドバイザーの学校訪問等による成果が一定あったと考えられる。しかし、初期対応等の体制や校内支援会の体制は整ってきつつあるが、集団を対象とした未然防止の取組の不十分さから、対処や個別支援の取組が多くなり、後手の対応に終始している。 ●教職員の指導の一貫性や初期対応、保護者対応等が課題となっているケースが多く、組織的な生徒指導体制の確立や関係機関との連携が課題となっている。	
人権教育・児童生徒課	③	高知夢いっぱいプロジェクト推進事業 ①子どもの発達を支える生徒指導調査研究事業(R5～) ②夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31～) ③社会に開かれた生徒指導実践研究事業(R5～) ※再掲(101番) ※R4まで ①魅力ある学校づくり調査研究事業(～R4) ②学校活性化・安定化実践研究事業(～R4) ③夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31年度～) ※R1まで ①魅力ある学校づくり調査研究事業 ②未来にかがやく子ども育成型学校連携事業 ③学校活性化・安定化実践研究事業 ④夢・志を育む学級運営のための実践研究事業(H31年度～)	推進校(区)に推進リーダーを配置し、小中学校において、児童生徒の自己指導能力を育成するため、育てる力を明確にし、教育活動の中に生徒指導の視点を着実に位置づけ、以下の視点から、PDCAサイクルに基づく開発的な生徒指導(子どもに内在する力や可能性を引き出す生徒指導)を組織的な推進を目的に、学校を指定し重点的に支援する。 ○実践研究の視点(①～③は事業名に対応) ①市主体の取組の充実を図る ②新たな不登校を生じさせない取組の充実を図る。 ③学級活動を基盤とした話し合い活動の充実を図る。 ※R1まで ○実践研究の視点(①～④は事業名に対応) ①市主体の取組の充実を図る ②小中連携の取組の充実を図る。 ③学級活動を基盤とした話し合い活動の充実を図る。 ④新たな不登校を生じさせない取組の充実を図る。	○生徒指導上の諸課題に対する未然防止の取組が、学校組織として十分に機能していないことが課題であり、以下の取組を充実する必要がある ・現在ある学校行事や体験活動を、児童生徒主体の取組として工夫改善する。 ・生徒指導の実践上の視点(自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成)をすべての教育活動に働かせ児童生徒の活躍の場を設定するなど、組織的な生徒指導を推進する。 ・小中が連携した組織的な生徒指導や、市町村教育委員会が主体となった取組の充実。 ・生徒指導上の諸課題について、少しでも兆しのある児童生徒への取組等が、学年間、校種間で共有するなど、支援体制を充実させる必要がある。	○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、児童生徒の不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する。 ○各学校において発達支持的生徒指導・課題未然防止教育(プロアクティブ)と課題早期発見対応・困難課題対応的生徒指導(リアクティブ)の両面から生徒指導に組織的に取り組む体制が強化されている。	○積極的な生徒指導の取組の充実により、児童生徒の自己指導能力の育成を図る。 ・2年目推進校(区)における児童生徒の自尊感情(「あなたにはよいところがあると思いますか」)の肯定群を前年度以上に引き上げる。(R3年度末目標値:78.8%以上) ・2年目推進校(区)における児童生徒の規範意識(「あなたは学校の決まりを守っていますか」)の肯定群を前年度以上に引き上げる。(R3年度末目標値:87.6%以上) ・2年目推進校区における教職員の協働性(「小中が協働して取組を進めている」)の肯定群を90%以上に引き上げる。	○推進校(区)の指定と学校訪問(各校10回程度) ・アドバイザーや講師、指導主事による研究の推進や実践に対する指導助言 ○推進校における開発的な生徒指導の推進(年間を通じて実施) ・生徒指導の三機能を働かせた授業づくり ・児童生徒主体の取組の充実 ・すべての児童生徒の安心安全な居場所づくり ○推進校における予防的な生徒指導の推進 ・校内支援会への学校訪問(各校4回程度) ・SC、SSW等の見立てを生かした支援会の実施 ・学年間、校種間で抜かりのない情報共有と切れ目のない支援の充実に向けた指導助言 ○推進リーダー会議(4回)、学校支援会議(1回) ・各推進校の情報共有と推進リーダーのスキルアップを図るための集合研修会の実施 ○公開授業研修会や生徒指導主事会(担当者会)等での実践発表等を通じて、県内各校に取組の普及を図る。 ○新たな不登校を生じさせないという視点や小中連携の視点を①魅力ある学校づくり調査研究事業で推進 ○推進拠点校の取組や、「高知夢いっぱいプロジェクトリーフレット」を活用し、効果的な実践の普及啓発を図る。 ○生徒指導主事担当者会において、推進校(区)の取組を紹介し、効果的な開発的生徒指導の実践の普及啓発を図る。	○推進校・推進地域の指定 ①1市 ②2小学校 ③3市町、1小学校 ○学校訪問(アドバイザー、指導主事、SC等)→開発的・予防的な生徒指導の組織的な推進に対して指導助言の実施。 ○各推進校・推進地域において年間10～20回、推進会議・研究授業・校内研修等を実施。 ○専門家を入れた校内支援会を年間4回以上実施。 ○推進リーダー会議(4/22.7/1,11/15.2/24)、学校支援会議(7/1)を実施。 ○公開授業研修会の実施→県内各校への取組の周知。 ○各推進校・推進地域の効果ある実践を県内の学校に普及するために「高知夢いっぱいプロジェクト」リーフレットを作成、生徒指導担当者・主事会等で配布。	○児童生徒の自尊感情の肯定群(R3.5～7:78.2%→R5.2:80.1%) ○児童生徒の自己有用感の肯定群(R3.5～7:72.2%→R5.2:76.6%) ○児童生徒の規範意識の肯定群(R3.5～7:88.6%→R5.2:84.2%) ○教職員の協働性の肯定群(R3.7:69.0%→R5.2:93.3%) ○市教育委員会が主体的に不登校の未然防止の取組を推進することにより、モデル校区において新規不登校の抑制が見られた。 ○学級活動が充実した校区で、児童生徒主体の取組が進み支持的な風土の醸成が進んだ。 ○担任1人が対応するのではなく、組織的な初期対応の仕組みを構築し、実施することで早期対応につながった。 ○小中が連携した取組を行うことで、教職員の協働性が高まり、取組が児童生徒に浸透した推進校区では、自己有用感の向上が見られた。 ●喫緊の課題である不登校について、組織的な未然防止の取組をより充実させる必要がある。 ●依然として教師主導の活動が多くを占める推進校もあり、児童生徒が主体となった取組となるよう工夫・改善することや、居場所づくりと絆づくりをバランス良く行うことが課題である。 ●少しでもリスクがあると思われる児童生徒への個別支援や、効果のある手立てを学年間・校種間で引き継ぐためのSC・SSWの効果的な活用が必要である。	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R4		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)
私学・大学支援課	226	私立高等学校等再就学支援金交付金	高等学校等を中途退学した者が、私立高等学校等で学び直しをすることを支援するため所得に応じ授業料の一部を助成する。(就学支援金制度の対象外となった生徒で高等学校等を卒業していない生徒が対象)	○経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。	○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	○事業の継続実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・支援金の交付	○学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・1校、1名に対して補助金を交付	○高等学校等を中途退学した者の私立高等学校等での学び直しを支援する事ができた。
私学・大学支援課	227	私立学校授業料減免補助金	私立学校に在籍する児童・生徒のうち、生活保護世帯、家計急変世帯、市町村民税非課税世帯、年収350万円未満程度世帯及び年収500万円以上700万円未満程度世帯(高校生のみ)で授業料の納付が困難になった者に授業料軽減措置を行う学校法人に対し補助する。	○経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。	○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	○事業の継続実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・進学を検討する中学生への周知 ・補助金の交付	○学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・11法人、1831名に対して補助金を交付 ・高等学校 10校 1521名 ・中学校 8校 267名 ・小学校 2校 43名	○新型コロナウイルスの影響等で家計が急変した世帯への支援をすることができた ○授業料軽減措置を行った学校法人に補助する事により、家庭の経済状況に関わらず生徒が安心して教育を受けられる環境にし、就学の機会を確保する事ができた
私学・大学支援課	228	私立高等学校等就学支援金交付金	私立高等学校生等のいる世帯に対して、保護者等の年収に応じ授業料の一部を助成する。	○経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。	○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	○事業の継続実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・進学を検討する中学生への周知 ・支援金の交付	○学校訪問、校長会での事業説明及び周知、中学生への周知 ・11校、4047名に対して補助金を交付	○家庭の教育費負担を軽減することにより、経済状況が厳しい家庭の生徒も安心して教育を受けられる環境にすることができた
私学・大学支援課	229	私立中学校等修学支援実証事業費補助金	家庭の状況に関わらず、私立中学校等に通う児童生徒が安心して教育を受けられるよう一定の所得以下の世帯に対して、授業料の一部を助成することにより世帯の教育負担を軽減する。	○経済状況が厳しい家庭の児童生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。 ○実証事業のため、事業実施期間が平成29年度より5年間とされている。 ○事業対象者の要件について、創設年度から変更する可能性が有る。	○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	○事業の継続実施			
私学・大学支援課	230	私立高校生等奨学給付金扶助費	低所得世帯の教育費負担を軽減するため、年収250万円未満程度世帯(特別支援学校を除く)に対して、定額を支給する。	○経済状況が厳しい家庭の生徒は、進学における選択肢が限られたり、安心して教育を受けることが難しい場合がある。 ○申請書が、保護者在住都道府県への提出となるため、書類の未提出者のチェックが難しい。	○家庭の教育費負担を軽減することにより、家庭の経済状況に関わらず、全ての生徒が安心して教育を受けられる環境にする。	○事業の継続実施	○学校に対する事業の周知及び事業の実施 ・学校訪問、校長会での事業説明及び周知 ・進学を検討する中学生への周知 ・給付金の交付	○学校訪問(4月)で事業説明及び周知 585名に対して給付金を交付 ・県内 高等学校:9校 522名 ・県外(保護者が県内在住) 高等学校:28校 63名	○各家庭の教育費負担を軽減することができた ○新型コロナウイルスの影響で前年と比較して家計が急変した世帯にも支援を実施する事ができた。
私学・大学支援課	231	高知県夢・志チャレンジ育英資金給付事業	国や社会の発展に大きく貢献できる有為な人材を育成することを目的に、学業成績が極めて優秀であり、学費の支弁が困難な学生に対して育英資金を給付する。	○平成28年度の事業開始以降、申請者は毎回40名を超えており、当事業は一定の役割を果たしている。	毎年度奨学生10名の確保	○分かりやすく、目にとまるリーフレットを作成 ○県内高校訪問、テレビ・ラジオ等PRによる事業の周知	○事業の実施 ○広報用リーフレットの作成及び配布、県内高校訪問等によるPR ○募集要項策定及び公表、奨学生募集	○令和3年度卒業生申請者30名のうち8名を新たに奨学生として決定 ・平成30年度卒業生8名 ・令和元年度卒業生14名 ・令和2年度卒業生14名 計42名に対して奨学金を給付	○奨学金を必要とする学生に対し、教育費等の負担を軽減することができた
高等学校課	232	高等学校等奨学金貸付事業	経済的な理由で高等学校等への進学・修学を断念することがないよう、高知県内に保護者が居住し、世帯の収入が基準額以下の生徒に高等学校等奨学金を貸与する。	○要件を満たす希望者全員への貸与を実施し、教育の機会均等に寄与する。 ○奨学金制度について、対象者への周知徹底を図る。	○要件を満たす対象者全員に貸与が実施されている。 ○対象者全員に奨学金制度が周知されている。	○学校・市町村との緊密な連携を図り、奨学金制度の周知に努める。	○要件を満たす希望者への貸与 ○奨学金制度の周知 ・HPへの掲載 ・学校等への案内文書配布 ・テレビ・ラジオ等での広報 ・事務研修での奨学金制度の周知 ・市町村を通じた中学校への制度の周知	○R4年度新規貸与決定者:108名 ○ホームページへの掲載、案内文書の配布などにより、制度の周知を図った。	評価:要件を満たす希望者全員への貸与を実施し、教育の機会均等に寄与した。 課題:制度について、対象者への周知徹底をさらに図る必要があるため、学校・市町村との緊密な連携を図り、制度の周知に努める。
高等学校課	233	高等学校等就学支援金事業	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費について、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。	○要件を満たす希望者全員への支給を実施し、教育の機会均等に寄与する。 ○就学支援金及び奨学給付金制度について、周知徹底を図る。	○要件を満たす希望者全員に支給が実施されている。 ○対象者全員に就学支援金及び奨学給付金制度が周知されている。	○学校・市町村との緊密な連携を図り、就学支援金及び奨学給付金制度の周知に努める。	○要件を満たす希望者への支給 ○制度の周知 ・HPへの掲載 ・学校等への案内文書配布 ・テレビ・ラジオ等での広報 ・事務研修会での制度の周知 ・市町村を通じて中学校へ制度の周知	○R4年度支給者 就学支援金:10,318人 奨学給付金:1,942人 ○ホームページへの掲載、案内文書などにより、制度の周知を図った。 ○対象生徒全員への受給の意思確認を行った。	成果:要件を満たす希望者全員へ支給を実施し、教育の機会均等に寄与した。 課題:学校・市町村等と連携を図り、制度について周知徹底をさらに図ることが必要である。
特別支援教育課	234	就学奨励事業	特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ、就学のために必要な経費を補助する。	○特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ、就学のために必要な経費を補助している。	○特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者等へ、教育関係経費の補助を行うことで、特別支援教育の普及奨励が図られている。	○保護者等に就学奨励費の制度及び手続きを周知し、円滑な事業執行を行う。	○特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者等に、特別支援教育就学奨励費を支給。	○特別支援学校へ在籍する児童生徒の保護者等へ、教育関係経費を補助	
子ども家庭課	235	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金補助金	ひとり親家庭の親が資格取得、技能習得等のための教育訓練(講座等)を受講した場合、受講料の6割を補助する。また、雇用保険法の教育訓練給付を受けるひとり親家庭の親に対しては、上限の範囲内で費用の差額を補助する。 補助先:ひとり親家庭の親(市部を除く) 補助率:60% 補助基準額:上限160万円(40万円×修学年数)	○利用者数は増加しているものの、利用が少ない。 ○H27調査では、支援制度を知らない方の割合が50%を超えていることから、制度の周知を強化する必要がある。 ・自立支援教育訓練給付金の利用者数:H29:9人(H28:1人)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○自立支援教育訓練給付金の利用者数 R4:3人(高知市を除く)	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○自立支援教育訓練給付金の利用者数 R4:3人(高知市を除く)	○引き続き、必要としている方に確実に情報が届くよう、給付金制度の周知を行う必要がある。

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性 (事業スケジュール)	R4		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)
子ども家庭課	236	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等補助金	ひとり親家庭の親が資格取得、技能習得等のために長期教育訓練(専門学校等)を受講した場合、受講期間の生活保障として給付金を支給する。また、養成機関への入学時に負担する経費を訓練修了時に支給する。	○利用状況はほぼ横ばいであるが、正規雇用者数は増加している。 ○H27調査では、支援制度を知らない方の割合が50%を超えていることから、制度の周知を強化する必要がある。 ・高等職業訓練促進給付金の利用者数:H29:105人(H28:114人) ・資格取得者数:H28:36人(H27:31人) ・正規雇用者数:H28:27人(H27:14人)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 ○ひとり親家庭の保護者における高等職業訓練促進給付金の利用者数:220人、資格取得者数:75人、正規雇用者数:50人	○事業の継続実施 ○高等職業訓練促進給付金の利用者数:120人	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ・高等職業訓練促進給付金の利用者数 R4:16人(高知市を除く)	○引き続き、必要としている方に確実に情報が届くよう、給付金制度の周知を行う必要がある。	
子ども家庭課	237	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し自立の促進を図る。	○利用者数は増加しているため、引き続き周知を行う。 ・利用件数:H29:33件(H28:6件)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	○当該貸付金は、高等職業訓練促進給付金の受給者を対象としており、給付金の利用件数減に伴い減少している。引き続き、必要としている方に確実に情報が届くよう、制度の周知を行う必要がある。	
子ども家庭課	238	ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、家賃の実費(上限4万円×12か月)を貸与する。(償還免除あり)	R3に創設された貸付事業であり、必要としている方に確実に情報が届くよう、制度の周知を行う必要がある。	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施			
子ども家庭課	239	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び子が高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受講する場合に、受講開始時、修了時及び合格時に受講費用の一部を補助する。 補助先:ひとり親家庭の親及び児童(市部を除く) 最大、受講費用の6割を支給(上限15万円)	○利用実績がないため、制度の周知を強化する必要がある。 ・利用者数:H29:0人(H28:0人)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○給付金の申請受付、審査、給付(通年) ○SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、学校等の関係機関へ配布(7月) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(6月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	○数年にわたり利用実績がないため、必要としている方に確実に情報が届くよう、引き続き、制度の周知を行う必要がある。	
子ども家庭課	240	ひとり親家庭等就業・自立支援相談事業	ひとり親家庭等を対象とした就業等に関する相談業務等 委託先:特定非営利活動法人	○ひとり親家庭支援センターへの相談件数は横ばいであるが、就業支援(新規求職者、就職者)件数は減少している。 ○就業相談者のニーズに対応するため、ひとり親家庭支援センターと関係機関が連携した支援のあり方を明確にする必要がある。 ・新規求職者数:H29:66人(H28:89人) ・就職者数:H29:38人(H28:68人) ・就職率:H29:57.6%(H28:76.4%)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施 ○ひとり親家庭支援センターにおける就職率:80.0%	○就業相談、他の就業支援機関と連携した就業支援 ○弁護士(月2回)、司法書士(月2回)による無料法律相談の実施 ○就業支援講座(パソコン)の開催 ○ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との連絡会の実施 ○センターのリーフレット、周知用カードの作成・配布 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○テレビ、ラジオ、広報誌等による広報、SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○利用者へのアンケートの実施	○センターが、何でも気軽に相談できる窓口として広く認識されるよう、引き続き、サービスの広報や情報発信を行う必要がある。	
子ども家庭課	241	ひとり親家庭医療費補助金	市町村が実施するひとり親家庭医療費助成事業への補助を通じて、医療費の自己負担分を助成し、ひとり親家庭の親及び児童の健康維持と生活の安定を図る。	○ひとり親になった方への周知を市町村と連携して取り組む必要がある。 ・対象受給者(実人数):14,284人(児童含む)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○市町村が実施する医療費助成事業への補助の交付(34市町村) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ○新聞、SNS(LINE含む)等による広報	○市町村等と連携し、ひとり親になった方への周知に取り組む必要がある。	

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)
子ども家庭課	242	児童扶養手当費	父又は母、あるいは両親と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給する。 根拠法令：児童扶養手当法	○ひとり親になった方への周知を市町村と連携して取り組む必要がある。 ・受給者数 H30.2月末：8,244人	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○手当の申請受付、審査、支給(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	○手当の申請受付、審査、支給(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他) ・受給者数 R4:5,868人	○市町村等と連携し、ひとり親になった方への周知に取り組む必要がある。
子ども家庭課	243	母子・父子自立支援員設置	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行う。 根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法	○母子・父子自立支援員による相談、償還指導を行っている。 ・相談件数：H29:1,050件(H28:1,244件)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行う。 相談件数：R4:525件 ○研修会等への参加 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	○ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導を行った。 相談件数：R4:525件 ○ひとり親家庭福祉事務等担当者会(オンライン)への参加(10/27) 自立支援員各2名出席 ○四国ブロック母子・父子自立支援員等研修会及び養育費相談支援に関する四国ブロック研修会合同研修会(オンライン)への参加(11/28) 自立支援員2名出席 ○全国母子・父子自立支援員研修会(オンライン)への参加(3/16) 自立支援員2名出席 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)	○主な相談は母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還に関するものが多数となっている。 ○四国ブロック研修会では、他県の自立支援員との意見交換等を通じ、支援員の相談業務における資質の向上を図った。 ○引き続き、自立支援員の設置について周知していく必要がある。
子ども家庭課	244	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金の貸付 根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法 事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金	○利用件数は伸びているが、H27調査では、支援制度を知らない方の割合が50%を超えていることから、制度の周知を強化する必要がある。 ・利用件数：H29:72件(H28:51件)	○厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	○事業の継続実施	○貸付金の申請受付、審査、貸付(通年) ○テレビ、ラジオ、広報誌等による広報、SNS(LINEを含む)を利用した情報発信 ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)及びSNS(子ども家庭課Facebook)を利用した情報発信 ・利用件数 R4:44件	○貸付金の申請受付、審査、貸付(通年) ○「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、関係機関等へ配布(7月)(ひとり親家庭、市町村、保育所、学校、民生委員・児童委員、子ども食堂、ハローワーク他)及びSNS(子ども家庭課Facebook)を利用した情報発信 ・利用件数 R4:44件	○利用件数のうちR4の新規貸付件数は33件で、昨年度の7件から大幅に増加している。引き続き、支援を必要としている方に、確実に情報が届くよう、貸付制度について周知する必要がある。
地域福祉政策課	245	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	住居喪失者等に対し、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、就職に向けた支援、助言を行う。	本県町村では居宅がある場合が大半であり、ニーズがほとんどない。	申請から給付までがスムーズに実施されている。	自立相談支援機関と各福祉保健所の連携強化を図る。	○生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)の開催 ○自立相談支援機関に対するヒアリング ○新型コロナウイルス感染症に対応するための、自立相談支援機関の体制強化	○自立相談支援機関協議会(ブロック会) ・R4.11.25 中央西ブロック会 ・R5.2.14 須崎ブロック会 ・幡多ブロック会※書面協議にて実施 ・全体会 ※動画視聴の方法で実施 ○自立相談支援機関に対するヒアリング ・対面によるヒアリングは実施せず、書面による実施状況の調査及び共有により実施 ○新型コロナウイルス感染症に対応するための、自立相談支援機関の体制強化 ・国のセーフティネット強化交付金を活用し、奈半利町、いの町、佐川町、越知町、日高村の各自立相談支援機関へ支援員を増配置 ・県のセーフティネット強化補助金により、須崎市に住居確保給付金対応の事務職員を増配置	新型コロナウイルス感染症が落ち着いたことにより、住居確保給付金の申請は減少している。今後は、住居確保給付金の申請や、生活福祉資金の特例貸付を通して把握した、生活困窮者への継続的な自立に向けた支援が必要。
福祉指導課	246	被保護者就労支援事業	生活保護受給者の就労意欲喚起のため、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、事業所での就労体験など、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	就労意欲の高い被保護者が少ない	支援対象者が就労意欲を持って求職活動が行えている。	○各福祉保健所における就労支援プログラムの積極的な活用 ○ハローワークで実施する生活保護受給者等就労自立促進事業へ着実につなげる。	○生活保護就労支援協議会(ブロック会)等を通じて支援のノウハウを共有する。 ・各福祉事務所の就労支援員が行っている支援内容等を査察指導員を交えて確認を行い、それぞれの実情に応じて助言等を行う。	・R5.3.14に就労支援協議会を開催し、各事務所の就労支援員等に対して支援のあり方、ハローワークの支援等について周知を行った。 ・各事務所に対する施行事務監査等において就労支援員が行っている支援内容等について確認を行い、必要に応じて助言等を行った。	・被保護者の就労意欲や地域の雇用情勢等により、就労指導により実際の就職につながるケースが限られている。
地域福祉政策課	247	生活困窮者就労準備支援事業	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施する。	就労準備支援事業が未実施の市6市(H30)	県内全域で就労準備支援事業が実施され、生活困窮からの脱却が進んでいる。	各市福祉事務所と未実施事業(特に就労準備支援事業及び家計改善支援事業)の実施に向けての協議を行い、県内全域での実施を目指す。	○高知県社会福祉協議会との協議(随時) ○生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)の開催 ○県内事業所への事業の広報・周知 ○事業促進のため、研修等により支援員のスキルアップを図る。	○就労準備支援事業実績(町村部) ・支援対象者数 10名(うちプラン対象者 5名) ・プラン策定件数 2件 ・支援回数 423件 ・他機関との協議 59件 ・社会資源の開発等 8件 ○町村担当課への訪問、各種研修会等で広報・周知を実施 ○国の従事者養成研修、県の従事者研修に各自立相談支援機関の支援員が参加し、スキルアップを図った。 ○R4年度から香南市が事業を開始	○令和4年度から香南市が就労準備支援事業を開始したことにより、県内すべての自治体において事業が行われる体制が整備された。

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿(R4) ※事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)
福祉指導課	248	被保護者就労準備支援事業 (R2より「生活困窮者就労準備支援事業」から分離)	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施する。	就労準備支援事業が未実施の市6市(H30)	県内全域で就労準備支援事業が実施され、生活困窮からの脱却が進んでいる。	各市福祉事務所と未実施事業(特に就労準備支援事業及び家計改善支援事業)の実施に向けての協議を行い、県内全域での実施を目指す。	・各福祉保健所を訪問し、事業のより一層の活用に向けて意見交換を行う。 ・監査時においても、ヒアリング等を通して、就労支援員及び査察指導員に対し、事業の活用について、情報共有や助言・指導を行い、支援対象者数に対するプログラム策定件数及び支援回数増加を目指す。	・2ケースについてプログラムを策定し、計69回の支援を行った。 ・3福祉保健所に対して個別に事業の説明を行い、事業のより一層の活用に向けて意見交換を行った。	・各福祉保健所における事業の理解が進んでおらず、プログラム策定件数が伸び悩んでいる。
地域福祉政策課	249	生活困窮者就労訓練事業所支援事業	生活困窮者等の中間的就労を推進するため、就労訓練事業所の新規開拓を行うとともに、事業所の就労支援担当者に対する支援を実施する。	○認定就労訓練事業所数4市町村7事業所(H30.4.1現在) ○認定就労訓練事業所の新規認定	県内全域で就労訓練事業が実施され、生活困窮からの脱却が進んでいる。	事業所支援の委託先である高知県社会福祉協議会との連携により事業を周知し、認定申請につなげる。	○高知県社会福祉協議会との協議(随時) ○県内事業所への事業の広報・周知 ○就労訓練事業の活用に向けた広報及び周知	○事業実績 ・R4新規認定事業所 4カ所(R4年度末時点 15事業所(※高知市除く)) ・事業説明、広報 15事業所	○認定就労訓練事業所は増加しているものの、事業の利用につなっていない状況
地域福祉政策課	250	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。	○新規相談受付件数(町村分)959件(H29) ○プラン作成件数(町村分)24件(H29) ○プラン作成件数が低調	積極的なプラン作成による早期の自立支援により、生活困窮からの脱却が進んでいる。	生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)を活用し、積極的なプラン作成の働きかけや積極的に取り組んでいる自立相談支援機関の事例紹介などにより、プラン作成件数の向上につなげる。	○生活困窮者自立相談支援機関協議会(ブロック会)の開催及び自立相談支援機関ヒアリング ○各福祉保健所、各市福祉事務所との随時の情報共有と連携	○事業実績(R5.2月末時点の速報値) ・相談件数 2,107件(町村部 734件) ・プラン策定件数 617件(町村部 89件) ・プラン策定率 29.3%(町村部 12.1%) ○自立支援機関協議会(ブロック会) ・R4.11.25 中央西ブロック会 ・R5.2.14 須崎ブロック会 ・樟多ブロック会※書面協議にて実施 ・全体会 ※動画視聴の方法で実施 ○自立相談支援機関に対するヒアリング ・対面によるヒアリングは実施せず、書面による実施状況の調査及び共有により実施	○新型コロナウイルス感染症の感染拡大の落ち着いたことにより相談件数は減少しているものの、プラン策定率が低い。(目標50%) ○生活福祉資金特別貸付の償還が開始されたことに伴い、償還免除となった者や償還が困難な者に対する支援が重要
地域福祉政策課	251	生活困窮者家計改善支援事業	家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を実施する。	家計改善支援事業が未実施の市4市(H30)	県内全域で家計改善支援事業が実施され、生活困窮からの脱却が進んでいる。	各福祉事務所と未実施事業(特に就労準備支援事業及び家計改善支援事業)の実施に向けての協議を行い、県内全域での実施を目指す。	○事業促進のため、研修等により支援員のスキルアップを図る。 ○新型コロナウイルス感染症による生活困窮者の増加に対応するための家計改善支援員の体制強化(高知県社会福祉協議会)。	○家計改善支援事業実績(町村部) ・支援対象者数 84名(うちプラン対象者 56名) ・プラン策定件数 31件 ・支援回数 2,343件 ・他機関との協議 81件 ○国の従事者養成研修、県の従事者研修に各自立相談支援機関の支援員が参加し、スキルアップを図った。 ○令和4年度から家計改善支援員を1名増配置した(高知県社会福祉協議会)。	令和5年1月から生活福祉資金特別貸付の償還が開始されたことにより、家計改善支援事業の利用者の増加が見込まれる。
福祉指導課	252	生活保護生活扶助費	義務教育及び高等学校等での教育に関する費用(教材代、通学に要する交通費、授業料など)を支給する。	高等学校への進学率は90%を超えるようになってきたが、留年した場合には扶助が出ない。留年や中退を防ぐための助言・指導のため、進学状況や学力の程度について学校と福祉事務所の連携が不十分となっている。	学校との連携を図り修学状況や学力の程度を把握し、適切な援助・指導を行う。	施行監査時に事務所に対し指導を行う。	R4年度施行事務監査において、教育扶助・生業扶助のほか、進学準備給付金の説明や適正な支給がされているか確認する。必要に応じて進学前の児童を抱える世帯への対応について、各福祉事務所への助言・指導を行うことで、高校進学率のさらなる向上や中退率の減少を目指す。	・R4年度施行事務監査において、教育扶助・生業扶助のほか、進学準備給付金の適正な支給がなされているか確認した。また、必要に応じて進学前の児童に対する支援について助言・指導を行った。	・直近の数字(R3.4.1時点)では、生活保護世帯の中学校卒業後、高等学校卒業後の各進学率が全国平均を下回っているため、さらなる向上を目指す必要がある。 ○中学校卒業後の進学率:全国93.7%、県内91.3% ○高等学校卒業後の進学率:全国39.9%、県内37.5%
住宅課	253	ひとり親家庭等の県営住宅入居の優遇措置	県営住宅に応募した場合、応募者数が住宅戸数を上回っていたときは公開抽選となるが、「小学校就学前の子供がいる世帯」「18歳未満の子供が3人以上いる世帯」等は、抽選にあたり当選確率を高める優遇措置(項目に該当する毎に当選確率2倍)を受けられる。	ひとり親家庭等が県営住宅に応募した場合において、応募者数が住宅戸数を上回っていたときは公開抽選となる。(当選確率は一般世帯と同じ)	年4回の抽選時において、当選確率が2倍になるように優遇措置を講じる。	年4回の県営住宅の入居者募集時の案内に、優遇措置の内容を記載する。	県及び住宅供給公社のHPで優遇措置について直接確認できるようにする。	県営住宅ホームページで優遇措置が受けられる対象世帯を掲載した。	・県営住宅をはじめとする公営住宅は、公営住宅法により、入居にあたっては、原則公募によることとされており、優遇措置を行っても、すべての該当世帯の入居希望に答えることができない。
住宅課	④	地域優良賃貸住宅家賃低廉化事業	地域優良賃貸住宅に子育て世帯等(収入分位0~40%)が入居する際に、事業主体に対して家賃低廉化のための助成を行う(1世帯当たり4万円/月を上限)。	高知県の人口が減少しつつあり、空き家が増えている状況で、かつ、市町村の財政状況から新たな地域優良賃貸住宅を必要量供給することは厳しい状況。	子育て世帯などの住宅の確保に特に配慮を要する者に対する地域優良賃貸住宅の供給を推進する。	市町村ヒアリングを実施のうえ、国費の計画的かつ有用な活用と、必要な国費配分の要望を行う。	今後国費の優先的配分等を行っていくとともに、市町村への家賃低廉化制度の周知も引き続き行っていく。	地域優良賃貸住宅の家賃低廉化費用について、国費の優先的配分等を行った。	・市町村の要望額を充足することができた。
子ども家庭課	254	里親等養育推進事業	登録里親数の増加や里親委託の向上に向けた里親制度の普及啓発活動や、委託里親が安心して養育できる環境づくりの充実を図る。	里親委託率は増加傾向にあるものの、全国平均を下回っており、新たな里親の開拓や未委託里親に対し委託に向けた継続的なサポート、また委託里親に対する養育力の向上など里親が安心して養育できる支援体制の充実が必要である。	里親登録数が増加するとともに、里親の質の向上が図られ、里親委託率が増加している。	○里親への支援体制の充実 ○新たな里親の確保	○里親養育包括支援事業として業務の民間委託を継続する。 ・里親制度等普及促進・里親リクルート事業 ・里親制度説明会、講演会、ホームページやSNSを活用した情報発信、各種広報活動 ・里親研修・トレーニング事業 ・各種研修(登録、更新)、新規に委託を受ける里親等に対する研修(随時)、子どもの問題行動等への対応を実践的に学ぶプログラム(年間)、未委託里親等を対象としたセミナー(年3回)、外部講師等による講演会(年2回)の実施 ・里親訪問等支援事業 ・里親訪問等支援員や里親心理支援員による定期的な里親宅訪問	○里親養育包括支援事業(社会福祉法人に委託して実施) ・里親制度普及促進・里親リクルート事業 ・里親制度パネル展 5ヶ所(延べ62日) ・関係機関や量販店、イベント等でグッズ配布SNSを活用した情報発信、各種広報活動 ・里親研修・トレーニング事業 ・基礎研修・登録前研修・更新研修 5回50組 ・新規委託の里親研修 6回 ・里親訪問支援事業 ・里親等への訪問支援 67里親(延べ253回)	・里親委託率は目標値に達していないため、引き続き里親の甲斐拓也新規委託に向けた取り組みが必要。 ・未委託里親を含めた里親に対する研修や、ケアニーズの高い子どもへの支援など、里親養育への支援の充実が必要。

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン12 子どもの置かれた環境にかかわらず学び育つための支援）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿(R4) ※事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4		
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)
子ども家庭課	255	児童養護施設等児童措置費(児童自立援助ホーム) ※再掲(139番)	義務教育等を終了したが、未だ社会に自立できていない児童に対し、自立援助ホームから通勤させたり、就業先を開拓するなど相談援助を行う。	里親委託措置又は児童養護施設等入所措置を解除された者に対し、自立に向けた支援が必要である。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	児童措置委託にかかる経費の支出	自立援助が必要な児童に対して自立援助ホームにおいて適切に児童自立生活援助を実施。	・自立援助ホーム入所者数8名(内県内施設5名)	・施設退所者や中卒児童等に対して、自立に向けた適切な援助が必要。
子ども家庭課	256	入所児童自立支援等事業	施設が相談支援職員を配置し、児童養護施設等の入所児童の学習・自立支援や退所児童の生活支援等を実施することにより、社会的養護施設の支援機能を強化し、施設入所児童の処遇を充実させる。	児童養護施設入所者の高卒後の進路状況(H29.5.1現在)は93.8%となっているが、生育歴や家庭の経済状況が原因で、子ども自身が自己肯定感が低く、学習意欲の向上や学習習慣の定着も難しく、本人の希望するところへの就職や大学等進学を諦めがちであることから、次期計画でも継続して取り組む必要がある。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	施設への自立支援職員の配置など、施設入所児童の自立に向けた支援の実施	自立支援の職員確保が困難な施設に対して支援を行うことで、入所児童の自立に向けた支援を引き続き実施する。	・自立支援職員配置施設 母子生活支援施設 1施設 児童養護施設 2施設	・自立支援職員について、措置費の対象とならない施設に対する配置を促進するためにも今後の実施が必要。
子ども家庭課	257	社会的養護自立支援事業(生活相談支援) ※再掲(140番)	児童養護施設等を退所し就職又は進学した者、又はこれが見込まれる者の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援する。	児童養護施設入所者の高卒後の進路状況(H29.5.1現在)は93.8%となっているが、生育歴や家庭の経済状況が原因で、社会経験が不足しているため、就職に対するイメージや進学後及び就職後の継続が困難な者に対する支援が必要である。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	児童家庭支援センターによる社会的養護自立支援事業の実施	県内3ヶ所の児童家庭支援センターに社会的養護自立支援事業による生活相談等を委託して実施。また1ヶ所に支援コーディネーターを配置し、退所後の継続支援計画を作成する。	・県内3ヶ所の児童家庭支援センターに事業を委託して実施。 ・1ヶ所に設置した支援コーディネーターが本人の意向を反映させ、退所後の継続支援計画を作成。	退所後の生活や修学、就労等に支援を要する退所者への支援の充実が必要。
子ども家庭課	258	身元保証人確保等対策事業	児童養護施設等を退所する子どもが身元保証人等を確保する場合の負担金や、未成年後見人に係る報酬等の全部又は一部を補助し、あわせて未成年後見人が加入する損害賠償保険及び被後見人が加入する傷害保険に係る費用を果が補助することで身元保証人等を確保する。	保護者からの養育拒否等により、児童養護施設等を退所する子どもが賃貸住宅契約の際に保護者から身元保証を受けられない場合がある。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	身元保証人確保等対策事業の実施	退所後、賃貸住宅契約の際に保護者等から身元保証を受けられない児童に対して身元保証人の確保を行う。	・身元保証を受けた児童数 10名	・退所児童の自立を支援するためにも今後も身元保証の継続が必要。
子ども家庭課	259	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業	児童養護施設等を退所し就職又は進学した者または資格取得を目指す者に対して、家賃、生活費又は資格取得費の貸付を行う。	保護者からの支援が困難であること等により、住居や生活費等、退所後の安定した生活基盤の確保が困難な場合がある。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取り組みなどにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の実施	児童養護施設等を退所し就職、進学した者又は資格取得を目指す者に対して、家賃、生活費又は資格取得費の貸付を行い、自立に向けた支援を継続する。	・貸付事業利用者数(生活支援貸付)10人(家賃支援貸付)10人(資格取得支援貸付)5人	・退所児童の自立を支援するためにも今後も貸付事業の継続が必要。
福祉指導課	260	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業(R1廃止)	親から子への貧困の連鎖を防止するために、生活困窮世帯(保護世帯含む)の親への養育支援とともに、子どもに対しては、学習に取り組むことができる環境を整備し、学習支援を継続して行うことにより、日常生活習慣や学習習慣を身に付け、学力の向上を図り、高等学校進学や将来への希望を持って進路を選択し就職できるようにすることを目的とする。(対象者:主に小中学生)	○町村での実施箇所1町 ○候補地の選定、学習支援員の確保	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場となり、生活習慣や学習習慣の習得が将来の自立につながることに、貧困の連鎖が解消に向かっている。	事業の効果検証を実施し、来年度以降の拡充につなげる。			
生涯学習課	⑤	若者の学びなおしと自立支援事業 ※再掲(141番)	中学校卒業時や高校中途退学時の進路未定者、ニートや社会的にひきこもり傾向にある若者、及び就職氷河期世代(概ね40歳代)のうち長期間無業であった方やひきこもり傾向にある方に対して、修学や就労に向けた支援を行うことで、社会的自立を促進する。	H29新規登録者数 328名(うち15歳~19歳 105名 32%) H29単年度進路決定率 35.9% ○より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげる必要がある。 ○多様な若者に対し効果的な支援を行えるよう支援関係者の資質向上に努める必要がある。 ○ニートや引きこもりなど多様な若者の特性に応じた就職先の充実を図る必要がある。	・厳しい環境にある子どもたちの学びの場や居場所づくり、保護者などへの就労支援の取組などにより、子どもたちの進学や就職の希望が叶うとともに、貧困の連鎖が解消に向かっている。 新規登録者数 340名(15歳~19歳 108名 32%) 単年度進路決定率 40%	○広く事業の周知を徹底し、多方面からの若者サポートステーションへの対象者の接続を図るとともに、関係機関との連携強化を図る。 ○定例会や研修会を開催し、PDCAによる支援状況の進捗管理や若者支援員のスキルアップを図る。 ○関係部局等と連携し、情報共有することにより対象者のニーズや特性を踏まえた就労先の掘り起こしを行う。 ○各市町村の中学校卒業時の進路未定者の状況や支援内容を確認し、切れ目のない支援を実施する。	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学、就労支援 ・臨床心理士による面談 ・アウトリーチ型支援(訪問支援、送迎支援、出張相談)の実施 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 ○高等学校と連携した早期支援(出張セミナー、個別相談等)の実施 ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・地区別連絡会・高等学校担当者会(5~7月) ○若者はばだけプログラム活用研修会の実施 3回(9~10月) ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(6月・9月・1月) ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(1月)	○若者サポートステーションによる支援の実施(通年) ・修学及び就労支援 ・臨床心理士による面談 496件 ・アウトリーチ型支援の実施 870件 ・ソーシャルスキルトレーニング、職場体験等の実施 新規登録者数:294名 単年度進路決定率:36.0% 進路決定者数204名 ○高等学校と連携した早期支援(就職セミナー、個別相談等)の実施 ・参加生徒数 学校連携出張セミナー178名(実人数) 個別相談27名(実人数) ○広報啓発活動 ・学校及び関係機関への周知(中学校、高等学校、私立学校、市町村教育委員会、その他関係機関) ○関係機関連絡会の実施 ・地区別連絡会・高等学校担当者会(6~7月)6地区・参加者計:143名 ○若者はばだけプログラム活用した研修会の実施 3回(8・9・10月) 参加者:延べ104名 ○中学校、高等学校の全卒業生へのチラシ配布(12~2月) ○市町村教委への中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認(6月・9月・1月) 進路未定者数:12市町22名(1月調査時)	○新型コロナウイルス感染症の影響はあり、来所のべ人数が6,281名(前年度比-488名)、新規登録者数が294名(前年度比-30)、進路決定者数が204名(前年度比-19)ともに下がった。 ・中学校卒業時の進路未定者や高校中退者など、より多くの厳しい状況にある若者を若者サポートステーションにつなげるために、支援対象者の把握に努める必要がある。 ・人間関係の構築に困難を抱えるなど、多様な若者に対し効果的支援を行えるよう、定例会や研修会などの開催により、支援の進捗管理や情報交流、支援員の資質向上を図る必要がある。 ・支援対象者に合った適切な支援ができるように関係機関と連携し、適切な支援機関につなげる必要がある。

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン13 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4			R5
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
保健政策課	261	子どもの健康的な生活習慣支援事業	子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着を推進する。	○子どもに係る指標(子どもの生活スタイル等の調査結果、肥満傾向児割合)の改善。 ○よさこい健康プラン21、日本一の健康長寿県構想に定めた取組を着実に進める。	○運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合 小学5年生 男子58.0%、女子39.0%(H28)→増加傾向(R5) ○朝食を必ず食べる子どもの割合 小学5年生 男子86.0%、女子85.0%(H28)→95%以上(R5) ○肥満傾向にある子どもの割合 小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合 男子5.3%、女子4.3%(H28)→全国平均以下(R5)	○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○学校関係者を対象とした研修会の実施 ○地域の人材育成の推進 ○推進体制の構築	○教育委員会と連携した健康教育の実施 ・健康教育副読本の活用 100% ・子どもの健康的な生活習慣支援講師派遣(3件) ○学校関係者を対象とした研修会の実施 ○地域の人材育成のための研修会の実施 ・須崎地区食生活改善推進協議会研修会「朝食の重要性について」 ・高知県食生活改善推進協議会研修会「効果的な食育活動について」 ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会の開催	○教育委員会と連携した健康教育の実施 ・健康教育副読本の活用 100% ・子どもの健康的な生活習慣支援講師派遣(3件) ○学校関係者を対象とした研修会での取組説明(2回) ○地域の人材育成のための研修会の実施 ・高知県食生活改善推進協議会研修会の開催 8/4 ふくし交流プラザ 64人 ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会の開催(R5.1 書面開催)	○副読本の活用率は100%で、県内小・中・高校で健康づくりの取り組みが行われた。 ○学校において、効果的な健康教育が実施されるよう教育委員会と連携した取り組みが必要 ○学校関係者を対象とした研修会で、副読本の活用についても説明を行い、活用についての理解を深めた。今後も研修会での説明を継続する。 ○朝食摂取及び規則正しい生活習慣の重要性についての科学的根拠を説明することで、食育講座等の効果的な実施につなげることができた。 効果的な健康教育体制を強化するため、地域の人材育成を継続する。 ○子ども支援専門部会で提出された意見について教育委員会と共有を図り、今後の施策の参考とした。	○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○学校関係者を対象とした研修会の開催 ○地域の人材育成のための研修会の実施 ・高知県食生活改善推進協議会研修会の開催 ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会の開催
保健政策課	262	地域食育推進事業	若い世代の栄養・食生活の改善、食育に取り組み、生活習慣病予防に繋げるために、保育所や学校などでの食育講座や量販店における食育イベントを開催し、多くの子ども、県民に食育の重要性を啓発している。	○ヘルスマイトによる食育講座の実施回数に限界がある。	○子どもの頃からの健康な生活習慣が実践される。 ○ヘルスマイトによる地域と連携した家庭の意識の向上 食育講座の実施 →毎年全市町村実施、小学校100回以上	○ヘルスマイトによる小学校高学年を対象とした食育講座を実施する。	○ヘルスマイトによる食育講座の実施 ・34市町村(102回)開催予定 ○食育講座実施校で、ヘルスマイトによる生徒の状況把握(生徒の様子と発言、行動から評価)	○ヘルスマイトによる児童への健康教育の実施 ・教材を活用した健康教育の実施 34市町村 101校で実施 小学校 92校 116回 2,331人 中学校 9校 11回 242人 ○朝食摂取率の把握(全国体力運動能力・運動習慣等調査(文部科学省)) (R4)朝食を毎日食べている児童の割合 小5男子 高知県:81.6、全国:82.3 小5女子 高知県:80.4、全国:81.1	○朝食摂取率(小5)は全国平均には達していないが、本県の朝食摂取率は維持・微増しており全国平均との差は小さくなっている。ヘルスマイトによる食育講座を実施することで朝食摂取の重要性の理解促進につなげることができた。 朝食摂取率の低い小学校で実施できるよう教育委員会と連携した取組が必要。	○ヘルスマイトによる児童への食育講座の実施 ・34市町村で(103回)開催予定 ・うち、重点取組校として、朝食摂取率の低い小学校(9校予定)で実施ができるよう県教育委員会と連携し、学校への説明等を実施し、児童の意識や行動の変化を把握
幼保支援課	263	親育ち支援推進事業(基本的生活習慣向上事業)	保護者が生活習慣定着の重要性について理解し、早期から望ましい生活習慣を確立するために、各園における学習会の実施や基本的生活習慣の確立に向けた取組の啓発等を行う。	○各園での学習会の内容充実を図り、保護者の基本的生活習慣の定着に向けた取組が継続されるよう、様々な機会を通じて働きかけていく必要がある。	○保護者が乳幼児期における食事・睡眠・運動などの基本的生活習慣の重要性について理解を深めることにより、望ましい生活習慣に向けた子育ての実践が行われる。	○3歳児保護者に対して基本的生活習慣の学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合100% ・5月上旬にパンフレットを配付し、各園に5月中旬から6月上旬の間に基本的生活習慣に関する学習会が開催されるよう働きかける。 ・6・11月には、各園における取組強調月間の実施を呼びかけるとともに、実施状況を確認し、次の取組に向けて、課題を洗い出す。	○パンフレット等の配付等による保護者への意識啓発 ○基本的生活習慣取組強調月間の取組状況調査	○基本的な生活習慣の定着に向けた保護者への啓発 ・3歳児保護者への幼児期の基本的生活習慣パンフレットの配布(5月) ・5歳児保護者への意識啓発(9月) ・保護者講話等での「情報モラル教育実践ハンドブック」等の活用(10月) ○基本的生活習慣取組強調月間の取組状況調査(7月) ○3歳児保護者に対して基本的生活習慣の学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合:100%	○「幼児期の基本的生活習慣パンフレット」等を活用した取組が実施され、保護者の理解につながっている。 ○多くの園で「生活リズムカレンダー」等を活用した親子の取組が行われているが、乳幼児期からの基本的生活習慣の定着が厳しい家庭があるため、望ましい生活リズムに向けた保育者・保護者の意識を高める取組が必要である。	○パンフレット・リーフレットの配付等による保護者への意識啓発 ○基本的生活習慣取組強調月間の取組状況調査
生涯学習課	264	家庭教育支援基盤形成事業 ※再掲(119番)	市町村における家庭教育支援の取組を支援するとともに、学校や地域での出前講座を実施することにより、家庭の教育力の向上を図る。	○家庭教育支援基盤形成事業の認知度の向上。 ○実施市町村数の増加と内容の充実。	○親への学習機会の提供や相談対応などの家庭教育支援等、様々な教育支援活動がより充実している。 ○実施市町村数:16市町村以上 ○家庭教育支援チーム:6市町村6チーム以上	○未実施市町村への訪問等とおして、家庭教育支援に関わる担当者へ周知する。 ○市町村における取組について、担当者等から意見を聞きながら円滑な実施となるよう支援する。	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:18市町村 ・事業内容:家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターのスキルアップ講座の開催及び認定者の派遣 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資材の貸出し ・早寝早起き朝ごはんフォーラム2022の開催	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:17市町村(新型コロナウイルス感染症防止のため1町がとりやめ) ・事業内容:家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、運動遊び、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーター養成講座開催 参加者数:9名 満足度:97.8% 派遣箇所数:13箇所 派遣者数:14名 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 取組学校園数:306 取組人数:40,484名 認定者数:16,341名 認定率:40.4% ・イメージキャラクター啓発資材の貸出し データ:0 着ぐるみ:4 バベット:1 啓発教材:0 ○高知家の早寝早起き朝ごはんフォーラム2022開催 12月11日(日)中央公園 約2,500名 1月11日(日)オーテピア 94名(オンライン15名)	○事業を実施した市町村は今年当初の予定より1市町村減少したが、家庭教育支援チームを設置した市町村は昨年度よりも1市町村増加した。 →多くの地域に取組を広げるため、市町村担当者への周知や家庭教育支援の核となる人材育成を行う。 ○保育所、幼稚園、子育て支援センター等の職員及び保護者からの子育てや家庭教育に関する研修依頼が多くあり、地域の子育てや家庭教育について支援できるような、地域の支援力が一定向上した。 →地域の支援力のさらなる向上を図るため、「親プロ」を活用した研修や、認定ファシリテーター養成研修会を継続して実施する。 ○生活リズムチェックカードの取組人数学校園数数は減少したが、認定率は増加した。 取組箇所 R3:355箇所→R4:306箇所 取組人数 R3:43,737名→R4:40,484名 認定率 R3:39.9%→R4:40.4% ○全ての家庭がよりよい生活習慣を確立するために、継続的な啓発や研修等の実施が必要である。	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数:17市町村 ・事業内容:家庭の教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターの養成講座の実施及び認定者の派遣 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資材の貸出し ・早寝早起き朝ごはんフォーラム2023の開催
保健体育課	265	食育・学校給食課題対応推進事業 (R1廃止)	学校給食の普及充実や食育の推進に関わる課題解決に取り組む	○食物アレルギーや衛生管理に関する組織的な取組が十分でない。 ○完全給食実施率や学校給食における地場産物の活用率が低い市町村がある。 ○毎日朝食を食べる児童生徒の割合が増加する(小90% 中85% 高85%)。	○食物アレルギーや衛生管理に関する組織的な体制が整う。 ○地場産物を活用した学校給食が推進される(活用率50%)。 ○毎日朝食を食べる児童生徒の割合が増加する(小90% 中85% 高85%)。	○3つのチームに分かれ、それぞれの課題に対応していく。 ①食物アレルギー・衛生管理対応チーム ②学校給食普及・充実チーム ③食に関する指導推進チーム ※平成30年度は①②のチーム会を開催				

■子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン13 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4			R5
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
保健体育課	266	食事提供活動	望ましい生活習慣の基礎となる朝食摂取を推進し、児童生徒の実践する力を育成するために、学校と地域等が連携した家庭へのアプローチや地域を巻き込んだ取組を行い、ボランティアによる食事提供活動の充実を図る。	○児童生徒、保護者の朝食に関する意識の高まりは見られるが、朝食欠食傾向にある児童生徒が固定化され、改善に繋がっていないため、ターゲットを絞った取組が必要。	○毎日朝食を食べる児童生徒の割合が増加する。 ・小 全国平均以上 ・中 全国平均以上 ・高 85%以上	○朝食を提供するだけでなく、同時に食育を行うことにより意識の向上にも繋げ、朝食を毎日食べる児童生徒の割合を増加させる。	○実施団体及び実施校の決定 ○実施団体へ食育資料の提供及び新型コロナウイルス感染症に関する感染対策や食育に関する指導助言の実施	○実施団体及び実施校の決定(2団体、3校) ○2団体が3校で実施 ・物部地域学校協働本部(大柄小、大柄中) ・潮江南地域連合会(潮江南小)	○実施校では、児童生徒が朝食づくりに参加し、知識や技能を習得することで、朝食の重要性や生活習慣に関する意識を高めることにつながっている ○実施団体の意欲や協力が不可欠であることに加え、学校の協力も必要不可欠であり、学校・家庭・地域が連携・協力して実施する必要がある ○新型コロナウイルス感染症の影響もあり実施団体の増加が見られなかったため、保健政策課と連携し地域のボランティア団体を紹介する等と陸路を行っていく。	○令和5年度の実施団体及び実施校を選定中 ○(公財)高知県学校給食会との契約及び実施に当たっての保険契約、実施団体への決定通知等の準備中
保健体育課	267	がん教育総合支援事業	がん教育の普及啓発を推進することにより、健康教育の充実を図る。	○健康の保持増進と疾病の予防という観点から、がんに関する学習は位置づけられているが、教員のがんについての知識・理解が十分でない。 ○学校において、外部講師が指導する際の留意事項等の認識が十分でない。 ○外部講師の派遣が進んでいない。	○外部講師を活用したがん教育が進んでいる。 ○教職員のがん教育に対する知識や理解が深まり、各校におけるがん教育が進んでいる。	○がん教育推進協議会において、関係機関との連携体制を構築するとともに、協議会での意見をもとに各学校におけるがん教育の取組を推進する。	○がん教育推進協議会の開催(2回) ○がん教育に関する講師派遣事業 ○がん教育に関する研修会	○がん推進協議会の開催 ・第1回…7/25(出席者7名) ・第2回…2/17(出席者7名) ○外部講師を活用したがん教育の実践…62校、62回 ○がん教育研修会…1/30(参加者40名)	○外部講師を活用したがん教育の実施を継続し、令和3年度の外部講師を活用したがん教育の実施率は全国4位(19.1%)であった。(R2:56校、59回 R3:65校、66回 R4:62校、62回) ○地域間ではがん教育の実施率に差が見られることから、今後も引き続き、県が作成した教材等を用いて、外部講師を効果的に活用したがん教育を更に推進し、県内各学校でのがん教育の充実を図る必要がある。	○がん教育推進協議会の開催(1回) ○がん教育に関する講師派遣事業
保健政策課	268	子どもの健康的な生活習慣支援事業 ※再掲(242番)	子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着を推進する。	○子どもに係る指標(子どもの生活スタイル等の調査結果、肥満傾向児割合)の改善。 ○よさこい健康プラン21、日本一の健康長寿県構想に定めた取組を着実に進める。	○運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合 小学5年生 男子58.0%、女子39.0%(H28)→増加傾向(H35) ○朝食を必ず食べる子どもの割合 小学5年生 男子86.0%、女子85.0%(H28)→95%以上(H35) ○肥満傾向にある子どもの割合 小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合 男子5.3%、女子4.3%(H28)→全国平均以下	○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○学校関係者を対象とした研修会の実施 ○地域の人材育成のための研修会の実施 ・須崎地区食生活改善推進協議会研修会 「朝食の重要性について」 ・高知県食生活改善推進協議会研修会 「効果的な食育活動について」 ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会の開催	○教育委員会と連携した健康教育の実施 ・健康教育副読本の活用 100% ・子どもの健康的な生活習慣支援講師派遣(3件) ○学校関係者を対象とした研修会での取組説明 ○地域の人材育成のための研修会の実施 ・高知県食生活改善推進協議会研修会の開催 8/4 ふくし交流プラザ 64人 ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会の開催(R5.1 書面開催)	○副読本の活用率は100%で、県内小・中・高校で健康づくりの取り組みが行われた。 学校において、効果的な健康教育が実施されるよう教育委員会と連携した取り組みが必要 ○学校関係者を対象とした研修会で、副読本の活用についても説明を行い、活用についての理解を深めた。今後も研修会での説明を継続する。 ○朝食摂取及び規則正しい生活習慣の重要性についての科学的根拠を説明することで、食育講座等の効果的な実施につなげることができた。 効果的な健康教育体制を強化するため、地域の人材育成を継続する。 ○子ども支援専門部会で提出された意見について教育委員会と共有を図り、今後の施策の参考とした。	○教育委員会と連携した健康教育の実施 ○学校関係者を対象とした研修会の開催 ○地域の人材育成のための研修会の実施 ・高知県食生活改善推進協議会研修会の開催 ○高知県健康づくり推進協議会子ども支援専門部会の開催	
幼保支援課	269	親育ち支援推進事業(基本的な生活習慣向上事業) ※再掲(263番)	保護者が生活習慣定着の重要性について理解し、早期から望ましい生活習慣を確立するために、各園における学習会の実施や基本的な生活習慣の確立に向けた取組の啓発等を行う。	○各園での学習会の内容充実を図り、保護者の基本的な生活習慣の定着に向けた取組が継続されるよう、各園における学習会の実施や基本的な生活習慣の確立に向けた取組の啓発等を行う。	○保護者が乳幼児期における食事・睡眠・運動などの基本的な生活習慣の重要性について理解を深めることにより、望ましい生活習慣に向けた子育ての実践が行われる。	○3歳児保護者に対して基本的な生活習慣の学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合100% ・5月上旬にパンフレットを配付し、各園に5月中旬から6月上旬の間に基本的な生活習慣に関する学習会が開催されるよう働きかける。 ・6・11月には、各園における取組強調月間の実施を呼びかけるとともに、実施状況を確認し、次の取組に向けて、課題を洗い出す。	○パンフレット等の配付等による保護者への意識啓発 ○基本的な生活習慣取組強調月間の取組状況調査 ○基本的な生活習慣の学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合:100%	○基本的な生活習慣の定着に向けた保護者への啓発 ・3歳児保護者への幼児期の基本的な生活習慣パンフレットの配布(5月) ・5歳児保護者への意識啓発(9月) ・保護者講話等での「情報モラル教育実践ハンドブック」等の活用(10月) ○基本的な生活習慣取組強調月間の取組状況調査(7月) ○3歳児保護者に対して基本的な生活習慣の学習会等を実施した保育所・幼稚園等の割合:100%	○「幼児期の基本的な生活習慣パンフレット」等を活用した取組が実施され、保護者の理解につながっている。 ○多くの園で「生活リズムカレンダー」等を活用した親子の取組が行われているが、乳幼児期からの基本的な生活習慣の定着が厳しい家庭があるため、望ましい生活リズムに向けた保育者・保護者の意識を高める取組が必要である。	○パンフレット・リーフレットの配付等による保護者への意識啓発 ○基本的な生活習慣取組強調月間の取組状況調査

子どもの環境づくり推進計画（第四期）進行管理シート（プラン13 子どもの健やかな成長を支える生活習慣づくりの推進）

担当課	番号	事業名	事業概要	事業開始時点における現状・課題	目標数値または目指すべき姿(R6) ※関連計画と調整して設定	目標数値または目指すべき姿に向けた事業実施の方向性(事業スケジュール)	R4			R5
							計画(P)	実施状況(D)	評価・課題(C-A)	計画(P)
生涯学習課	270	家庭教育支援基盤形成事業 ※再掲(119番)	市町村における家庭教育支援の取組を支援するとともに、学校や地域での出前講座を実施することにより、家庭教育力の向上を図る。	○家庭教育支援基盤形成事業の認知度の向上。 ○実施市町村数の増加と内容の充実。	○親への学習機会の提供や相談等などの家庭教育支援等、様々な教育支援活動がより充実している。 ○実施市町村数：16市町村以上 ○家庭教育支援チーム：6市町村6チーム以上	○未実施市町村への訪問等をおして、家庭教育支援に関わる担当者へ周知する。 ○市町村における取組について、担当者等から意見を聞きながら円滑な実施となるよう支援する。	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数：18市町村 ・事業内容：家庭教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターのスキルアップ講座の開催及び認定者の派遣 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し ・早寝早起き朝ごはんフォーラム2022の開催	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数：17市町村(新型コロナウイルス感染症防止のため1町がとりやめ) ・事業内容：家庭教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーター養成講座開催 参加者数：9名 満足度：97.8% 派遣箇所数：13箇所 派遣者数：14名 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 取組学校園所数：306 取組人数：40,484名 認定者数：16,341名 認定率：40.4% ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し データ：0 着ぐるみ：4 バベット：1 啓発教材：0 ○高知家の早寝早起き朝ごはんフォーラム2022開催 12月11日(日)中央公園 約2,500名 1月11日(日)オーテピア 94名(オンライン15名)	○事業を実施した市町村は今年度当初の予定より1市町村減少したが、家庭教育支援チームを設置した市町村は昨年度よりも1市町村増加した。→多くの地域に取組を広げるため、市町村担当者への周知や家庭教育支援の核となる人材育成を行う。 ○保育所、幼稚園、子育て支援センター等の職員及び保護者からの子育てや家庭教育に関する研修依頼が多くあり、地域の子育てや家庭教育について支援できるような、地域の支援力が一定向上した。 →地域の支援力のさらなる向上を図るため、「親プロ」を活用した研修や、認定ファシリテーター養成研修会を継続して実施する。 ○生活リズムチェックカードの取組人数学校園所数は減少したが、認定率は増加した。 取組箇所 R3：355箇所→R4：306箇所 取組人数 R3：43,737名→R4：40,484名 認定率 R3：39.9%→R4：40.4% □全ての家庭がよりよい生活習慣を確立するために、継続的な啓発や研修等の実施が必要である。	○家庭教育支援基盤形成事業の実施 ・実施市町村数：17市町村 ・事業内容：家庭教育力の向上に関する各種講座等の開催 絵本の読み聞かせ、生活習慣づくり、子育て、食育、コミュニケーション、親子参加行事等 ・家庭教育支援プログラムファシリテーターの養成講座の実施及び認定者の派遣 ○「早ね早おき朝ごはん」県民運動の推進 ・「よさこい健康プラン21」と連携した取組の推進 ・リーフレット、生活リズムチェックカードの配布 ・イメージキャラクター啓発資料の貸出し ・早寝早起き朝ごはんフォーラム2023の開催
保健政策課	271	子どもの健康的な生活習慣支援事業 ※再掲(261番)	子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着を推進する。(各学校で学年に応じた効果的な喫煙及び受動喫煙防止教育を実施する。)	○よさこい健康プラン21、日本一の健康長寿県構想に定めた取組を着実に進める。	○学年に応じた、効果的な喫煙防止教育が実施される。	○養護教諭等学校関係者のスキルアップをも目的とした研修会の実施	○養護教諭等学校関係者を対象に、学年に応じた喫煙防止教育が実施できるよう、対象者のスキルアップを目的とした研修会の実施(年1回)	○新型コロナウイルス感染症拡大により研修会は実施できなかったが、教育委員会主催の研修会で受動喫煙防止等について説明を行った。	○教員の働き方改革等の影響により、単独での研修会の時間を確保することが困難となっているため、教育委員会主催の研修会を活用する。	○教育委員会主催の研修会を活用した、受動喫煙防止等教育を実施
保健政策課	272	子どもの健口応援推進事業	子どもの頃からのむし歯、歯周病予防のため、関係者の正しい理解を得るため、研修会を開催し、フッ化物応用の普及促進や、子どもの理想的な生活習慣の定着を図る。	○フッ素洗口実施市町村の増加 ○子どもの歯科に係る指標(むし歯、歯肉炎等)の改善 ○第2期高知県歯と口の健康づくり基本計画、よさこい健康プラン21、日本一の健康長寿県構想に定める取組を着実に進める。	○一人平均むし歯数(12歳) 0.68本(R2)→0.5本以下(R3) ○歯肉炎罹患率(12歳) 27.0%(R2)→20%以下(R3)	○フッ化物応用の普及促進のため、各圏域ごとに説明会や検討会を開催するなどにより、実施施設の支援を行う ○推進体制の構築	○フッ化物洗口事業実施施設へのフォローアップ支援 ○学校関係者へフッ化物洗口実施の働きかけ ○市町村やPTA等に対してフッ化物洗口実施に向けた個別協議の実施 ○新型コロナウイルス感染症の影響で一時的にフッ化物洗口を休止している施設への再開支援	○フッ化物洗口事業実施施設へのフォローアップ支援の実施(7回) ○学校関係者へフッ化物洗口実施の働きかけ ○市町村やPTA等に対してフッ化物洗口実施に向けた個別協議を実施 ・フッ化物洗口の開始 5施設 ・フッ化物洗口実施施設数 398施設※(R5.3時点) ※新型コロナウイルス感染症の影響で一時的にフッ化物洗口を休止している施設を含む。 ○新型コロナウイルス感染症の影響で一時的にフッ化物洗口を休止している施設への再開支援の実施(2回)	○フッ化物洗口実施率は増加傾向(R3:65.4%→R4:66.4%)であるが、新型コロナウイルス感染症の影響で開始に至っていない施設や、一時的に休止している施設があり、市町村と連携し学校・保育関係者との調整等め細かな支援が必要 ○フッ化物洗口マニュアルを活用し、新規導入だけでなく、既に実施している施設へ手順等のフォローアップが必要 ○市町村やPTA等に対してフッ化物洗口実施に向けた個別協議の実施 ○新型コロナウイルス感染症の影響で一時的にフッ化物洗口を休止している施設への再開支援や開始を延期している市と実施に向けた調整	○フッ化物洗口事業実施施設へのフォローアップ支援 ○学校関係者へフッ化物洗口実施の働きかけ ○市町村やPTA等に対してフッ化物洗口実施に向けた個別協議の実施 ○新型コロナウイルス感染症の影響で一時的にフッ化物洗口を休止している施設への再開支援や開始を延期している市と実施に向けた調整
保健体育課	273	学校保健指導費	むし歯・歯肉炎予防、フッ化物洗口、仕上げ磨きの重要性と口腔清掃定着を図るため、歯と口の健康に関する表彰等を通じて啓発活動を行う。	○12歳の一人平均う歯数の割合は減少傾向にあるが、全国平均と比較すると上回っている。学校教育における歯科保健教育の充実に向けて、健康教育の推進及び各関係機関との連携を密にして取り組んでいく必要がある。	○12歳の一人平均う歯数が減少する。	○高知県歯科医師会や健康長寿政策課(R4～保健政策課)との連携により、歯科健康診断の精度の向上及び事後措置における保健管理及び保健教育の充実を図る。 ○高知県歯科医師会や健康長寿政策課(R4～保健政策課)との連携により、高知県歯科保健条例や第3期高知県健康増進計画よさこい健康プラン21の取組を着実に進んでいる。	○保健政策課と連携を図った新規採用養護教諭研修の実施 ○高知県歯科医師会と連携した「歯と口の健康に関する図画・ポスター並びに啓発標語コンクール」の実施 ○県立特別支援学校及び県立中学校におけるフッ化物洗口の実施	○新規採用養護教諭研修において健康長寿政策課から歯科衛生士を講師として招聘し、講義や演習を実施…9/20(受講者15名) ○令和4年度歯・口の健康に関する図画・ポスター並びに啓発標語コンクールの実施 ・図画・ポスターの部…579点 ・標語の部…3,664点 ・表彰式…10/15 高知城ホール	○研修では発達段階に応じた歯と口の健康課題やその指導方法、フッ化物の応用や全身の健康に影響を及ぼす歯周病についての講義により、現代的課題へ目を向け、指導に取り組んでいこうとする受講者の意識の変容と向上が見られた ○コンクールの実施により子どもが歯と口の健康について改めて考えるよい機会となっており、表彰式等を通じて作品を紹介することで、家庭や地域、学校での意識の向上も期待される ○フッ化物洗口未実施の学校に対しては、今後も普及啓発が必要	○保健政策課と連携を図った新規採用養護教諭研修の実施 ○高知県歯科医師会と連携した「歯と口の健康に関する図画・ポスター並びに啓発標語コンクール」の実施 ○県立特別支援学校及び県立学校におけるフッ化物洗口の実施